

平成 20 年

塩竈市議会会議録

(第124巻)

第2回臨時会 5月20日 開 会
5月20日 閉 会

第2回定例会 6月9日 開 会
6月20日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成 2 0 年 5 月 臨時会 日程表

会期 1 日間 (5 月 2 0 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
5 . 20	火	本会議	会期の決定、諸般の報告、承認第 2 号及び第 3 号 議案第 4 6 号及び第 4 7 号	1

平成 20 年 6 月 定例会 日程表

会期 12 日間 (6 月 9 日 ~ 6 月 20 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
6 . 9	月	本会議	会期の決定、諸般の報告、議案第 48 号ないし第 58 号	1
10	火	休 会		2
11	水	"	総務教育常任委員会 10 : 00 ~	3
12	木	"	民生常任委員会 10 : 00 ~	4
13	金	"	産業建設常任委員会 10 : 00 ~	5
14	土	"		6
15	日	"		7
16	月	本会議	一般質問 阿部かほる 議員 小野 幸男 議員 東海林京子 議員	8
17	火	"	一般質問 中川 邦彦 議員 鎌田 礼二 議員 佐藤 英治 議員	9
18	水	"	一般質問 小野 絹子 議員 嶺岸 淳一 議員 伊藤 栄一 議員	10
19	木	休 会		11
20	金	本会議	委員長報告 (閉会)	12

塩竈市議会平成20年5月臨時会会議録

塩竈市議会平成20年6月定例会会議録

目次

(5月臨時会)

第1日目 平成20年5月20日(火曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
質 疑	5
曾 我 ミ ヨ 君	5
承認第2号及び第3号	9
提案理由説明	9
質 疑	10
伊 勢 由 典 君	10
小 野 絹 子 君	14
採 決	15
議案第46号及び第47号	15
提案理由説明	15
質 疑	23
浅 野 敏 江 君	23
吉 川 弘 君	24
佐 藤 英 治 君	28
小 野 絹 子 君	31
東海林 京 子 君	33
佐 藤 貞 夫 君	34
採 決	38
閉 会	38

(6 月定例会)

第 1 日 目 平成 2 0 年 6 月 9 日 (月曜日)

開 会	41
議事日程第 1 号	41
開 議	43
会議録署名議員の指名	43
会期の決定	43
諸般の報告	44
質 疑	44
伊 勢 由 典 君	44
曾 我 ミ ヨ 君	52
佐 藤 貞 夫 君	54
菊 地 進 君	56
議案第 48 号 ないし 第 58 号	58
提案理由説明	58
総括質疑	67
菊 地 進 君	67
曾 我 ミ ヨ 君	70
佐 藤 英 治 君	73
吉 川 弘 君	75
散 会	80

第 2 日 目 平成 2 0 年 6 月 1 6 日 (月曜日)

議事日程第 2 号	83
開 議	85
会議録署名議員の指名	85
一般質問	85
阿 部 かほる 君	
公共施設の防災と、利用者、職員等の行動マニュアルについて	85

公共の建物の耐震診断	
地震・津波発生時の利用者の避難・誘導。職員の行動マニュアル	
市立病院の地域医療と市民貢献について	86
市立病院の役割と地域医療貢献	
災害時の医療、政策医療機関としての存在意義。	
浦戸諸島自然環境の美化活動について	87
島の美化活動と定住化促進策	
子供たちのための公共施設へのアクセスについて	89
子供の夏休み・冬休みの期間のエスプ、図書館等の100円バスの利用	
小野 幸男 君	
交通行政について	98
100円バス交通空白地区対策について	
道路行政について	98
南錦町～東玉川町線の道路整備と対応について	
福祉について	99
介護支援ボランティア制度について	
総合保健福祉センターの設置及び考え方について	
東海林 京子 君	
100円バスについて	110
空白地域への路線拡充を年内中の早い時期に実施を	
地域公共交通会議の構成メンバーに住民利用者代表及びバス会社も	
加入を	
現行のカード割引制度について	
バス停の一般車両駐車一掃を	
住民の検診について	112
75歳以上のドック助成及びはり・きゅう、マッサージの扱いについて	
メタボリックシンドローム及び予備群対策について	
若年(20代、30代)の子宮がん検診の啓蒙について	
妊婦健診について	113

公費負担を国の指導基準並みの5回以上に引き上げを 里帰り妊婦の健診について	
学校給食のアレルギー食について	114
医師の診断書添付は厳守されているか アレルギー食と、好き嫌いの選別を明確にした対応を	
救急医療体制の充実について	115
塩釜圏内の医療機関の急患受け入れ状況について 救急車、消防署、医療機関の三者連携による受け入れシステム化 について 塩釜地区医療圏から仙台地区医療圏に移行するメリット、デメリット について	
散 会	125

第3日目 平成20年6月17日(火曜日)

議事日程第3号	127
開 議	129
会議録署名議員の指名	129
一般質問	129
中 川 邦 彦 君	
防災対策について	129
個人住宅の耐震診断と改修の計画について 対象件数と枠の拡大と予算の拡充について 市内小中学校の耐震診断と耐震改修の計画について	
北浜造船各社の移転について	131
移転についての現状と今後の取り組みについて	
ミッション・チャレンジ2008について	132
安全・安心・安定な水の供給について 浄水場の運転管理業務について	
場外馬券売場設置について	133

	場外馬券売場設置問題について	
鎌田礼二君		
	高齢化に向かって	146
	高齢化社会に向かってどう対応するのか	
	独居老人の方への対応は	
	災害時の対応は	
	市立病院について	146
	「市立病院の今後のあり方審議会」の方向性は	
	審議会の審議内容について市民に逐次報告が必要では	
	原油高騰について	146
	市の原油高騰による影響と問題点は	
	それに対する対策は	
	路線バス空白地対策について	147
	少しでも多くの地域をカバー	
	「しおナビ100円バス」の路線と重複しないルート	
佐藤英治君		
	日本一住みたい町	159
	日本一健康都市づくり	
	歴史と文化の薫る町づくり	
	教育の基本	160
	幼少年の遊び場づくり	
	環境（減量と再生）	160
	EM（有用微生物群）による生ごみのリサイクル	
	行財政改革	161
	平成20年から23年までの財政見通し	
	広域行政の課題と改善について	
散会		175

第4日目 平成20年6月18日(水曜日)

議事日程第4号	177
開 議	179
会議録署名議員の指名	179
一般質問	179
小 野 絹 子 君	
利府中インター線の整備促進について	179
着工見通しと、今年度中の取り組みについて	
接続する都市計画道路東塩釜吉津線の整備について	
バス空白地域への対策について	180
市民のニーズの把握について	
医療構造改革と高齢者医療について	181
内容と市民への影響について	
後期高齢者の保険税の軽減について	
市立病院のあり方について	183
療養型の現状の確保について	
答申の中間報告について	
嶺 岸 淳 一 君	
自主財源の確保について	195
寄附条例の制定について	
事務の効率化について	196
必要経費の削減策について	
建設行政について	197
県道及び市道の進捗と今後の考え方	
越の浦春日線の環境整備について	
防災対策について	197
防災情報システム強化対策について	
伊 藤 栄 一 君	
防災について	211

災害が発生した場合、職員及び関係者の対応（時間内、時間外）	
道路特定財源について	211
一般財源化の場合、地方自治体の影響	
後期高齢者医療制度への市民の反応について	211
現在行政に対して市民の対応は	
越の浦春日線	212
国道45号越の浦地内までの残りの工事計画とその取りつけ道	
都市計画道路東塩釜吉津線の考え方について	
学校教育	213
道徳体験教育宝の島浦戸諸島の魅力について	
散 会	225

第5日目 平成20年6月20日（金曜日）

議事日程第5号	227
開 議	229
会議録署名議員の指名	229
塩竈市農業委員会委員の推薦について	229
議案第48号ないし第58号（各常任委員会委員長議案審査報告）	229
討 論	234
曾 我 ミ ヨ 君	234
伊 藤 博 章 君	235
吉 川 弘 君	237
菊 地 進 君	240
採 決	243
請願第2号（民生常任委員会委員長請願審査報告）	244
採 決	244
閉 会	245

平成20年5月臨時会	5月20日	開会
	5月20日	閉会
平成20年6月定例会	6月9日	開会
	6月20日	閉会

議案審議一覧表
請願審議一覧表

塩竈市議会 5 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	承認第 2 号	塩竈市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	承認	20.5.20
	承認第 3 号	塩竈市手数料条例の一部を改正する条例	承認	20.5.20
	議案第46号	平成20年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	20.5.20
	議案第47号	平成20年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	20.5.20

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議案結果	議決年月日
総務教育	議案第52号	塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	原案可決	20. 6.20
	議案第56号	平成20年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	20. 6.20
民 生	議案第48号	塩竈市障害児通園事業施設条例の一部を改正する条例	原案可決	20. 6.20
	議案第49号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	20. 6.20
	議案第55号	健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決	20. 6.20
	議案第56号	平成20年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	20. 6.20
	議案第57号	平成20年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	20. 6.20
産業建設	議案第50号	塩竈市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	原案可決	20. 6.20
	議案第51号	塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例	原案可決	20. 6.20
	議案第53号	塩竈市中小企業制度融資損失補償条例	原案可決	20. 6.20
	議案第54号	塩竈市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	20. 6.20
	議案第56号	平成20年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	20. 6.20
	議案第58号	市道路線の認定及び廃止について	原案可決	20. 6.20

塩竈市議会 6 月定例会 請願審議 一覧表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第 2 号	後期高齢者が安心できる医療保険制度にするための請願	19. 9. 3	民 生	継続審査	20. 6. 20

平成20年5月臨時会 5月20日 開会
5月20日 閉会

塩竈市議会会議録

平成20年 5 月20日（火曜日）

塩竈市議会 5 月臨時会会議録

（第1日目）

議事日程 第1号

平成20年5月20日(火曜日)午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第2号及び第3号
- 第 5 議案第46号及び第47号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

出席議員(21名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 曾 我 ミ ヨ 君 | 3番 | 小 野 絹 子 君 |
| 4番 | 吉 川 弘 君 | 5番 | 伊 勢 由 典 君 |
| 6番 | 佐 藤 貞 夫 君 | 7番 | 東海林 京 子 君 |
| 8番 | 伊 藤 博 章 君 | 9番 | 浅 野 敏 江 君 |
| 10番 | 小 野 幸 男 君 | 11番 | 嶺 岸 淳 一 君 |
| 12番 | 志 賀 直 哉 君 | 13番 | 佐 藤 英 治 君 |
| 14番 | 伊 藤 栄 一 君 | 15番 | 菊 地 進 君 |
| 16番 | 今 野 恭 一 君 | 17番 | 阿 部 かほる 君 |
| 18番 | 鈴 木 昭 一 君 | 19番 | 鎌 田 礼 二 君 |
| 20番 | 木 村 吉 雄 君 | 21番 | 香 取 嗣 雄 君 |

欠席議員(1名)

- 2番 中 川 邦 彦 君

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 昭 君	副 市 長	内 形 繁 夫 君
総 務 部 長	三 浦 一 泰 君	市民生活部長	大 浦 満 君

健康福祉部長	棟形 均 君	産業部長	荒川 和浩 君
建設部長	菅原 靖彦 君	総務部政策調整監	小山田 幸雄 君
会計管理者兼 会計課長	大和田 功次 君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田 直 君
総務部次長兼 政策課長	田中 たえ子 君	総務部危機管理監	佐々木 真一 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長兼 水産課長	福田 文弘 君	建設部次長兼 建築課長	千葉 伸一 君
総務部総務課長	桜井 史裕 君	総務部財政課長	神谷 統 君
総務部税務課長	星 清輝 君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤 英治 君
市立病院長	伊藤 喜和 君	市立病院事務部長 兼経営改革室長	佐藤 雄一 君
市立病院事務部 業務課長	川村 淳 君	水道部長	佐々木 栄一 君
水道部総務課長	尾形 則雄 君	教育委員会委員長	東海林 良憲 君
教育委員会 教育長	小倉 和憲 君	教育委員会 教育部長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君	教育委員会 教育部総務課長	小山 浩幸 君
教育委員会教育部 学校教育課長	有見 正敏 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	丹野 文雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	伊藤 喜昭 君
議事調査係主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後1時 開議

議長（志賀直哉君） 去る5月13日告示・招集になりました平成20年第2回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日、欠席の通告がありましたのは、2番中川邦彦君の1名であります。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

市長より、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 発言を許可いただきまして、心より感謝を申し上げます。

本市第3代市長でありました川瀬基治郎市長が、去る5月10日にご逝去されました。ここに市民を代表いたしまして謹んで弔意を表させていただきます。

川瀬元市長におかれましては、昭和42年4月、39歳の若さで塩竈市長に当選され、高度成長から低成長への移行や200海里漁業専管水域の設定など、内外の大きな変動の中にあり、4期16年にわたり市長として市勢発展にご尽力をいただきました。卓越した識見と行動力、指導力をもって市財政の立て直しを行いますとともに、消防事務組合の発足など行政の近代化にご尽力をいただきました。

また、全国初の共同公害防止施設の水産加工団地の建設や、長年の懸案でありました仙石線の高架複線化、あるいは秩序ある市街地整備としての北浜地区の区画整理、また人口流入を目指した北部丘陵地一帯の住宅団地造成、あるいは石油コンビナート法による全国唯一の防災緩衝緑地の建設などを実現いただきました。激変する時代の波を乗り越えて、近代化していく上で欠かせなかったこうした施策が、四半世紀を経た今日の市政の土台を築いていることに思いを新たにいたすものでございます。

一方、福祉の面におきましても、子供と高齢者を大切に、社会的に弱い立場にある市民の方々を守る姿勢を貫き、国に先駆けた児童手当支給制度の創設や、保育所を増設して子育て世代が安心して働くことのできる環境づくりに努めていただきましたほか、母子家庭や重度心身障害者に対する医療費助成の実施や、老人福祉センターの建設にも取り組んでいただきました。

教育の面におきましても、人口の分布が北部地区に広がったことに対応いたしまして、杉の入小学校や玉川小学校などを開校されましたほか、海難交通遺児への奨学金制度など人づくりのためのきめ細かな施策を打ち出されていただきました。また、防災緩衝緑地があること

による財政需要を補うための法定外普通税の創設を提案し、それが今日のいわゆる石油基地交付税を生み出すきっかけになっておりますが、全国市長会副会長として都市人口が7割を超え、都市問題が複雑多様化する中での全国市長会の機能強化をあわせて図るなど、地方自治の進展に大きく貢献されたことも輝かしい功績の一つでございます。これら数え切れない功績が評価をされ、平成12年には勲4等旭日小授章の栄に浴されました。

私たちは、川瀬元市長の築かれた礎の上に立って、さらに市民福祉の向上と市勢の発展のために邁進することをお誓いを申し上げ弔意とさせていただきます。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（志賀直哉君） 本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、14番伊藤栄一君、15番菊地 進君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（志賀直哉君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、1日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（志賀直哉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告は、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定により、市長に指定しておりました専決処分の報告であります。

専決第2号平成20年度（八）第343号学校給食費請求事件の和解については3月14日、専決第3号平成19年度塩竈市一般会計補正予算、専決第4号平成19年度塩竈市交通事業特別会計補正予算、専決第5号平成19年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第6号平成19年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算、専決第7号平成19年度塩竈市下水道事業特別

会計補正予算、専決第8号平成19年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算、専決第9号平成19年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算、専決第10号平成19年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算、専決第11号平成19年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算、専決第12号平成19年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算、以上10件については3月31日、専決第14号車両接触事故による損害賠償の額の決定については4月21日、専決第16号塩竈市市税条例の一部を改正する条例、専決第17号塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例については4月30日、それぞれ専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により5月13日付で議長あてに報告がなされたものであります。

さらに監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告4件であります。

これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、個人情報に留意の上ご発言くださるようお願いいたします。1番曾我ミヨ君。

1番（曾我ミヨ君） ただいま諸般の報告の中で、専決第3号、第5号、そして第11号にかかわって質疑をしたいと思います。

この専決に当たって 3の5月臨時議会の専決ということで塩竈市の一般会計、それから特別会計の補正予算の説明書も配られておりますので、何点か伺いたいというふうに思います。

専決処分されたこの予算全体は平成19年度の一般会計、そして特別会計補正予算で、最終的に19年度の執行された出納閉鎖と受け取っていい予算だというふうに思いますが、その点についてまず確認したいというふうに思います。

それから、2月補正が終わってからの今度の補正予算でありますから、この最終予算から市政運営やあるいは地域経済、市民の生活、暮らしなどからして、市長自身は19年度最終段階のこの補正予算を見てどのように考えているのか。この点についてまず伺いたいというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 予算の内容につきましては、後ほど担当の方からご説明をいたさせます。

議員から、この一般会計補正予算について市長としてはというご質問でありました。

例えば歳入におきましては、残念ながら市税で5,000万円を減額をさせていただいております。こういったことは、市の歳入の根幹となります税金が、依然として減少傾向に歯どめがかからないということでは大変残念に思っているところでありまして、まだまだこういった部分に努力をいたしていかなければならないというふうに感じているところでありまして。

なお、詳細等につきましては、計数を整理をさせていただいた上で改めてご報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございますのでよろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

総務部長（三浦一泰君） 現時点では、出納閉鎖に向け現段階での見通しに基づきまして専決処分をさせていただいたという内容でございます。

議長（志賀直哉君） 1番曾我ミヨ君。

1番（曾我ミヨ君） 市長が答えられましたように5,000万ほど市税収入で落ち込んでいると、大変憂慮していると、一層こういう点では努力したいということではありますが、例えば税収のところをもう少し見てみますと3、4ページ。市税収入で5,000万の落ち込みの中身を見ますとですね、とりわけこの法人税で落ちていると、3,270万ほど。この実態はやはり2、3月議会でもいろいろ言われてまいりましたが、市内の中小企業、水産業界も含めて事業所などの落ち込みを心配するわけですが、その点についてまずあればどういう実態なのか伺っておきたいと思います。

それから、余り細かく入りませんから、もう専決されたことでありますから、もう一つは7ページ、8ページを見ますと、市民生活で見ますと、ここで分担金及び負担金、12款に書いてございまして保育料、公立、私立の保育料で400万ほどの減額になっていると。これもたしか決算議会でも保育料の滞納があるということも憂慮されてきたわけですが、この点でどういう中身なのか。この点について伺っておきたいというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

総務部長（三浦一泰君） まず初めに、3ページの法人税の減額についてお答えを申し上げます。

法人税3,270万円の減額の内容でございますけれども、地元の金融機関、それから中小企業関係、こういったところの昨今の経済環境の中での経営不振ということによるものというふうに把握をしておるところでございます。

議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） 私の方から、8ページのご質問がありました保育料の減額をしているわけでございます。金額にして409万7,000円ということで、8ページの方に記載してございます。この内容につきましてご説明をいたします。

本市の保育料につきましては国の徴収基準額、これに基づきまして市独自の徴収基準額を定

めているところでございます。議員ご承知のとおり塩竈市の徴収基準額と申しますのは、世帯の階数区分に基づきまして11階層に分かれております。協議会等でもお示ししておりますが、A世帯からDの8世帯までということで11階層に区分されておまして、それぞれ3歳未満、それから3歳児、3歳以上ということで徴収基準額が定められているものでございます。

当初、それぞれの徴収基準額に該当する児童を見込みまして予算の計上をするということでございますけれども、今回決算を迎えまして、いわゆるA B階層といわれます低所得者の階層の対象者の方々が当初の見込みよりも多かったと。結果といたしまして、保育料が減額になっていると。こういったものが大きな理由でございます。よろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 曾我ミヨ君。

1番（曾我ミヨ君） 市税の関係では、銀行、中小企業関係が非常に経営不振に落ちていっている実態にあるということが明らかになりましたし、それから保育料では滞納というよりも、子育て世代のところでの非常に低所得者層がふえていて、その点での実態がここに反映されたものだと。そういう点では今いろいろ若い世代の雇用関係も大変不安定だというふうによく社会的に言われておりますけれども、この保育料の点でもそういうことが反映されたものかなというふうに思うわけでありまして。そういう点で、市長は今後市民生活あるいは地域経済の立て直しや支援に努力することでしょうけれども、今後とも一層努力していただきたいと思っております。

それから、特別会計についても若干経過がございますので伺っておきますが、国民健康保険事業でございます。国民健康保険事業については、44ページから45ページでございます。

それでこの中身を見ますと、特に4月22日に民生常任委員協議会がございまして、繰入金関係ですが、実は19年度の最終段階では、基金を全部使ってしまってゼロになるという報告がございました。きょう出されたこの資料によりまして、繰入金はゼロではなくて、逆に繰入金の方が8,466万減額補正となっていると。当初は全体で1億9,900万円と言っていたのが1億1,395万円になったということですから、基金は結局は残るということで受けていいのかどうか。この点について伺っておきます。

それから、介護保険事業についてもですが、実は12月の補正のときも私いろいろ指摘して、2月、3月ですね。128ページ、129ページですが、この介護保険事業でも今回7,627万7,000円の給付費が減額になっております。実は、これまでこれは2月の議会では給付費が8,708万

9,000円を既に減額しております。さらに加えて今度の専決で7,627万7,000円の減額だと。依然としてこの給付費や二度にもわたって減額をすると。しかも8,000万、7,000万台の給付費が減額になっている点について、やはり06年度の国の改正が相当影響しているのではないかと私は思うわけでありますが、この点について何か当局が考えていることがあればお伺いしたいというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） まず、国保の関係についてお答えをしたいというふうに思います。19年度の歳入歳出の状況が44ページ、それから45ページの方に決算を見通した形で記載してございます。

歳入歳出とも総額で64億9,800万円ということで、歳入歳出の計上をしております、補正額といたしまして2億4,984万8,000円ということで減額をしているところでございます。

歳出の方にごらんいただきますと、保険給付費として2億1,104万3,000円の減額といったものが歳出の大きな理由でございますが、とりわけ保険給付につきましては予算書にも計上のとおり退職被保険者の療養給付費、これの減が約2億近く計上されておりますので、これが非常に大きい要因となっております。歳入につきましてもこれに伴いまして、44ページにもございますように療養給付費交付金の減、あるいは国庫支出金、これは増になっておりますが、これに伴いまして本来基金の繰り入れをすべきところでありましたけれども、基本的に基金の繰り入れをする必要がなかったということで減額をしているという状況でございます。

議員ご承知のとおり、平成16年度から19年度の計画、あるいはその見直しに基づきまして、19年度末では基本的に財調を取り崩す中で収支の均衡を図られたということでございますけれども、今後の収支計画なり見通しにつきましては、改めて現在最終的な整理をしているところでございます。

なお、基金につきましては議員ご承知のとおり、一定程度確保できるという予定になっておりますので、計数等につきましては、また改めてご報告申し上げたいというふうに思っております。

それから、介護給付費の減のご指摘がございました。今回、専決の補正で9,877万5,000円の減になっております。内容といたしましては、介護給付費で7,627万7,000円、予備費で1,000万円減といったものが主な内容でございます。

介護給付費につきましては、基本的には第3期の介護保険事業計画、これは18年度から20年

までの計画に基づきまして、予算化をしているというのが基本でございます。平成17年度以降、当初予定しておりました介護認定者数のカーブが非常に右肩上がりから若干下方修正の形で、いわゆる増加傾向が横ばい状況に転じているという実態がございます。平成19年度におきましても給付費は当初計画値から下回る結果となりまして、今回7,627万7,000円の減額補正という状況になっているところであります。ただ、前年度の決算ベースで比較いたしますと、給付費で約3.5%の増になっているという実態でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第2号及び第3号

議長（志賀直哉君） 日程第4、承認第2号及び第3号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました承認第2号及び第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これら2件の案件はいずれも特に緊急を要するものでしたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、その専決処分の承認を求めるとでございます。

まず、承認第2号は、塩竈市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例でございます。健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、診療報酬の算定方法等を定める厚生労働省告示の廃止改正が4月1日から施行されましたことに伴い、同告示を引用している条例の改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成20年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、承認第3号は、塩竈市手数料条例の一部を改正する条例でございます。

戸籍謄本等の交付請求をする者に対し、本人確認が求められる等戸籍法の一部を改正する法律が5月1日から施行されることに伴い、条例で引用する条項や字句を改正法に合わせること

が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により平成20年4月30日付で専決処分をさせていただきます。

よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（志賀直哉君） これより承認第2号及び第3号の質疑に入ります。5番伊勢由典君。

5番（伊勢由典君） ただいま承認2号ないし3号について提案理由がございました。

そこで、今回の提案理由とそれから議会の方に示されたのは、皆さんの各議員のお手元に行っているもので言いますと、4のところに議案書というのが、4ですね。そこに、1ページのところに提案理由ないしは専決処分を求めるということで書かれております。ほぼ提案理由と同じ文言であります。ここでは診療報酬の算定で厚生労働省の告示、特に廃止改正に伴って条例の改正を行うと。そして先ほどの提案理由にございますように、平成20年度の3月31日専決処分をしたとこういうことで、厚生労働省の告示59号と言われるようなものというふうに私ども承っております。

そこで今回の診療報酬、いろいろ報道等もございまして4月1日からの診療報酬の改定が、あるいは前段の民生常任委員協議会のところでも診療報酬の本体0.38%、あるいは全体の改定率はマイナスの0.82%というふうに、過般の民生常任委員協議会の中でも報告されました。ただ、私どもその実際にこういった提案理由と承認2号という形でしか実際の診療報酬の改定の中身は一切わかりませんので、一体どういう内容の診療報酬の改定なのか、何点かお尋ねをして認識を深めたいと思います。

国の制度改正ですので、これは国の方の基準に沿った診療報酬改定であります。一つは社会保険診療報酬ですね。社会保険の診療報酬について、相当数の診療報酬の項目がございまして、今回の診療報酬の改定の主な中身はどういうものなのか。まず前段お聞きをします。診療行為もあるでしょうし、それから検査もあるでしょうしさまざまですね。薬価も含めてあると思いますので、まずその辺をお聞きをします。

それから二つ目は、既に2月議会で市立病院の企業会計でも予算は既に議決を見ておりますので、改めてこの診療報酬でのマイナス改定というところも含めた、その病院経営に与える影響なりを市立病院側でどういうふうに試算されているのかをお聞きをしたいと思います。

それからもう一つは、後期高齢者医療制度の導入によって、その関連で診療報酬の新たな諸制度が新設されたというふうに聞いております。そうしますと、その診療報酬の後期高齢者

の診療報酬のいわば制度の関係で、どういう内容が今回の改定の中に含まれているのか。まず、最初にその3点をお聞きをしたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長（佐藤雄一君） それでは、私の方から平成20年度の診療報酬改定の概要につきましてご説明申し上げたいと思います。

今お話がありましたように、診療本体ではプラス0.38%となっておりますが、一方薬価、診療材料費がマイナス1.2%ということもございまして、全体での改定率はマイナス0.82%となっているところでございます。

特に今回の診療報酬改定で、市立病院に密接に関係する項目といたしましてお話し申し上げたいと思います。

まず、診療報酬改定のプラス影響分といたしましては200床未満の、市立病院199床でございますので、病院再診料の見直しという点が上げられます。それから、10対1の入院基本料の見直しということで、この点数が大幅に引き上げられているというところでございます。

一方、マイナス分の影響といたしまして、薬価基準の引き下げというふうなことで、薬価ベースでマイナスの5%ぐらいの引き下げを見込まざるを得ないような状況になってございます。

それから、検体検査料の引き下げということで、検査の評価体系の一部を大きく見直してございます。これによる影響額が400万程度見込まれているというところでございます。それから、デジタル映像管理加算の廃止というものが今回の診療報酬改定の中で盛り込まれてございます。

その結果といたしまして、市立病院収益への影響というご質問でございしますが、現在平成19年度実績をベースに今回の診療報酬改定内容をシミュレーションしました結果、0.82%マイナス改定の影響額は、全体で約350万ほどに上るのではないかというふうに見込んでいるところでございます。このマイナス分につきましては、今後コスト縮減ということで、特にジェネリック医薬品の活用とか、診療所の皆さんと連携を図りながら紹介患者数の増に努めまして、医業収益の増収等でカバーしてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

それから、後期高齢者制度創設による診療報酬改定項目という主な改正点についてご説明申し上げます。

特に、今回の後期高齢者制度導入によりまして、大きく8点ほどの診療報酬項目が新設され

ているところでございます。

一つが後期高齢者診察料、これは病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しない病院につきましてはこれは徴収することができますが、市内ということもございまして、この制度につきましては本地区においては開業医の先生方が該当する項目になってございます。

それから二つ目といたしまして後期高齢者総合評価加算、詳細は省きますが、三つ目といたしまして後期高齢者の退院調整加算、それから四つ目といたしまして後期高齢者の退院時薬剤情報提供料というふうなものが設けられてございます。それから5点目といたしまして、後期高齢者退院時栄養食事管理料、6点目といたしまして後期高齢者外来継続使用料、七つ目といたしまして後期高齢者外来患者緊急入院診療加算と、最後に八つ目といたしまして後期高齢者終末期相談支援料というふうなものが設けられております。

以上、主な後期高齢者制度導入に伴う改正点は8項目にわたってございますが、市立病院に直接関係あるものは今申し上げた8点の中の二つぐらいが該当してくるのではないかとこのように考えているところでございます。

一つ目が、高齢者退院時の薬剤情報提供料。お薬手帳というふうなものを作成した場合に診療報酬に該当するというものでございます。それから、後期高齢者退院時栄養食事管理指導料というふうなものです。これは栄養管理計画に基づきまして、栄養管理が実施されている後期高齢者でありまして、なおかつ低栄養状態にある患者様の退院に際しまして、管理栄養士が患者またはその家族様に対して退院後の在宅で栄養、食事管理について指導及び情報提供を行った場合に取れるというものでございます。

以上、2点が市立病院の対象になってくるものではないかとこのように考えているところでございます。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 伊勢由典君。

5番（伊勢由典君） そこで改めて今回の診療報酬の改定で、今8項目ですか。8項目のところで診療報酬はこうなりますよと。特に全般ですね、全体の診療報酬の改定、あるいはマイナスの問題点、そして後期高齢者の医療制度にかかわる診療報酬の体系はこうなります、2点大体適用だというふうなご回答でございました。

そこで、ちょっと確認のためですね。私たちの認識を改めて確認を、あるいは病院側でお持ちの関係を少しお聞きしたいんですが、今回の後期高齢者医療制度の中で、特に先ほど述べ

た関係で言いますと、新たな制度として包括制度というのが設けられているというような形になっているようです。先ほど前段、後期診療科というところが大体それに該当して、地区内の、さっき部長の方からもご回答がございましたが地区内の内科医の先生方のところと、こういうことです。これは、そういう新たな諸制度というのはどのように考え、どういう中身なのか、まず最初にお聞きをしたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 議員に申し上げます。我々今回ご提案をさせていただいておりますのは、市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例という提案であります。

内容といたしましては、診療報酬の算定方法につきまして、厚生労働省告示が変わったということで条例を改正させていただきたいというご提案をさせていただいているわけでありまして、今のご質問の部分につきましては、よろしくこういう内容で提案をさせていただいているということをご理解をいただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長（佐藤雄一君） 後期高齢者の診察料制度というふうなものが新しく設けられまして、これは糖尿病など慢性疾患の高齢者がかかりつけの担当医を決めまして、その際月額6,000円を支払うと、それ以上の検査費や治療費は払わなくて済むという内容でございます。

この制度が設けられる以前につきましては、かかった実費、例えば自己負担は原則1割でございますが、1割を支払う出来高払いが原則でございました。新制度では、出来高払いか定額払いかにつきましては、患者の同意を得て医療機関、いわゆる診療所の先生方が決定するという内容になってございます。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 伊勢由典君。

5番（伊勢由典君） わかりました。そこでそういう点で、今述べられたような中身はそういう内科、あるいは診療科をやるところでの諸制度というふうにとらえてよろしいわけですね。はい、わかりました。

そこで先ほどその中身で、診療の使用料改定の中でいろいろと8項目の中で述べられておりますが、そうしますと先ほどのご回答の中であるのは8項目のうち2項目、退院時の管理ですか、退院時のときのあるいは薬の手帳、こういうところでのいわば栄養管理、この辺が市立病院として該当するだろうというふう判断してよろしいわけですね。それが一つ、そう

いうふうに当病院ではそのことを報酬制度の中で取り入れたいというふうなことで考えているのかどうか。その辺だけ、ちょっとお聞きをします。もう1回確認をします。

そして、その際後期高齢者医療制度の関係で、先ほど言ったように後期高齢者のいわば6,000点のものはこれは除外ですから、それ以外の諸制度について、例えば届け出が必要なものは何なのか。社会保険事務所の方に届け出が必要なものは一体何なのかですね。その辺の点についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長（佐藤雄一君） 先ほど申し上げましたように、後期高齢者の退院時薬剤情報提供料、それから後期高齢者の退院時栄養食事管理料につきましては、病院といたしましても国の制度に基づきまして、後期高齢者のための積極的な医療の提供ということで、これは取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それからどうしても診療報酬、確保する上では施設基準、ある一定程度の基準を満たさなくてはいけないという項目も出てまいります。それが、先ほど申し上げた8点のうちの2項目該当してございます。一つ目が後期高齢者総合評価加算、それからもう一つが後期高齢者退院調整加算という項目につきましては、施設基準を満たさなければなかなか該当しないということもございますので、これらの項目につきましては、今後も引き続き市立病院の中で施設基準を満たすことができるのかどうかも含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 3番小野絹子君。

3番（小野絹子君） 中身よりも、私の方からお願いといたしますが、そういう点ではぜひ条例改正の場合、中身がよくわからないという実態がありますね。私たちできる限りいろいろ今回の診療報酬の改定とは何ぞやというものをいろいろ調べてはみました。項目によれば6,000件ぐらいありそうなものですが、そういう点でその中に後期高齢者の問題も含まれて出されているというのがあるわけですから、私は当然今後の議案の提案に当たっては、やはり必要な資料はきちんと配付していただくようお願いしたいということだけ要望しておきます。

議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号及び第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、承認第2号及び第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、承認第2号についてお諮りいたします。

承認第2号については原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、承認第2号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号についてお諮りいたします。

承認第3号については原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、承認第3号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第46号及び第47号

議長（志賀直哉君） 日程第5、議案第46号及び47号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第46号及び第47号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第46号塩竈市一般会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ5,975万5,000円を追加いたしまして、総額を180億2,475万5,000円とするものでございます。

歳出といたしましては、1、訴訟事件終了に伴う弁護士謝金といたしまして210万円、2、訴訟事件判決確定に伴う賠償金といたしまして815万5,000円、3、魚市場事業特別会計の経営

健全化に向けた繰出金といたしまして4,950万円を計上をいたしております。これらの財源といたしましては、繰入金といたしまして5,028万8,000円、諸収入といたしまして946万7,000円を計上いたしております。

市立第二中学校における部活動中の傷害事故で提起された損害賠償事件につきましては、本年3月21日に第二審判決が出され、4月4日までに双方が上告しなかったことにより判決が確定をいたしましたので、損害賠償等に係る所要の経費を計上するものでございます。

また、魚市場事業特別会計への繰出金につきましては、いわゆる財政健全化法への対応といたしまして、平成19年度からの7カ年で累積赤字を解消する経営健全化を進めております。20年度では、魚市場事業特別会計への繰上充用にあわせ経営健全化の繰り出しを行うものでございます。

次に、議案第47号魚市場事業特別会計補正予算につきましては、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用を行おうとするものでございます。

平成19年度の魚市場事業特別会計につきましては、三陸塩竈ひがしもののブランド化の定着や、漁船誘致に業界の皆様と一体となって取り組んだことなどから、魚市場使用料収入が前年度に引き続き増加をいたしております。また、委託業務の見直しをさらに進めて、経費の節減を図りながら魚市場施設の修繕を行い、魚市場内の環境向上に努めるとともに、議会のご理解のもと経営健全化のために一般会計からの繰り入れを行ったところであります。

これらの取り組みによりまして、平成19年度の単年度収支は大幅な黒字となり、累積赤字額も大きく減少をいたしております。しかしながらなお多額の歳入不足額を生じておりますことから、20年度の歳入を繰り上げて充当する繰上充用の措置を行おうとするものでございます。今後とも連結赤字額の縮小という観点から、なお一層の増収と経費削減に努めるとともに、一般会計からの繰り入れを行いながら、確実に累積赤字圧縮を図ってまいります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては、この後担当部長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

総務部長（三浦一泰君） 私からは、初めに議案第46号平成20年度塩竈市一般会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

資料 7の第2回市議会臨時会議案資料をご用意いただきたいと思います。

11ページをお開き願います。

今回補正をお願いしております第二中学校損害賠償請求事件の概要につきましてご説明を申し上げます。

1番、裁判の概要でございますが、同校における剣道部活動中の事故について、国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償を請求されておりましたが、記載のとおり第二審におきまして、本年3月21日に判決の言い渡しがあり、本市に対し損害賠償として1,005万5,872円と年5分の利息を支払うようにという内容でございました。4月4日が上告期限でございましたが、双方ともに上告せず、判決が確定したところでございます。

これを受け、2番、損害賠償金についてにありますように、1,312万4,835円の支払いが必要となっております。この支弁内訳でございますが、独立行政法人日本スポーツ振興センターから400万円が相手方に直接支払われます。残りにつきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険から市へ支払われますが、このうち仮執行宣言に基づく強制執行停止預託金97万円を除く815万4,835円を市が相手方へ支払うこととなります。

なお、3、弁護士報酬にございますように、この裁判に伴います弁護士への報酬は210万円となります。このうち131万2,000円が全国市長会学校災害賠償補償保険から補てんされるものでございます。

続きまして、同じ資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度の一般会計、特別会計、5月補正後の予算額総括表で、主に議案第46号に係る一般会計の補正についてご説明を申し上げます。

今回補正いたします一般会計の額は、補正額の欄にございますように5,975万5,000円でございます。このことによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は一番下段にお示ししておりますとおり367億75万4,000円となりまして、補正前と比較いたしますと1%の増となるものでございます。

次に、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

説明の都合上、先に歳出の補正内容につきましてご説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは歳出予算を目的別に分類し比較しております。

まず、費目2の総務費1,025万5,000円でございますが、これは備考欄にございますように先

ほどご説明申し上げました第二中学校の損害賠償請求事件の判決確定に伴う弁護士報酬と賠償金でございます。

次に、費目6の農林水産業費4,950万円でございますが、これは昨年度から実施しておりますが、魚市場会計の健全化に向けて繰り出しを行おうとするものでございます。

9ページ、10ページをお開き願います。

ここでは、ただいまご説明申し上げました歳出を性質別に分類し比較しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、5ページ、6ページにお戻りをいただきたいと思います。

歳入の補正内容につきましてご説明を申し上げます。

費目20の諸収入946万7,000円は、弁護士報酬と損害賠償に係る保険金でございます。

二つ上に戻りまして、費用18繰入金でございますが、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の補正に伴います財源調整を基金繰入金で行おうとするものでございます。

以上で、議案第46号平成20年度塩竈市一般会計補正予算のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第47号平成20年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

資料 8をご用意いただきたいと思います。

私からは、平成19年度一般会計、特別会計の決算見通しをご説明申し上げます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

この表で19年度決算見込みに関し、主な内容をご説明申し上げます。

まず1の一般会計でございますが、説明項目6列目の決算見込み額Bの欄をごらんいただきたいと思います。

1行目の歳入が188億5,251万9,000円、2行目の歳出が184億7,975万7,000円となり、3行目にございますように歳入歳出差引額は3億7,276万2,000円となる見込みでございます。

次に、2番、特別会計でございますが、3行目の魚市場事業特別会計につきまして、右端の欄にございますように、歳入歳出差し引きで3億1,089万9,000円の歳入不足が生じる見込みであります。この歳入不足分につきましては、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成20年度の歳入を充てる繰上充用の措置をさせていただきたいと考えております。

また、再下段の土地区画整理事業会計につきまして黒字が生じておりますが、これは事業費の翌年度への繰り越しに伴うものでございます。その他、交通事業特別会計など、八つの会計

につきましては、収支均衡が図られる見通しとなっておりますが、特に5行目の公共駐車場事業特別会計につきましては、昨年度におきまして、財政健全化法への対応また会計の健全化というようなことで繰り出しを行ってございます。おかげさまでこれまでの累積赤字を解消したものでございます。

次に、専決処分についてご説明を申し上げます。

同じく2ページの表の説明項目2列目の専決処分額でご説明を申し上げます。

まず1の一般会計では、歳入歳出ともに1億1,701万6,000円の減額補正を行っております。具体的な内容は1ページに記載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。歳入におきましては、地方交付税や財産収入等を増額するとともに、起債、基金繰入金などを減額しております。

歳出におきましては、各特別会計への繰出金の補正を行っております。また、各特別会計では、特定財源が確定したことなどに伴う補正を行っております。

以上、19年度一般会計、特別会計の決算見通しのご説明とさせていただきます。

議長（志賀直哉君） 荒川産業部長。

産業部長（荒川和浩君） 私の方から、議案第47号平成20年度魚市場事業特別会計補正予算に関しましてご説明させていただきます。

資料 7、12ページをお開きいただきたいと思います。

まず、魚市場会計の平成19年度の決算見込みでございます。数字は切り捨てて一部のみ読み上げさせていただきます。

初めに、表の真ん中の決算見込み額（B）の欄で、費用の主なものをご説明させていただきます。

まず、歳入の1行目、使用料及び手数料ですが、これは水揚げ額に応じて賦課しております魚市場使用料や貸し事務室の使用料、入場車両の登録許可手数料などですが、合わせまして8,008万9,000円となっております。

4行目の繰入金、これは一般会計からのルール分の繰入金でございますが3,906万6,000円、また5行目の繰入金は昨年12月定例会で議決していただきました累積赤字解消のための繰入金4,950万円でございます。

次に、諸収入、これは貸し事務室の光熱水費実費負担や漁船への給水料金などでございます。合わせまして1,784万4,000円となっております。

歳入の合計額は1億8,742万9,000円となる見込みでございます。

次に、歳出でございますが、1行目の総務管理費、これは光熱水費や警備委託業務などの経費でございます。1億2,921万9,000円であります。3行下の繰上充用金、これは18年度の赤字分を補てんした金額でございますが3億6,718万4,000円で、支出合計額が4億9,832万7,000円となります。

なお、同じ欄の中の括弧書きでお示ししております1億3,114万2,000円は、繰上充用金を充てました額を除いた単年度の純粋な支出額でございます。

以上の結果、累積収支これを各欄にあります番号で申し上げますと、7番の収入合計から13番の支出合計を引いた額でございますが、3億1,089万8,000円の赤字になる見込みでございます。この額につきましては、今年度20年度の予算に前年度の繰上充用金といたしまして同額を補正させていただき、19年度会計の決算処理をさせていただこうとするものでございます。

なお、12番の繰上充用金を除きました19年度の単年度収支につきましては、単年度収支の欄にありますように678万6,000円の黒字となっております。

次に、備考の(1)魚市場使用料をご説明いたします。

内訳の表にありますように、漁船による水揚げ高が85億4,027万6,000円、陸送による搬入魚が28億995万4,000円、輸入冷凍魚が9億8,383万8,000円で、合計123億3,406万9,000円となりました。これにより卸売機関から魚市場使用料としてそれぞれの使用料率を掛けて算出した金額合計5,868万2,000円を納めていただいております。

次に(2)繰入金でございますが、ルール分の繰入金として3,906万6,000円、累積赤字解消分の繰入金として4,950万円、合計で8,856万6,000円となっております。内訳は、営業費用の30%相当額として3,895万5,000円、償還金元金利子の50%に相当する額11万円でございます。また、累積赤字解消分の繰入金として4,950万となっております。このルール分の繰上金並びに累積赤字解消分の繰入金については、下段に説明を付記しておりますのでご参照願います。

次に、13ページをお開き願います。

過去3カ年の漁業種別の水揚げデータをお示ししております。右側の平成19年度の欄をご説明いたします。

まず、上から4種目のマグロはえ縄船でございますが、数量7,287トン、金額62億2,803万3,000円。おかげさまで三陸ひがしもののブランド化の取り組みや漁船誘致活動の成果があり、数量では11%、金額では15%の増となっております。

その2行下のカツオマグロまき網船でございますが3,790トン、21億2,571万4,000円で、数量で16%、金額で36%の増となっております。これは5月、6月にカツオ、8月、9月にはホンマグロとキハダマグロのまとまった水揚げがあったことが要因となっております。

さらに真ん中より少し下の小船、次のその他の刺し網、そしてその他の漁業ですが、合わせますと金額で1億2,000万を超えており、一定の水揚げ量で推移しております。漁船による水揚げの合計ですが1万1,500トンで13%の増、金額では85億4,027万6,000円で20%の増加となっております。

次に、貨物自動車ですが、これは陸送による搬入魚をあらわしております。5,095トン、金額として28億995万4,000円で、国際的な漁業規制を、漁獲規制を背景にマグロの搬入が減少していることにより、前年に比べて数量金額とも20%前後の減少となっております。

その下の輸入冷凍魚でございますが、平成11年度から上場が途絶えておりました。17年度2月から水揚げ手数料を0.2%として上場の促進を図っておりました。おかげさまで卸売機関のご協力もあり上場が続いておりましたが、北方冷凍魚の不足や加工原魚の国内搬入が低迷していることにより、19年度については1,570トン、金額として9億8,383万8,000円となり、数量金額とも大幅に減少をいたしました。これら二つを合わせた搬入ものの合計では6,665トン、金額として37億9,379万2,000円で、ともに20%の減少となっております。全体では合計の行にありますように数量が1万8,165トン、5%の減、金額では123億3,406万9,000円、3%の増となりました。

続きまして、14ページをお開き願います。

平成14年度から6年間の状況をグラフでお示しております。左のグラフを見ますと、数量はほぼ1万8,000トン前後で推移しております。またグラフの下の方から内訳を見ますと、マグロはえ縄漁業による水揚げは順調に推移していること、また下から2段目のカツオマグロまき網漁業は年によって変動があること、そして下から4段目の貨物自動車の占める割合が高いこと、また16年度から復活しました輸入冷凍魚の扱いが、世界的な北方冷凍魚不足等により変動している状況にあることがわかりいただけるかと思えます。

右のグラフの方をごらんください。水揚げ額の推移をあらわしております。

マグロはえ縄漁業が順調に伸びており、漁船誘致活動や三陸塩竈ひがしもののブランド化の取り組みの成果があり、19年度では62億円となり平成9年度以来の水揚げ額となっております。また、まき網漁業は変動が多く、貨物自動車についても漁獲規制により同じく変動が大きい状

況であります。輸入冷凍魚についても極めて貴重な財源となっております。

次に、15ページをお開きいただきます。

これは、累積赤字を解消する平成25年度までの収支の状況のシミュレーションでございます。

平成18年度は決算、19年度は見込み、20年度以降は19年度の見込みを踏まえた歳出を推計し、使用料の基本となる水揚げにつきましては損益分岐点となっております120億円で推計しております。

歳入の欄をごらんください。

1番の使用料、水揚げに応じた平成18年度から大体5,500万円台を超える金額となっており、平成20年度以降につきましても、120億の水揚げの5,500万円で見込んでおります。

2番の事務室等の使用料、平成20年度から給水施設使用料等を諸収入で経理していましたが、本来の使用料で計上しておりますので大幅に増加になっております。その分、7番の諸収入が減少しております。20年以降につきましても、19年度決算ベースで推移すると見ております。

5番繰入金ですが、これは営業費用の30%相当額で4,000万円弱の金額となっております。6番繰入金は元金利子50%相当額で、平成20年度からは同額となっております。この5番、6番がルール分の繰入金でございます。7番、諸収入ですが、使用料の欄で説明しました理由により20年度で減額となり、以降も同額で推移すると見ております。

歳入合計は1億3,000万円台で推移すると見ております。

次に、歳出をごらんください。

1番人件費ですが、定数の見直し、配置人員の年齢構成などの工夫をし1,800万円台で推移しております。3番光熱水費については原油高騰等のあおりを受けまして、19年度で大幅に伸びておりますので、20年度以降も19年度並みで算定しております。6番委託料については、契約費用の見直し、委託先の見直しなどを図り削減に努め、19年度については前年度を下回っておりますので、20年以降もこの金額で見ております。7番使用料、漁港の管理者である宮城県へ水揚げ額に応じて支払う使用料です。19年度は水揚げが伸びましたので、前年度よりもふえておりますが、20年度以降については18年度並みで算定しております。

歳出全体について、人件費の削減や委託業務の見直し、そして簡単な修繕等についてはできるだけ職員が直接行うなど諸経費の削減などを行っておりますが、施設は老朽化をしておりますので、修繕料や修繕工事についてはかなりの金額を見ております。

これらの結果といたしまして、下から3行目の単年度収支が19年度見込みで先ほどお話しした

とおり678万6,000円の黒字となっております。20年度以降におきましても120億の水揚げがあれば、何とかルール分の繰入金で黒字基調を推移できると見ております。

また、19年度から繰上充用解消分4,900万を繰り入れていただきましてまことにありがとうございました。このため、平成25年度で累積赤字を解消する見通しとなっておりますが、この黒字基調を維持するためにも業界とともに漁獲量の確保に向けた取り組みを進め、また一方では歳出経費の削減に向けさらなる努力をしまいることにより、なるべく早期に累積赤字の解消をしていきたいと考えております。

以上、議案第47号のご説明とさせていただきます。

議長（志賀直哉君） これより議案第46号及び47号の質疑に入ります。9番浅野敏江君。

9番（浅野敏江君） 私の方から、議案第46号平成20年度塩竈市一般会計補正予算のうち、第二中学校損害賠償請求事件について質問させていただきたいと思っております。

今回、司法の判決に従いまして解決の道筋が示され、賠償金及び弁護士費用として1,025万5,000円の補正がこの議会に提案されたと認識しております。そこで、今回の事件は学校内において考えられない不慮の大変不幸な事故によってけがをされ、また関係者の皆様が心身共に長い間大変ご苦労されたということを伺っておりまして、今回一定の和解が図られたということと私は信ずるものでございます。今後、このような不幸な事故は絶対にあってはならないと思っておりますし、またそう願っておりますが、万が一こういった事故が起こらないということとはだれも保証できません。

そこで関連してお伺いしたいのですが、今後このような事件がまた部活の中で起きたとしまして、どのような対応を考えていかれるのか。また、今回のように何らかの理由で担当の先生がその場にいなかったり、または学校外から顧問として指導に入っている一般の方がおられたりということも考えられますが、そういったときの対応の仕方とか、今後のことについて教育委員会を初めお考えがあるのでしたらお知らせいただきたいと思います。

また、責任という所在、責任というあり方が今回大きく問われた部分もあったかと思いますが、市においてまた学校においてというような形もありますけれども、担当の先生たちが現在いろんなことも忙しくて、なかなか部活の担当につけないという方もいらっしゃると思いますが、そういった諸般の事情にあわせて今回のように、その責任のあり方が先生方にとって重い重責になっているのではないかと。それでなり手がなくなってしまうのではないかとというのが私としても大変心配される内容であります。ぜひその辺ちょっと教育委員会の立場並び

にそういったことでお話し願えればと思いますのでお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 小倉教育委員会教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） 今回、市内の各中学校においては、この事件につきまして真摯に受けとめまして、市内校長会とも話し合いを持ち、例えば仮入部期間中の指導については担当教諭が何らかの場合でつけない場合は1年生は見学だけにすると。そういうようなことを措置をして、これまでやってきております。と同時に私ども、クラブ、部活担当教諭のその責任の問題等もあったわけですが、これまでのところ各学校一応真摯に受けとめまして、今後こういうことのないようにと万全の注意をしておりますけれども、また学校の教員についてもそれなりに真摯に受けとめまして、指導しておりますけれども、これといって部活についての影響は今のところ、部活動が減ったとか各学校での部活担当指導を拒否したとかそういうことはございませんでした。以上です。

議長（志賀直哉君） 浅野敏江君。

9番（浅野敏江君） ありがとうございます。本当に、1年生に入学したばかりで何もわからないという状況の中、そのように丁寧に対応していただきたいと思います。二中におきまして、私もちょっと相談された部分があったんですが、例えば柔道なんかの場合はやはり担当の先生がいらっしゃらないということと、子供さんの中でこれまで希望者がなかったということもあったんですが、今後やはりそういった子供たちにも中学校に行き剣道なり柔道なり、そういった部分でも開きたいという、ぜひ部活をしてもらいたいというときに、やはりそういった部分の対応も考えていただきたいと思っておりますが、何せ子供たちの本当に心身を鍛える絶好のチャンスでありまして、そしてまた子供たちにとりましてその先生たちに受けた恩を覚えている。また子供たちにとっても先生たちにとっても、子供と先生の間がより強固な信頼関係が結ばれるのもこの部活動を通じてだと思っておりますので、ぜひその辺今後の部活動の対応などの先生方のご努力もお願いいたしまして質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 4番吉川 弘君。

4番（吉川 弘君） では、私の方から議案第47号平成20年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算について質疑をさせていただきます。

平成19年度の魚市場事業特別会計の決算見込み額ですね。これは先ほど言われたとおり実質収支で678万6,000円の黒字と。これは昨年度18年度の91万9,000円の黒字、これも7年ぶりという

ことでそれに続いて2年連続の黒字と、そういう状況で本当に関係者、さらには行政当局のご努力に本当に感謝申し上げたいというふうに思います。あと、さらにこれまで魚市場会計については繰上充用という、そういう会計のあり方についても意見が出されていましたが、しかし平成19年度から平成25年度までの7年間、4,950万円のこの繰入金ですね、これを毎年行くと。そういうことによってやはり累積赤字を、やはり平成25年度にはゼロにすると。そういう見通しが立てられたということで、健全会計に向けたそういう方向が見えたのではないかと、そういうふうに思います。

私は、資料7の方のページ、13ページになりますけれども、漁業種別の水揚げ額の推移が出ております。質疑の第1点でありますけれども、先ほどの説明でも言われましたけれどもマグロのはえ縄船ですね。それからあとカツオマグロのまき網船。この水揚げ量が増加し、さらに水揚げ金額等もはえ縄船で115%、まき網船で136%と、もう前年度比でも増加していると。そういう面でやはりこの数量、金額の増加の内容について三陸塩竈ひがしもの、ブランド化ということでこの間いろいろ知恵を絞って取り組まれてきたという経緯がありますけれども、やはりこのブランド化についての見通しとか、あと昨年ことしに向けて、今後この水揚げ額の向上に向けてどういう見通しを持っているのか、その辺の内容と、あと漁船対策費として170万5,000円、これが予算化されておりますけれども、これについてもこの間積極的な漁船誘致がされてきたというふうに聞いておりますけれども、この取り組みについてもお知らせ願いたいというふうに思います。

それからあと2点目は、搬入魚ですね。これについても説明を受けましたけれども、貨物自動車ですね、水揚げ額が前年度比で84%、それから輸入冷凍魚で69%と落ち込んでいるわけですが、この20%の減少ですね。これが今後の見通しとしてはどのように見ているのか。あとあわせてはえ縄とかまき網との関係からすれば、やはり搬入魚が変動性があると。そういうふうに言われましたけれども、これについてはやはり今後はえ縄、まき網ですね。ここのところに力を入れて取り組んでいくのかどうかですね。この辺との兼ね合いでどういうふうに考えているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

それからあと、3点目は、今後の課題となっております卸売機関の一元化ですね。これも議会でもたびたび取り上げてきた経過がありますけれども、市においてもこれまで関係者との話し合いですね。これが進められてきたというふうに聞いております。これが現在どうなって、今後どのようにやはり見通しとしてなっているのか伺いたいというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 初めに、マグロはえ縄、まき網、そしてそういった三陸塩竈ひがしものへのブランド化の見通しということでございます。

まず、おかげさまで18年度、19年度が単年度黒字を計上できるようになったということにつきましては、関係者の方々の大変なご努力の成果だと思っております。それぞれ、さまざまな改革にお取り組みをいただきました。結果といたしまして、塩竈市場への信頼回復ができたというふうに私は考えておりますし、またこういった漁船誘致に業界の方々も率先して取り組んでいただきましたほか、議会の方からも議長にもご同行いただき、さらには商工会議所からも同席をいただきながら業界あるいは我々行政、議会そして民間団体が一丸となって、延べ4年間にわたりまして漁船誘致活動を展開をさせていただいた成果ではないかなというふうに考えておりますし、議会の皆様方にも心より感謝を申し上げるところであります。

今後はこういった単年度収支を堅持すべく、なお一層の努力を傾けてまいりたいと考えているところでありますし、三陸塩竈のブランド化につきましても、昨年度が実質的な第一歩でありました。今年度以降がいよいよ本格的な取り組みのスタートということになるのかと思っております。さまざまな皆様のご協力をいただきながら、なお一層定着するように取り組ませていただきたいと思います。搬入魚につきましては、世界的な魚食文化の普及といえますが、特にマグロに対する需要が高いという状況にございまして、残念ながらホンマグロ等については今後の見通しが大変厳しい状況であると。加えまして、資源確保というような問題がございまして、世界的に資源確保への取り組みも進められているようでもあります。そういった中で、搬入魚が今後どの程度見通しが立つのかということにつきましても、我々も詳細の分析を業界の方々と行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

卸売機関の一元化についてであります。同卸売機関の関係者の方々、積極的にこの問題に取り組んでいただいております。我々からも大変厳しいお願いをさせていただいておりますが、今水産業界の置かれた環境を客観的に理解をいただきながら、業界の方々もこの問題に一生懸命取り組んでいただいております。我々といたしましては、今後なお一層、魚市場事業がプラス方向に転換してまいりますように、卸売機関の一元化につきましても、行政としてももっと汗を流していかなければならないというふうに考えているところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（志賀直哉君） 吉川 弘君。

4番（吉川 弘君） では、2回目の質疑をさせていただきます。

それで18年度、19年度は黒字ということで、やはりこの魚市場に対する信頼回復と。これがされてきたということで、非常にやはり喜ばしいことだというふうに思います。あと、さらに卸売機関の一元化ですね。これも、一定本当に努力されてきているという経緯があるというふうに思いますけれども、今後いち早くこれが実現されるようにひとつ望むところであります。

それからあと、質疑として特に1点目は、現在の燃油高騰化ですね。これが本当に船主さん初め関係者にとっても本当に頭の痛いことだというふうに思いますけれども、その辺での漁業関係者、船主さんでのご努力ですね。どのような努力がされているのかということと、あと行政としても、やはりこの関係者に対する支援ですね。これがどのような支援、取り組みがなされているのかです。その辺があれば伺いたいというふうに思います。

それからあと二つ目として、水揚げ岸壁ですけれども、これも市場に行けば特に衛生管理ということでやはり水を流して、本当に取り組みが強められているという経緯がありますし、あとやはり補修工事ですね。岸壁についてもこの間されて、あと今後の取り組みとしてどういう取り組み状況、見通しになっているか伺いたいというふうに思います。

それからあと3点目、船員に対する福利厚生の問題ですね。この間もやはり外国人の船乗りに対して施設をきちんと確保して、そして本当に取り組んでいると。やはり船が入港、それから滞在港、それから出航ということでは船主さん、さらに行政の担当者の方も神経を本当にびりびりさせながらこの待遇改善のために努力されているというのを聞いております。そういう面ではやはりこの福利厚生に対する取り組みについても伺いたいというふうに思います。

それからあと4点目、事務室の使用料ですね。これについては、これまで1,800万円台になっていたんですけれども、先ほどの説明では本来の使用料になったと。そういうふうに私受けとめたんですけれども、その辺がちょっとどういう中身で、今後としては1,800万円台が2,900万円台ということ、約1,100万円、これが今後の計画の中でもやはりずっと増額になっているという状況になっていますけれども、これについて伺いたいというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 荒川産業部長。

産業部長（荒川和浩君） まず第1点ですけれども、燃油の関係ですけれども、燃油の影響というのはもう歴然としておりまして、塩竈の港は漁場からやはり遠いというふうな形で敬遠されている部分もあると思います。ただ、漁業者が水揚げを選択する大きなポイントはいかに高く買っていただけるかというふうなことが優先されることだと思います。その中でも漁場から遠い塩釜港にとっては不利だとは思いますが、現在の塩釜港の仲買人についての評価が現在

のところ高いというふうな形で、塩釜港に来ていただいている経過もあります。

昨年5月、6月カツオが多く水揚げしたというようなこともちょっとお話ししましたけれども、漁場に行く途中でやはりそういうふうなカツオがとれるときには、カツオをとって塩釜港にまた戻ってくるというふうな工夫も漁業者の中ではしているというふうに聞いております。

それからあと岸壁関係ですけれども、工事関係でよろしいんですかね。よろしいですか。工事関係については市場の南側、これは特三漁港の整備事業の4件の中の一つですけれども、宮城県が国の補助を受けてやる事業ですけれども、地内の南側の泊地の浚渫工事が1件、2件目については地盤が傷んでおります岸壁を3カ年で改良しようとする工事が今年度からまた始まります。それから、漁港道路の整備も同じく始まります。それから、宮城県の単独事業については1件ございまして、段差がついている使いづらい南側のエプロンの北側部分なんですけれども、そのところの舗装工事を今年度始める予定になっております。

それから3点目、福利厚生というようなことでちょっとお話ありましたけれども、今まで漁船誘致活動をしている中で、生産者のところを訪問した際に生の声を伺いまして、そういうふうな船員さんへの休憩施設等を整備したり、それからいろいろな形では要望がありましたデジタルはかりとか、そういった生産者の声を直接聞いて、何とか水揚げ増につながってほしいというふうな形でこういったものに取り組みさせていただいておりました。

それからあと使用料なんですけれども、先ほどちょっとお話ししましたように、給水施設使用料を今まで諸収入として経理して処理してまいりました。それを、本来の使用料で計上していただくということで、この3番の手数料使用料の中に組みさせていただいたということです。以上です。

議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

13番（佐藤英治君） 46号議案の第二中の損害賠償補償請求事件について質問いたしたいと思っております。

まず、この内容につきましては4月23日、総務教育常任協議会においても詳しく裁判の内容につきましても報告されておりますし、各常任委員会においても説明されております。それで、何せ裁判の件でありますのでそこ以外の部分について、私の疑問と思っている点について質問させていただきます。

まず、今回補償額が日本スポーツ振興センターから400万、あと全国市長会学校災害賠償補償保険から912万4,835円が補償されるというふうになっておりますけれども、そこで私はまず

この保険に塩竈としてどのくらい納めておるのか、わかっていたら教えていただきたいし、わからなければ後でいいですから、私にその点を教えてください。

あと第2といたしましては、この事故発生が平成14年4月23日に発生したと。そして、裁判に持ち込むまでのいわゆる平成17年7月1日までに調停が6回ほど、いわゆる2年、足かけ3年かけていろいろ大変な努力をされておるわけなんですけれども、今回この保険が全額支払いというふうになっておりますけれども、これは裁判で確定したことによってこれが出るんですけれども、調停の中でこれがもし和解した場合は、その調停の額がこの保険から出るようなシステムになっているのか、まずその点、2点お伺いしたいと思います。

議長（志賀直哉君） 渡辺教育部長。

教育部長（渡辺誠一郎君） 今、保険額のことについてご質問ありましたけれども、どのくらいかけているのかということにつきましては、後で詳細報告をさせていただきたいと思います。

それから、調停について6回ほど、平成17年4月ごろより調停で話し合いの場を設けて、加害者の保護者とお話し合いを持ちましたけれども、向こうの方で金額にもよるんですけれども3,500万程度の数字で塩竈市とやりとりしてはりましたが、それにつきましてもちょっと手持ちの資料ございませんので、後でお答えできればと思います。よろしくお願いします。

議長（志賀直哉君） 佐藤英治君。

13番（佐藤英治君） そちら辺ですね。後にゆっくりではお知らせください。

それでやはりこの問題は、先ほど公明党の浅野委員さんが指摘されたように、学校の事故というものは本当にもう活発な小学校、中学校の子供たちにとっては、事故はもう本当に避けられない。いろいろな事故がまずあるということから僕は考えなければいけないなというふうに思っております。しかし、今日学校の事故というものはどういうものがあるかという、やはりいわゆるプールの事故、あるいは遊具の問題、あるいは部活、体育の授業とかですね。登下校もありますけれども、そういう中で私、ある人から体育の授業でピストルによって耳を障害したというお話も伺いました。また、部活で暑い中罰として、何十周も回らせて死亡したと。もうこういう、塩竈でなくてもこういう事故は全国的に、学校という現場においてはもう本当に類似したものが重なってくるんですね。そういう意味においてはこういう全国の学校のそういう事故というものに、やはり市の教育委員会なり、校長会でもいいんですけれども、学校の安全管理体制というものをどのように対応しているのかです。その点についてお伺いしたいと思います。

議長（志賀直哉君） 渡辺教育部長。

教育部長（渡辺誠一郎君） 今回のケースは部活の仮入部期間中の事故ということで、仮入部の期間中については顧問の教諭が管理監督の責任があると。それを不十分だったという結論になったわけです。

では、通常の部活活動についてはどうなのかということにつきましては、判例がございまして、これについては通常の練習の状態の中では、常時そこに立ち会わなくても構わないと。通常の練習の中で事故が起きて、顧問の教諭の管理あるいは安全の義務違反にはならないという判例があります。いずれにしても予期できる事故と予期できない事故があります。例えば同じ剣道の事故につきましても、例えば竹刀が折れてそれが子供の目に刺さったと。それについては竹刀の安全管理が十分でなかったということで責任が問われていると。ケースによって予期できる部分、予期できない部分に分かれるということになっているようです。いずれにしても安全管理監督を十分に今後とも気をつけながら、子供たちの健康、命を守るような対応をとってまいりたいと思っております。

議長（志賀直哉君） 佐藤英治君。

13番（佐藤英治君） 最後になりますけれども、やはりこの6年間にわたる問題は裁判という判決で確定したと。いわゆる合意されたということで、行政的には一段落かもしれませんが。しかしやはり保護者、本人、あるいはまた被害者、加害者の親、子供たちにとっても、これはまさに人生の重きをずっと背負わなくてはいけないという、そういうところを僕は学校は本当に真剣にそこら辺にやはり、今部長から説明を受けましたけれども、まだまだそういう意味においては塩竈の安全管理体制というのは、まだ不十分だなということを思います。それで、特に新人の先生方はこういう対応はわかりません。学校を出てきたばかりですから。そういう意味でちゃんとこういう事例があるんだということを、具体的にやはり定期的に、安全衛生委員会なりきっちり持っていただきたいなというふうに思っております。

塩竈の車の事故もあります。忘れたところに必ず来ます。やはりそういうところを安全衛生というのを絶えず車に、もう常に使うわけですから、そこら辺も安全管理として定期的にやはりやっていかなければ、私は必ず起きるということを申し上げたいと思います。本当にこの安心安全と、口で今政治家なりみんな言う。だけど、これはこれほど広がった際限のない問題はないんです。この間の外国の中国も地震があったり、いろんなサイクロンとか、いろいろあります。もう気象からあるいは地域から、社会の中からもうすべて安心安全を一つ一つやってい

くということは大変だと思いますので、なお一層学校は、学校の各その部署で真剣に取り組んでいただきたいということ要望して、私の質問を終わります。

議長（志賀直哉君） 3番小野絹子君。

3番（小野絹子君） 3番。今46号議案については、お二方から質疑がありましたので簡単にしたいというふうに思います。

一つは会計上のかかわりで、今回損害賠償金は、賠償金についていえば市は一銭も出さないと済んでいるということですね。そういう意味では、日本スポーツ振興センターから400万、全国市長会学校災害補償保険関係から912万4,000円ということを出ているわけですが、そこでちょっとお伺いしたいのは、これはそれぞれのこの決まった金額によって、それぞれが出す部分というのは既に想定されているものなのかどうかですね。一つ、その辺はどういうふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。

今回、弁護士費用が210万ということを出されております。弁護士の報酬、費用ではなくて報酬ですね。210万円です。これも全国市長会の方から、災害補償関係から131万2,000円出るということで、市の持ち出しは78万8,000円だということになるわけでありませんが、こういったものがまず、もちろんそれぞれの決まった金額によっていろいろ変わってくるというのがあるんだろうけれども、何かこの支払い方法が決まっているのか。どういうふうになっているのか。とりあえず今回こういうふうになったけれども、どういうふうなものになっているのかお聞きしておきたいというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

総務部長（三浦一泰君） それでは私の方から、弁護士報酬の算出の根拠についてご説明をさせていただきます。

平成16年4月1日に弁護士法が改正されまして、それまで一般的な報酬の基準とされてまいりました日本弁護士連合会や仙台弁護士会の報酬規定が廃止されたところでございます。その後は、各弁護士が自主的に報酬基準を定める義務を負うこととなりました。したがって、弁護士費用につきましては、現時点ではこの相談する各弁護士において定める基準に従いまして額が決まるという状況でございます。

今回、私ども代理人契約を締結をいたしました弁護士におきましても、その弁護士において独自の報酬基準を定められておりました。その内容は、平成16年3月まで仙台弁護士会が定めていた報酬規定に基づく最低額となっているものでございます。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 小野議員から、損害額の問題についてご質問いただきました。

塩竈は一銭も出さないでというようなお話ではありましたが、これはあくまでも保険料、先ほどご質問いただいたようにそのための保険ということでお支払いをしているわけでありますので、そういった保険の中からお支払いをいただくということでご理解をいただきたいと思えます。

また、額についてはちょっと微妙な問題がありますので、なかなか踏み込んだ申し上げ方はできませんが、要は事故の発生時の状況、責任の所在といいますが、そういったことに伴う責任の所在等を明確にした上で、そういった内容に基づいて支払われるということであるというふうに理解をいたしております。例えば、こういう額で決まったからすべて保険かというようなことになると、若干違ったケースも発生し得るということがあり得るというような保険の内容でございますので、よろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 小野絹子君。

3番（小野絹子君） 失礼しました。保険料を払っているわけですね。ですから、その保険から出ているということで、したがって今回この賠償金を支払うに当たって、特別一般会計から出すということをしなくて済んでいるということで私言いたかったわけですが、要はこういうふうな日本スポーツ振興センターの独立法人ですか。それがある。あるいは全国市長会、学校災害補償の賠償補償保険というものがあるということで、これは本当に先ほど来お話がありますように、学校で子供たちがどういう事故が起こるかわからない。そのためにこういった安全の保険の分野があるということですね。ですから、そういう点で私が言いたいのは、やはり時間がかかり過ぎたなという気はします。6年と1カ月と何日という期間ですね。その間、非常に長引いてしまったというふうに思います。ですから、そういう点では当然その調停に入った時点では金額が大きかったというはあるんでしょうけれども、まずそういう点でここまで来なくても処理できるのではなかったのかというふうな思いもするわけです。しかし、こういうふうに出てしまったことによって、非常に各分野がしやすくなったということもあろうとは思いますが。しかし私は、今回は今回の処理の仕方ですら処理がされているわけですからそれは了として、今後のやはり取り組み方について、何があるかわからないわけですから、起きたときに迅速にまず処理をします。そのためには議会に19年8月の協議会で初めての報告ということはないでしょう。それがまず一番長引かせている原因の一つでもあるのではないかとさえ思うよう

な状態です。そういう点では、事故が発生したら即議会にも報告してもらおうと。そして、対応を急いでいくということが必要だと思います。

先ほど来もありました。とにかく損害賠償金を支払えばそれで済むという問題ではない。両家のあるいは両方の心の傷の痛み、これは大変なものです。特にどちらがどうかということは言いませんが、そういう意味ではとにかくご家庭の中でそのことが起きてから大変な事態になったというお話も漏れ聞いております。そういう点があるだけに、子供たちのやはりこういった事故が起きたら即対応をしていくというふうな取り組みをさらにどうすればいいのかという研究をしてほしいというふうに思います。それが一つ。

それからもう一つは、先ほど言いましたようにこういう保険があるわけですから、事故が起きたときには、そこだけ心配していると先生方や生徒たちもいろいろ教育の現場で委縮してしまっただめだというふうに思うんですね。これは教育長初め市長さんもそうだと思いますが、皆さんいろいろそういう考えを持っていると思います。心配していると思います。ですからそこで、やはり思い切り子供たちがいろいろ運動することができるように、また学ぶことができるような取り組みを、安全の問題出されました。それをしながら委縮しないでやれる。事故が起きたらこういう対応の仕方があるということを今後の教訓にしながらやっていただきたいということを私は希望して、質疑にかえたいと思います。ありましたらお願いします。

議長（志賀直哉君） 渡辺教育部長。

教育部長（渡辺誠一郎君） 事故の発生より議会の報告等時間が随分かかったのではないかと、あるいは裁判の結論が長引いたのではないかとのお話でしたけれども、今回の事件につきましては生徒間の問題でもありますので、非常に微妙な問題を抱えておりました。そのこともあります。それから調停にかけていろいろお話し合いを持ったということがありました。それから、もう一つは傷の症状ですね。一定程度固定しないと結論が出ないという特殊な事情もありました。そういうこともあって、結果として時間がかかってしまった。あるいは議会の報告が若干時間がかかったということをご理解いただければと思います。

なお、今後の問題の方が非常に大事だと思います。これからは教育環境の整備に努め、特に安全対策については万全を期してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（志賀直哉君） 7番東海林京子君。

7番（東海林京子君） 私も同じ問題ですけども、今おおむね小野議員の方からもいろいろ意見が出されましたけれども、やはりこの問題では何を守るのかというところが少し欠けてい

たのではないかなというふうに思います。というのは、14年4月に事故が発生して、17年7月まで3年2カ月かかっているわけですね。その後19年の、その後から市に対して訴えの提起があったと。17年にですね。そして、やはり先ほど言われていましたように19年9月の議会前に議会の総務教育常任協議会の方に初めて報告があった。きょうも議案の中に出ていますけれども、例えば市の職員が交通事故を起こしたとかですね、損害賠償的なものが出たときはすぐ出るわけですが、こういうものは本当に重要なことが私たちの前に余り報告されていなかった。そういう点で大変残念だなというふうに思います。加害者の子供さんも、今はもう加害者でなくて、本当に被害者になって、私はこんなに長引かなければ、子供さんたちも親御さんたちも、ここまで本当に引きずってしまったことに対して大変心を痛め、そして将来的にも私は傷を負っているんだというふうに思います。そういう点ではぜひこういう問題については、なるべく早くいろんなところとの相談、もちろん裁判になっているわけですから弁護士と相談するのは当たり前ですが、いろんな方にも、責任のある方にご相談するかそういう問題をやっていかないと、本当に判断を誤って、一体何を守るためにここまでやってきたのかということが非常に私は疑問だったと思いますので、ぜひそういう点で今後気をつけていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（志賀直哉君） 6番佐藤貞夫君。

6番（佐藤貞夫君） 今問題にされています2件についてご質問申し上げたいと思います。

まず二中の賠償請求の事件、残念なことに裁判になったということは、非常に私は残念に思っているわけなんです。やはり時間がかかり過ぎる。一つはね。いろんなこれが明らかになるまでにいろんな経過があったと思います。そこで私は、やはり市民と裁判で争う、こういったものは余り好ましい姿ではないのではないかと。実はそういう面ではやはり塩竈市に対して訴えの提起があった時点で和解の道がやはり何か、そういう努力が足りなかったのではないだろうかと思うんですね。やはり、弁護士と打ち合わせする。また報告を受ける。そして協議をする。大変な労力だと思うんですよ。したがってそういうことはもう少し迅速にこういう問題が起きないように和解の道を探る努力をしてほしかったと、こういったことだけは要望しておきたいと、こう思っています。

それから、魚市場の問題ですね。確かにこれからいわゆる市費を繰り入れて、何とか財政の再建を図ってきている。これについては非常に努力をなさる姿が見えてきました。私こうずっと見ますと、やはりこの10年、約平成11年ころ、約3万トンの鮮魚で水揚げがあったんですね。

2万9,666トンですか、あったわけですね。大体200億超しておったんです。今100億前後。平成6年度中は、やはり260億ないしは270億。そういう時代もありまして、やはり水産塩竈の復活を何とかして努力をしてお願いをしておきたいと思いますが、実はきのうの河北新報、見ましたですか。私持っているんですがね。この中で塩竈のことは一つも載っていないんですよ。ね。塩竈は特三漁港なんですよ。おいしく食べようお魚マイスターね。世界と日本大図鑑世界史です。私は、北海道はいわゆる生産、水揚げ、あるいは金額ともこれは日本一だと思っています。第3位が宮城だと思っておった。ところが第4位になっていましたね。それでも水産県なんですよ。特三漁港1位ですから、そういう面では特三漁港らしく、やはり堂々といろんな努力をしてほしいなと、こう思っているわけなんです。

北から八戸があり、気仙沼がある、石巻がある、塩竈があって、あと千葉県銚子ですか、あと神奈川県三崎がある、焼津がある、下関、浜田、境港ですか。あと九州にいけば長崎、福岡、枕崎があって、13港の一員として、この宮城県内での会議所の会頭を中心として、特三漁港の会頭会議を開いて、いかに水産振興を図っていくかということまでいろいろ努力をなさっているわけですね。そういう面では非常に塩釜港の、これは実は古い資料なんですね。3年前の資料でやっているんですよ、河北新報さん。実は私電話をして、あんたたちもっと新鮮なやはり新しい情報をやるべきでないかというちょっと抗議をしたんです。名乗って、私こういう者だと。実は3年前の古い資料でこういうことをされたのでは困ると。宮城県も代表する河北新報ですから、そういう面ではやはりもっと新しい情報でやってほしいなということを申し上げました。

塩竈は全然港としての価値が出てこないわけですよ。33港出ているんです、全国で水揚げ港の。ところが平成17年ですから、1万トン揚がっていないわけですね。7,600トンですか。ところが高知県土佐清水で7万トンで揚がっているわけですよ。ですからそういう面ではどうしてこうなっているんですかといったら、いや向こうの資料、いろんな資料に基づいてやったんだという話だったんですけども、やはりもう少し、18年、19年度で1万トン超えていますよと。だからそういう面ではやはり特三漁港としては面子も私は考えて、やはり何だかんだ言たって水揚げを図らなければやはり水産塩竈の名前も出てこないし、やはり仲卸が日本一だと言いながらもですよ、なかなかその姿があらわれてこない状況では、やはり水揚げ増を図る漁船誘致が、本当に大切だなとこのように思いましたので、その辺の考え方。なぜかといいますと、私は今市長が進めている海辺の賑わい地区が終われば、産業施策としてやはり魚市場の再

開発を本気で考えなくては行けないと。今の魚市場ができてもう43年なんですよ。43年。前の魚市場はあの築港にあったと。今のマリゲートのあるところ。36年で閉鎖して新しい港に行っているんです。ですからかなり限界が来ているんだろうと。したがって、私はそういう面ではこの産業施策というのは魚市場の再開発は、何としてもやはりやり遂げなければならない。かつてあの市場の再開発の80億の計画、50億の計画がありました。それはとてもできませんよと。第三を考えると。33億だかと言っていたけれども、それもいつの間にか雲散霧消してしまったという形でありますけれども、やはり塩竈の将来を考えた場合にこの問題は避けて通れないわけですから、やはり本気になって特三漁港にふさわしい魚市場を、やはり取り組みをしていかななくては行けない。昭和4年のときに築港につくったとき、新浜町につくったときが40年。これどちらも東洋一と言ったの、あのときは。昭和4年のときも東洋一という名前を使ったんですよ。ですから東洋一の塩釜市場がこの新聞に出てこないのでは、私は話がならんと思いますから、三陸ひがしものね。いろんなことでやっていますから、そういう面では堂々とやはり取り組んでほしいなとこのように思いますので、その辺の決意を一つお聞きしたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 初めに、第二中学校の損害賠償請求事件の結果についてご質問いただきました。

先ほど来ご質問いただいておりますとおり、14年の4月23日に事故が発生をいたしております。その後、学校関係者と当事者の方々でお話し合いをさせていただいてまいったわけですが、詳細の内容についてはご容赦いただきたいと思いますが、結果として17年7月1日に塩竈市が訴えられるというような状況になったわけであります。当然のことながら事故の当事者も大変ご心労であったかと思いますが、学校で一生懸命こういった活動に従事した職員についても、大変な心の負担であったわけであります。我々もこういう形になったことについて、やはり学校の責任の所在をはっきりさせるという今度立場になったわけでありますので、17年以降裁判の場を通しまして、我々としての主張をさせていただいたわけであります。

論点は仮入部期間中という問題であったわけであります。今まで通常の部活動中については、先ほど部長が答弁させていただいたとおりであります。教師がおらなくても生徒同士の間での一定の責任という話でありましたが、仮入部期間中という特別な期間であったがために、そういった期間についてはやはりもっと配慮があってしかるべきではないかということが司法の判断でありました。こういったことについては、我々真摯に受けとめております。先ほども教育

長申し上げましたとおり早速学校長初め集めまして、そういった対策も話し合いをさせていただいたところであります。部活動に楽しみを期待している生徒さんたちにこたえるためにも、なお一層我々襟を正して学校教育の現場に取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それから、水産振興であります。議案としては、魚市場会計の補正ということでありまして、その中でご報告をさせていただければと思いますが、今水産業、さまざまな課題、問題が山積いたしているわけでありまして。本市におきましても、残念ながら年間の水揚げ高が100億を前後するという状況であります。かつて500億を超える市場であったということは議場の皆様方、よくご存じのとおりであります。なぜこうなったかということについても篤とご案内のとおりであります。恐らく河北で取り上げた内容は、マグロに特化した塩竈の状況をそういう形で扱われたのかなど。大変残念であります。ただし、我々も座してそういう状況をただ単に見つめているだけでなく、先ほど申し上げましたように新たなブランドの立ち上げ、あるいは前浜ものを、業界と全体となってもっと水揚げができないかといったような問題であります。また、そのほかにも衛生管理、先ほどもご質問いただきました。海外との取引もどんどん大きくなってきております。そういったものに十分こたえられるような魚市場の環境づくりも、我々行政にとりまして大変大きな課題だと思っております。

再開発というお話をいただきました。今後、こういった形であるべきかということにつきましては、改めて議会の方に我々の考え方をお示しする時期が来るのかなというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 佐藤貞夫君。

6番（佐藤貞夫君） 二中の問題は、だからこそそういういろんな問題があればこそ、早目に手を打って和解の道を探るべきだったなど。大いに当局は反省してほしいなところ思っています。やはり市民と争うと、いろんな角度からいろんな意見が出てくるんですよ。だから、そういう面では何とかできなかったのかと私自身思っているわけですから、そういうことのないように、やはり市民と争うような姿は私は作りたくないところ思いますので、その辺の考え方をお聞きしたかったわけなんです。

それからもう一つは、市場の問題につきましては、港を考える会なんかも中心になって、やはり輸入冷凍もの、取り扱いを仙台港に揚がったものを塩釜港にやはり何とかできないかと、いろんなことをやっているようではありますが、この点もしっかりやらないと、原料がなかなか

入ってこないわけですから。仙台港の取り扱いを塩釜港に受け入れるようなその状況を速やかにつくっていただいて、そして何としても塩竈の漁業者がいろんな問題、解決できるように、取り組みできるようにお願いしたいものだ。そういう面での課題がいっぱいあるわけですので、真剣に努力をお願い申し上げたいと思います。以上です。

議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号及び47号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、議案第46号及び47号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号及び47号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第46号及び47号については原案のとおり可決されました。

議長（志賀直哉君） 以上で本臨時会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の議事を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さんでした。

午後3時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年5月20日

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉

塩竈市議会議員 伊 藤 栄 一

塩竈市議会議員 菊 地 進

平成20年 6 月 定例会 6 月 9 日 開 会
 6 月 20日 閉 会

塩 竈 市 議 会 会 議 録

平成20年 6 月 9 日（月曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成20年6月9日(月曜日)午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第48号ないし第58号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員(21名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 曾 我 ミ ヨ 君 | 2番 | 中 川 邦 彦 君 |
| 3番 | 小 野 絹 子 君 | 4番 | 吉 川 弘 君 |
| 5番 | 伊 勢 由 典 君 | 6番 | 佐 藤 貞 夫 君 |
| 7番 | 東海林 京 子 君 | 8番 | 伊 藤 博 章 君 |
| 9番 | 浅 野 敏 江 君 | 10番 | 小 野 幸 男 君 |
| 11番 | 嶺 岸 淳 一 君 | 12番 | 志 賀 直 哉 君 |
| 13番 | 佐 藤 英 治 君 | 14番 | 伊 藤 栄 一 君 |
| 15番 | 菊 地 進 君 | 16番 | 今 野 恭 一 君 |
| 17番 | 阿 部 かほる 君 | 18番 | 鈴 木 昭 一 君 |
| 19番 | 鎌 田 礼 二 君 | 20番 | 木 村 吉 雄 君 |
| 21番 | 香 取 嗣 雄 君 | | |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|-----------|--------|-----------|
| 市 長 | 佐 藤 昭 君 | 副 市 長 | 内 形 繁 夫 君 |
| 総 務 部 長 | 三 浦 一 泰 君 | 市民生活部長 | 大 浦 満 君 |
| 健康福祉部長 | 棟 形 均 君 | 産業部長 | 荒 川 和 浩 君 |

建設部長	菅原靖彦君	総務部政策調整監	小山田幸雄君
会計管理者兼 会計課長	大和田功次君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田直君
総務部次長兼 政策課長	田中たえ子君	総務部危機管理監	佐々木真一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下彰君
産業部次長兼 水産課長	福田文弘君	建設部次長兼 建築課長	千葉伸一君
総務部総務課長	桜井史裕君	総務部財政課長	神谷統君
総務部税務課長	星清輝君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤ゆりみ君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤英治君	市立病院長	伊藤喜和君
市立病院事務部長 兼経営改革室長	佐藤雄一君	市立病院事務部 業務課長	川村淳君
水道部長	佐々木栄一君	水道部総務課長	尾形則雄君
教育委員会委員長	東海林良雲君	教育委員会 教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育部長	渡辺誠一郎君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会 教育部総務課長	小山浩幸君	選挙管理委員会 委員長	稲田喜一君
選挙管理委員会 事務局長	橘内行雄君	公平委員会委員	郷家照夫君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	丹野文雄君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長兼 議事調査係長	伊藤喜昭君
議事調査係主査	戸枝幹雄君	議事調査係主査	斉藤隆君

午後1時 開議

議長（志賀直哉君） 去る6月2日告示招集になりました平成20年第2回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

これより、去る5月28日、東京日比谷公会堂で開催されました第84回全国市議会議長会定期総会において、同会の表彰規定により表彰の栄に浴されました方に対し、表彰伝達式を行います。

事務局長（佐久間 明君） それでは、全国市議会議長会の議員在職25年以上の表彰でございます。

曾我ミヨ議員、演壇にお進みください。

議長（志賀直哉君）

表彰状 塩竈市 曾 我 ミ ヨ 殿

あなたは、市議会議員として、25年の長きにわたって、市政の発展に尽され、その功績は特に著しいものがありますので、第84回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成20年5月28日

全国市議会議長会会長 藤田 博之（代読）

どうもおめでとうございます。（拍手）

事務局長（佐久間 明君） 以上で表彰伝達式を終了いたします。

議長（志賀直哉君） 本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話などを持参している方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、17番阿部かほる君、18番鈴木昭一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（志賀直哉君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は12日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、本定例会の会期は12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（志賀直哉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。高橋監査委員。

監査委員（高橋洋一君） 資料の訂正をお願いしたいと思います。

議会の監査結果の報告書を提出しておりますけれども、議会事務局の分で2ページ目になりますけれども、表の右上の方に平成19年3月28日現在となっておりますけれども、これは平成20年3月28日現在の誤りでございますので、「19年」を「20年」の方に訂正させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、報告第1号、一般会計、下水道事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、土地区画整理事業特別会計繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号、平成19年度塩竈市土地開発公社事業決算及び報告第3号、平成20年度塩竈市土地開発公社事業計画及び予算については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ6月2日付にて議長あてに報告がなされたものであります。

さらに監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告2件であります。

これより質疑に入ります。5番伊勢由典君。

5番（伊勢由典君） それで、何点か諸般の、監査、繰越計算書ですね。公社について何点か触れたいと思います。

それで、お手元に1の繰越計算書という報告がございます。そこで、改めてそれぞれ繰り越しのそれぞれの一般会計並びに特別会計分の繰り越しが付されております。そこで確認、改めてお聞きしたいのは、一つはこの繰越計算書の中で、最初の一般会計の分で4,000万でしょうか、繰り越し分がこの中に載っております。民生費、社会福祉費の地域介護福祉空間整備補助金ということで4,000万ほど繰り越しになっているというのがその中には書かれております。そこで、改めてこの繰り越しは、たしか平成19年6月議会、つまり選挙が終わって6月

のいわば補正予算、改選後の4,000万のいわば交付金として計上されたというふうに私ども認識しております。場所はたしか月見ヶ丘のところにある社会福祉法人ということで、議会の過去の経過を調べてみますと、定員数で29名で、平成20年度の4月開設というふうに予定がされておりました。

そこで1点お聞きしたいのはまずその繰り越しの、いわば今回繰り越しをした理由について、諸般の事情もごございますから、その辺についてお聞きをしておきたいというのが第1点でございます。

それから、実施計画書を見ますと、実施計画書の中では平成19年度しか、この地域介護福祉空間整備交付金というのは予算化されておられません。それ以後はいわば実施計画、平成19年のときに示された実施計画以降は、残念ながら空欄ということになっております。そうしますと今後のこうした、とりわけ塩竈は高齢者が多いということもございまして、そうした点で、今後のいろいろな介護保険の事業計画などもある程度いろんな形で進むかと思えます。その辺についてまず最初、2点になるかと思えますが、繰り越し計算の関係でお聞きをしておきたいと思えます。

次に、公社の関係で、改めて確認をしたいと思えます。

そこで、改めて公社の関係もちょっとつぶさに見させていただきました。そこで2番のところの決算書というところですね。公社の決算書が書かれております。2ページのところには事業の概要等々載っております。これはたしか2007年の2月補正で、一般会計の分から言えば県の振興資金1億8,722万円の最終補正といいますが、2007年度の補正で、この買い取る上での予算措置を行い、その対象事業として西町の都市計画道路ですね。それから港奥部の居住ゾーンとか、この金額でいわば一般会計の補正で組んだ予算が組まれて、そして公社の方に2億ですか、入ってということになっております。

次ページの3ページのところでは、貨物ヤードのところの大型店から賃借をすると。賃貸料をもらうという関係で1,892万。これが19年度の決算の全体の枠組みということで付されております。

一方、改めて私たちもこの公社の収支会計は一体どうなっているのかですね。決算書を見せていただいたわけですが、それは6ページ、7ページのところに付されております。そうしますと、平成19年度の決算上は2億2,694万円というのが事業収入としてあり、支出した分、つまり買い戻しをして支払うと、こういう関係になるかと思えますが2億3,257万円と。残念

ながら差としては563万円の収支上の差が出てしまったというのが19年度の収支の決算の実態ではないかと思えます。

そこで、次のページのところです。10ページのところで、では最終的に公社の損益は一体どうなるのかということを書き留めておいて、14ページのところです。損益計算書というのが付されております。これは公社自身の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの損益計算書ですが、こうしてみますと、最終的には当期損失が563万円が、残念ながら当期損失として計上される。加えて隣の剰余金計算書というところです。これは要するに前年度の1億あったものが当期純利益、これは損失になりますから563万円差し引かれて951万円の実際的にはいわば正味財産といえますか、その現金保有あるいは現金等の残高になっていると、こういうふうな決算の中身が書かれております。

そこで改めて今回、端的にお聞きをしたいのは、今回は公社の定款も付されておりますが、去年の質疑を改めてもう1回繰り返して読み返しますと、土地開発公社の定款というのが後ろのページの方で1、2、3、4ということで付されておいて、利益及び損失の処理の場合は第22条、毎年度事業の損益計算上利益が生じたときは前年度から繰り越した損失を埋めると。不足が生じた場合は繰越欠損金として処理をするというものが定められているということになります。

こういういわば会計処理上の決算から見ますと、そういう点では残念ながら損益を生じてしまったということなんですが、まず19年度のこの損益を生み出した理由をまず最初にお聞きをしておきたいというふうに思います。

それからもう一つは、私どもも何回かずっと公社の2号用地のかかわりで、ここにも議会で議論がございましたが、2号用地の設定をすると、結局例えば19年度の決算を見ても、ここでは1,892万円。ところが2号用地の支払利息というのが、例えば6ページ、7ページの19年度の土地開発公社の収支決算書の中に事実上は2号用地の支払い分の利息として2,281万円。つまり19年度もちろん途中からの分もあるんでしょうが、本当は2,000万ぐらい入るものが今回は、19年度決算は2号用地の賃借料として1,892万。しかし一方で、それ以上に土地の支払利息分2,281万円というのが生じておいて、公社自身の損益計算上の関係でも、この不足を生じているのではないのかというふうに思いますので、そこら辺の今回決算に当たっての考え方をまず最初にお聞きをしておきたいと思えます。

議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から一般会計の繰り越し事業の関係でご質問がございました。地域介護福祉空間整備補助金といたしまして、4,000万の繰り越しをしている内容のご質問でございました。

この補助金につきましては、高齢化の進展、認知症、高齢者の増大に対応いたしまして、介護施設の基盤整備のための平成元年の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律、こういう法律がございまして、その法律に基づきまして創設された補助金でございます。

この施設につきましては、本市の現在の第3期の介護保険計画に基づきまして、先ほど議員がお話ありました民間施工ということで、小規模特別養護老人ホーム、定員29名ということで、国からの内示がありまして昨年6月補正した事業でございます。当該施設は月見ヶ丘に建設中の施設でございます。当初3月25日に竣工の予定でしたけれども、事業者の方から変更の申請が出てまいりました。その中では建築予定地の地盤が切り土と、それから盛り土の地盤、そこに協会の建物が位置するというので、事前に調査を行っていたものの地質が非常に不安定だということで、改めて岩盤の上面とそれと盛り土部分、こういったものにくい工事を行って、建物の支持を得る、こういった工事が必要になったということで、今回の理由として上がってきた内容でございます。工期につきましては、8月下旬ということでございます。

今後、事業の適正な執行につきまして、県ともどもなお注視をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、2番目に今後の当該のような施設のスケジュールについて、建物の予定についてご質問がございました。

現在3期の介護保険計画、これ20年まで、今年まで計画が策定されておりますので、まず21年以降の4期計画が始まるわけでありましてけれども、これまでの総括をしたいというふうに思っております。そして20年度中に第4期に向けた計画策定の中でアンケート調査でありますとか、あるいは給付実績の分析、こういったことを行う中で、21年から23年までの施設の整備のあり方でありまして、あるいは保険料のあり方を踏まえまして、その中でまず検討したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（志賀直哉君） 田中総務部次長。

総務部次長（田中たえ子君） それでは私の方から、開発公社の事務局の立場で19年度決算の

損失の理由、それから2号用地に関する状況について報告をさせていただきます。

まず、資料 2のページ2、3のところに19年度の概況に触れてございますが、これまでの経過を若干触れながら説明させていただきます。

開発公社におきましては、昭和40年代後半に取得し30年以上経過する土地も含めまして、8カ所で30億円を超える土地を所有しておりましたことから、平成18年に経営健全化計画を立てて取り組みを始めたところでございます。その後、資金調達の協議の中で、金融機関の方から金融庁の指導もあり、信用リスク分の上乗せによります金利の上昇、さらには融資額の上限設定など、厳しい条件が示されるということになってございました。これらの金利上昇等につきましては、簿価を引き上げることとなりまして、結果といたしまして市の将来負担の増嵩にもなりますことから、先ほど議員ご指摘のように平成19年度12月ないしは2月補正を行いながら経営健全化計画の前倒しをし、2ページに記載してございます3件の土地について、市による買い戻しを行ったところでございます。

さらに賃貸借事業の部分でございますが、港奥部の再開発事業用地の一部につきましては、海辺の賑わい地区の商業ゾーンとしての土地の有効活用を目的に賃貸事業を行うために、平成18年10月に8,254平米を事業用地に転換いたしまして、事業用定期借地権を設定し、賃貸事業を展開しているところでございます。

これによりまして、2号用地の簿価は固定されまして、簿価の抑制が行われておりますが、先ほど定款の部分をお示しされましたが、定款の22条によりましてその賃料は事業収入に、利払いは損失に計上されることになった次第でございます。

これを数値で見ますと10ページ、11ページでございます。

収入といたしましては、土地の売却で2億500万ほど。さらには1号用地並びに2号用地の賃料収入等を合わせまして、合計約2億2,694万円の収入がございました。

それに対しまして支出の方は土地の売却原価、こちらは簿価でございますが、そちらが2億300万、さらには一般管理費等で627万4,000円、さらに2号用地の利子等が2,281万7,000円を含めまして、合計で2億3,257万2,000円となっております。この結果として563万1,000円の当期損失を計上したものでございますが、この理由でございます。

先ほどお話がございましたように、11ページの収入のところの2号用地賃貸料1,892万2,000円、こちらにつきましては契約をした当時の時価相当額の4.6%と、平均より高目の設定で賃貸事業を展開しております。しかしながら、11ページの後段の方の2号用地分の利息2,281万

7,000円でございますが、簿価の12億に対しましての利払いということになってございます。このため、18年度におきましては10月からという半年でございましたが、利率が0.470ということで282万2,000円の利子でございましたが、19年度につきましては利子が急激に上昇いたしまして1.875%となったことから2,281万7,000円の利子が生じまして、結果として563万1,000円の損失となったこととございます。この理由は、時価と簿価との差ということがございますが、何よりも資金調達の金利の急激な上昇、こちらが大きく影響しているものではないかというふうに思っております。

一方におきまして、当地区におきましては商業施設の進出によりにぎわいの創出、高層住宅の建設も始まるなど、海辺の賑わい地区の整備の効果が発現してきてございます。この波及効果で時価の下落も抑制され、将来において地価の上昇も期待されます。また、土地建物の固定資産税や市民の雇用の確保による税収の伸び、これまで未利用でありました土地の有効活用となり、にぎわいの創出、中心市街地の活性化につながっているものと考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（志賀直哉君） 5番伊勢由典君。

5番（伊勢由典君） そこで、繰り越しについて1点だけちょっと確認、私たちが認識を深めたいんですが、先ほどこういう小規模ですね。地域密着型のいわば介護施設をつくる。残念ながら実施計画上はない。そうするとそれは第4期計画の中に盛り込むというふうな回答でございました。そこで、私どももいろいろ今後のいわば取り組みの中で、市民アンケートというのも含まれておりますが、大体これはどのぐらいの方々に対する市民アンケートを予定しているのか、それから大体どういう方々を対象にしていらっしゃるのか、大体総じて何人ぐらいの対象でのアンケートを取りまとめて次期計画に反映させようとしているのか、その辺の考え方についてお聞きをし、また議会へのその示し方も今後の介護保険事業にとって大事な時期、今後以降迎えておるやに感じますのでその辺についてお聞きをしたいと思っております。

それから、公社についてはそういうふうなことをも含んだご回答がございました。それで、今述べたようなことを踏まえながら、20年度では一体どうなるのかということで、改めて20年度の予算を見ましたが、これは20年度は特に経営健全化の取り組みが20年度当初予算の中でも示されて、たしか当初計画、当初予算案で3億1,190万円用地取得の予算が組まれる。一方で、その無利子貸付という6億1,513万円ですか。総額で約9億3,000万ぐらいの予算を平成20年度に講じております。それでこういった公社の持っている今までのいわばそうした解

消策を図る上での予算措置で、そういうことが過般の予算委員会でもはっきりしましたが、今年度の20年度の予算で公社で示されたものが3番の、20年度の予算の中のところに今予算措置を含めたものを、漁港背後地の部分が一つ3億1,000万、それから貨物ヤードの1号用地、それから造成の賃借事業というのが1ページのところにそれぞれ3億、あるいは660万、あるいは賃借事業として2,030万円、これが1号議案として公社の方に示されております。

こうしたものもよく見ながら、公社自身の事業計画をつぶさに見ますと、先ほどその話がございましたが、2号用地の全体の公社の予算計画書をつぶさに見ますと、利息が3%というふうに高い利率1.8何%ですか、それが約2倍ぐらい相当の利息分として計上されておって、例えば2号用地の賃借で2,030万が、今年度平成20年度では約3,630万円ですね。こういうふうな高い利率の設定になっておって、前年よりも1,000万円ふえたのかな。ざっとそういうふうな感じになります。しかも損益の予算措置を見ますと、これでも結局経常損失、9ページのところで1,792万円経常損失を生じてしまうという、20年度の公社自身の点も、この余剰金そのものもこれでは大幅に減ってしまうのではないのかと。こういうふうに判断せざるを得なくなってくるんですね。17年度、例えば当初議会の中でもいろんな議論がございました。何とか2号用地の賃借で、収支はいわばそれで見込むんだというようなご意見もございましたが、収支のバランスの上でもその賃借20年で4億入る。ところが、こういう利率のこの引き上げなり損益を見ると、今後さらにふえていく。つまり余剰金がどんどん減っていくという、こういう流れになってしまうのではないかと。そうすると、こういう資金も今9,000万くらいですから、そうすると公社自身の最終的には自己資金、市からの資金は1,000万ですから、それは手をつけないということを考えてみても、公社自身の経営をめぐっても大変厳しいのかなというふうに思います。

そこでもう一つは、こういった健全化の方向を歩むと同時に公社自身のいわばこういった損益を生み出していく予算措置なりになっておりますから、どこでやはりこの損益を少なくとも減らすかと。こういう課題が当然浮上してくるかと思うんですね。そうすると、やはり金利を抑えると。さっきその公社の方での信用率が低下しているというふうに、金融関係は、大手金融関係はそういうふうに言うでしょうが、しかし公社自身の存続の問題、これからこのいろんな形で公社自身の運営にとってもいろんな支障が出てくる。この金融関係の、毎年こういう3%台の利率の引き上げになって、果たして公社自身だけにこういう交渉をゆだねていいのかと。やはり公社自身はそういう点で金融機関から厳しく、貸す側はですよ、銀行

関係は貸す側、利率を前年よりも引き上げるわけですよ。だけれども、実際のところは例えば最近の金融関係の情報をいろいろ調べてみても、サブプライムローンで住宅ローンのこげつきがあるでしょう。しかし、最近の金融庁の発表でも金融機関の自己資本比率は前年に比べても十分対応できる水準だと。貸す側は非常に高利で貸して、いわばそういうところの立場で臨んでくるわけですよ。そうすると、公社の理事者側だけではなかなか私は厳しいなと。金融機関とやはりこういうふうな交渉をして、少しでも保有資金をやはり抑えるという取り組みの上でどういう交渉になっているのかね。それから、金利を引き下げのための手だてを、公社自身も交渉はするでしょうが、やはり後ろ盾は塩竈市でしょうから、そういう点でもやはり責任を一つ一つ果たしていくべきではないのかと。これは一応予算書を見てですね。そういうところで考えざるを得ないのかなというふうに思うんですよ。その辺のちょっと金融機関との予算措置を、20年度の予算を立てたからにはそれなりの交渉があったと思いますので、その辺を明らかにしていただきたいと思います。

議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） 施設整備に係りますアンケートについてのご質問がございました。

基本的には現在総括をしているところでありますので、これからの結果の総括の中で当然従来しておりますアンケートの結果等も踏まえながら、具体的な時期あるいはその項目、対象者数につきましてはこれから整理をするという状況でございます。

それから、議会の報告につきましては、第3期の計画のときにも必要に応じまして適宜協議会等に報告してございますので、そのようにしてまいりたいというふうに考えております。

議長（志賀直哉君） 内形副市長。

副市長（内形繁夫君） それでは、土地開発公社の件につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

議員の質問、おおむね2点かなと。まずは1点は、平成20年度の取得土地の活用をどうするのかと。2点目は、公社の今後の資金運用と将来の見通しについてというようなことだったかと思えます。

まず、平成20年度土地取得の活用でございますが、議員ご承知のとおり本市土地開発公社は、平成18年度に公社経営健全化団体として指定を受けまして、平成22年度までの5カ年間で、公社用地の市への買い戻し等を進め、標準財政規模に占める公社銀行借り入れの市債、債務

保証額の割合10%削減すると。もって、公社の経営健全化を推進するということにしております。

平成20年度は、この経営健全化の一環といたしまして、先ほどお話ありましたとおり、漁港背後地面積1万3,000平米ほどの用地でございますが、市による買い戻しを予定しております。本土地につきましては、山林、保安林となっております。また県立自然公園に隣接した半島部でございますので、遊歩道やあずまやなど最小限の整備を行いながら、自然を生かした公園として活用を検討いたしておるところでございます。

また、もう1点の用地でございますが、これは駅前商業複合ゾーンのところで39平米ほどの用地でございます。これは隣接の地権者、いわゆる地域の地権者が共同化事業会社の設立に向け、今鋭意努力展開をしているところでございますが、地権者の買い取りの可能性がございますので、事業展開の環境を整えることを目的といたしまして、今年度買い戻す予定となっております。

次に、公社の今後の資金運用と将来の見通しでございます。

金融機関からの借り入れ金利は、おっしゃるとおり土地開発公社に対する信用リスク分の金利上昇が発生しておりまして、急激な上昇傾向にございます。また、金融機関への金融庁の指導も非常に厳しくなっておりまして、金融機関は公社への融資に慎重になってきている状況でございます。今後もさらに金利上昇が懸念され、簿価の増嵩は不可避でございますが、これは市の買い戻し時にいわゆる一般会計の市税の将来負担が増嵩する要因となっております。このため、公社のさらなる健全化が急務でございますので、公社の将来を見通した健全化計画について、県の指導等を仰ぎながら検討しなければならないと考えているところでございます。

また、昨今の状況をかんがみますと、土地開発公社を設立しております地方自治体は同様の苦境にあると推測されますので、国に対しましても地方6団体を通じまして、土地開発公社に関するさらなる財政支援制度の構築などについて、積極的な要望を展開してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 1番曾我ミヨ君。

1番（曾我ミヨ君） 私も、繰越明許費計算書について、特にこれ何ページと書いていませんね。土地区画整理事業特別会計の関係で伺いたいというふうに思います。

3,420万が19年度から残って20年度に繰り越しされるということになると思いますが、どう

してこうなっているのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（志賀直哉君） 菅原建設部長。

建設部長（菅原靖彦君） 繰り越しの方の内容というふうなご質問だと思いますので、内容についてご報告させていただきます。

区画整理事業費 6 億 9,000 万ほどのうち、翌年度への繰越額、20 年度への繰越額が 3,420 万というふうになってございます。この内容でございますけれども、区画整理事業の移転補償関係費につきまして、件数で言いますと 5 件ほどでございますけれども、繰り越しを行うものでございます。区画整理事業の計上しております移転補償費は、土地区画整理に伴いまして必要となります家屋などの移転に要する費用などについて補償を行うものでございます。

移転補償の方は、相手方のある交渉内容ということでございまして、予算計上いたしますけれども、契約が整うまでに一定の期間を要するというふうな性格を持ってございます。そういうことで、契約時期が年度後半になったというふうなことが一つはございます。

それから、もう一つの要因でございますけれども、補償を受ける方にとりましては契約が締結されたからといいまして、すぐに移転ができるかということでも必ずしもございませんで、契約が整った後、補償を受ける方におかれましては移転先の方、移転先となる家屋等を建築するというふうなことがあるわけでございます。そういったことを通して移転するというでございまして、そういうことから移転補償関係のお支払いでございますけれども、契約締結の時点で大体 7 割ぐらいをお支払いするというふうなこと、方法をとっております。そうしてまだ移転が完了していないわけでございますので、移転が完了した時点、移転を見届けた後に残りの 3 割を支払うというふうな、そういった資金でしているわけでございます。そういうことで、これは繰り越しになったものにつきましては年度後半に契約になり、そしてまた移転補償の方の完了もしていないというふうなことで繰り越しをしているということでございます。

そういうことで、その 5 件の方の残額 3 割、おのこの 3 割相当額につきまして 20 年度へ繰り越ししております。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 1 番曾我ミヨ君。

1 番（曾我ミヨ君） 移転補償の分の繰り越しだということですが、この港町の地域や稲荷下の地域があると考えているわけですが、先ほど 5 件の部分だということをお伺ったわけですが、そうしますと稲荷下地区になるのかなというふうに思いますが、これが 20 年度に引

き継がれるわけですがけれどもね。やはりそれぞれ相手のあること、共同化と先ほど副市長がお話ししましたように、共同化への展開にぜひ取り組んでいくということも言われましたけれども、この事業の最終年度が平成23年度だと。ことしが20年度だと。特にあそこでのやはりにぎわいをつくる上で、とりわけ地元のところでにぎわいをつくるということも非常にこの事業の一番のメインになるのではないかと考えておりますので、その辺では相当やはりだれがやるのかと。地元がやるにしても、相当なやはり行政の支援や手だてや、後になり先になりやはりいろんな支援が必要になるのではないかと考えているのですが、その点では今後19年度に残されたこの分は20年度で具体的にどのように進めていくお考えなのか、その点についてお伺いしておきます。

議長（志賀直哉君） 菅原建設部長。

建設部長（菅原靖彦君） まず繰り越しが、今議員が述べられました駅前共同化の方々だけかといいますとそうではございませんで、区画整理事業区域内、かなりのケースございますので、19年度は件数で言いますと17件の補償件数がございました。そのうち5件ということでございます。その5件の方々、区域内に言ってみれば点在というか1カ所に固まっているわけではございませんで、おのおの状況が異なっておりまして、そういったことでご理解いただきたいと思いますが、その中に今議員おっしゃられた方も含まれてはございます。

それで、駅前商業複合化につきましては、やはりその区画整理事業を進めていく上で重要な地点であるということで、共同化に向けて手を挙げられたの方々、地権者の方々を中心に共同化に向けて検討を進めていただいたというふうな状況でございます。進捗状況は先般の所管の協議会等にも報告をさせていただきましたが、まだ案の確定に至るというふうな状況ではございませんので、今後も現在もですが、グランドデザイン等で参画をいただいた学識経験者の方々、そういった方々のアドバイスを得ながら早期の事業化を目指しているといったようなそのような状況でございますので、まず状況についてはそういうことでご報告をさせていただきたいと思っております。

議長（志賀直哉君） 6番佐藤貞夫君。

6番（佐藤貞夫君） ただいま開発公社の問題で、隣の伊勢議員からいろいろな内容等について質問がありました。考えてみますと、この第三セクターなりあるいは特殊法人というのが全国で相当な赤字を抱えているという形で、総務省が本気になってその非常事態に再建を目指すためにもやはりいろんな指定をやってこの再建をしようと、こういう形になったわけな

のでございます。したがって、そういう意味では私は市の将来負担が多額に上らないように何とかしなくてはならないのではないかという立場でみんな思っているわけなんですね。18年度指定を受けて3年目でありますから、20年まで本当にどこまで改善できるかと。みんな何とかしてもらいたいなという気持ちを持っているわけなので、その辺のやはり考え方をきちんと達成できるような方法を一つ考えてほしいと。

それと、その前にこの決算書を見て驚いたんですけれどもね。入り口でちょっと、こういうことは表現あるのかなと私は思ったんです。ちょっと19年度の決算書を見てくれませんか。4ページ。登記に関する事項で、解任と就任という言葉を使っているのね。普通ね、これ辞任とかあるいは辞職とか、退任とか、退職とかという表現を使うのが本当だと思うんですよ。私はずっと思い出したんだけれども、かつてアメリカ第33代大統領のトルーマンがマッカーサーを解任したというのは有名な話なんですけど、あのときは解任という表現を使ったんです。日本を余りよくしたのではないかと、あるいは調整してる人たちと意見が対立したという形で、最高司令長官だったマッカーサーを解任したという有名な話があるんですよ。したがって、あのときは解任したわけでございますが、これは解任ではないと思うんですね。私は辞任とか辞職とかというのが本当だと思うんですけどね。これはこういう形でやはりみんなに配付されると、こういう表現はちょっとまずいなと私思うので、その辺、入り口の面で、やはりこういう表現は使うべきではないと。だから、このいろんな就任、解任となっていますけれども、辞職あるいは新任あるいは任命とか、そういう形でやるのが普通なんですよ。こういう言葉は普通使わないです。だから罷免とか免職とかという、同じにとらえてしまうのこれは。そういう面ではそういう表現まずいものですから、やはりこういう表現は使うべきではないとこう思いました、考え方を聞きたいと思います。

議長（志賀直哉君） 内形副市長。

副市長（内形繁夫君） お答え申し上げます。

佐藤議員さん、本当に我々もこの表現を見たとき本当に心が痛みました。それで、担当の方の確認したんですが、法務局の方で確認してこの表現にしてくれと。辞任とかそういう言葉にならないのかと聞いたところ、法律的というか登記上の言葉としてこの解任というような表現にしてくれと、そういうことでございましたので、ちょっとびっくりしますけれどもこういう形になりますので、ご了承賜りたいと思います。以上です。

議長（志賀直哉君） 15番菊地 進君。

15番（菊地 進君） 15番。私からも、開発公社の件で若干確認をさせていただきます。簡単に終わります。

資料の2番の19ページ。まずここで監査委員からの意見、審査の結果というのがあるんですが、基本的に私知りたいのは、いわゆる今金融機関も大変な時代で、さらに金利についても上昇してくる。そして資金の円滑な調達に努めてほしいというのが監査委員それぞれ、曾我監査委員なんかは特にそういうことを言ったのかなと思っていますが、そんな意味で方向性としていろんな金融機関に聞くと、やはり貸し渋り傾向にあるのかなという思いがあります。いろいろな面で。その対応、対策としてどういうふうにするのかなというのが第1点。

あと第2点は、たわいもないことなんですが、大事なやはり目的を持って、土地を事前に持って、代替に買ったという感じで私は認識しているんですが、最後の方に市民等の利用に供するなど積極的な活用と、その前に当初の目的どおりにこの開発公社で買った土地の推進をやはり願わないでうやむやにして、目的があって先に先行取得をしてもらってだよ、それがずっと月日がたってからして、その土地を有効利用するというのはわかるんですが、ちゃんとした当初の目的どおりにどうするか、どう推進するかというそういうものが見当たらないんですよね。ですからそれが後手後手となって、金利が負担になって、例えば買い戻すときに金利の負担で倍以上の値段になっていたりとかね。そういうふうになってその簿価といわゆる実勢価格が差が出たりとか、そういう事態になっているのがこの要因でないかなと思うので、やはり当初の目的をどうしていくかという、そういう推進方をどう考えているのかなというのが、監査委員から市民等の利用に供するために何か考えなさいというようなことを、指導はあったからそうするかもわからないけれども、当初の目的をどう達成していくかという、そういう決意はちょっとお話ししてもらいたいなど。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 内形副市長。

副市長（内形繁夫君） まず、貸し渋りの件でございますが、議員おっしゃるとおり、本当に我々苦労しております。貸しはがしの部分でございます。今まで30億円くらい借りたものがそれは半分以下の融資だとか、そういうような本当に金融庁の締めつけによって金融機関等はかなり、いかに塩竈市の債務保証があろうとも、かなり貸しはがし、貸し渋りになってきております。

今年度20年度事業運営するに当たりましては、我々金融機関歩きまして、何とかこれまで2社の、2行というんですかね、二つの銀行から30億円ほど融資していただきましたが、なか

なか貸しはがしがありましたので、今回もう1行お願いをいたしまして、3行で29億ほどの融資を受けたところでございます。そういう関係もあって金利の増嵩、平成18年度0.4%でありました。ところが19年度では1.78、今年度は3%で予算を組ませていただきました。こういう厳しい状況の中であって、銀行回りをしながら融資拡大のための、融資拡大というか確保のための、資金確保のための今努力をさせていただいております。

またあと、収容した土地の目的どおり使うべきだというような、市民的利用すべきだというようなご指摘をいただきました。まさにそのとおりでございます。お手元の資料4の方の一番最終ページに記載させていただきました。公社で所有している土地でございます。取得年月日、取得原価、そして簿価、こういったものを記載させていただいております。取得30年経過してもまだ使われていないというような、そういったところがございます。いわゆる塩漬けになっている部分もございます。そして今議員さんおっしゃるとおり、我々これから健全化計画を進めるに当たりまして、やはり収容目的に沿った土地利用のための市の買い戻し、あるいは目的から外れますけれども、何らかの公共目的に使えないかというような考え方、そして3点目はどうしても公的な利用が難しいというものについては市の方で収容いたしまして、民間的な利用があるならばそういったような売却にしていくと、そういう三つの方針を持って土地管理処分に取り組んでまいりたいと思っております。以上であります。

議長（志賀直哉君） 15番菊地 進君。

15番（菊地 進君） ありがとうございます。

あと、私もある金融機関の方とお話しする機会があって、今までですとやはり市が後ろ盾になって、議会が承認すればすんなりと金融機関もいいですよということで出してくださったのが、今これは行政に言うのもあれなんです、議長に向かって言えば我々議会が承認というか議決を与えても、金融機関がなかなか貸してくれない。そういう時代になっているんですよ。これは我々もそんな意味で塩竈市の健全財政化に向けて、今後なお一層頑張ってまいりたいと思っておりますが、さらなる行政当局の、市民の幸せのためにさらなる努力をお願いしたいと思います。以上でございます。ありがとうございます。

議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第48号ないし第58号

議長（志賀直哉君） 日程第4、議案第48号ないし第58号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま提案、上程いただきました議案第48号から第58号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第48号は、塩竈市障害児通園事業施設条例の一部を改正する条例でございます。

これは、障害児の通園施設であるひまわり園の利用者から寄せられております車による送迎や、利用時間の拡大などの要望にこたえて、サービスの向上を図るため指定管理者制度を導入しようとするものでございます。

次は、議案第49号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

これは、後期高齢者医療制度の創設に伴う地方税法の改正により、医療分の算定基準を従来の医療分と新たに設けられた後期高齢者支援分に分けるとともに、賦課限度額の変更等を行おうとするものでございます。

次に、議案第50号塩竈市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例でございます。

これは、東塩釜駅に設けてあります自転車等駐車場の利便性を高めるとともに、利用の拡大を図るため、駐車場の使用区分に回数券を新たに設けようとするものでございます。

次に、議案第51号塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例でございます。

これは、マリゲート塩釜における自動販売機設置や、壁面広告掲示等の利用料金基準額を定めて利用料を明確にするとともに、壁面を有効活用することによって、経営健全化の一助にしようとするものでございます。

次は、議案第52号塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございます。

これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、非常勤消防団員等に係る補償基準額における配偶者以外の扶養親族の加算額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

次は、議案第53号塩竈市中小企業制度融資損失補償条例であります。

これは、本市の制度融資を受けている中小企業者が経営破綻した後、一定の再生計画に基づ

いて再建を図ろうとする場合、代位弁済をした宮城県信用保証協会は、当該企業に対して持つ求償権を放棄することがありますが、その際本市が同協会に対する求償権も放棄することができるようにするものであります。厳しい状況におかれている地域経済の状況にかんがみ、その活性化に資するような社会的意義が認められる場合に限って行う措置であり、速やかな経営再建を支援しようとするものでございます。

次は、議案第54号塩竈市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

これは、農地の減少によって転用手続きの件数が減少しているなど、本市の農業委員会の実情にかんがみ、選挙によって選出される委員等の定数を減少させるとともに、農業委員の報酬を月額から日額に改正する等の改正を行おうとするものでございます。

次は、議案第55号健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

これは、健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、老人保健法の題名が高齢者の医療の確保に関する法律に改められたこと及び宮城県の補助金交付要綱が改正されたことに伴い、本市の乳幼児医療費の助成に関する条例及び心身障害者医療費の助成に関する条例、また母子父子家庭医療費の助成に関する条例において引用している部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第56号平成20年度塩竈市一般会計補正予算でございます。

歳入歳出におきまして3,050万9,000円を追加して、総額を180億5,526万4,000円にしようとするものでありますが、歳出といたしましては地域新エネルギービジョン推進事業におけるバイオディーゼル燃料の船舶への導入試験事業費といたしまして140万円を、財団法人自治総合センターからの交付金を受けて、玉川中央通り町内会及び梅の宮町内会が放送設備などの行事用備品を整備することに対する助成金といたしまして350万円を、同じく藤倉親交会が集会場を建てかえる工事への助成金といたしまして1,500万円、仙台宮城デスティネーションキャンペーンの一環として、地元団体が行う観光バス誘致事業に対する補助金といたしまして60万円を、文部科学省のモデル地域の指定を受けて、学校と地域が連携して学校安全に取り組む地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費といたしまして200万円を、第二中学校がかねてから行ってきた岩手県奥州市との交流を活発化させるため、文部科学省の指定を受けて農家に泊まって農作業を体験するふるさと生活体験推進事業費といたしまして400万円などを計

上いたしております。

これらの財源として、歳入では国庫支出金として66万2,000円、県支出金として758万7,000円、繰越金として211万9,000円、諸収入として2,014万1,000円を計上いたしております。

次に、議案第57号平成20年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算であります。

これは、後期高齢者医療制度が創設されたこと及び国民健康保険事業の財政調整基金残高が見込まれますことから、歳入予算を組み替えるほか、基金の運用利子及び積立金として30万円を追加し、総額を63億4,940万円にするものでございます。

最後に、議案第58号市道路線の認定及び廃止についてであります。

これは、市道新浜町三丁目19号線及び20号線の一部が塩釜漁港広域漁港整備事業の施行区域となることに伴い、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により市道として認定、廃止しようするものでございます。

以上、各号議案についてご説明申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては担当部長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から議案第48号と49号につきましてご説明申し上げます。

関係する議案につきましては、資料 5と資料 8でございます。資料 5につきましては、開いていただきますと議案第48号が1ページから、それから議案第49号が3ページからということで議案そのものがまとめられている内容でございます。説明の都合上、資料 8、第2回定例会議案資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、議案第48号塩竈市障害児通園事業施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1番の概要についてまとめてございます。

ひまわり園につきましては、昭和49年に母子通園事業として始まりまして、その後平成15年度から児童デイサービスの機能を加味しながら通所児童の障害の軽減を目的にいたしまして、日常生活の基本的慣習でありますとかあるいは基本的な動作、集団生活への参加、適応訓練

などの療育指導を行ってまいりました。

今回、これまでの利用状況あるいは具体的な実態、こういったものを踏まえまして、多様化する利用者のニーズにこたえるために、民間の方々の持つておられる発想でありますとかノウハウ、こういったものを活用する中で、利用者のさらなるサービスの向上を図ろうとするために指定管理者制度を導入するという内容のものでございます。

2番目に、改正のポイントについてまとめてございますので、ご説明申し上げます。

上段に現行条例、それから新条例、それから今回のポイントについて。左側の縦列の部分に変更する部分、移行する部分、追加する部分ということでまとめてございます。

まず、変更の部分でございますが、条例第4条として市内の居住要件を削除いたしまして、事業の対象者を市内はもちろんでございますが、市外の児童にも拡大して児童館の交流あるいは施設の効率的な運営を図る内容のものになってございます。

次に、中段の備考の部分でございますが、現行施行規則に定められております利用定員、利用制限、開園時間及び休園日の基本的な事項を国の指導令に基づきまして、新条例に移行するものでございます。特に開園の時間につきましては、利用者からのご要望も踏まえまして現在の9時から5時までを9時から5時45分に延長する内容のものでございます。

次に、追加の部分でございますが、今回の指定管理者制度導入の具体的事項を定めるものでありまして、第11条といたしまして通園施設の管理を指定管理者に行わせることができる旨を定めている内容でございます。

第12条といたしまして、具体的に児童デイサービスの実施に関することとありますとか、あるいは通園施設の利用に関すること、あるいは同施設の維持管理に関することなど、指定管理者が行う業務範囲を定めている内容でございます。

次に、13条でございますが、利用料金の徴収、免除など利用料金に関することについて。

第14条といたしましては、法令、条例に基づく管理の基準についてそれぞれ定めている内容のものでございます。

指定管理者の導入に当たりましては、利用者のサービス向上を第一義に考えてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

なお、この資料の1ページから4ページ目に新旧対照表を載せてございますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上、塩竈市障害児通園事業施設条例の一部を改正する条例については以上でございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第49号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、その概要についてご説明申し上げます。

説明の都合上、これも同じく資料 8 の26ページをお開きいただきたいと思います。概要がまとめてございます。

今回の条例一部改正は、平成20年度より後期高齢者医療制度の実施など、医療制度改正が本格的に実施されていることに伴いまして、懸案となっておりました地方税法等が去る4月30日国会で可決成立し、国保税の算定基準等が変更されたことに伴いまして改正する内容のものでございます。

ご提案申し上げます税率は、19年度の収支増加で20年度の見通しを踏まえまして、基本的には現行の税率水準を変えることなく条例改正を行おうとする内容のものでございます。具体的には、税率基準の変更、賦課限度額、国保税の激変緩和措置、特別徴収制度の導入などについて定めるものでございます。

資料の主な改正点について、7点ほどまとめてございますのでご説明申し上げます。

なお、関係条文につきましては、それぞれの項目の末尾に第何条ということで記載しておりますのでご参照いただければというふうに思います。

まず、と につきましては、表の中に記載されておりますとおり、現行改正案の医療分が医療分と後期高齢者支援分に分かれ、所得割につきましては現行医療分所得割「11.7%」が下段の改正案では医療分「8.75%」、支援分「2.7%」に、同様に3割につきましては現行「11.0%」が下段改正案では「9.0%」と「2.0%」に、均等割につきましては現行「2万6,500円」が下段改正案では「2万円」と「6,500円」に、平等割につきましては現行「3万1,500円」が下段改正案では「2万4,000円」と「7,500円」に、そして賦課限度額が現行「56万円」が下段改正案のとおり「47万円」と「12万円」にする内容のものでございます。

次に でございますが、後期高齢者医療制度の実施に伴う平等割の軽減規定でございますが、新制度移行に伴って単身世帯となる世帯について、平等割が5年間半額となる内容のものでございます。例示に記載のとおり、従前均等割2名に平等割を加算されていた世帯が、新制度移行により単身世帯となった場合、本条お示しのとおり均等割1年に加算分の平等割が2分の1になるという内容のものでございます。

でございますが、特別徴収の追加の規定でございます。導入時期は10月から、記載のとおり

り対象世帯は世帯内の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること、年金額が18万円以上で介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超えていない世帯主が対象となるものでございます。

でございますが、後期高齢者医療制度の実施に伴う国保税の軽減、1の軽減判定基準の変更の規定でございます。ここに記載のとおり、これまで軽減を受けていた世帯につきましては、新制度に移行することにより国保被保険者が減少いたしましても5年間、世帯構成でありますとか収入状況に変化がなければ、これまで同様の軽減措置が受けられるという内容のものでございます。

でございますが、後期高齢者医療制度の実施に伴い、政府管掌保険でありますとか、健康保険組合などのいわゆる被用者保険の扶養者が国保へ移行したときの移行世帯の平等割均等割の軽減の規定内容でございます。

被用者保険本人が新制度に移行することによりまして、その被用者、その被扶養者65歳から74歳になりますが、国保に新たに加入する場合は均等割が2年間半額、さらに単身世帯の場合は平等割も半額となるというものでございます。

以上が今回の主な内容となっております。

次に27ページ、右側になりますが、上の方から7割軽減世帯、5割軽減世帯、2割軽減世帯、軽減なしの世帯で給与収入、左側の方にございますが、350万円、500万円、800万円の六つのモデルケースを示してございます。

説明の都合上、一番上の7割削減世帯のケースについてご説明申し上げます。

左の方から、年金収入が70万円、給与収入が65万円の場合ですが、総所得金額、課税総所得金額、固定資産税額がゼロの場合、右から3列目の課税額のところをごらんいただきたいんですが、2行目の現行で金額が2万5,350円、3行目、これ改正案になりますけれども、同額の2万5,350円のうち医療分が1万9,200円、支援分が6,150円となります。改定額、改定率ともゼロ円、ゼロ%ということで、この部分につきましては変更がないという内容でございます。

以下、表の右2列目と1列目の改定額、改定率の欄をごらんいただきますと、以下5割軽減世帯から給与収入500万の世帯まで、すべて425円から7,825円の減額、率にいたしまして「0.68%」から「1.69%」のマイナス改定になっているという状況でございます。

最下段の給与収入800万円の世帯につきましては、今回の賦課限度額の改定に伴いまして3

万円の増額、5.36%のプラス改定となるものでございます。

以上、今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、概要についてご説明申し上げました。

なお、この資料の6ページから25ページまで、長くなりますけれども新旧対照表を載せてございますので、後ほどご参照いただければと思います。よろしくお願いたします。

議長（志賀直哉君） 荒川産業部長。

産業部長（荒川和浩君） それでは、議案第53号、それから54号を説明をさせていただきます。

同じく資料番号8の31ページをお開き願います。

条例設置の目的等についてご説明申し上げます。

議案第53号塩竈市中小企業制度融資損失補償条例についてご説明をさせていただきます。

塩竈市が宮城県信用保証協会及び金融機関と連携して実施しております中小企業制度融資において企業が破綻した場合、宮城県信用保証協会はその企業に対して金融機関に弁済いたしますが、後にその企業に対して求償権を行使して返済を求めます。返済されたときには、損失補償の一部を負担している市は、塩竈市は信用保証協会に対してその一部について条件付きの請求権を有することになっております。しかし、一定の再生計画に基づき、経営再建を図れる場合には信用保証協会は、その企業に対して持つ求償権の放棄等を行うケース等があります。この場合に市は、保証協会に対して有する請求権を放棄することが望ましいと要請がありました。

このような事例について、総務省より損失補償の一部を負担している自治体は、保証協会に対して条件付きの権利を有し、これを放棄するには議会の議決を得るか、あらかじめ条例で規定しておくことが必要であるというふうな見解をことしの3月に新たに示されました。

そこで、本市の地域経済のおかれている状況にかんがみ、企業が破綻した場合に迅速に経営再建が図れる環境を整えるために、地方自治法第96条10項による議決が必要な権利の放棄を速やかに行えるようにするため、この請求権の放棄を条例で規定しておこうとするものであります。

なお、下段の点線の枠にあるように、債権の放棄を行う具体的なケースですが、中小企業再生支援協議会や、整理回収機構などが策定を支援した再生計画をもとに債権を行う場合で、地域経済の活性化等の社会的意義などが認められるときに、求償権の放棄が行われることとなります。

以上、議案第53号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第54号塩竈市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

資料番号5の15ページをお開き願います。

農業委員会の選挙定数と選任委員を半数に削減し、現状に見合った組織とし、多様化する都市型農業問題に、速やかに対応できるように定数並びに給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

具体的には、1条の部分に記載のとおり、現行選挙定数を「10名」から「5名」に、第12条第2項の規定に定める委員の定数を1名に、また特別職の職員の給与を月額報酬、委員長2万200円、委員1万8,700円を一律5,000円の出席報酬にしようとするものであります。

本市の農業を取り巻く状況を見ますと、平成7年には70ヘクタールあった耕作農地も、平成17年には30ヘクタールと減少しており、また農地戸数についても同じく平成7年には150戸あった農家が平成17年には約80戸と減少しております。その他、大きく状況が変化しております。

今回、定数及び報酬について現状に見合った委員会体制に一部改正するものでありますので、よろしく願いいたします。

以上、議案第54号の説明とさせていただきます。

議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

総務部長（三浦一泰君） 私からは、8の資料で、議案第56号塩竈市一般会計補正予算の概要につきましてご説明を申し上げます。

8の41ページをお開きいただきたいと思います。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。

今回、歳入歳出を補正いたします額は、一般会計3,050万9,000円、国民健康保険事業特別会計30万円、合わせまして3,080万9,000円となるものでございます。

このことによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は最下段にお示しておりますとおり367億3,156万3,000円となりまして、補正前と比較いたしますと0.1%の増となるものでございます。

次に、一般会計の補正予算の概要につきましてご説明を申し上げます。

44ページ、45ページをお開きいただきたいと思います。

説明の都合上、最初に歳出の補正内容についてご説明を申し上げます。ここでは、歳出予算を目的別に分類、比較しております。

費目2の総務費2,056万2,000円の内訳を、隣のページの備考欄に載せてございます。

まず、住民基本台帳システム改修事業は、裁判員制度の施行に伴う裁判員候補者選出のための改修事業でございます。一般コミュニティー助成事業は、市内二つの町内会の催事用備品の整備を支援するものでございます。また、コミュニティーセンター助成事業は、藤倉親交会の集会所改築工事に対し助成するものでございます。

次の、地域新エネルギービジョン推進事業は、本市の渡船でバイオディーゼル燃料を利用した漁船漁業二酸化炭素排出量削減調査を行うものでございます。

費目3の民生費303万2,000円でございますが、福祉サービス費は障害者自立支援法に基づく利用者負担の上限額引き下げに伴う電算システム改修などを行うものでございます。また、心身障害児通園事業費はひまわり園の備品を整備しようとするものでございます。

費目7の商工費60万円でございますが、中心市街地商業活性化事業は、仙台宮城デスティネーションキャンペーン事業の一つとして、地元団体が実施する観光バス誘致事業に対して補助しようとするものでございます。

費目10の教育費631万5,000円は、小学校における英語教育や地域ぐるみで児童の安全を確保する体制づくりの推進、第二中学校での農家民泊などのふるさと生活体験の実施、玉川中学校における問題を抱える子供の自立支援事業などを行うものでございます。

次に、46ページ、47ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に分類し計上しておりますのでご参照いただければと思います。

次に、歳入の補正内容についてご説明を申し上げますので、42、43ページをお開きいただきたいと思います。

費目14の国庫支出金66万2,000円は、住民基本台帳電算処理システム改修費交付金でございます。

費目15の県支出金758万7,000円は、宮城県障害者自立支援特別対策事業補助金、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業委託金などがございます。

費目19の繰越金211万9,000円は、平成19年度決算において見込まれる剰余金の一部を計上しております。

費目20の諸収入2,014万1,000円は、コミュニティ助成事業に伴います財団法人自治総合センターからの助成金などでございます。

以上、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（志賀直哉君） これより議案第48号ないし第58号の総括質疑に入ります。

各議員に申し上げます。各委員会に付託しておりますので、総括質疑ということでご協力のほどよろしくお願い申し上げます。15番菊地 進君。

15番（菊地 進君）（登壇） ニュー市民クラブの菊地でございます。

6月定例議会の一般会計の補正予算について、そして議案について総括質疑を行います。

今回の一般会計の補正額は3,050万9,000円で、一般会計予算総額を180億5,526万4,000円にしようとしているようですが、新年度がスタートしてはや2カ月が過ぎております。私たち会派は、6月議会に大きな期待をしておりました。まず、市長さんが施政方針で常に選択と集中という施政方針的な考えを示されており、今回も補正関係で選択と集中的なものが出るのかなという期待をしておったわけでありまして。折しも中国で大きな地震があり、災害を受けております。そんな意味で地域の方は地震対策、災害対策というものに関心があったのであります。特に、学校の耐震対策が一番かなと私どもは考えております。万が一の安心安全のために行政に課せられた優先順位が求められるものでないかなと思っております。

今回の一般会計補正予算の内容を拝見いたしますと、事業計画、申請、要望のあったものでルールに乗ったものかなと考えております。そんな意味で耐震対策関係は、先ほどの諸般の報告の中で、質疑がありました繰越明許費の中で月見ヶ丘小学校、第三中学校の耐震工事が上げてあるだけですが、市長さんの基本的な耐震対策、災害対策への政策補正がないように思われたので、市長さんの基本的な考え方、事業の進め方をお伺いしたいと思っております。

また、全体的な予算の中で今基幹産業、大変でございます。原油高騰で大変な産業界が苦しんでいるときに、議案53号のように塩竈市中小企業制度融資損失補償条例も必要ですが、この条例をつくる以前に基幹産業の育成に役立つような条例提案がなかったのかなという思いがしておりますので、市長さんの日本で一番住みたいまちを目指すためのお考えをお伺いしたいと思っております。

例えば、議案第48号のひまわり園関係で、指定管理者制度の導入云々という提案がなされておりますが、説明を聞きますといわゆるサービスの拡大等に推進したいんだ、そのために指定管理者制度の導入を考えているんだよというふうに私は受け取ったんですが、そのサービ

ス、基本となる利用者のサービス向上等を考えるのであれば、行政でなぜできなかったのか。その辺の反省なくして提案だけでは困るのでないかなと思ひまして、市長さんのお考えをお伺いします。

そして、今回示されました3,050万9,000円が塩竈市民にとって、本当にこの補正予算が6万市民にとって、本当に役に立つものと確信しながら市長さんの考え方を聞き、そして市長さんが常々目標、目的でもあります日本で一番住みたいまち塩竈を目指すためにどのような提案、政策をなさるのか、今回の議会にどう反映するのかお伺いしておきます。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から、議案第56号平成20年度塩竈市一般会計補正予算についてのご質問をいただきました。おおむね3点でありました。

第1点目であります。地震対策。特に四川大地震等を見る限り、児童生徒の皆様方が大変大きな被害に遭われたということにつきましては、我々も大変に憂慮をいたしているところがありますし、こういった方々が一日も早く復興に立ち上がられることをお祈り申し上げるところであります。

そういった中で、本市におきましては毎年小中学校の耐震補強につきましては、おおむね2校程度を選択をさせていただきながら、なおかつ国の補助制度を最大限に活用させていただくということで取り組んでまいりました。20年度を予定いたしておりました月見ヶ丘小学校、第三中学校につきましては、国の補正予算を活用いたしまして19年度補正という形で組みわせていただき、今工事の進捗が図られており、夏休み明けくらいには一定の整備が完了するのではないかとというような状況にあります。

一方、国におきましても今回の中国の大地震を契機に補助率の嵩上げを検討中であります。特に、東北地方につきましては、海溝型地震の予測が大変高い地域であります。本来3分の1を2分の1に嵩上げをしていただいておりますが、今回はさらに3分の1を嵩上げし3分の2というようなことが今検討されているようであります。我々もこういった方針が確定し次第そういったものを有効活用しながら、より早く本市の学校の耐震ができないかということに取り組んでまいりたいと思っております。

次に、原油高騰であります。本当に1バーレル100ドルを超えたのが、つい最近ではなかったかなというふうに考えておりますが、今や130ドルの時代、将来はもしかしたら200ドルと

というような大変高い水準に推移するのではないかとということが大きく危惧をされております。

そういった中で、国におきましては原油高騰に伴う貸付制度が既に制度化されております。我々もこういった制度、塩竈でご活用いただきたいということでPRに努めているところであります。残念ながら、まだ有効活用というところには至っておらないようであります。まずはそういった制度を有効に活用していきながら、なお今後は例えば沿岸部の水産業を中心とする都市が連携で、この地域特性に合ったような形の原油高騰対策等につきまして、国にも要望してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、ひまわり園であります。なぜ行政ができなかったのかということであります。我々もひまわり園の有効活用につきまして、さまざまな取り組みをさせていただいてまいったところであります。しかしながら定数15名に対して、残念ながら今現在5名弱というような状況で推移をいたしております。特に、就学児童について残念ながら活発な活用がされておらないというような状況を踏まえまして、ご父兄の方々にアンケート等の調査もさせていただきました。そういった中から送迎用のバスをぜひお願いをしたいと。そういうことによりまして、かなり多角的な利用が考えられるというようなお話をいただきました。また、開園時間の延長といったような問題についても多くのご要望を賜りました。

翻りまして、つい先日、藻塩の里が新たにオープンいたしました。記念式典には、私も全国市長会がありまして同席できませんでした。前もって施設の方にお邪魔いたしまして、状況をつぶさに勉強させていただきました。通所者の方々がいすを梱包からほどもきながら、自分たちで組み立てをされておりました。指定管理者の方にお伺いいたしましたところ、いすの組み立て費は実は3,000円ぐらいかかるんだと。そういう話をしたところ、通所者の方々が自分たちでやれますということで、積極的なお取り組みをいただいたということであります。なかなか、我々行政という立場では目が行き届かない部分について、そういった一般事業者、あるいはこういった経験を数多く有するの方々が取り組むことによりまして、通所者の方々にもそういった意欲を持っていただいたということで、私も大変うれしく感じてまいったところであります。今後とも、民間の皆様方の知恵をおかりしながら、一方ではこういった方々のお力をおかりしながら、こういった施設がより利用者の方々にとって歓迎されるようなサービスが提供できますよう、なお一層努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（志賀直哉君） 15番菊地 進君。

15番（菊地 進君） 市長さん、どうもありがとうございます。

一つ抜けていたのかなと。市長がいつも常々に目標、目的としています日本で一番住みたいまち、そのためにこの3,000何がしの予算、そしてその基本となる180億5,526万4,000円の予算が、本当に市民のためによかれと思って提案しているんでしょから、本当に市民が実感としてこの予算が速やかに使われまして、そして市民生活向上に役立ててほしいなとお願いいたしまして終わります。ありがとうございました。

議長（志賀直哉君） 1番曾我ミヨ君。

1番（曾我ミヨ君）（登壇） 私から、議案第48号塩竈市障害児通園事業施設条例の一部を改正する条例について、先ほど市長の提案と部長の概要説明がございましたが、3点について伺いたいというふうに思います。

これまで、ひまわり園の施設の目的は、先ほど言われましたように障害児の軽減を目的に日常生活の基本的な生活習慣や基本的動作、集団生活への参加、適応訓練などの療育指導を行っているというふうに伺っております。特にとりわけこの施設は親子で参加して、そして発達障害にあるお子さんを適宜そういった指導訓練を行うことが目的で行われてきたと認識しております。特に、藤倉保育所に通う健常児との交流を図ることができるということで、あそこに設置された経過があると私は思っております。

先ほどの提案では、送迎や利用時間などの要望が多くあって、それにこたえるために今度は指定管理者に管理させると言っておりますが、私は利用者の要望にこたえることと、だから指定管理者にするということは別問題だと考えております。その点でもう一度、その点について伺います。

もう一つは、この概要についても書いてございましたように、行政コストのことが書かれています。本来こうした発達障害を早期発見するという、指導や訓練を行うということ、この部分ではむしろ行政が担うべき役割があり、コストであるいは採算ベースで考えていくことができるのかどうか。これは私は大変問題ではないかと考えております。この点についてどうなのか伺います。

また、施政方針では検討すると述べておりました。わずか4月、5月の2カ月半足らずで十分な検討ができたのかと。とりわけこの役割を担ってきた市職員、特に職員組合との協議は本当に整っているのかどうか。この3点について伺っておきたいと思っております。よろしく願いします。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま曽我議員からひまわり園の指定管理者制度導入について3点、ご質問をいただきました。

指定管理者制度導入の是非についての話であります。

現在のひまわり園、児童福祉法に基づいた母子通園施設として設置運営が始まり、平成15年には支援費制度が施行され、児童デイサービスとして位置づけられています。平成18年施行された障害者自立支援法では、公立とはいえ一定の福祉サービス事業所として位置づけられ、民間事業者が行う児童デイサービスと同じ立場になり、運営基準、利用料金及び給付費等も自立支援法に基づくものとなっているところであります。

これまで、先ほどもご回答させていただきました。よりよい施設運営を目指し、何度か利用者の父兄懇談、行わせていただいたり、あるいはアンケート等も実施してまいりましたが、多様化する市民ニーズに効率的、効果的に対応するためには、やはり民間経営者の発想やノウハウを活用させていただくことも、利用者の目的にかなうのではないかというふうな考えのもとで、今回このような提案をさせていただいたところであります。

提案理由の主なるものとしては、先ほど申し上げました。未就学児については送迎をさせていただいておりますが、就学児については残念ながらなかなかそういうことができなかった。そういったものもぜひ指定管理者という中で取り組ませていただきたい。あるいは時間延長、さらには土曜日の開園等々も可能になってくるのかなというふうに考えているところであります。

次に、施政方針で検討するといってきた6月では早過ぎるのではないかというご質問でございました。

このことにつきましては、実は20年1月31日の協議会でも一定程度ご説明をさせていただきました。先ほど、菊地議員にもご説明をさせていただきましたが、15名定員に対しまして、残念ながら平均利用人数4.8人ということで、利用者数が大変低迷をしている状況にあるということにつきましては1月31日の協議会でご説明し、今後何らかの対策をとらせていただきたいというお話をさせていただいたところであります。

また、4月22日の協議会におきましては、障害児のデイサービス事業を実施しております心身障害児通園施設、いわゆるひまわり園の運営を指定管理者制度に移行することについて検討してまいりますということでご説明をさせていただき、その際4月には協議会に報告、6

月には条例の提案といったようなスケジュールにつきましてもご説明をさせていただいたところであります。

なおかつ今回、ご提案をさせていただきました理由の一つといたしましては、まずはこの条例制定、次に指定管理者の指定という手続があります。さらにはこういった施設でありますので、例えば指定管理者に指定をした場合でも、速やかに移行ができるように、園児が戸惑いがあるようなことがないように、一定の習熟期間を設けてまいりたいというような趣旨でありまして、そういったことで今回提案をさせていただきました。ご理解いただければと思っております。

最後に、組合には申し入れをしているのかということでありました。

1月末に協議会の方に一定の報告をさせていただきました後、2月14日に職員組合に対しましてもこのような方針で進めておりますという情報を提供させていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 1番曾我ミヨ君。

1番（曾我ミヨ君） 委員会があるのでそちらに細かくはゆだねたいと思いますが、コストについては述べられませんでした。では、指定管理者にすればコストというか、採算がよくなるのかという点では、先ほど市長が言いましたように、自立支援法でやっていくわけですね。そういう点では私は指定管理者にしたからそれがよくなるということでもないし、むしろ本来こういうものは、行政がきちんと担うべきだというふうに考えます。

先ほど菊地議員の質問に対して、藻塩の里が指定管理者であるかのような発言もしましたけれども、これはきちんと委託ということでの運営をお願いしているわけで、指定管理者制度とはまた違うものであります。そういう点ではきちんとそれぞれの事業について間違えないようにやるべきだというふうに思います。

また委員会の方で、コストについてあれば伺っておきたいと思いますが、委員会の方に譲りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 大変恐縮であります。コストについては、今塩竈市が取り組んでおります費用と、それから先ほど来申し上げております新たなサービスといいですか、新たな支援策を追加した場合等々についての詳細の比較がまだ済んでおりません。まずはこういった条例を今回提案させていただき、その後にご承認がいただければそういった取り組みをさせて

いただきたいと考えているところであります。よろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

13番（佐藤英治君）（登壇） 私は、議案第54号について総括質問を行いたいと思っております。

まず、先ほど部長の方から農業委員会の状況についてお話しされまして、そういう観点も踏まえながら質問したいと思います。

この農業委員会というものの、意外とその内容が私も議員になってからなかなかわからなかったもので、教育委員会という一つの二大行政事務というのがありまして、教育委員会の方は相当情報とか、当然今子供の教育とかまた地域、あるいはまた生涯教育とかですね、いろいろなさっているのです。そういう意味では同じ委員会といえど相当情報が入っております。

それで、この農業委員会は、昭和27年の農地法の制定によって、塩竈でも農業委員会が設置された。そして、その目的は農業の生産力の拡大、農業の振興等であって、塩竈の農業委員会はそういう意味でこれまで相当それに向けた、目的に沿って努力してこられたというふうに敬意を表するわけでありまして。私も少年時代、いわゆる昭和30年、あるいはまた40年においては、本当に玉川においても非常に田んぼがありましたし、あちこちに水田がありまして、非常にいい豊かな塩竈であったわけですが、しかし先ほど部長の説明にもありましたように、平成7年70ヘクタールから今や30ヘクタール。そしてその農業の世帯数も150件から80件という、非常に厳しい状況に至っておるわけでありまして。

それで、農業委員会は全国的に廃止などのところも多いと聞いておりますけれども、市として農地面積の低下がどれだけになると委員会の役割が失うと考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

第2には、やはり今や食糧危機という問題が叫ばれております。もう本当に、人口の爆発、あるいはまた中国やインドの発展途上国がどんどん経済成長することによって、いわゆる生活も向上しますし、また地球温暖化ということで食糧というか農産物がどんどん減少するというような中、非常に大きな問題になってきているわけでありまして。それとあわせて、塩竈市の長期総合計画には、海、食、人が生きるまちというふうに目標を掲げているわけでありまして、とかく我々はこれを見ると魚だけというような、ちょっと私もそういう方向しか見なかったんですけれども、やはり今こういう問題になったときに、農産物の食というものを一層これは求めるし、また求めていかなければいけないことになると思うんですね。それで、今塩竈の農業委員会はこういう現状であれど、私はこの農業の文化というのは

日本の大事な文化の大きなものだと思っておりますので、これをどのように農業委員会が今後継承していく、そういう責任があるのではないかなという意味におきまして、今後どうふうに農業の委員会よりも、農業のあり方をやはり一応考えていかななくてはいけないのではないかなということを質問して私の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 佐藤英治議員から、ただいま議案第54号塩竈市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご質問いただきました。

今回は、定数を半減させていただきたいというご提案であります。そもそも農業委員会は、昭和26年農業委員会等に関する法律が施行と同時に発足をいたしております。当時は一定程度の大きな農地がありましたが、昭和60年には約120ヘクタール、平成7年には約70ヘクタール、現在は30ヘクタールを切るところにきているところであります。そういった状況をかんがみ、今回定数を削減させていただけないかというお願いの提案であります。

なお、委員の方から廃止というお話がありましたが、正確な数字について後ほど担当より廃止できる基準についてご説明をさせていただきます。

また、農地を10アール以上所有し、年間60日以上耕作を行っている方にのみ被選挙権が与えられることとなります。現在は、市内で約200名程度ということでありまして、1世帯でお二人とか3人ということがありますので、議員の方からご質問いただきましたようにおおむね百数十戸ぐらいの農家ということになるのかと思っております。

そういった中で、先日も新聞等をにぎわしました。我が国の食糧安全保障であります。カロリー換算でまいりますと、40%を切っているという大変厳しい食糧事情であります。特に輸入品に頼っております我が国が自立的に食糧安全保障をどのように構築していくかということについては大変大きな命題でありますし、一部水田の復活等々も国においては議論されているようにありますが、我々もこういった推移を注意深く見守っていく必要があるというふう考えております。そういった中での農業委員会の役割であります。

残念ながら現在、農業従事者の高齢化あるいは後継者不足により、年々業務が縮小する現状にあります。このため、今回委員会の規模縮小を提案させていただいたところであります。しかしながら、今後の本市の農政の中心はいかに農業生産額の向上を図るかという一方で、多くの市民が農地に親しみ農業を体験することにより、農業の重要性と食糧の自給の大切さ

を考える場を提供していくことにもあるのではないかというふうに考えております。

先ほど予算案の説明の中で、二中の生徒さんたちが奥州市の方に訪問をし、農業体験をというようなお話をさせていただきました。こういった子供さんたちが大きくなっていくときに、改めてこの塩竈の農業政策ということが厳しく問われるものと考えておりますが、そういったときに、しっかりと我々の思いを伝えられるような各種施策に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 荒川部長。

産業部長（荒川和浩君） 農業委員会についての基準というふうなことで質問がありましたけれども、まず最初に平成10年度に法改正がありまして、農地面積が90ヘクタール以下は市町村長の判断で設置が任意になったというようなことです。先ほど説明したとおり、本市においては30ヘクタールと。あとその10年度以降に法改正が再度ありまして、16年に法改正がありまして、その際は200ヘクタール以下というふうな形となっております。これは当時合併による地域がふえたものですからそういうふうになったかと思えます。ただ、本市においては10年度の面積基準には該当しておるというふうな形となっております。以上です。

議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

13番（佐藤英治君） 今の話を聞きますと、90ヘクタール以下ですからもう塩竈はある意味では廃止可能であるというふうに賜っています。ただ私は、廃止することを今回課題にしている、問題にしているわけでもないし、ただ当局としては今回こういう条例を出されて、そういう一つのぎりぎりのところに来ているなというふうに思っています。

しかし、私は先ほども申したように、やはり何十年と、60数年ですね。塩竈の農業委員会が培ってきたこのノウハウを、今やはりその市民の庭園とかあるいはまた農園とか、そういう方向にもっともっと、今本当に行政よりももっと市民の方々が今知恵を出してものづくり、あるいはまた本来の農業のよさというものを目覚めてきているという、そういう状況もよく踏まえながら、いわゆる農地がそのまま今眠っているのをどういうふうに行政がこれを活用するかという方向づけも検討していただければというふうに思いまして、要望として終わりたいと思えます。ありがとうございます。

議長（志賀直哉君） 4番吉川 弘君。

4番（吉川 弘君）（登壇） 私は、議案第49号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び関連して議案第57号平成20年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算について

総括質疑を行います。

議案第49号では、国民健康保険税の算定基準が現行の医療分が、医療分と後期高齢者支援分に分割されたことに伴い、従来の税率と賦課限度額を二分するとともに、賦課限度額の総額を56万円から59万円に改正すると説明しております。この条例改正は、平成20年度から後期高齢者医療制度や前期高齢者財政調整制度の創設、特定検診の実施など医療改革に伴うものであります。

質問の一つですが、医療改革前の平成19年度の国保会計の決算見込みは、基金より1億1,000万円の繰り入れを行って、単年度収支差がゼロとなりました。今回の医療改革の新制度に基づく平成20年度の収支見通しは8,100万円の単年度収支不足となっております。今回の新制度によって、国保財政が影響を受けるプラス面とマイナス面があります。この両面を具体的に明らかにすべきだと考えます。例えば、歳入面では75歳以上の後期高齢者の国保税収入が入らなくなることにより、どのくらいの影響になるのか。また、歳出面では老人保健拠出金がこれまで医療給付費の5割で、しかも本市のように老人医療費が高い自治体には負担が重かったのが、新制度では後期高齢者支援金になって4割の負担になることによって、負担額も全国一律になり1人当たり年額4万1,703円になって負担額が軽減されます。また、退職者医療制度が廃止されて、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費が他の政管健保、組合健保、共済などの医療保険に負担がふえる分、国保会計には支出が削減されます。今回の医療改革の制度によって本市の国保財政の収入と支出がどのようによくなるのか悪くなるのか伺います。

二つには、医療分の税率が医療分と支援分に分かれて、これまでの所得割の税率が0.25%引き下がるという内容であります。問題は、引き下げ幅が非常に少ないことであります。これまで県内の中で仙台市を除く12市の比較では、国保税の所得割の割合は塩竈市が最高の11.7%であります。隣の多賀城市との比較では、多賀城市は7.4%ですから、4%以上も多賀城市は低くなっております。この結果、課税所得別の国保税は塩竈市においては400万円を超しますと、ほぼ限度額の56万に達します。隣の多賀城市では700万円以上になって限度額に達します。また、19年度での県内の12市比較の全世帯平均国保税は、一番高い石巻市の17万円台、2番目が塩竈市の16万円台、続いて15万円台が1市、14万円台が5市、13万円台が3市、12万円台が1市となっております。今回の税率改定では、低所得者対象となる均等割と平等割の軽減は全くなく、所得割わずか0.25%を引き下げるだけであります。さらに限度額56万

円を3万円を引き上げて59万円にする結果、これまでの高い国保税がさらに引き上がります。今回の税率改定と限度額の引き上げを行う根拠は何なのか伺います。

三つ目には、10月からは世帯内の被保険者全員が65歳から74歳までの月1万5,000円以上の年金者からは、国保税も年金から天引きとなる特別徴収になります。国保税と介護保険料の合計が年金の2分の1を超える人は対象外にはなりません。これらのことは、生活上の理由などで分納などの相談もできないまさに問答無用の天引きだと考えます。この特別徴収に対する市の考え方と該当する市民への説明はどのように考えているのか伺って、第1回目の質疑とさせていただきます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま吉川議員から、議案第49号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例と議案第57号平成20年度塩竈市国民健康保険事業特別会計についてご質問いただきました。

お答えをいたします。

初めに、制度改正に伴う本市国民健康保険財政への影響についてお答えをいたします。

本市国保運営につきましては、平成15年度に策定をいたしました収支改善計画に基づき、市民の皆様方大変なご協力をいただきながら平成16年度、平成17年度の税率改定など、平成19年度末で累積赤字のない状況を目指して取り組んでまいったところであります。平成19年度決算見込みでは、医療費の伸びが9%増で推移するなど大変厳しい状況が続いており、財政調整基金から約1億1,000万円繰り入れを行い収支均衡を図ることといたしております。平成19年度当初では、財政調整基金全額の約1億9,000万円の繰り入れを見込んでおりましたが、国庫支出金等の増もあり、平成20年度に約8,000万円の繰り越しが可能な状況となっております。

ご質問の制度改正による本市国保会計への影響につきましては、後期高齢者医療制度や前期高齢者財政調整制度の創設に伴い、国保財政が大きく移り変わっております。後期高齢者医療制度では運営経費の40%、高齢者支援金として拠出することとなります。これまでの老人保健制度では、運営経費の50%を老人拠出金として拠出をいたしておりますので、国民健康保険としては拠出割合が減少いたします。ちなみに、平成20年度の本市の高齢者支援金の拠出額は6億7,600万円で、19年度の老人拠出金は10億1,700万円でしたので、19年度と単純比較をいたしますと、負担額は3億4,100万円減少するものでありますが、一方で後期

高齢者医療制度へ約5,600人の方が移行することにより、これまで約2万2,600人でありました被保険者数が約1万7,000人に減少をし、国保税は4億4,000万円ほど減収し、差し引きで約9,900万円収入減が見込まれております。そのほか前期高齢者財政調整制度が創設をされ、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費を、国保や被用者保険などの医療保険間で財政調整がなされ、これまで全額補てんをされておりました退職医療制度にかわり、一定割合で交付をされます前期高齢者交付金や国庫負担金等の推移を踏まえ、平成20年度では約8,000万円の財源不足が生じる見込みであります。

次に、税率改定と限度額についてお答えをいたします。

今回ご提案申し上げております国保税条例改正は医療制度改正に伴うものであり、基本的には現行の医療分の税率の水準を変えずに医療分と高齢者支援金分に区分し、税率及び限度額を定めるものでございます。

平成20年度では8,000万円ほどの税収不足が見込まれ大変厳しい国保運営となりますが、制度改正による市民の皆様への影響を最小限にとどめる意味で、見込まれます財源不足を財政調整基金で調整することといたし、現行の医療分の税率を基本とし医療分、高齢者支援分に区分したもので、限度額がそれぞれ医療分47万円、高齢者支援分12万円に設定されておりますので、所得割において0.25%の調整を行ったものでございます。

限度額につきましては、法定基準額に準拠することが基本であるというふうに考えております。県内全市町において同様の取り扱いがなされておりますので、本市におきましても地方税法施行令に基づいて、このような決定をさせていただくものでございます。

3番目に、特別徴収の導入と周知徹底についてのご質問をいただきました。

お答えをいたします。

平成20年度から国民健康保険税にも年金からお支払いをいただく特別徴収制度が導入をされます。これは、これまで被保険者の皆様には納付書や口座振替によりお支払いをいただいておりますが、個別に金融機関等の窓口でお支払いをいただくなどの手間をおかけしないようにすることと、あるいは国民健康保険税を確実に納めていただくことによりまして、助け合いの仕組みであります国民健康保険に加入する他の方々の国民健康保険税負担が増すことのないようにすることを趣旨として導入されたものでございます。

対象となる世帯は、世帯主の方を含めて65歳から74歳までだけの世帯主の方に年金からお支払いをいただくことといたしており、世帯内に65歳未満の方が1人でもおられる場合は対象

外となります。また、世帯主の方の年金額が年額18万円以上で、介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が年金額の2分の1を超えない方々が対象とさせていただきます。

本市におきましては、本年10月から特別徴収を導入させていただきたいというふうに考えているところであります。市民の皆様方へは本年2月に広報にチラシを折り込み、制度の改正についてのお知らせをさせていただきました。今後は、7月の納付書送付の際にも制度の改正概要についてお知らせをさせていただきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 4番吉川 弘君。

4番（吉川 弘君） では2回目の質疑をさせていただきます。

まず、先ほど市長が19年度の決算見込み、それで医療費の伸び、たしか9%とちょっと聞いたんですけれども、これまで3%程度で見ているのではないかと思いますけれども、その辺についてもう一度ご答弁、よろしくお願いしたいというふうに思います。

あと、確かに今度の新制度ですね。これによって確かに国保税ですね。これが75歳の方が抜けるということで4億幾らの大変な収入減になるということが言われていますし、あと言われたとおり、支援金によって3億ほどの支払いですね、歳出が減少するという点とか、あとさらに調整制度ですね、こういう内容もあるとそういうことで、やはり結局よい面悪い面ありますけれども、ただ全体としてはやはり19年度の決算見込みですね。当初1億9,900万、これを予定としてはやはり入れなければとにかく収支がゼロにならなかった。これが結局1億1,000万で済んだと。約8,000ちょっとのね、これ繰り越しになったということですね。ですから、そういう面でやはり19年度についても当初の見通しとそれから決算見込みでも、9,000万ほどの差があって低くなったというふうに私は思うわけですが、ですから今後20年度からの新制度に基づく内容についても確かに8,100万の収支差、マイナスというふうに見られておりますけれども、これについても私は今後これについてもいろいろ経過を見ていきたいというふうに思っております。

あと、ただやはり今後の決算、国保会計の財政見通しを見ますと、やはり21年度から24年度あたりまでちょっとばらつきもありますけれども、年間1億円ほどの収支差が出ているという、そういう面でこのところがどういう今回の医療改革に伴うものなのかどうかというのも伺いたいというふうに思います。

あと特に、税率改定とそれからいろいろ限度額ですね。これは6月3日の朝日新聞にも記事

が出て、塩竈が一番高いとそう出ていますけれども、そういう面で0.25%の所得割の減、これは現在の国保税15億数千万円のうち、やはりわずか0.001%、165万円の減なんですね。ですから本当に今の国保加入者、大変な中でもっとその辺が軽減することができなかったのかということと、あと限度額についても、やはりこれが介護分も含めればプラス9万ですから大変な、68万にもなる内容なので、その辺では検討すべきではなかったのかと思います。

議長（志賀直哉君） では、あと委員会の方で。棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） では、簡単にお話しします。

医療費の伸びの関係ですけれども、9%というその医療費の伸びについては19年度、3%という見込みは20年度ということで私の方ではご報告申し上げている内容でございますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、具体的な収支の見通し、21年以降のお話ございましたけれども、今後の見通しにつきましては医療費の動向でありますとか、あるいは20年度の国保税の課税状況あるいは国庫支出金、先ほど申し上げました前期高齢者交付金の交付状況などを精査した上で、改めてご報告を申し上げたいというふうに思っております。以上です。

議長（志賀直哉君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

本日は、これで会議を閉じ、明10日から15日までを常任委員会を開催するため休会とし、6月16日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明10日から15日までを常任委員会を開催するため休会とし、6月16日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後3時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年6月9日

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉

塩竈市議会議員 阿 部 かほる

塩竈市議会議員 鈴 木 昭 一

平成20年 6 月16日（月曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第2日目）

議事日程 第2号

平成20年6月16日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
総務部長	三浦一泰君	市民生活部長	大浦満君
健康福祉部長	棟形均君	産業部長	荒川和浩君
建設部長	菅原靖彦君	総務部政策調整監	小山田幸雄君
会計管理者 兼会計課長	大和田功次君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田直君

総務部次長 兼政策課長	田中たえ子君	総務部危機管理監	佐々木真一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下彰君
産業部次長 兼水産課長	福田文弘君	建設部次長 兼建築課長	千葉伸一君
総務部総務課長	桜井史裕君	総務部財政課長	神谷統君
総務部税務課長	星清輝君	健康福祉部 社会福祉課長	会澤ゆりみ君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤英治君	市立病院長	伊藤喜和君
市立病院事務部長 兼経営改革室長	佐藤雄一君	市立病院事務部 業務課長	川村淳君
水道部長	佐々木栄一君	水道部総務課長	尾形則雄君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	渡辺誠一郎君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会 教育部総務課長	小山浩幸君
選挙管理委員会 事務局長	橘内行雄君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	丹野文雄君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長兼 議事調査係長	伊藤喜昭君
議事調査係主査	戸枝幹雄君	議事調査係主査	斉藤隆君

午後 1 時 開議

議長（志賀直哉君） ただいまから 6 月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 5 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、19番鎌田礼二君、20番木村吉雄君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（志賀直哉君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。17番阿部かほる君。（拍手）

17番（阿部かほる君）（登壇） ニュー市民クラブの阿部かほるでございます。

きょうは傍聴席に市民の皆様もたくさんおいでいただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、このたびの岩手・宮城内陸地震によりまして被災されました多くの皆様方に心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

昨年 6 月、初めて議場に立たせていただきましてから、今回で 3 回目の質問の機会を、それもトップバッターとして与えてくださいました同僚の議員の皆様には感謝を申し上げます。

この 1 年間、市民の声を市政に届ける、このことを念頭におきまして議員活動を行いながら、市政の明るい展望を期待し議会での質問をさせていただきました。本日、本定例会におきまして、事前の通告、4 項目の順番に従いまして質問させていただきます。市長初め関係当局の丁寧なご答弁をよろしく願いいたします。

さて、未曾有の被害をもたらした中国四川大地震、一昨日の栗原・奥州地方を襲った震度 6 強の地震は、自然の力の前に人間の非力さ、人間がつくったもののもろさを見事に見せつけられる災害でした。あすは我が身と改めて防災に対する心構えを私たち一人一人が持たなければならないと認識を新たにいたしました。

そこで第 1 番目に、公共施設の防災と利用者、職員等の行動マニュアルについてお伺いいたします。

宮城県沖地震も近い将来高い確率で発生すると予測されております。塩竈市では、塩竈地域防災計画を定め、地震の被害想定、災害の応急対策、復旧・復興対策等がまとめられております。この防災計画に基づき、今月8日には、第一小学校において大規模な避難訓練も実施されました。日曜日にもかかわらず参加されました多くの市民の皆様、そして参加関係機関の皆様には感謝申し上げます。

また、各学校の耐震工事や木造住宅耐震対策事業も進められております。大規模地震、津波に対する備えはまだまだ万全とは言いがたいわけですが、このように物心両面から着々と整備されていることは心強いものがあります。

昨年10月に緊急地震速報制度がスタートいたしまして、気象庁が作成した「緊急地震速報を見聞きしたら」というポスターに一般住民の心構えとして幾つかの行動指針が載っております。その中の一つに、「人が大勢いる施設では慌てて出口に走り出さない」、「係員の指示に従う」、「落ち着いて行動する」という項目があります。私からは、この人が大勢いる塩竈市の公共施設の防災に絞って幾つかお伺いいたします。

まず、市民が大勢集まる、利用する公共施設、公民館、生涯学習センター、銀行や商店も入っている壱番館、体育館、市立病院、そしてこの本庁舎、学校、保育所等、これらの市が管理運営している公共施設の耐震強度、現在の状態でどれぐらいの強い地震まで耐えられる設計になっているのか。

2点目は、これらの施設に勤務する職員に対して、どのような防災教育、例えば利用者、部外者に対する適切な指示、誘導等の対応がマニュアル化されているのか、お尋ねします。

第2番目に、市立病院に求められる改革と地域貢献についてであります。

昨年、地方財政健全化法が成立し、平成20年度から一般予算の会計と特別事業会計との連結会計の指標が導入されることになり、市財政の早期健全化は最重要かつ喫緊の課題となっているのであります。その一つとして、下水道事業につきましては、今年度から市民の皆様に痛みを伴う負担をお願いして健全経営を目指すことになりましたが、恒常的な赤字を抱える市立病院に対しては、国から改革プランの策定を求められており、それを受けて塩竈市では専門家による塩竈市立病院の今後のあり方審議会を設置し、10月までに結論を得ようスタートしたところであります。この市立病院の経営については、これまでも一般財政からの赤字補てんあるいは医師不足等いろいろな観点から議論されてきたところでありますが、利用する一般市民の立場からの声、意見が余り聞こえないような気がしております。

まず初めに、これまでの市立病院の歩み、住民の健康管理や医療に果たしてきた役割、公立病院としての存在意義、そしてこれまで尽くしてこられた経営努力について、市長のお考えをお伺いいたします。

これまで市立病院の存続については主に赤字の問題が大前提として議論されており、また、審議会の改革ガイドラインも、経営の効率化、再編、ネットワーク化、経営形態の見直し、この3点の見地に立って検討され、改革プラン策定に至るものと思われませんが、果たしてこれだけでよいのか。市民の観点から期待されるこれからの市立病院のあり方について少々申し上げたいと思います。

市長は、安全・安心のまちづくりを掲げて市政運営にご努力されておりますが、市民生活の基盤でありますインフラの整備、充実、安心の暮らしを守るセーフティネットの構築は、行政の重要な使命と言っていいでしょう。そのために塩竈市は水災害から市民を守るため、雨水対策として長年膨大な費用を投入、現在も藤倉に雨水ポンプ場を建設しているのであります。さて、市立病院はどうか。市立病院も市民の健康を守り、期待される医療を提供し、市民一人一人が心身ともに健康で快適な市民生活を保障してくれるセーフティネットの一つであると考えられるのであります。政策医療ととらえれば最善の経営努力の結果生じた赤字への補てんは許されてしかるべきと思います。仙台市または隣接する市や町に高度医療や特殊医療を備えた大学病院や国立・民間の総合病院があるのも承知しておりますが、しかし一方、市民の視点からこれからの公立病院に求められる姿として、行政が責任を担うべき医療、公立病院だからやらなければならない医療があるのではないかと。例えば地震、津波などの大規模災害時における災害拠点病院としての役割、疫病対策としての公的病院の任務、特に人から人への感染が心配される鳥インフルエンザなどの感染症の大流行したときの中核病院としての役割など、いざというとき非常事態に的確に対処し、民間病院の先導的役割を果たすとともに、災害・疫病医療の中心を担い、地域住民の命を守り、安心・安寧を与える医療機関としての存在であります。単に赤字病院という経済・財政的な議論だけでなく、民間医療機関ではできないところを補完する医療、さらには市民生活のセーフティネットとしての政策医療機関として必要ではないか。このような観点からも議論をしてほしいと1市民として願っているところでありますが、ご所見をお伺いいたします。

第3番目、浦戸諸島自然環境の美化活動について。島の美化活動と定住化促進策についてお伺いいたします。

まちづくり、これは後世に伝えていく、私たちが次世代に残していくものであるということ
を心に強く感じる風景に出会いました。先月、つつじの里で有名な本吉町の徳仙丈山に行っ
てまいりました。ツツジの花の真っ盛り、全山赤く染まり別世界の絶景で、忘れられない風
景の一つとなりました。先人の方々の思いがあって植えられたツツジが、山を覆い、見事に
咲き誇っております。これは歳月をかけて花咲かせた町の財産であります。

さて、塩竈の浦戸諸島は日本三景松島に浮かぶ美しい島です。島の人口も年々減少し、昭和
32年のピーク時には2,100人、今現在の人口は636人、多くの島の人たちは生まれた島で暮ら
したいと思いつつ島から出て暮らす人が多く、島の高齢化も急速に進んでおります。島の
大切な漁業とともに活性化できること、島を離れた人たちが生まれ故郷に戻って暮らせるた
めにどのような方策があるのか、お考えがあればお聞かせください。

特別景勝地松島の一角を占めている浦戸諸島は、塩竈市の未来に残す美しい貴重な財産であ
り、この島の振興こそ市全体の再生、活性化に結びつくものであり、その政策遂行こそ行政
の責務であると思っております。

昨年、国は、国民のゆとりや心の豊かさなどの価値観を重視する強い傾向を受け、地方の豊
かな自然環境や美しい景観に触れ合うことの期待とその実現に向け法律を整備し、農・山・
漁村活性化プロジェクト支援交付金制度が創設されております。その活性化計画の事例の中
には、豊かな自然活用プロジェクトとして、豊かな自然を丸ごと活用して、景観に配慮し、
環境に優しい市民農園の実践や都市住民との交流、農業・漁業振興と保養機会の増大、定住
促進等を目標とする活性化計画事業もあります。また、これらに加え、地域の創意工夫によ
る独自の提案メニューも支援の対象になっております。この制度を浦戸諸島の現在の状況に
重ね合わせてみれば、おのずと活性化事業が見えてくるのであります。

ここで1例を挙げさせていただきます。浦戸4島の休耕地に花木の園芸栽培事業を起こす。
花木を植え、四季折々の花を楽しむとともに、枝物を生け花用として出荷できるような組織
づくり。そして園芸実践のイベント。またもう一つは、誕生記念、結婚記念、成人式の記念
に祝賀記念植樹として、そのスペースをとり、市民との交流、観光客の誘致、園芸教室など
の事業が考えられます。花いっぱい美化活動によって新しい景観をつくり出すとともに、港
まつりなどの従来の観光資源の活用とあわせた多様な事業を展開することによって、おのず
と雇用の場が生まれ出されていきます。人口の定住化が図られることになるのであります。
このような交付金制度を活用した事業を起こすことは、また副次的効果も生まれます。玄関

口としてのマリゲートの集客能力のアップ、定期船、観光船の運行や地場産品の販売促進への刺激効果も期待され、町の経済効果も大きいものがあると考えております。国ではそのほかにも、「がんばる地方応援プログラム」として、独自の施策をみずから考え、前向きに取り組む、やる気のある地方自治体への支援制度も用意してあるのであります。ただ単に民間人に任せておけばいいというのではなく、行政にかかわる人はパイロット的役割を持っているのですから、このような国の地方活性化政策、補助金、交付金制度を上手に積極的に活用する政策、企画が求められているのであります。市長のご所見をお聞かせください。

第4番目に、子供たちのための公共施設へのアクセスについて。

しおナビ100円バスは導入以来、塩竈市のコミュニティバスとして有効に機能し、市民生活の利便性向上に大いに役立っております。また、路線の空白地域の皆さんからも路線拡大の要望が出され、検討しているところであります。私たちはこのしおナビ100円バスによって日々の暮らしの利便性を享受しているわけですが、私はもう一つの視点から有効活用を考えてみる必要があるのではないかと考えています。それは児童生徒の健全育成、教育的観点からであります。

教育は、言うまでもなく学校、地域社会、家庭の相互理解と協力によって十分な成果を得ることができるのでありますが、時代の移り変わりとともに個性を尊重する多様な価値観が生まれ、家庭の教育力や、特に地域の力、結びつきが弱くなったと言われております。私もこの4月から学校の安全サポーターとして子供たちを見守っておりますが、生徒を持つ家庭の一番の心配事は、学校の春休み、夏休み、冬休み期間中の子供の過ごさせ方です。これは生涯学習センター開設当時から市民の皆様から言われ続けてきたことですが、市内には子供たちの遊ぶ施設が少なく、公民館、図書館、生涯学習センター等から遠く離れている地域の人たちからは、何とかこのような公共施設を利用できる交通手段を考えてほしいという要望がありました。バス路線拡大の検討の際には、青少年健全育成の社会教育上の観点に立って、学校の休み期間中に各学校と図書館、エスプなどの公共施設の間を直接結ぶ交通システムを考え、実現していただきたい。それは児童生徒が休み期間中に事故や犯罪の被害に遭わずに済むよう、安心して遊びに、学びに良好な社会環境を提供するのも行政の責務だからであります。市長のお考えをお聞かせください。

以上、通告に従いまして4点質問をさせていただきました。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまは阿部かほる議員から4点にわたるご質問をいただきました。順次ご答弁を申し上げます。

初めに、公共施設の防災と利用者、職員等の行動マニュアルについてというご質問でありました。

議員にも触れていただきましたが、一昨日、岩手・宮城内陸地震が発生いたしました。本市におきましては震度4でありました。幸い大きな被害は発生はいたしませんでした。同じ県内の大崎・栗原地方におきましては、多くの方々が被災に遭われております。我々も一日も早い復興に立ち上がられますようさまざまなご支援をさせていただきたいと思っています。

そういった中で、例えば壱番館、体育館、市立病院あるいは市役所本庁舎といった公共施設が、果たしてどれぐらいの地震に耐えられるのかというご質問が第1点目でありました。

まず、建物の現在の耐震基準であります。昭和56年に施行されました建築基準法施行令で規定をされているところでありますが、地震の強さで言えば震度6強でも壊れたり転倒したりしない強さを要するものであります。本市の公共施設のうち、壱番館、体育館及び市立病院の外来病棟などは、この耐震基準が施行されました後に建築をされておりますので、震度で申し上げれば6強にも十分耐え得るものであるというふうに認識をいたしております。しかしながら市立病院の東病棟あるいは市役所本庁舎は、現在の耐震基準以前に建てられた建物でございますので、以前にそれぞれの耐震診断を行いましたところ、残念ながら所要の耐震性が確保されておらないという結果が出ております。これらの施設がどの程度の地震に耐えられるかということでございますが、診断の結果からは、震度6強の地震に耐え得る強度を有していないと判断せざるを得ない状況にあります。

次に、これらの施設に勤務する職員に対する防災教育あるいは避難誘導マニュアルの状態についてご質問いただきました。

体育館や市立病院など一定規模以上の収容人員や床面積を有する施設につきましては、消防法に基づき、施設ごとに防火管理者を置き、さまざまな分野の安全管理に当たっているところであります。これらの施設に勤務する職員に対する防災教育、地震などの災害が発生した場合の避難誘導の手順につきましては、防火管理者が作成する計画の中で位置づけ、この計画に基づき定期的に避難誘導訓練等を実施をいたしているところであります。例えば市役所本庁舎の場合、平成19年度は、6月には地震を想定した避難訓練を、11月には火災を想定した訓練をそれぞれ実施をいたしましたほか、毎年9月に行われる消火技術コンクールに職員

を参加させるなど、防災教育の充実に努め、施設内の利用者を安全かつ迅速に誘導できますよう防災教育を行っているところであります。

同じく市立病院につきましても、震度5以上の地震が発生した場合、院長を本部長とする災害対策本部を設置し、非常配備体制として職員を参集し、入院患者の安全を守り、かつ病院機能を維持して、負傷者への治療に備えるような訓練を行っているところであります。

次に、市立病院の役割と地域医療への貢献についてご質問をいただきました。

ご質問の中で、連結実質赤字比率が今後市町村の決算に大変大きな役割を持つのではないかとというようなご質問をいただきました。我々も何としても連結実質赤字比率を年々低下させるために今現在財政再建に取り組まさせていただいているところであります。そういった中で市立病院の役割と地域医療への貢献について、特に利用者の視点に立ってというご質問がありました。お答えをさせていただきます。

市立病院は、昭和20年の開設以来、塩釜医療圏で唯一の公立病院として、現在では身近な初期段階の医療の提供から二次医療までを担い、地域医療において大きな役割を果たしております。市民の皆様方の健康づくりに大きな貢献をしてきたものと考えているところであります。具体的には、医師の専門性を生かし、消化器の内科・外科を中心に高度医療を提供しておりますとともに、塩釜地区消防事務組合管内の救急告示病院として地域の救急医療の一翼を担ってまいりました。さらに、医師不足が深刻化している小児医療につきましても、常勤医師を中心とした診療を行っておりますとともに、高齢化が高いという地域の実情を踏まえて、療養病床38床の確保と在宅診療、訪問診療、リハビリ等ではありますが、を提供させていただいております。さらに人間ドックや健康診査を通じた健康づくりを支援をさせていただきますとともに、今年度から始めました特定健診や特定保健指導を行えるよう今着々と準備を進めており、管理栄養士を中心に指導体制を強化しながら、市民の生活習慣病の予防あるいは生活習慣の改善に積極的に取り組んでまいります。また、これからの医療の担い手となります医療従事者の研修教育機関として毎年多くの医師や看護師、栄養士、救急救命士あるいは薬剤師等の学生を受け入れ、関係機関から高い評価をいただいているところであります。

また、今年度からスタートいたします第五次宮城県医療計画におきましては、塩釜医療圏が仙台医療圏に統合されました。これを受け、患者の受療動向など、この地域の医療環境が変化をしてまいりますことから、先ほど議員の方からもご質問いただきました市立病院の今後

のあり方審議会を発足させ、10月にはぜひご答申をいただきたいというお願いをしているところでもあります。

今までの行政の経営努力という点についてもご質問いただきました。

17年度を初年度とする3カ年にわたる緊急再生プランに取り組んでまいりました。17、18、19年。19年の3年目には、実質収支を何としても黒字に転換させるという意気込みで取り組んでまいりましたが、残念ながら医療制度改革等によりまして19年度も黒字を計上できませんでしたことには、開設者として大変ざんきの思いでありますし、市民の方々におわびを申し上げるところであります。

そういった中で、今後の市立病院のあり方であります。災害時の医療、政策医療機関としての存在意義についてご質問をいただきました。

今後30年間の間に99%の確率で発生すると言われております宮城県沖地震への市立病院の対応等につきましても、大変重要な役割を担うことになるものと考えております。塩竈市地域防災計画の中で規定をされております災害対策本部設置要綱等に照らし合わせて適正な医療ができますよう、なお一層研さんに励んでまいりたいと思っております。

また、採算が一定程度厳しいため民間の医療機関に依存できない、いわゆる政策医療と言われておりますものの中に療養病床の問題もあるかと思っております。また、訪問診療、医師や看護師などが直接患者の皆様方のところにお伺いし在宅診療を行うような分野であります。こういった分野はやはり政策医療として本市が率先して取り組むべき分野ではないかというふうなことを考えておりますし、議会等でもそのような所見を述べさせていただいてまいったところでもあります。市立病院、繰り返しになりますが、地域医療機関として、また圏域内で唯一の公立病院として、こういった役割を今後ともしっかりと担っていけますよう頑張りたいと考えているところでもあります。

次に、浦戸諸島自然環境の美化活動について何点かのご質問をいただきました。

初めに、島の美化活動と定住化促進ということでありました。そういったご質問の中で、農山漁村についての今後のあり方について、国の施策を活用した展開を、具体的には「がんばる地方応援プログラム」であります。こういったことにつきましても、本市におきましては、19年度末に計画を策定し、20年度も一定程度の申請をさせていただいているところでもあります。近々中にそういった政策に対しましての一定の事業化に対する採択がなされるものと思っておりますが、いずれ東北、宮城、そしてこの塩竈もであります。なかなか景気の回復

感が身近なものとして感じられないという遠因の一つに、私はやはりこの地域固有の一次産業をもっともっと国の方あるいはその他の方々にご理解をいただき、こういった産業の大切さを幅広くPRをしていくということも大変重要ではないかなというふうに考えているところであります。

浦戸地区におきましては、住民の高齢化あるいは定住人口の減少などにより、残念ながら農業従事者が減少の一途でありますし、休耕田なども増加をいたしているところであります。こうした中にありまして、例えば野々島におきましては、NPOの方々がフラワーアイランドの事業を進めており、週末になりますと市内外からボランティアの皆様方が島を訪れ、こういった草花の植栽等の作業を行い、これからはラベンダー畑などが多くの方々に楽しんでいただける状況であります。また、新しい動きといたしまして、寒風沢地区におきましては、都会で暮らす中高年の方々が休耕田のオーナーとなっていただき、島で栽培をいたしました米でオリジナルな地酒をつくる浦戸アイランドクラブ事業等もスタートをいたしているところであります。こういった方々が今後数多く浦戸地域に足を運んでいただけますような施策をなお一層進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

近年、国の施策は、地方分権時代を反映し、まさに企画競争とも言える内容であります。我々も地元の元気再生事業なども積極的な取り組みを行いながら、この市内で頑張っていた皆様方の隅々まで行政の光が行き届きますような努力をなお一層重ねさせていただきますとともに、今年10月から大型観光企画の仙台・宮城デスティネーションキャンペーンがよいよスタートすることになるわけであります。こういった多くの本市を訪れる方々に、改めてゆったりとした時間が流れる浦戸の魅力を満喫していただくさまざまな企画を提案をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、子供たちの公共施設へのアクセスについてのご質問であります。

しおナビ100円バスに言及をいただきました。しおナビ100円バス、おかげさまで市内の公共施設やJRの4駅を結び、全区間を100円で乗車できるようにして、平成16年12月に運行を始めております。市役所やJRの4駅はもとより、エスブ、市立病院、郵便局、マリングート、図書館、保健センター、水産仲卸市場、職業安定所、温水プール、体育館などに訪れていただく方々の手軽な足として多くの市民の方々にご利用いただき、この2月には利用者が100万人を突破をいたしております。こういった100円バスを青少年の健全育成、教育環境の向上に活用してはというご提案でありました。高齢者の健康づくりや公共施設へのアクセス性の確

保など幾つかの役割を持った100円バスであります。ご提言はこれまでにない視点でありました。児童生徒の健全育成、教育の面での有効活用ということも視野に入れながら、今後そういった方々に対する活用方策を検討させていただきたいと思っています。

また、子供パスポートなどについては、子供料金、現在大人の半額の50円でご活用いただいております。その利用実態等を調査をさせていただきますとともに、子供の安全性の確保、例えば徒歩あるいは自転車等をご活用されてこういった施設をご訪問される方々がどの程度あるかといったようなことにつきましても調査をさせていただきながら、保護者も同伴することを条件として検討させていただき、あるいはお一人だけでもご利用できるのかといったような検証をさせていただきたいというふうに考えております。お時間をちょうだいしたいということでございます。よろしく願いをいたします。

議長（志賀直哉君） 17番阿部かほる君。

17番（阿部かほる君） ただいまは丁重なるご答弁ありがとうございました。

日ごろ私たちが多く使用しております身近な公共施設、この耐震強度、非常に気になりました。と申しますのは、先月ですけれども、旧公民館の大講堂といいますかホールで、お教室で楽しんでいらした方たち、上からガラスが落ちてきたというんです。大変怖い思いをしましたというお話を聞きました。もちろん事務室にも連絡し、また応急の手当てもなされたかと思っておりますけれども。そのとき初めて私も気づきました、塩竈市の公共施設は老朽化してるなど。多くの市民の皆さんが常日ごろたくさん集い、交流し、使用している、そういう施設でのこの耐震強度。先ごろの栗原市の保育所の園児が、やはりガラスで、落ちてきたガラスでけがをなされた。保育士さんもけがをなされた。そういうことを聞きますと、一番心配だったのがこのガラスの問題でございました。建物が新しければ強度が強くなってガラスもそういった危険性も軽くなりますけれども、古い施設のガラスの強度っていうのはどういうふうになっているのか。特に旧公民館は、枠も木の枠で、溝も浅くなって、恐らく何かちょっとしたことで落下したのかなというふうに理解しましたけれども、幸いにけが人が出なかったのが幸이었다というふうに理解いたしました。

こうした中で私たちはどのように職員の方たちが災害時に市民の皆さんを安全に避難させるのかと。正職員の方はいいんですけれども、塩竈市には非常勤の方、パートの方、たくさんいらっしゃいます。そういった方々に対する指導がどのようになされているのか。これはとても大切なことですので、改めてお聞きしたいと思います。

また、公立学校ですけれども、塩竈市は順次耐震工事進めております。特に体育館は避難場所にもなる場所ですので、これは少し早目の手当てをしなければならぬのではないかと、いうふうに私も思いましたけれども、公立学校、宮城県で88校にひびが入ったという、被害があったということも伝わっておりますけれども、この地震による塩竈市の被災状況はどうだったでしょうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、今市長から市立病院の今後のあり方についてお話をいただきました。大変な経営努力をされ、そして赤字の解消ということで努力されている。私たち会派で、先月ですね、26、27日、東京に行きまして「公的病院改革のあり方」というセミナーの研修を受けてまいりました。富山県の氷見市というところの市長さんがおいでになって、この氷見市では公設民営化という道を歩んだようでございますが、やっぱり大変な赤字を抱え、また医師不足という、どこの地方自治体の総合病院もみんなおんなじような条件かというふうに一瞬思ったんですが、実はよくお話を聞いてみますと、やはり地域性があり、いろいろな赤字の要因もそれぞれのやっぱり条件がありまして、比べるものではございません。しかし、お話を伺う中で感じたのは、都会であっても民間医療ではやらない、やれないという医療、地域の住民を守っていく、これが自治体病院の役割であるということを受けとめてまいりました。また、公設民営化となってもスタートラインについたばかりということで、氷見市の市長さんから、「成功かどうかまだわかりません。やっこの途についたばかりです」というお話をいただきました。

ここで思うのは、行政は費用対効果、先ほど浦戸のお話をいたしました。どのようにしたら活性化して、そこに経済効果が生まれるのか。循環型の経済、そういったことで地域を活性化する。財政アップという方向性。しかし、行政がやらなければならない、大変効率が悪い、あるいは赤字であるという、それは福祉であり医療であり、これは赤字であろうとなかろうと市民サービスとしてセーフティネットとして行政がやらなければならない点ではないかというふうに思っております。

浦戸の政策の中で短期的、長期的な進め方があるというふうに思っております。事業にはまず経済的裏づけがなければ続けられません。そして社会的にも評価される仕組みをつくるということが長く続けていく事業の基本ではないかというふうに思っております。次々とその事業が波及効果をもたらしていくような新たな事業、そういったものをこれから私たちは考えていかなければならない。

先ほど市長さんがおっしゃったように、こういった花木を植えて、生産、出荷、そしてそこに雇用が生まれ、定住化が図られる。残った花木は咲かせ、観光に役立てる。経済効果として、休みどころ、民宿、観光船あるいは定期船の乗客増、地域の物産、そういった波及効果。記念植樹をする。これは会員制。年会費をいただいて木を管理する。これはリピーターをふやしていく方策であるというふうに思っております。こういった点をプラスし、島の海の資源や歴史、島の暮らしを体験する。今現在、団塊の世代の方たちが多く、豊かなゆったりとした時間を過ごす時期に来ております。「滞在型観光」という言葉も生まれております。まさしく島はそういった観光に最もふさわしい場所ではないかというふうに私は思っております。観光船、造園、地場産品、そういった関係産業の活性化を期待するものであります。ぜひ立ち上がっていただいて、そして大事なことは、島の方たちと一緒にそういった事業をやっていくということが私は一番大事だろうというふうに思っております。どうぞ島の方が帰れるような方策をぜひともひとつよろしくお願いしたいと思えます。

また、子供たちのコミュニティバスのアクセスですけれども、今市長さんから前向きのご意見をいただきました。子供たちに目を向けていただきたい、子供たちをしっかりと育てていきたいという観点からお話をいたしました。この辺のこともどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思えます。

第2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

総務部長（三浦一泰君） それでは、私から初めに避難訓練の実施等につきましてお答えを申し上げます。

私どもも、ご指摘がございましたように、日ごろの訓練こそが一番というふうに認識をしておるところでございます。現在、各公共施設には、市長からご答弁ございましたように、各管理者を配置してございます。その管理者のもと、火災訓練、地震訓練というふうなことで訓練を重ねてございますので、こうしたものをさらに定着化を図ってまいりたいと、そのような対応をさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、浦戸につきましてもいろいろとご提言等をちょうだいいたしました。やはり離島振興、これは地域の方々と一緒になってやっていく、それこそが地域に根ざした振興につながっていくんだらうと、このような基本的な考え方を持ってきてございます。

昨年、交流型島時間体験事業というふうなことで、いろいろな取り組みをさせていただきま

した。首都圏の方からお客様をお呼びして、具体的にお泊まりをいただいたり、それから空き家になっているところをごらんいただいたりというようなことで、一定程度の効果は上がってございますが、やはりこうした事業を今後とも長く続けさせていただく、そして本当の意味での島の魅力を知っていただくこと、このことが、ただいまお話をいただきました、あの島の持っているすばらしい魅力、あそこの島で流れる時のすばらしさ、時間のゆったり感、こういったことを都会の方々にお伝えできるようなものになっていくんだらうと。こういった取り組みを今後とも継続をさせていく中からただいまのような具体的な事業を展開をさせていただきたいと、そんなふうに考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

議長（志賀直哉君） 渡辺教育部長。

教育部長（渡辺誠一郎君） ただいま4月2日の強風による公民館本町分室のガラスの破損落下のご指摘あったと思いますけれども、その夕方にはガラス、もとに復元しております。なお、本町、老朽化ということですが、木のサッシのほかにもアルミのサッシに変更している箇所が幾つかあります。危険な木のサッシについては、できるだけ補修を施し、落下、破損がないように対応しているところであります。

なお、先ほど総務部長が申し上げたとおり、地震、火災等の緊急時の誘導につきましては、消防のご指導もいただき、年に日にちを決めて消防訓練、避難訓練等を実施しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 佐々木危機管理監。

総務部危機管理監（佐々木真一君） それでは、地震の被害状況ということですので、私の方から。

塩竈市の場合は、ほとんど大きな被災状況はございませんでした。けが人が一人軽傷者がおりました。それからブロック塀の倒壊が1カ所、それから道路の破損箇所が1カ所、その他漏水箇所、ガス漏れ1カ所、看板の落下、エレベーターの停止、そういった庁舎では3施設で壁面のひび割れ、ガラスの破損等がありました。以上であります。

議長（志賀直哉君） 17番阿部かほる君。

17番（阿部かほる君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

今後とも、あすに来るかもしれない災害については、私たちもできるだけ心構えをしておきたいと思っております。

ありがとうございました。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 10番小野幸男君。（拍手）

10番（小野幸男君）（登壇） 公明党の小野幸男です。

質問に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

さきの中国四川大地震、そしてこのたびの岩手・宮城内陸地震におかれまして、すべての犠牲者の方々に哀悼の意を表するとともに、けがをなされた皆様にも一日も早くお元気になられますようにお見舞い申し上げます。さらに、一日も早い復興を念願しております。

それでは、平成20年度6月定例会におきまして、公明党を代表し、通告に従いまして質問をさせていただきます。佐藤市長初め当局の誠意あるご答弁をお願いいたします。

初めに、100円バス交通空白地区対策についてお伺いいたします。

しおナビ100円バスは、平成16年12月から運行され、南回り、北回りと運行地区の拡大もなされ、市民の皆様からも好評で、利用者も100万人を突破したとお聞きいたしました。

その一方では、路線バスの空白地区への市民の皆様から、バス乗り入れ実現の要望が強く、私を含め多くの議員の方が定例会において再三質問をしております。

市長は平成20年度施政方針の中で、「本年は、しおナビ100円バスや路線バスが乗り入れていない、いわゆる交通空白地区の方々のために乗り合いタクシーの導入を試行的に実施いたします」とあります。また、本年4月の協議会において、路線バス空白地区、東部地区、北部地区、西部地区、既存のバス路線停留所から5分圏内、半径300メートルを越える地区への対応が示され、大変うれしく思っております。市内には、さまざまな要因で交通空白不便地域があると考えますが、現在の状況は、路線バス廃止によりバス停留所が近くになく既存のバス停まで歩いていくのが大変な地域、団地が高台に位置しているため、市民はバスをおりた後、急勾配の道路を長い時間歩いて帰宅せざるを得ない実情のようであります。また、高齢者も増加し、中には運転はできる限り控えたいと思っている人も満足な交通手段がないため運転を続けている人もいます。バス路線の確保は安心して住み続けるための必須条件になってきております。そこでお聞きいたしますが、路線バス空白地区対策について、現在の進捗状況と今後の本格導入へ向けてのスケジュールをお示してください。

次に、南錦町東玉川町線の道路整備と対応についてお聞きいたします。

1点目は、この路線については昨年9月の定例会一般質問でも触れておりますが、交通量も多く、大型車両も多い、非常に通りにくい道路であります。近く大衡村の方へセントラル自

動車が移転してまいります。仙台港が搬入搬出経路になるとも聞いております。セントラル自動車進出に伴い、交通量もふえ、危険度が増すと思われま。そこでお伺いしますが、交通の流れについて本市はどういったお考えなのかお聞かせください。

2点目に、この路線には塩釜陸橋があります。我が国の道路、橋の特徴として、昭和30年代に始まる高度成長期を中心に大量に建設され、建設後から50年が経過しており、劣化損傷が見られております。今は橋の安全性が問い直されており、全国で進められている調査では、異常が次々と見つかる現状もあるようです。塩釜陸橋は、昭和48年に設置されており、35年が経過されております。宮城県沖地震から30年がたち、近いうちにまた起きると言われており、そういったことを考えると、安全・安心の確保の観点から、老朽化対策として橋脚の補強等の修繕など、道路の管理者として喫緊の課題ではないかと思っております。そこでお尋ねいたしますが、橋の老朽化対策として、本市はどのように取り組んでこられたのか、また今後はどのように取り組むお考えなのか、お聞かせください。

次に、福祉について。1点目に、介護支援ボランティア制度についてお尋ねいたします。

介護支援ボランティア制度は、65歳以上の元気な高齢者が介護支援のボランティアをすることでポイントをため、みずからの介護保険料の支払いに充てる制度であります。介護支援ボランティアをめぐるのは、2005年に稲城市と千代田区が共同で厚生労働省に対し自治体の独自制度によって介護保険料控除が可能になるよう介護保険制度改正を要望しましたが、一部自治体から対価的性格がありボランティア本来の意義が薄れるなどの反対で一たん見送られました。その後、2006年に稲城市が構造改革特区として国に提案し、これを契機に厚生労働省も介護保険制度における地域支援事業実施要綱を改正し、昨年5月、保険料控除は認めないものの、同事業交付金を活用して高齢者の活動実績をポイント化し介護保険料に充てることを認め、全国に通知しております。これにより自治体独自の制度実施が可能になりました。

この制度の利点として、1.地域貢献しながら自身の介護予防につながる、2.実質的に介護保険料負担を軽減できる、の二つが挙げられます。少子高齢化が進み、介護を必要とする方がふえる中で、高齢者の役に立ちたいとの思いで介護の仕事を始めますが、介護の現場は重労働で、現実に直面し、やめられる方も多く、待遇改善など課題になっておる現状もあります。また、高齢者の増加により、介護分野では今後10年間で少なくとも新たに40万人から60万人の人材確保が必要とされております。そこで、介護支援ボランティア制度を活用し、

会社を退職し地域活動を希望しながら何をすればよいかわからないなど、体力や気力もあり、また知識や経験も豊富な65歳以上の高齢者が地域福祉に参加しやすい取り組みを展開してはどうかと思っておりますが、本市のお考えをお伺いいたします。

2点目に、総合保健福祉センターの設置及び考え方についてお尋ねいたします。

私も議員となり1年が経過しました。その間、当局の皆さん方や先輩議員、同僚議員の指導を受け、本市の福祉行政を見てまいりました。本市の福祉行政は進んでおり、大変すばらしいものと思っております。私も福祉の仕事に携わった経験もあり、市民相談もよく受けてまいりました。市民の方からも窓口の対応もよいとの声も聞かれ、大変感謝しております。しかし、本市の福祉の現状を見ますと、大変不便を感じる場所があります。それは保健センターはこちら、子育て支援についてはあちらというように、一つの場所で用を足せないという不便性を感じております。

そこで、私たち公明党、嶺岸、浅野、私の3人で、本年5月に熊本市総合保健福祉センター「ウエルパルクまもと」を視察に行つてまいりました。「ウエルパルクまもと」は、本年4月にオープンしたばかりの施設で、保健所、保健福祉センター、子供総合相談室、子供発達支援センター、ウエルパルク広場の五つから成る複合施設となっており、育児などの総合相談室や障害児の発達支援センターなど、子供に関する福祉施設を強化した施設となつておりました。「ウエルパルクまもと」は、市民の健康と福祉を寄与させる中核拠点施設をイメージしたものであります。それで、「ウエル」は福祉、「パルク」は友達、仲間を意味しているそうです。

そこでお聞きいたしますが、本市の都市基盤の構造を近い将来想像した場合、福祉の拠点となる施設の設置を考えるならば、町の活性化につながると考えるものであります。佐藤市長のお考えをお聞きいたしまして、1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から3点にわたるご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、100円バス空白地帯対策についてのご質問でありました。

交通行政に関して100円バスが果たしてきた役割の重要性につきましては、先ほどのご質問の際にも述べさせていただいたところでありまして、本市の特徴でありまして、面積が極めて

狭く、市域のほとんどに市街地が形成され、公共施設などさまざまな機能が集積をし、このような地理的条件を活用し、今現在総合交通体系の構築といったような問題に取り組んでいるところでもあります。総合交通体系の構築によりまして、例えば将来マイカーに頼ることなく、公共交通機関や、あるいは徒歩で用が足せるまち、いわゆるコンパクトシティが実現できるものと判断をいたしているところでもあります。この市内を鉄道やバスが走っております本市は、他の市町村と比較をすれば、さまざまな社会施設へのアクセス性が極めて高く、さらには高齢化や中心商店街の空洞化、排気ガスによる温暖化といった課題への解決策として、大変有効な手段ではないかというふうに考えているところでございます。

このような中でスタートいたしました「しおナビ100円バス」であります。わずか3カ年間で利用者数が100万人を突破するなど、市民生活の足として市民生活に定着をいたしました。一方、その路線から外れた地域にお住まいの皆様方からは、かねてよりルート拡大の要望が強く出されておりました。このような要望におこたえをさせていただこうということが、このたびの空白地対策であり、将来の総合交通体系構築の一環をなすものではないかというふうに考えているところでもあります。

このように長いことお待たせをしておりました空白対策の100円バスの進捗状況についてであります。4月の協議会でお示しをさせていただきましたとおり、具体的な検討を行うため、現在、空白地区の町内会長さんを初めとする方々に説明会を開催させていただいております。さまざまなご意見、ご要望をお伺いいたしておりますが、地域のニーズを把握をしてみたいと考えているところでもあります。これらの要望を実現するために、改めて試験コースを試走し、道路事情、停留所の設置箇所、安全運行上の課題について調査を行いますとともに、コースや時間設定、料金や事業費等について再度検討させていただきたいと考えているところでもあります。また、道路運送法の手続きにつきまして、運輸局の指導をいただきますとともに、先進事例の研究もあわせて行っているところでもあります。さらに、運行の主体につきましては、例えば既存のバス、タクシーの運行事業者への委託等も視野に入れながら、このような団体とも協議を重ねさせていただいているところでもあります。

次に、道路行政につきましてご質問をいただきました。

南錦町東玉川町線の道路整備と対応についてということでありました。

セントラル自動車の進出に伴いまして、こういった路線の交通量の変化についてはというご質問でありました。2010年にセントラル自動車の本社と工場が大衡村の第二仙台北部中核工

業団地に移転し、操業を開始する予定となっております。これを受けまして宮城県は、東北自動車道に新たに大衡インターチェンジの新設を決定しましたほか、仙台港におけます車の積み出し機能、積み出し能力を強化するための機能拡充を促進する予定というふうにお伺いをいたしております。この輸送計画からは、専ら高速交通体系を利用した路線で仙台港への搬入を考えているようであります。具体的に申し上げますと、先ほど申し上げました大衡インターチェンジと今から設置が予定されております仙台港インターからの乗りおりということになりますので、本市の市内にございます道路への自動車交通量の増大といったようなことについては極めて限定的なものになるのではないかとというふうに予想をいたしているところであります。

次に、塩釜陸橋の老朽化対策についてご質問をいただきました。

国土交通省、議員ご指摘のとおり、道路橋が昭和30年代からの高度成長期に大量に建設され、この時代に整備されました橋梁等の道路構造物の劣化損傷が現在大きな問題となっております。道路整備の中期計画の中で、これらの劣化した橋梁の安全・安心を増進することが今後の重要な道路政策課題であるというふうに認識をいたしております。

ご質問の塩釜陸橋、48年に設置され、35年が経過をいたしております。塗装のはげた部分でありますとかコンクリート分の傷みが随所に見られる状況にありますことから、今日まで計画的に修繕に取り組んでおります。また、安全確保のため、定期的に目視による確認を行っているところであります。

なお、今後の取り組みほかにつきましては、担当部長からご答弁をいたさせます。よろしくお願いをいたします。

次に、福祉に関するご質問をいただきました。

初めに、介護支援ボランティア制度についてお答えをさせていただきます。この制度は、平成19年5月に厚生労働省が地域支援事業実施要綱を改正したことにより、市町村が実施できるようになったものであります。議員の方から先進地事例を紹介をいただきましたが、先進事例では、例えば65歳以上の高齢者の方々が、ボランティアの受け入れを希望する施設等で食事の配膳、入所者の散歩、あるいは外出支援等のさまざまなボランティア活動を行った場合、1回につき100ポイント、100円相当であるそうではありますが、付与され、年間5,000ポイントを上限に介護保険料の支払い等に充てることのできるというような制度と理解をいたしております。

本市におきましてこれまで、例えば老人クラブの会員の皆様方や市立病院の院内ボランティアの方々、あるいは市内のコーラスグループの方々など、数多くの方々にボランティア活動を行っていただいております。このように、ボランティアの皆様方の活動なしにはまちづくりにも大きな支障を来すというような現状にあるというふうに理解をいたしているところでもあります。このように地域貢献をされた方々の活躍が地域活動に組み込まれますようなことができますよう、あわせて自身の健康増進にもつなげていただけるシステムづくりにつままして、今後先進事例等も参考にさせていただきながら、どのような取り組みが本市とすることができるか検証させていただきたいと思っております。

次に、総合保健センターの設置についてのご質問をいただきました。

だれもが安心して暮らすために総合的な福祉の拠点となる総合保健福祉センターの整備は、市民の皆様方のみならず、我々職員も切に望んでいるところでもあります。現在の本市の状況ではありますが、ご案内のとおり市役所の機能が市内に分散をいたしております。健康福祉部におきまして、本庁舎、壱番館、保健センターと、3カ所に分散し、市民の皆様には大変ご不便をおかけいたしており、申しわけなく思っているところでもあります。県内でも保健活動、福祉活動、ボランティア活動、福祉団体支援活動などの総合拠点施設として機能する総合保健福祉センターを整備している自治体が多く、ご高齢者や子供さんたち、障害者の皆様方が1カ所ですべての用事が足せるようにすることは、市民の皆様方にとって大きな利便性の向上につながるものと判断をいたしております。

しかしながら、いわゆる総合福祉センターのような施設の整備には相当の予算、物理的な問題が考えられます。限られた現状の中において、市民サービスの改善の一つとして例えばどのような取り組みができるか。児童手当、乳幼児医療に係る窓口業務を、本市といたしましては、とりあえず壱番館から本庁の保険年金課等に移転をする等の取り組みもさせていただいたところではありますが、いまだ抜本的な対策ということにつましましては、なかなか踏み込むことができない状況にあります。今後、こういったご要望をどのような形で、いつまで具体化できるかといったようなことについては、誠心誠意整理をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご答弁を申し上げます。なお、残余の部分につましましては、それぞれ担当よりご答弁を申し上げますので、よろしくお聞き取りをお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

議長（志賀直哉君） 菅原建設部長。

建設部長（菅原靖彦君） それでは、私から市道南錦町東玉川線、橋の名前で申しますと塩釜陸橋の方の補修の考え方につきましてご答弁申し上げます。

塩釜陸橋は、幹線道路ということで、通過台数もかなり多くに上っている、また重車両の方も多いということで、なかなか橋の方への負担も大きいというふうな状況がございます。また、走行音等がかなり大きくなるというふうな性格もございますので、計画的な補修に努めているところでございます。具体的なところといたしましては、橋の継ぎ手の部分がどうしても大きな音が発生する要因になりますので、そういった影響も極力抑えたいということで、継ぎ手部分につきまして、特に摩耗が進んでいるような場所につきまして補修をするというふうな方法で具体的なところでは取り組んでございます。継ぎ手部分の箇所も数が多いんですけれども、平成17年と18年で4カ所程度行っておりますが、さらに摩耗が進んでいるところもございますので、なお、そういったところを中心に補修に取り組んでまいりたいというふうに考えおります。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 10番小野幸男君。

10番（小野幸男君） 丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

100円バス交通空白地区対策については、現在運行されているしおナビ100円バスは、一部路線の拡大などもあり、利用される方もほぼ定着してきていると思います。しかし、本路線から外れる多くの市民の皆様からバス乗り入れの強い要望があり、バス空白地区への市民の足としてバス路線の確保は大きな課題となっております。

本年4月の協議会において、バス空白地区運行路線図案も示されました。それを見ますと、バスの既存路線もあり難しい面があることは理解しますが、今後現路線のあり方も含め市民ニーズに合ったルートの設定が必要ではないかと思っておりますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

また、近くにバス停がなく不便を感じられている地域が今回示された路線案から外れているとの声が聞かれております。佐藤市長もそういった声も聞かれていていると思います。そこでお聞きしたいのですが、担当部局は、交通空白地区の実態掌握を路線図上だけで行っているのか、また現場にも出向き行っているのか、どのような形で行っているのかお聞きいたします。

次に、南錦町東玉川線の道路整備と対応について。

塩釜陸橋について地域の方からも相談を受け、私も現場に行き話を聞いたところ、大型車両も頻繁に通る交通量も激しいことから、騒音の悩みや、そのほかに、塩釜陸橋は下が道路となっており駐車場ともなっていることから、橋の上からの飛び石や空き缶の投げ捨てなどによる車等への損傷の問題などもお聞きいたしました。また、橋の上から物を投げられ、下が道路となっておりますので、通行人の方に当たりけがをすることも考えられます。安心・安全の観点からお聞きいたしますが、1点目に騒音防止対策についてのお考えと、2点目に橋の上からの投げ捨て防止対策についてのお考えをお聞かせください。

また、塩釜陸橋の老朽化対策について。最近NHK放送でも橋の劣化などを取り上げておりました。橋の劣化は単純な老朽化ではなく、長い間安全性を軽視してきたことが言われておりました。また、去年国土交通省が調べたところ、過去5年間点検が行われなかった橋は、市町村が管理する橋では88%に上っているそうです。計画的に取り組んでいくということでもありますけれども、安全の確保を急がれると思いますので、計画の前倒しをしてでも修繕補強の対策をお願いしたいと思います。

次に、介護支援ボランティア制度について。

初めてボランティア活動への参加を希望する方は、集合研修、施設実習を受けることになり、ボランティア制度を受け入れる施設登録などもございます。活動内容は各施設で異なり、掃除などの軽作業、配膳や後片づけ、話し相手、外出や散歩の介護補助など、ボランティアは自身の希望に合わせて施設を選びます。また、在宅の高齢者に対するボランティア活動にも制度を取り入れるところもあり、今後介護支援ボランティア制度をスタートさせる予定の自治体も多いようですので、本市においてもいち早く介護支援ボランティア制度を導入してはと思いますが、再度当局のお考えをお聞かせください。

次に、総合保健福祉センターの設置及び考え方について。

熊本市総合保健福祉センター「ウエルパルクまもと」は、施設の設計、建設、維持管理運営を民間の資金や技術力を活用するPFI手法により整備した施設で、1階は授産品コーナーやイベント広場、2階は子供に対する相談をキーワードに、育児相談を初め成長発達、不登校など、あらゆる相談の一次相談窓口として、保健師、保育士、心理士などの専門員が配置されております。また、同じフロアには子供発達支援センターも設置されておまして、相談から支援までどのように取り組んでいったらよいのかを各関係機関との連絡、調整を図り、

地域ネットワーク型の支援システムの構築を図るそうです。3階は保健福祉センター、4階は保健所となっておりますが、検査に訪れた方と相談などで訪れた方が一緒にならないような配慮もされておりました。屋上には太陽光発電や庭園、外壁は壁面緑化など地域環境保全の配慮もなされておりました。また、総合案内所には障害のある方が携わっており、障害の方にも優しい、大変すばらしい施設となっております。

本市においても、知恵を出し考えるならば福祉の中核拠点となる施設ができると思っておりますが、当局のお考えをお聞かせください。

これで2回目の質問を終わります。

議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

総務部長（三浦一泰君） それでは、私からは、100円バスの空白地域に対する対策につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、コースの設定でございます。私たち6月に入りまして、この空白地域に関係のあります町内会長さん方につきまして、各地域にそれぞれお集まりをいただきましてご意見をちょうだいしてございます。私たちの方からは議会の方にお示しをしましたコース原案をお示しし、それに対するご意見をいただいたところでございます。

重立ったご意見といたしましては、やはり料金体系、これが現在100円バスと同じようなワンコインというふうなことについてできないだろうかというふうなご意見がまず大きく出されてございます。

2点目のご意見といたしましては、公共交通機関への接続というふうなことと市立病院への通院のためのコース設定ということが大きく出されてございます。

それからまた、コースにつきましては、利便性の高い停留所を設けていただきたいというふうなご意見をいただいたところでございます。

私たちといたしましては、これらのご意見を踏まえまして、今後コースは総合的に考えさせていただきたいというふうに現在思っておるところでございます。

続きまして、コースの設定につきまして具体的に試走等をしているのかというふうなご質問だったかと思えます。コースの設定につきましては、ただいま私も含めまして担当者が、時間帯別によって、例えばどのくらい所要時間が必要なのかというふうなことを具体的にそれぞれ何カ所も選びまして走っておりまして、それらの測定をしておるところでございます。こういったことを踏まえまして、最終的にはやはり利用される方が利便性が高いというふう

に言っていただけるようなコース設定をすることこそ、100円バス同様市民の皆様方に愛していただけるものになるというふうに考えておりますので、これからさらにこうしたことにつきまして煮詰めてまいりたいと、そんなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 菅原建設部長。

建設部長（菅原靖彦君） 私からお答えいたします。

まず、騒音防止対策についてでございますけれども、騒音防止対策につきましては、先ほど申し上げましたが、摩耗している継ぎ手部分の補修を行いまして車両のスムーズな通行を確保する、そのことを通じまして騒音の軽減化を図るといった形で基本的に臨んでまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、橋の上からの空き缶投げ捨て、それからはね上げですね、石等のはね上げということの問題でございます。市道の安全確保にはそういった路上にそのようなものがないよというところが一つの留意点でございますので、市道についてはパトロールを行いながら、そのようなものがあつた場合には取り除くということに対応しているわけでございますけれども、特に陸橋につきましては下の方が陸地部分でございます。そういうことで住宅等があるということで、なおその落下していった場合には危険性が高いという性格でございますので、その陸橋分につきましては、なおその留意しながら臨んでまいりたいなというふうに考えております。また、空き缶については、意図的な投げ捨てということのようでございますので、やはりモラルの面での問題もあろうかと思ひます。当面そういった啓発をするようなものを設置しながら、注意を促していきたいなというふうに考えております。

それから、橋の老朽化の問題でございますが、昭和40年代ぐらいに建造された橋が多いということで、老朽化が進んでいるわけでございます。そういったことで、その老朽化への対応の補修というのが必要な状況でございます。それで、40年代の古い、大きな橋で40年代のものでは、昭和44年に貞山大橋が建造されておきまして、40年代の中でも古いものになってまいります。そういうことから、平成20年度におきましては、貞山大橋の老朽化対応の補修ですね、そういったものについて一定の設計予算を組み、実施の工事の予算を組んでいるんですけども、そういったところでやっていく予定にしておりますけれども、今後もその年次計画的なものを定めながら、老朽化している対応ということで取り組んでまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から、介護ボランティアの関係につきましてご答弁申し上げたいというふうに思います。

介護ボランティア制度につきましては、議員ご指摘のとおり、高齢者の介護ボランティア活動実績を評価した上でポイントを付与いたしまして、その高齢者の申し出によって、そのポイントを換算した交付金を交付するという制度でございます。先進地の事例につきましては、議員のご紹介のとおり私どもといたしましても把握をしている状況でございます。

特にこの制度の大きな目的を改めてご説明申し上げますと、いわゆるその高齢者がボランティア活動を通じまして地域貢献をすることを積極的に奨励支援すると。そういった意味では高齢者自身の社会参加活動を通じまして、大きなポイントとなりますのは介護予防に資するということが大きな目的と、そういった意味では高齢者自身のための制度であるというふうに私どもも考えております。

制度実施の法的な根拠につきましては、議員ご指摘のとおりでありまして、介護保険制度の中で地域支援事業の中の介護予防事業として実施をするという内容になってございます。

本市の取り組みにつきましては、基本的に市長の方から申し上げたとおりであります。実施に当たりましては、ボランティア活動の内容でありますとか、あるいはその受け入れ対象施設の検討でありますとか、あるいはボランティアのポイント、こういったものを管理する団体、こういったところをどこにするかと、そういう指定の問題、具体的な業務の内容、こういったものが大きな課題となっておりますので、まず、私どもといたしましては、先進都市、始まったばかりでもございますので、そういった動向を、状況把握に努めまして、なお検討したいというふうに考えております。

それから、2番目の総合保健福祉センターのご質問がございました。熊本の総合福祉センター「ウエルバル」のお話でございました。この施設は、公共施設では初めてとなります、熊本の公共施設では初めてとなりますPFIの方式で建設、運用がなされたというのはそのとおりでございました。内容につきましても、私の方でいろいろ教えていただきまして、議員がお話しのとおり、1階から5階ということで施設がございまして、1階はそのウエルバル広場ということで市民共同の広場、こういったものが設置されてございまして、2階は子供総合相談室、子供の発達支援センター、子供全般にかかわる相談を一括して引き受けるフロアになっているということでございます。3階につきましても保健センター、こういったもの

が設置され、4階には熊本市の保健所が設置されていると。屋上につきましても、議員がお話しのとおり、非常に広場についても環境に配慮した施設になっているということでございます。

特に大きなポイントは三つございまして、やっぱり専門職がきちっと配置されているということが一つと、それから地域ネットワークなどの施設を目指しているというのが確かに大きなポイントだろうというふうに考えています。それから環境にも配慮した施設になっているということで、非常にそういった意味では先駆的な施設なのかなというふうに理解をしているところでありますし、受付につきましても確かに障害者の方が総合的な総合案内をしているということで、非常に好感が持てる施設だというふうに聞いてございます。

こういった施設が本市にもあれば非常にいいところでありますけれども、当面は、私どもといたしましては、ソフトの整備、ソフトの充実に全力を傾注したいというふうに考えておりまして、このハードの整備につきましても今後のちょっと課題にさせていただきたいというふうに考えております。

議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

再開は14時50分といたします。

午後2時35分 休憩

午後2時50分 再開

副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番東海林京子君。（拍手）

7番（東海林京子君）（登壇） 社民党の東海林京子です。

平成20年岩手・宮城内陸地震と命名された地震が一昨日の午前8時43分に発生し、両県でがけ崩れで家屋や道路が崩壊し、犠牲者も多く出ています。また、海外においてもミャンマーのサイクロン、中国の地震などで犠牲者の方々が多く出ておりますが、この方々についてもご冥福をお祈り申し上げます。

私たちも、必ず来ると言われている宮城県沖地震に備えること、人命第一でやっていかなければ、そして一人の犠牲者も出さないよう、しっかり防災していきたいと思っております。

それでは、私の質問に入ります。

最初の質問は、100円バスについて4点ほど伺っていきます。

本日の二人の議員から質問がありました。また、あす以降も二人の質問があり、過半数の方がこの問題に触れられることとなります。平成16年12月から運行されている「しおナビ100円バス」は、市民の皆さんの要望を徐々に受け入れ、市内のJR駅をすべて経由、停車し、公共施設や買い物の便利なところへ停留所を置き、さらに運行へ空白時間をなくし、仲卸市場や港町、郵便局本局も経由し、毎時定時の発車に改善して、利用者の利便性にこたえてきたと思います。これは先ほど市長からも説明がありました。その結果、ことしの2月には利用者の100万人達成は、市民に愛される、市民のためのバスが定着していることであり、市民の足として定着し、大変喜ばれているということを経理も先ほど述べております。

そして、いよいよ西部、東部、北部の空白地区へのバス乗り入れが具体化しようとして、4月の各常任委員会の中に市当局の考え方の概要が報告されました。その内容の一部は、ことしの10月、道路運送法の改正によって一般乗り合い旅客自動車運送業の対象が拡大される、地域の実情に合った旅客運送が可能となり、コミュニティバスや呼び出しに応じて運行する方式のデマンド交通や乗り合いタクシーも利用できるというものです。市長は乗り合いタクシーを考えているということを経理も先ほど小野幸男議員からも話されていますが、現在バスの乗り入れのない空白地区は、東部地区は中の島、舟入、牛生町、芦畔町、西部は大日向、母子沢、北部は青葉ヶ丘、石田などで新たな交通手段を確保する具体的な動きが今後示されます。空白地区の方々には本当に長い間バス乗り入れを待たされてきましたが、やっと実施がまとまりつつあるところまでこぎつけたと思います。

ただし、どんなやり方で、いつからということはまだ明確にはなっておりません。地域公共交通協議会で協議をして、内容を固め、運行に向けて運輸局の許可をいただいた後に試験運行を開始する手順になっていることが市当局より報告されています。その内容から見て、具体的なことは地域公共交通会議も今は設置されていないのでまだ検討されていない部分も多いと思いますが、市当局は基本となる腹案は持っていると思います。例えば今までどおりのバスなのか、中型バスか小型バスか、デマンドバスか、あるいは乗り合いタクシーか、料金は幾らか、100円を守るのか、実施はいつごろかなど、市当局の腹づもりはあると思います。このことは地域の町内会長さんの方からも出されたということが先ほど報告されました。として、空白地区の皆さんは一日も早い実施を望んでいます。いつまでもお待たせするわけにはいきません。特にご年配の方々には、バスが走るようになったらいろいろ行きたいところが

あるらしく、本当に楽しみにしています。市長さん、いつから開通する予定なのですか。私は一日も早い、この年度内の時期の開通を決断してくださいと申し上げます。

また、空白地区の乗り入れに当たり、地域公共交通会議が発足されますが、これまで赤字を承知で運行してくれた業界に協議会のメンバーに加わっていただくことは、旅客運送のプロ中のプロにいろいろご指導をいただくためにも、私はこの中に入れるべきだと思います。また、利用者の声も大変大事かと思えます。利用者代表もメンバーに入れるべきだと思います。そのことについて市長のご見解をぜひお聞かせください。

次の質問は100円バスの割引制度について伺います。

最近、100円バスのカード利用者がかなりふえているように見えます。割引制度でお得ということが口コミで広がっているようです。1,000円のカードでは11回乗れます。3,000円では33回、5,000円では58回乗れるそうです。最近は給料日になると皆さんこのカードを、特に5,000円カードを買う人がふえています。定期券ではありませんから家族で使うこともできるのでしょう。割引料金は利用者にとってもとてもメリットがありますが、事業者にとっては最近赤字の要因になっている部分もあり、悲鳴を上げています。それは5,000円のカードでは50回で8回無料サービスでは、しかもこのケースがどんどんふえてきては赤字がますますふえるのではないのでしょうか。カードはコストが大変かかるので困ることになっています。平成16年12月から100万人の乗客があったので100円バスは黒字だろうと思っていたら、約80円で乗せている計算になっているので、どんなことをしても黒字にはならないのだそうです。だからやっていなければ廃止しかないということでは私たち市民は困ります。その分行政で負担があれば話は別ですが、それもなかなか簡単ではないと思いますが、この点について市はどのように考えておられますか、ご見解をお願いします。

次は、バス停の一般車両の駐車の一掃についてお願いします。

この問題については前にも何回か言っておりますが、一向に改善されていません。これはどうしてなのでしょう。バスはほぼ定時に停留所に入ってきます。バスの路線も大分カットされたので、バスがとまる回数が少なくなったから一般車両の方もついとめてしまうのかと思います。しかも車から離れて、車だけ置き去りにしている、そこへバスが入ってもバス停にはとまれません。バスはとめないわけにはいきませんから、違反車両の前か後ろにとめます。大分無理をして反対車線すれすれのところでカーブを切ります。対向車線の車両からクラクションを鳴らされることもあります。そんなときはバスの大きなカーブで乗客にも無理

がかかり、立っている人は転びそうになることもあります。もし事故でも起きたら大変です。私を知る範囲では、本塩釜駅前交差点手前のバス停、やみ市前、壱番館前の宮町吉津線側などは、このあたりが常駐です。安全な道のために行政としてどうしていくのか、「市民のモラルです」という答えは回答を認めるわけにはまいりません。よろしく願いいたします。

質問の第2項目は、住民の健診について伺います。

塩竈市の住民健診については、6月末からぼちぼち始まると思います。塩竈市の健診の充実については、かなりこれまでも努力をしてきたと思います。

さて、4月以降、ほとんどマスコミを通して制度のまずさと国民の怒りについて毎日のように報道されてきた後期高齢者医療制度については、政府はあれほど国民からたたかれ、内閣の支持率を下げ、山口の補選や沖縄の県議選でも惨敗の原因となりました。政府はその制度を今手直ししようと躍起になっていますが、手直しではますます事務量もふえるし金もかかる。むだな抵抗をせず、一たん廃止して仕切り直ししかないと思います。だれも納得していないからです。

そこで、これまで国民健康保険で実施してきた75歳以上の人間ドックや脳ドックの助成については、新制度では事業打ち切りと聞いていますが、宮城の広域連合の扱いはどうなるのか。また、同じく、はり、きゅう、マッサージの補助はどうなるのか。新制度移行の中ではどのような議論でどうなっていくのかお尋ねいたします。

健診の二つ目の質問は、メタボリックシンドロームの対策及びその予備軍について伺います。

メタボリックシンドローム、以下メタボと呼ばせてもらいますが、メタボについては、最近、働き盛りの人の健康についてマスコミでも競争のように話題性を持たせています。特にメタボの改善について取り組む企業や団体、行政のことをテレビ、雑誌で紹介して、メタボをどのようにして克服したかなど積極的に放映し、お茶や健康飲料、健康食品、ダイエット機器、サプリメントなどを売り込んでいます。メタボがふえれば生活習慣病の患者もふえて、当然医療費もかさむわけですから、行政も力を入れて取り組む課題でもあるわけです。

現在、県内外を問わず、行政のかけ声でメタボ一掃作戦を行っている市町村も多くなっています。例えばウォーキング協会公認の専門家を招き、正しい歩き方指導、あるいは保健師や管理栄養士から食生活改善などのアドバイスを受ける講座を開いているところも多いようです。若い人は電子メールで相談できるようにシステム化されています。塩竈はこのようなメタボ対策のメニューを健診のテーマに考えているのか、現在と未来の対策について教えてく

ださい。

健診についての三つ目の質問は、若い女性、20代、30代の子宮がん検診の啓蒙について伺います。

最近、若い女性の子宮頸がんが急増しているという話をよく聞き、友人も娘さんを亡くし悲しい思いをしているのを間近で見ていると、他人事ではありません。子宮がんというのは比較的年齢の高い人の病気だと思っていましたが、今は20代、30代の方が疾病する率も高く、死亡率も高いのです。日本人の子宮がんのうち頸がんは60%から70%を占めているそうです。子宮頸がんは早期発見で完治する確率が高いそうですから、年1回は検診をした方がいいと専門家も求めています。どのがんも初期段階では自覚症状がなく、検診での発見が重要です。塩竈市でも20代から子宮がん検診は行っておりますが、その検診率についてはどうなのか。仕事をしている人も子育て真っ最中の人も検診を受けやすい体制をどうつくっていくのかも行政の重大な任務であると思います。検診の重要性を当該者に知らせ、年1回必ず重点的にして、受診率を高める必要があると考えます。塩竈市の現状と今後の積極的な啓蒙についてご答弁をお願いいたします。

質問の3項目めは、妊婦健診について伺います。胎児と母親の健康状態を診断する妊婦の健診は1回当たり5,000円から1万数千円かかります。医療保険が使えないため費用は全額負担になります。そのため、これまでも市町村ごとに実施している無料健診がありましたが、それすら受診しないで、お産の時期が来て救急車で搬送しますが、受け入れられず死産してしまうケースもありました。県の調査でも06年の妊婦の救急搬送で1カ所以上の病院に受け入れを断られたのは70件に上り、中には最大で17回断られたケースもあったということです。このような問題が社会問題化し、厚生労働省は平成17年1月、妊婦健診については14回程度が望ましいとして、少なくとも5回分の受診料を公費負担で無料にするよう全国の自治体に求めました。その結果、県内の自治体はそれぞれ前向きに対応しました。仙台市は2回から10回へ、白石市は最初から10回でした。2回から3回にしたのは塩竈、気仙沼、多賀城、大崎の4市です。

本市は3回で3万5,700円の補助になっています。この助成の趣旨は、安全な妊娠、出産に備える重要な健診で、妊婦と赤ちゃんを守り、なおかつお産のリスクを医療機関にも負わせないために、さらに少子化に対応する重大な課題でもあります。塩竈市では、国の指導だからとか国の方針だからということをつたひついで、忠実に実践してきた国の模範生であっ

たと思います。ですから国の妊婦健診を少なくとも5回を公費負担にせよという指導を堂々と守り、「日本一住みやすい塩竈」に一步でも一日でも早く近づいていただくようお願いするものです。我が党の福島党首は「産声の聞こえるまち」と言います。大阪の橋下知事は、「子供の笑い声が聞こえるまち」、塩竈の市長は「日本一住みやすいまち」を輝かせるための一步として、妊婦健診の公費負担は5回を実施することで、口ばかりという陰口を打ち消すことになるだろうと期待します。

次に、里帰り健診に関連してお尋ねします。

お産は親元でという妊婦もいます。それらの人は数カ月前から親元へ里帰りするわけですが、その際の公費負担分はどのような扱いになるのでしょうか。

次の質問は、4項目は、学校給食のアレルギー食について伺います。

学校給食、保育所でも同じですけれども、アレルギーの子供たちの給食への対応に大変な気遣いをしながら、手間暇をかけて普通食給食と同じように、第一に安心でおいしい、栄養面でも変わらないようにつくっています。最近、アレルギー食とは違う好き嫌いレベルの対応食が実施されているようですが、その数も年々ふえているそうです。まず、アレルギーを起こす子供さんへアレルギー原因物質、アレルゲンを与えてしまったら死にもつながりかねない食物アレルギーがありますから、給食の現場は毎回点検を怠るわけにはいきません。それには職場に安全を確保できる人員体制の配置は欠かせない条件です。しかし、塩竈の各職場は、退職者不補充にパート雇用拡大で、格差拡大や問題点も多く発生しています。4月1日で6名の正規退職者が出ましたが、不補充をパート配置で賄われています。アレルギーの食事療養は、先ほども言ったようにアレルギー原因物質を取り除く除去食が基本となりますので、医師の正しい診断に基づいて必要最小限の食物除去を行うこと、と同時に、栄養的見地と食事の質の面から、除去した食物にかわる同等の栄養素を取り入れる別な食品をとるようにすることが望ましいわけです。単に除去、取り除けばいいという問題ではありません。治療の一環であります。したがって医師の診断書の提出が義務づけられると思いますが、本市ではそのようになっておりますか。栄養士の好意に任せての除去食の対応になっていませんか。栄養士不在時の場合は、だれが除去食を担当しているのでしょうか。もちろん給食調理員です。しかし、職場は調理補助というパートで補われています。その場合、何かが起きたら、どんな責任問題になるのでしょうか。治療の除去食が、子供の好き嫌いにも対応している根拠のないアレルギー食と医学的根拠のある本当のアレルギー食とを混合している状況を

はっきり分けること、区別して学校の給食の食育をしっかりとってほしいと思います。例えばエビの姿を見えないようにすれば大丈夫とか食パンは食べられないけど菓子パンはいいなどはアレルギー食とは関係ないと思いますが、給食は好き嫌い、わがままにまで対応してやるべきなのではないでしょうか。教育委員会の毅然とした対応を望みます。

最後の第5項目の質問は、救急医療体制の充実について伺います。

最近、医師不足になって医療機関から救急患者の受け入れが断られ、家で倒れた心臓病や脳疾患、妊婦や交通事故の患者が受け入れ先を探しているうちに亡くなったというケースがふえています。そんなことが私たちの身近なところでもまれにではない回数で起こっています。いつ自分たちにも降りかかってくるかわかりません。塩竈の病院数軒で受け入れられず、仙台に運ぶ途中で亡くなったと聞くと、本当に悔しい思いがします。塩竈市は医療機関が多いので住みやすいと思って他市町村から移ってきた人も多いのに、今はそんな話もなくなりました。救急に対する塩釜医療圏内の受け入れ状況はどのようになっているのか。緊急時に救急車をお願いした場合、塩竈は狭いし、ということも余りないので、救急車は現場に到着するのは早いのです。救急車に患者を乗せるのも早いのです。しかし発車しない。それは救急車から医療機関に受け入れを伺っているのに長い時間を要してしまう。それを見ている家族や近所の人はいらいらしているが、どうにもならないという場面があって、翌日亡くなったと聞かされると、本当にだれが、どこが悪いのだと思うと、残念でたまりません。患者の受け入れ先を探すのは救急車からしかやれないのでしょうか。消防署や当番医療機関、救急車の三者で搬送先を探索するようなシステムはないのでしょうか。コンピューターは何でもできると言う時代、金のこと心配ですが、命の方がもっと心配で、大事です。ぜひとも三者連携の充実、システム化について、今と将来について教えてください。

今回、平成20年度から塩釜地区医療圏から仙台地区医療圏に移行することになりますが、何のために、何がどうなるのか、市民の目線でのメリット、デメリットについて教えていただきたいと思います。

これで第1回目の質問を終わりますが、今回も半年に1回の一般質問ですので、欲張りでごんご盛りの質問にまたなっていました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま東海林議員から5項目にわたるご質問をいただきま

した。順次ご答弁を申し上げます。

初めに、100円バスであります。空白地域への路線拡充についてのご質問でありました。

先ほど来ご説明をさせていただいております100円バスにつきましては、多くの皆様にご利用いただき、大変ご好評いただいておりますが、一方におきまして、北部・東部・西部地区の一部に空白地域がありますことから、その対応について検討を始めたところであります。現在、空白地区にお住まいの皆様のご意見を伺いながら、運行のコースや時間、料金や運行主体等について検討を重ねているところでございます。これらにつきましては、考え方を整理し、地域公共交通会議で協議をお願いし、合意を得て、運輸局への申請、そして許可という手続を踏んで運行開始となることをご理解いただきたいと思います。利便性向上のため、この10月から12月に行われますDCキャンペーンも視野に入れながら、でき得る限り努力をいたしてまいります。

地域公共交通会議につきましては、地域の実情に応じたコースや料金などについて協議するための機関であります。構成は、利用者であります住民代表、あるいはバスやタクシーなどの自動車運送事業者、そして運輸局や警察署、並びに道路管理者などとなります。会議の持ち方につきましては、構成メンバーの判断によりますが、市としては公開を原則にし、さまざまなご意見をちょうだいしながら、よりよい運行形態を構築してまいりたいと考えているところでございます。

以上のほかカードの割引制度など2点につきましては、後ほど担当よりご説明をいたさせていただきます。

次に、住民の健診についてであります。

最初に、75歳以上の人間ドックへの助成についてお答えをいたします。

これまで本市の国民健康保険加入者に対する人間ドック助成制度は、40歳から60歳までの5歳刻みの節目の年の検診に助成をいたしてまいりました。75歳以上の皆様には、市が行ってきた基本健診を受けていただいております。今年4月の後期高齢者医療制度の創設に伴い、健診実施の主体が宮城県後期高齢者医療広域連合に変わりますが、この広域連合から本市が委託を受けまして、これまでどおり本市が健診を実施することになるものと判断をいたしております。本年3月、健診についてのアンケート調査を行いましたところ、後期高齢者医療制度に加入した約1,900名の方が受診を希望されておりますので、6月26日から始まります本市国保の特定健診会場で受診いただきますようご案内をさせていただいているところ

であります。

はり、きゅう、マッサージについてのご質問でありました。

老人保健制度では、医療上必要と認められる、はり、きゅう、マッサージ等の施術については、療養費の支給対象となっております。後期高齢者医療制度に移行いたしましても、医療上必要があると認められる、はり、きゅう、マッサージ等の施術は、療養費の支給対象となり、従来と同じ負担で診療を受けることができるものと判断をいたしております。

メタボリックシンドローム予備軍対策についてお答えをいたします。

平成20年度からメタボリック症候群に着目した特定健康診査、保健指導の実施が医療保険者に義務づけられました。国民健康保険事業を運営している本市といたしましても、医療保険者として塩竈市国民健康保険特定健診特定保健指導実施計画に基づき実施をいたしてまいります。実施に当たりましては、働いておられる方々も受診がしやすいよう、夜の時間帯や土曜日、日曜日も含めての実施といたしてまいりたいと考えております。また、健康診査を受診していただく重要性を認識していただくことや、食事や運動などの日ごろの生活習慣を見直すことが健康づくりにつながりますので、メタボリック症候群をテーマとした出前講座や地域の健康教室開催に積極的に取り組んでまいり所存であります。

次に、20代、30代の若年世代の子宮がん検診についてであります。本市といたしましても力を入れて取り組んでいるところでありますが、詳細につきましては、担当部長よりご答弁をいたさせます。

妊婦健診についてご質問をいただきました。妊婦健診の公費負担についてお答えいたします。

妊婦健診につきましては、昨年来、厚生労働省の通知を受け、妊娠中の健診費用軽減の検討を行い、今年度につきましては助成回数をこれまでの2回から3回に拡大し、助成につきましても、これまでの2回分、1万3,900円から3回分、3万5,750円に公費負担を2.57倍に拡大をしたところであります。厳しい財政事情から2回から3回までの引き上げにとどまりましたが、来年度以降についても引き続き段階的に助成回数の拡大に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

里帰り出産のための対象外となる健診についてご質問をいただきました。

妊婦健診の公費負担については、県医師会と契約して実施をいたしておりますことから、県内の医療機関についてはすべて交付いたしました受診券を使用すれば無料で受診できる仕

組みとなっておりますが、県外の医療機関で受診される場合には対象から外されます。これを救済するため、無料受診券相当分の費用を限度に後日払い戻しができるよう制度の改善を図っているところであります。

学校給食のアレルギー食について何点かご質問をいただきました。

初めに、実施するに当たり、医師の診断書添付についてのご質問でありました。

本市では、保護者から医師の診断書はいただいております。それにかわるものとして、栄養士がアレルギーの申し出のあった保護者と直接面談を行い、給食停止の申請書を提出をいただいているところであります。校内での検討、審査により、その対応を決定し、どのような給食にするかを文書でお知らせをさせていただいているところであります。このような措置は1年ごとに見直しながら対応をいたしております。

アレルギー食と好き嫌いの違いがあるのではないかと、それを混同して塩釜市では適用しているのではないかとのご質問でありました。

保護者には医師の意見等を踏まえ、アレルギー対応食の必要性を十分認識した上で学校に申請をしていただいておりますので、好き嫌いによる申し出はないと判断をいたしております。これからも食の安全を最優先にし、学校と家庭の連結を密にしながら、児童生徒の一人一人の状況にきめ細かに対応した給食を提供してまいりたいと考えているところであります。

救急医療体制の充実について何点かご質問をいただきました。

塩釜圏内での救急患者の受け入れ状況についてはというご質問でありました。

平成19年中の平日・昼時間帯での医療機関収容率は91.2%となっておるものに対し、平日・夜間及び休日になりますと60.3%まで減少をいたしております。塩釜地区が仙台医療圏に組み込まれたことによる救急患者の受け入れについてであります。このたびの宮城県地域医療計画では、塩釜地区二市三町は仙台医療圏に編入をされたところであります。しかし、これまでも医療圏を越えた救急搬送は医療施設ごとの専門分野を考慮しながら行っておりまして、傷病者ご自身も高度な医療を求めて遠方の専門病院を希望されるケースもふえている状況にあります。したがって、今回の見直しにより仙台医療圏に統合されましても、救急患者の搬送に大きな影響を与えるものではないというふうに考えているところであります。

システムの問題についてご質問をいただきました。

救急車、消防署、医療機関の連携によるシステム化ではありますが、以前は救急患者の受け入れ先となる医療機関の手配は消防本部の司令課が行っていましたが、救急現場と医療機関との間に消防本部が入ることにより、聞き間違いや伝達に時間を要するようなことも一部で発生をいたしておりました。さらに、医療機関側としても救急現場での患者の状況を把握したいという意向があり、また、携帯電話の普及により救急現場から直接病状を伝えられるようになりましたことから、現状では救急車から受け入れ先を探すことが最善の方策と考え、取り組んでいるところであります。

なお、医療機関の空きベッド数等を確認するための救急医療情報システムについてではありますが、医療機関によってはその状況がリアルタイムで表示されていないというような状況もあり、利便性の向上に向けた改善策が今後なお必要であるというふうに考えているところであります。

最後に、塩釜医療圏が仙台医療圏に統合されたことによります変化についてのご質問でありました。

交通網の発達によりまして医療圏を越えて病院にかかるケースはこれまでも多々ありましたので、現状が大きく変わることはないという認識であります。しかしながら、医療機関が集積している地域性を考慮しつつ、がん、脳卒中など特定の診療に特化した機能分化と連携を実現するための協議の下地が形成されたというふうに考えているところであります。

以上、私からご答弁を申し上げました。残余の部分につきましては、それぞれ担当よりご答弁をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

副議長（今野恭一君） 三浦総務部長。

総務部長（三浦一泰君） それでは、初めに私からは、現行のカード割引制度についてお答えを申し上げます。

現行のバスカード割引制度につきましては、宮城交通で発行されていますカード型の回数券で、100円バス導入以前の循環バスの時代から利用されておまして、現在、約3割の方々が利用されていると把握をしておるところでございます。具体的には、5,000円で5,850円の利用ができるものなどが発行されております。同様のカードでございますJRのオレンジカードは廃止となった事例もございますが、しおナビ100円バスの利用者が増加してきた一因といたしましては、このバスカードの利用により割安感が増したこと、さらには一々100円玉を用意しなくても済むことなどがあつたとも考えられますので、私たちといたしましては、今

後の利用状況の推移を見守ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、バス停の一般車両駐車一掃につきましてお答えを申し上げます。

例えば海岸通りのバス停にはしおナビ100円バスも含め3路線のバスが乗り入れており、バス停内への不法駐車は、乗降者の迷惑になるばかりか安全交通の妨げにもなることから、厳重な取り締まりが必要と考えております。法律上では道路交通法で停留場の標示柱から10メートル以内は駐停車禁止とされており、このことにつきましては、公安委員会の管理のもと、所管の警察署が担当することとなっております。つきましては、市といたしましては、今後とも啓蒙活動を充実するとともに、塩釜警察署に対しまして取り締まりを強化するよう働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（今野恭一君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方からは若年、20代、30代の子宮がん検診の啓蒙についてお答えいたします。

子宮がん検診は平成16年、厚生労働省のがん検診の指針、こういったものが改正されまして、受診対象がこれまでの30歳以上から20歳以上に拡大されているとともに、受診間隔は2年に1度の隔年検診に変更となっております。子宮がんによる死亡は、全体で減少しているものの若年層につきましては増加しており、本市といたしましても若年層の受診拡大が子宮がん検診の課題と位置づけているところでございます。

この厚生労働省のがん検診の指針を受けまして、本市におきましては早速、平成17年度から子宮がん検診の対象者を20歳以上に拡大いたしました。なおかつ受診間隔につきましては、20代、30代の若年層につきましては、受診率が低いために、国で定めております隔年受診とせず、毎年受診できる機会を設けるとともに、検診自己負担金につきましても他の年代よりも低額に据え置き、受診しやすい環境づくりに努めているところでございます。

さらに、平成18年4月からは妊婦健診の検査項目に子宮頸がん検診、子宮体がん検診と頸がん検診の二つございますが、この頸がん検診を追加したところでございます。平成19年度の子宮がん検診の受診状況でございますが、受診対象者に対しまして20代で10.2%、30代で37.7%、全体で40.2%と受診者が少ない状況にございますが、今年度からは若年者に対する啓発といたしまして、乳幼児健診、3歳児健診でございますが、の際にお母さん方にリーフレットの配布等を行いながら子宮がん検診に対する正しい知識の普及と受診勧奨を行う試み

を開始しているところでございます。子宮がん検診は早期発見であれば部分治療で済み、若い方にとって治療後に妊娠することも可能と言われております。今後も積極的に子宮がん検診の啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

副議長（今野恭一君） 東海林京子君。

7番（東海林京子君） ありがとうございます。

バスの関係ですけれども、市長さんに先ほどお願いしましたけれども、いろいろ公共交通機関の関係もあると思いますし、それから運輸省の関係もあると思いますけれども、目的は、やはり年内中にその結論を出して、できれば年内中発車ということに私はお願いしたいなというふうに思います。その辺の事務的ないろいろお時間もあると思いますけれども、その辺にぜひ努力をしていただきたいなというふうに思います。これは皆さんの望みですね。言うなれば同じ市民の中で38カ月も待たされたと、こういう人たちがいるわけですから、その点についてはぜひ早くやってくださいというふうにおん願したいというふうに思います。

それから、バスのやっぱりカードの問題ですけれども、おっしゃるとおり、やはりカードができたから、割引があったからお客さんもどんどん乗ってくださってるっていう部分もあると思います。しかし、このカードですね、先ほども私も言いましたけれども、やっぱり100円が100円でなくなっているわけですね。そして100万人乗って、2割引みたいな形になるわけですから、そうすると非常にそこで会社の方に入る金も少なくなってくる。2割引になってくる、全体的から見ると。大変な私金額だというふうに思います。そういう点で、やはり100円、ワンコインバスは、私本当こういうことをこの場で言いたくないんですけれども、ワンコインバスですから、100円よりなぜそんなにまけなきゃいけないのっていう感じもあるわけです。ですから、この点は100円バスは100円でいいんじゃないかな。むしろ赤字ですよ赤字ですよって、どっちからも言われる、会社からも市の方からもね。じゃあその分、市が補ってくれるんだったらそれはそれでいいんですけれども、それもできないとなると、会社ではとってもとってとやっいていけないから廃止しかないんですよっていうふうに言われれば、私たちとしてはとってと困るわけです。ですから、その点で、これからそのことについても公共交通協議会の方でぜひ私は協議していただく中身でもないのかなというふうに思います。そういう点をぜひひとつお願いしたいと思います。

それから、カードは出しやすい、ワンコインを持つより、100円を持つよりは出しやすいっていうか、面倒くさくないって言ってますけれども、見てると非常に面倒くさいんですね。

というのは、乗る方がほとんどお年寄りの方ですから、心配なんですね。2回これ通さなきゃいけないですよ。乗ってくる時1回通します。そしてまたおりるとき1回通します。2回通します。そのときに非常にこう時間がかかっているわけです。中には、あっ、どこに入れだべって感じで探し方始まったりする方もいらっしゃるって、これがバスのおくれにもつながっているし、それからそういう点で非常にバスの中に、もう地べたにお座りして探している方もいらっしゃる。こういうのを見るとどうなのかなって感じもしますので、ぜひその点も含めて協議をしていただきたいなというふうに思います。

それから、やっぱり所管の警察でのバス停の一般駐車のことですけれども、これも本当に見ていると、何か同じ車がいつもとまっているようなところも中にはあります。何でいつもとめてるんだらうってというようなところもありますので、これは警察の方にぜひ働きかけをしていただいて、やっぱり嚴重に取り締まっていただかないと、本当にバスの運転手さんも大変だし、それから交差点の前ですから、本当に無理な動きをされると、あそこで横断歩道を渡っている人たちも危ないというような感じもありますので、ぜひこれはやっていただきたいというふうに思います。

それから、子宮がん検診のことですけれども、塩竈、意外と進んでたなっていうふうに思いました。その点では本当にありがとうございますと言いたいと思います。そして受診しやすいようにこれから3歳児健診のときにリーフレットを配るということをおっしゃっていましたが、やはりここを利用している健診のお母さん方が健診に行きますよね、お子さん連れて、何カ月健診、何カ月健診。そのときにやはり話しかけていただいて、ぜひ受けてくださいねとか、アンケートをとったりですね。それから、いつでも健診が受けられるように、どこの病院にでも行って自分の好きなときに受けられる、そういうようなカードを配布している他市町村もあるわけです。この決まったときだけではなくて、自分の行きたい、行けるときに。そういうのもありますので、その辺もぜひご検討いただきたいなというふうに思います。

それから、メタボの関係。これも特別こう教室みたいなのがあったりですね、あるいはうちでできるようなメタボ対策といいますが、DVDを使ってやったりですね、いろいろあると思うんですよ。そういう点でぜひうちでできる、保健センターに行かなくてもできるような、そういうものの取り組みなんていうのもぜひやってほしいなというふうに思います。そして人前でやるのも恥ずかしいとか、なかなか続かない部分もあると思うんで、うちでか

け声をかけられたらまたやるのではないかというふうなこともありますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、救急の連携、あっちこっち言ってごめんなさい。救急の連携体制の問題ですけども、私も以前は消防署でやってたんでないかっていうふうに思ったんですが、このごろなくなったっていうこと知りませんでした。たまたま私の家族が、ちょうど中国のギョーザ事件のあたりに横浜に行きまして、二日間の旅行で行ったんですが、1日目でぐあい悪くなって、そして次の日帰ってきてしまったんですが、そのときに仙台の、ぐあい悪くてとてもたままないから迎えに来てくれって言われたけれども、夜中近くでしたので仙台の駅、JR駅をお願いして救急車をつけてもらいました。そのときに救急車はもう前から来て待っていてくれて乗せてもらったんですが、そっからが動かないんですね。何をやってって、一生懸命やってんですけども、どここの食堂でこういうのを食べて、そして今こういう症状でっていうようなことを言ってるんです。1回目もだめ、2回目もだめ、3回目、4回目ですと救急車が動き出したわけですが、その間40分ありました。それはそれで救急車の方本当に一生懸命やってくれてるんですけども、オウム返しにただ言ってるだけって私は思ったんですね。もう少しこう緊急性が本当になんないっていうか、あちらの受け方もですね、どうしたんですかとか大丈夫なんですかってというようなことがなくて、何か事務的にこう言ってるなっていう感じもしたんで、これは救急車だけに任せておいたんでは助かる命も助からないと。うちのはたまたま下痢とか嘔吐とかそんなもんだったんで我慢もできたと思いますけれども、本当に死ぬような病気だったらこれでは死んじゃうなと。死ぬ死ぬって聞くのもやっぱりこんな関係もあんのかなっていうふうに思いました、つくづく。それで、やはり三者で連携して、早く消防署も電話かけるけれども、消防署でも電話かける、あるいは当番医療機関でも電話かけ……電話っていうか、もう連絡し合って、うちに来てくださいと、こういう方向がとれないものかっていうことをつくづく感じたもんですからお願いしたわけです。ぜひそういう点でお答えをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） お答えをいたします。

100円バスであります、カードでなければ乗れないというシステムではないわけでありまして。個人個人が選択をできるわけでありまして、実はこのカードそのものは宮城交通が発行しているカードであります。塩竈市が発行しているカードではないわけでありまして、それを

限定的な使い方ということについては我々の努力の範疇を越えることになるのではないかと考えておりますし、もちろん1年間、年間を通じてかかった費用のうち我々の方で負担させていただくべき金額と宮交さんでご負担いただく分については、年度年度でお話し合いをさせていただいているところでありますので、引き続きそのような利用をさせていただければと思います。

それから、メタボ対策であります。かつて議員の皆様方にも体験をしていただきました。それぞれの議員の方々もいろいろな思いをお持ちいただいたかと思っております。今保健センターでは、やはりお一人ですとなかなか相当強固な意志を持っておられても、つついメタボということになってしまうような生活習慣ということにつながりかねないと。むしろ30名、40名という中に入ってお互いに、競争心って言うと語弊がありますが、お互いに相手を支え合いながらそういった生活習慣病を改善しようということの方が大変顕著な結果が出てきているということで、今保健センターの方では30名ないし40名の方々にご参加をいただいて、メタボリックシンドローム解消のためのさまざまな取り組みをさせていただいているところであります。

なお、この方々は1度お受けになると、またじゃあ3カ月後に集まって、自分たちの成果をもう一回確認しようねというような、そういった団体もつくっていただいております。ほかの方にも「こういうことに参加すると」ということで大いにPRをしていただいているようであります。今後ともぜひそういった取り組みを深めていきたいと考えているところであります。

また、駐車違反については、大変恐縮であります。我々道路管理者には違反取り締まりの権限はないので、警察の方にぜひ取り締まりを強化をしていただきたいという願いをする立場であるということをご理解いただければと思います。

救急連携につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりであります。さまざまな方から電話をし、結果としては、議員ご質問のとおり救急というのは1分1秒を争うものであります。いろんな方面からかけるということがかえって混乱を来すことがあるということで、現在では、救急車の方から例えば携帯電話でありますとか無線を利用し病院の方に連絡を入れながら、一時も早い受け入れということをお願いしている状況にあります。今後とも受け入れ病院にもそのような協力を私どもの方からもお願いをさせていただきながら、なお効果が上がるような取り組みとなりますよう努力をいたしてまいります。

以上でございます。

副議長（今野恭一君） 7番東海林京子君。

7番（東海林京子君） バスの割引カードのことなんですけれども、これは先ほども当局も言ったと思いますけれども、循環バスのおかげからやってるわけですから、それでも引き続き乗ってそのようになったと思いますが、100円バスというのはシステムが違うんじゃないかと、新しくなった問題だと思うんです。それをずっと引きずってきて。私は割引はやってはだめだっていうことではないんですけれども、赤字がかなり出ているというようなことで、それからバスのやっぱりコストが非常に私かかっているんじゃないかと思うんですね。燃費というのはどのくらいか私車動かしませんからわかりませんが、最近は何となく燃料なんかも高くなってきているわけですね。燃費は、聞いてみたらバスというのは2.7キロくらいしか走らないんだと。塩竈の場合、その循環バスは15.5キロあるわけですから、そういう点からすると本当に燃費がかかって、皆さんから100円いただいたら大変な損失になっているわけですね。そういう点で、じゃあ市から最近1,400万円を補助しているわけなんですけれども、そういうのを入れてもとんとんにもならないんだというふうに思うんです。そのほかに税金とかいろいろのがかかるわけですから、私はやっぱり皆さんで100円で協力してもらおうということが、こういう点をお互い助かる方向になるのかなと考えたもんですから、この辺はぜひバス会社とも相談してみる価値があるのかなというふうに思いますので、ひとつその辺をお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

副議長（今野恭一君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明17日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明17日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年6月16日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会副議長 今野恭一

塩竈市議会議員 鎌田礼二

塩竈市議会議員 木村吉雄

平成20年 6 月17日（火曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第3日目）

議事日程 第3号

平成20年6月17日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
総務部長	三浦一泰君	市民生活部長	大浦満君
健康福祉部長	棟形均君	産業部長	荒川和浩君
建設部長	菅原靖彦君	総務部政策調整監	小山田幸雄君
会計管理者 兼会計課長	大和田功次君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田直君

総務部次長 兼政策課長	田中たえ子君	総務部危機管理監	佐々木真一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下彰君
産業部次長 兼水産課長	福田文弘君	建設部次長 兼建築課長	千葉伸一君
総務部総務課長	桜井史裕君	総務部財政課長	神谷統君
総務部税務課長	星清輝君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤ゆりみ君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤英治君	市立病院長	伊藤喜和君
市立病院事務部長 兼経営改革室長	佐藤雄一君	市立病院事務部 業務課長	川村淳君
水道部長	佐々木栄一君	水道部総務課長	尾形則雄君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	渡辺誠一郎君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 総務課長	小山浩幸君
選挙管理委員会 事務局長	橘内行雄君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	丹野文雄君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長兼 議事調査係長	伊藤喜昭君
議事調査係主査	戸枝幹雄君	議事調査係主査	斉藤隆君

午後 1 時 開議

議長（志賀直哉君） ただいまから 6 月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、21 番香取嗣雄君、1 番曾我ミヨ君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（志賀直哉君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。2 番中川邦彦君。

2 番（中川邦彦君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、一般質問を行います。

6 月 14 日朝に起きた岩手・宮城内陸地震では、最大震度 6 強という大きな揺れが、北海道から東海地方までの広い範囲で、震度 1 から 6 弱の揺れを観測したと報道されました。被災された方々に対しお見舞いと一日も早い復旧と健康を願うものです。

本市でも、いち早く災害対策本部を設置し、情報や被害の収集を行うなど、関係職員のご苦労に感謝を申し上げます。今回の岩手・宮城内陸地震で被災された地域へ災害復旧のために派遣された建設部、水道部の職員が復旧のための活動に対して、その労をねぎらうとともに感謝を申し上げます。また、さきの中国で起きた四川大地震により、被害を受けた方々に対してお見舞いを申し上げます。

第 1 の質問は、防災対策についてであります。

1978 年 6 月 12 日に発生した宮城県沖地震から 30 年になります。宮城県では 27 人が亡くなり、1 万 1,000 人が負傷し、住宅では 1,400 棟が全壊するという被害を受けました。市民の生活にかかわるライフラインの被害状況は、電気は 42 万戸、水道は 9 万戸、ガスは 16 万世帯という大きな被害を受けました。また、復旧までには電気で最大 38 時間、水道は 9 日間、ガスは 1 カ月間かかったそうです。

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、平成 12 年に宮城県沖地震の長期評価におい

て、今後30年の間に99%の確率で地震が発生する可能性がある」と発表がありました。また、国の推進本部の発表では、予想される宮城県沖地震、単独型と連動型との比較では、建物被害は10倍、人的被害は5倍弱と二つの型には大きな違いがあり、連動型の被害の大きさが懸念されます。

次の3点について質問いたします。

一つ目は、個人住宅の耐震診断と改修の計画についてであります。

平成7年の阪神淡路大震災、平成16年の新潟中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年の能登半島地震、新潟中越地震等の教訓から、建物の耐震化が人的被害を軽減するために重要であるとの教訓から、国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針では、昭和56年以前の建築物の被害が甚大であることが明らかになりました。本市の被害の予想は、第3次宮城県被害想定調査によると、宮城県沖地震で連動型の地震が6弱の場合で、木造一戸建て住宅では、全壊、半壊を合わせると1,402棟に及びますと、そのように述べております。

平成15年に行った統計調査では、耐震化率は72.2%で、耐震化が必要とされる住宅は5,325戸で、住宅総数の27.8%が耐震化が必要と推計されています。その内訳は、木造一戸建て住宅では4,761戸、共同住宅は564戸であります。国では、平成18年に改正耐震改修促進法が成立し、建築物の耐震診断及び耐震改修の目標設定と、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を現状の約75%から、平成27年度までに90%を目標にするとあります。

本市でも、国の基本方針及び宮城県耐震改修促進計画を踏まえ、平成27年度末における耐震化率の目標を90%以上と設定されました。平成19年度末までに実施されたのは、木造住宅耐震診断助成事業では219件、木造住宅耐震改修助成事業では37件、本年度では耐震診断事業で40件、耐震改修事業で10件とありますが、このままの推移で平成27年度までに90%まで達成できるのか伺います。

本年3月にまとめた塩竈市耐震改修促進計画では、非耐震性住宅の建てかえや除去、耐震改修工事等の住宅戸数変動を推計し、耐震化等が必要とされる戸数は1,183戸としていますが、なぜ1,183戸となるのか説明を求めたいと思います。

二つ目に、住宅の耐震化を進めるために、対象件数の枠の拡大と予算の拡充についてであります。

国では、平成20年4月から住宅の耐震改修に対する国の助成制度が見直しされました。その

内容は、耐震改修費用に対する補助率も、一般には国と地方公共団体で15.2%から23%に引き上げられました。特に、比較的所得の少ない世帯に対して補助率を引き上げ、対象となる住宅の地域要件や建物要件を撤廃しました。本市では、計画年度である平成27年度末における耐震化率の目標を90%以上と設定しています。耐震化を進めるためには、対象件数の枠の拡大と、思い切った予算の拡充がどうしても必要となるのではないのでしょうか。

今回、発生した岩手・宮城内陸地震では、調査の結果、一般住宅はもちろんのこと、公共施設や学校の被害が甚大であると報道されています。本市でも耐震化の事業を前倒ししてでも行うべきだと思いますが、伺います。

それと同時に、助成制度の拡充が必要ではないかと思えます。また、高齢者や所得の少ない世帯では、耐震改修費用が大きな負担となるもので、改修の際には、日常的に生活の場として利用している部屋などに限定した改修の方法などを検討してみてもと思えますが、当局の見解を伺います。

三つ目に、市内小・中学校の耐震診断と耐震改修の計画についてであります。

中国の四川大地震では、多くの学校が倒壊し、多くの児童生徒が痛ましい犠牲となり、耐震化のおくれがあらわれたと思われております。本市では、小・中学校には防災備蓄倉庫を設置し、災害時の避難所として利用するとしております。本市では、目標とする平成27年度末までに100%を目指すとしております。平成19年4月時点で、県内の到達は、耐震診断率は93.4%で、工事完了率は80.7%であります。本市の各学校の耐震化の到達は、耐震診断率で70.7%、耐震補強工事で71%とおくられているのが現状です。

国では、今月11日に公立幼稚園、小・中学校の耐震化を促進するための法案が、参議院本会議で全会一致で可決、成立しました。その内容は、市町村が行う公立学校施設の耐震化事業について、耐震補強への国庫補助率を現行2分の1から3分の2に、改築の場合は、補助率を現行3分の1から2分の1にそれぞれ引き上げられております。

このように、国では財政支援を行います。文部科学省では、13日午前の記者会見で、事業主体の市町村に対し、倒壊の危険が高い約1万棟の公立小・中学校施設の耐震化について、原則3年を目標に取り組んでほしいとする要請文を発表いたしました。本市として耐震診断と耐震改修工事を、計画年度を前倒ししてでも間を置かずに行うべきではないのでしょうか、見解を伺います。

第2に、北浜造船各社の移転についての現状と今後の取り組みについてであります。

昨年11月に北浜造船各社の代表と共産党市議団が、横田県会議員と一緒に県の土木部長と交渉してまいりました。本年4月の産業建設協議会で、港奥部再開発事業の進捗状況が示されました。それによると、2月までに残る造船業3社の地権者説明と、丈量測量が完了し、3月には港奥部一部の土壌改良工事を完了し、進捗状況では、事業費ベースで42%、面積ベースで72%という状況ですが、残る3社の用地補償交渉を順次行う予定とあります。

私ども安保破棄諸要求貫徹宮城県実行委員会は、本年3月に村井宮城県知事に対して文書で申し入れを行いました。その回答に対して、5月28日に県庁各部課と交渉を行い、塩竈からは共産党の県政対策委員長である高橋卓也氏が参加し、北浜造船問題で交渉してまいりました。その中で、移転補償が残され、残された2社は、顧客離れなど、大変な苦境に立たされていることを紹介し、早急に移転補償されるようにしていただきたいと申し入れを行いました。

県土木部港湾課の回答は、造船各社の苦境は認識している。平成21年度の予算要求をしているので、平成21年度中に移転補償を行うという回答でした。本市としても、早急に移転補償できるように県に働きかけを強めるべきと考えますが、今後の取り組みと計画について伺います。

第3は、ミッション・チャレンジ2008についてであります。

このミッションとは、使命、重要課題の実現、改革に向けた各部各課の決意表明であるとのことのように言われておりますが、質問の第1は、安全・安心・安定な水の供給についてであります。

ミッション2008において、水道部の重点項目の一つとして、いつでも安全でおいしい水を安定的に供給するとしていますが、老朽管更新事業及び配水管整備事業を実施し、水道管の耐震率を高めるとありますが、現段階での到達と今後の計画についてどのように考えているのか伺います。

また、水道事業の高度成長を支えてきた団塊世代が、随時退職年齢を迎え、10年ほどで職員の半数が入れかわるという状況の中で、安全・安心な水を供給するには技術の継承が大きな課題となると思われませんが、このことについては、私が2月の予算委員会の中でも、技術の継承について質問したところ、「技術の継承は重要と考えている。市長部局との交流により、技術職員の確保を図っていく」と答弁がございましたが、この課題の実現に向けてどのように考えていくのか再度見解を伺います。

二つ目は、浄水場の運転管理業務について伺います。

一つは、重点項目の一つとして、組織業務の効率化を推進し、健全な経営の維持に努めるため、梅の宮浄水場の運転業務の委託化を推進するとしていますが、委託した場合、現在の業務体制がどのように変わっていくのか。

二つ目に、民間に委託した場合に、ミッション2008の政治目標で明らかにしている「いつでも安全でおいしい水を供給できる水道」と述べておりますが、経営の効率化優先の余り、市民に対して安全な水の提供ができるのか、重要なのは行政の責任で行うことではないでしょうか。また、運転業務の民間委託化で、市民に対する責任を果たしていけるのか、この点について伺います。

第4は、場外馬券売り場設置についてであります。

5月28日に共産党市議団は、中央競馬会に対して場外馬券売り場ウインズの設置中止を求める要望書を提出してまいりました。要望として、交通問題、駐車場問題を初め、仲卸市場の事業者の方々から、私に対しても場外馬券売り場についてももういいから、これからは仲卸のことを自分たちで考える、そういうときではないかなど苦慮していることを紹介してまいりました。中央競馬会からは、県警の公安委員会では、交通問題などのハードルが高い、地元からの要請があるので、自分の方からは撤退はできない。市長が反対すれば撤退すると表明しております。

仲卸市場が、場外馬券売り場を誘致してから10年目を迎えようとしております。当初、仲卸市場が主体で進めてきた場外馬券売り場が、今日では、日本中央競馬会が主体で進めてきていますが、計画そのものが問われるものとなってきております。

設置の条件の一つである地元町内会の同意についても、交通問題、特に渋滞や混雑については、幹線道路である45号線や、住宅についても、当時とは比較になりません。最近では利府中インターから、松陽台、杉の入を通り、新浜町に抜ける生活道路の混雑がひどくなってきていると住民の方々からそのような声が聞かされております。また、逆に、住宅地から利府町のショッピングセンターなどへ、そういうふうに行く機会は年々増加してきております。

昨年、中央競馬会は、ヤード跡地にできたショッピングセンターの開業後に、産業道路の交通量調査を独自に行いましたが、以前より交通量が多くなったと認めているのであります。また、駐車場問題では、必要とされている3,000台分であり、今、駐車場として確保したと言われているのは、全魚連跡地の650台分だけであります。これではどこにも足りないのではな

おります。耐震化率を90%に引き上げるためには、なお237戸程度の改修が必要となりますので、耐震化への助成枠の拡大を含めた対策を検討させていただきますとともに、市民の皆様方には地震防災マップ等をご活用いただき、地域のお住まいになっている場所がどういった危険性を内在しているか等について、周知啓発を図ってまいりたいと思っておりますし、そういったことを耐震改修促進につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

なお、1,183戸の内訳、補助率の詳細、助成制度の拡充、高齢者の場合に、居間に限定した改修等々についてのご質問をいただきました。後ほど担当よりご答弁をいたさせます。

次に、市内小・中学校の耐震診断と耐震改修の計画についてお答えをいたします。

国や県内市町村の耐震化水準についてであります。本市では現在、ご案内のとおり、月見ヶ丘小学校と第三中学校の耐震補強工事を行っております。工事完成予定は10月末と見込んでおりますが、これが完成をいたしますと、小・中学校全体で62棟の建物のうち50棟の耐震化工事が完了することとなり、耐震化率は80.6%となるところであります。

一方、国と宮城県の耐震化率でございますが、平成19年4月1日現在では、国が58.6%、宮城県が80.7%となっているところであります。また、耐震診断の実施状況であります。国が89.4%、宮城県が93.4%に対しまして、本市は100%となっている状況にあります。

次に、耐震化事業についての国の目標数値であります。文部科学省の公立学校施設耐震化推進計画は、平成20年度から24年度までの5カ年計画となっており、全国規模の耐震診断の結果、危険性の高い施設から優先的に耐震化工事を進める内容となっております。最近の報道では、この計画を2年程度前倒して、現時点で耐震性がないか耐震診断をしていない約5万4,000棟のうち、1万棟の耐震化を急ぐというような内容と理解をいたしているところであります。

次に、本市の耐震化事業についてであります。全体計画の策定に際しましては、既に予備的な調査を行い、優先度の高い学校から順次耐震化工事を進めさせていただいているところであります。昨年度までに耐震補強を完了しております4校、第一小学校、第二小学校、第三小学校、玉川小学校であります。に現在工事を行っております月見ヶ丘小学校と第三中学校を加えて6校の耐震補強工事が間もなく完了するところであります。残る4校であります。杉の入小学校、第一中学校、第二中学校、玉川中学校の12棟につきましても、引き続き計画的に事業を進めてまいりたいと思っております。

今回、中国の四川大地震の被害を踏まえまして、耐震化事業に対する国庫補助率を引き上げる法律が成立をいたしましたので、子供たちが安心して学べる環境を整えるためにも、少しでも早く工事に着手できますよう、なお一層努力をいたしてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、北浜造船各社の移転についてのご質問でありました。

北浜造船各社の移転につきましては、県の港湾課より緑地護岸工事の整備計画の説明を受けております。これまで県は、港奥部の西側から順次用地買収を行い、造船業8社のうち、5社につきましては用地買収が完了し、用地補償で残るのは3社という状況になっております。事業全体では、緑地護岸の整備に必要な用地取得のための丈量測量を終了いたしているところであります。必要な用地取得面積2万3,000平米のうち、現在まで1万6,600平米が完了し、用地買収の面積で見た進捗率は約72%であります。

一方、事業費では、全体事業費62億円に対し、25億9,000万円で、約42%の進捗率となっているところであります。残る3社につきましては、地権者の皆様方への計画説明、丈量測量、物件調査も既に終了し、今年度から1社ずつ3カ年計画で東側に向けて用地補償の交渉に入る予定であるというふうにお伺いをいたしているところであります。

本市といたしましては、今後も引き続き地権者としてご協力をいただいております造船業界の方々の用地補償が、一日も早く進みますように国、県に働きかけを行ってまいりたいと思っております。

そういった中で、議員から村井知事への申し入れというお話がございましたが、港湾課の方からは私どもに対しまして、平成21年度中に移転完了予定であるというようなお話は伺っておりません。ただ、この施設が緑地護岸でありますとともに、高潮、津波等の防災施設を兼ね備える施設でありますので、我々も今日までそういった防災機能の充実強化のために一日も早い完成を急いでいただきたいという願いは継続してさせていただきたいと考えているところであります。

次に、ミッション・チャレンジについてのご質問でありました。

初めに、安全・安心・安定な水の供給についてのご質問をいただきました。

お答えをいたします。

安全な水を安定的に供給できますよう、水道事業では、いつでも安全でおいしい水を安定的に供給するため、水質管理を初め、施設整備、維持管理、災害対策に努めているところであ

ります。水質管理の取り組みといたしましては、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目について、毎日の検査、毎月の検査等を行っているところであります。また、石綿セメント管については、既に同種管の布設がえを完了いたしておりますが、鉛製の給水管についても、順次布設がえを促進をいたしているところであります。

また、受水槽の設置者に対しましては、衛生上の問題を解消するため、直結給水への切りかえを働きかけるなど、安全な水を飲んでいただけるようPRに努めさせていただいているところであります。

施設整備の取り組みといたしましては、16カ所の配水池などを設けて、災害時の飲料水や火災発生に対応した防火用水の確保に努めている一方、配水管の整備事業及び国庫補助を活用した老朽管更新事業を計画的に取り組みさせていただいております。災害に強い、安心して安全に飲んでいただける水道施設整備をなお一層強化をいたしてまいりたいと考えております。

また、維持管理面ではありますが、日常的、定期的な巡回や点検により、水道施設の機能維持に努めますとともに、水資源を有効に活用するため、引き続き漏水対策を行うなど、安定的な給水に努めてまいりたいと思っております。水道事業といたしましては、いつでも安全でおいしい水を安定的に供給できる水道を目指し、なお一層努力を重ねてまいりたいと考えております。

技術職員の確保をどう考えているかというご質問でありました。

団塊の世代の大量退職者を迎えますことから、技術の継承は水道事業にとっても大きな課題であるという認識をいたしております。今後、ますます高度化する業務に対応していくためには、水道事業全体だけでは限界がありますので、官民の垣根を超えた技術者の養成や、世代にまたがる技術の継承、広域化や民間など第三者への業務委託等も視野に入れながら検討する必要があるという認識をいたしております。

今後は、水道事業者として持つべき技術力、民間の持つ専門性、ノウハウを活用できる力をあわせ持つ、総合的な事業システムを構築をできますよう、努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、浄水場の運転管理業務についてお答えをいたします。

委託する場合、業務体制がどう変わるのかというご質問でありました。

浄水場の業務は、大きく分けまして、水質管理、運転管理、施設の保全管理の三つに分けら

れ、浄水場の業務につきましても、水道事業者として職員が担うべきものと、民間に委託してもできることを区分して検討する必要があるとの認識をいたしております。

そうした視点から、浄水場の運転管理業務の委託を検討しているものでありますが、委託をした場合におきましても、これまでの業務体制に大きな支障はないというふうに考えているところであります。

水道事業者として責任を果たせるのかというようなご質問でもありました。運転管理業務の委託を検討するに当たりましては、水道事業の使命である安全な水を安定的に供給することを基本に、水質管理と施設の保全管理を担う水道職員が運転管理の受託事業者と綿密に連携することによりまして、引き続き安全でおいしい水を供給できると判断をいたしているところであります。

次に、場外馬券売り場設置につきましてご質問をいただきました。

このことにつきましては、再三のご答弁になりますが、仲卸市場関係者を中心に、低迷している本市の水産業、仲卸業の状況打開の一環として立地が進められてきたところでありますが、その他商工会議所等も含めた形で、さきに議会に請願が出され、計画推進の採択がされたところであります。我々は、こういった採択を重く受けまして、その後、警察あるいはＪＲＡ等の内容をつぶさに聴取をいたしているところであります。

一つの問題といたしまして、45号線の交通渋滞の対策というご質問でありました。

この交通計画につきましては、宮城県警から場外馬券場の設置予定者に、昨年オープンをいたしました海辺の賑わい地区への、大型小売店舗の開店による交通量の変化を加味した交通計画を策定するよう指示がございまして、昨年10月に予定者が改めて交通量の調査を実施し、それらにつきまして、先日、宮城県警の方に説明をされたというようなことをお伺いをいたしているところであります。

この交通問題の解決につきましては、本市におきましても、国、県、本市がそれぞれ道路管理者としてかかわりますので、この3者による協議会を設置し、極力市民生活に影響が出ないような取り組みがいかにしたらできるかといったようなことについて、事業道路管理者同士の話し合いを今後も進めることといたしております。

このことにつきましては、さきに東京で開催されました全国市長会の時間の合間をちょうだいいたしまして、私もＪＲＡさんの方に足を運ばせていただきました。その際には、市長が反対すれば撤退というようなお話はいただきませんでした。交通協議につきましても、一定

程度の進捗が図られつつあるというような状況につきまして、私も説明を受けて帰ってまいったところでございます。

以上ご質問いただきました部分につきまして、私からご答弁を申し上げます。残余の部分につきましては、担当よりご答弁をいたさせます。よろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 菅原建設部長。

建設部長（菅原靖彦君） 私から住宅の耐震診断、改修関係のご質問についてお答え申し上げます。

まず、ご質問にありました1,183戸の数字についてのお尋ねでございましたけれども、平成15年の住宅土地統計調査をもとにした推計では、本市における耐震化がまだ整っていないと見られる住宅数が5,325でございます。この5,325がどのように推移するかということでございますけれども、平成27年度までの間で耐震改修の促進計画を策定しておりますので、一定の推計をしながら整えていくというようなことがどうしても必要になってくるわけでございます。

それで、平成20年度までの住宅の推移をどのように見るかということでございますけれども、国土交通省の方で、一定の経過年数を経た住宅については順次建てかわっていくということで、住宅の建築年次からの経過年数別に残存率というのを示しております。建ってから何10年たったら、その場合には一般には残存しているのは何%だよというふうな、そういった残存率を示しておりますので、今回の促進計画の策定に当たりましたも、その残存率の方を使用しながら推計をしているわけでございます。

そうしますと、平成27年までの間で、かなりそういった残存率の方も変化してまいりますので、5,300戸程度と見られているその耐震化が不十分な戸数、これはほとんどが昭和56年度以前に建てられた建物でございます。昭和56年度以降であれば、新建築基準法でございますので、昭和56年以前の建物が該当しているということでございます、5,300戸につきましては。

そうしますと、かなりのまた経過が進んでまいりますので、そうしますと、5,300戸のうち大体半分ぐらいが建てかわってくる、5,300戸のうち残っていくのはその半分ぐらいだというふうに見る、そのような推計をしているわけでございます。

それで、平成27年度の時点でさらに目標値として90%ということで考えておりますので、その10%相当数については、90%以上ということでございますので、それに90%以上に引き上げるために必要な戸数ということで出ているのが1,183ということでございます。1,183につ

きましては、そのような推計の方法から出てきているということでございます。

それから、質問の中でございました促進の方、耐震改修を促進する前倒しとございますが、より早めていくのが必要だということで、そのとおりでございます。これまでの耐震改修、市で行った助成制度の適用件数で言えば、平成18年度が9件、平成19年度が12件ということで、今回の促進計画の中で設定いたしました目安としております30戸についても随分及ばないというふうな状況でございます。それだけなかなか応募して下さる方が少ないという状況でございます。

今回、促進計画の中で30という一つの目安の数字が出てまいりましたので、その目標に向かって、制度の周知とか、そういったものに取り組んでいきたいというふうに思うわけでございます。近年、地震の方がたび重なる。大きな地震がたび重なっております。市民の方々の防災意識も大変高まっておりますので、市でも促進計画を整えたわけでございますので、周知に努めまして、ぜひ手を挙げていただく方が多くなるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

まずはそのようなことで、件数を伸ばしていくということで取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、高齢者の方々等について、より簡易な取り組みやすい耐震化を制度的にも設けるべきではないかというふうなお尋ねでございます。

高齢者の方々に対しましては、現在、高齢者のみの世帯の方に対しては、耐震改修にさらに上乗せをするという制度の仕組みにはなっております。そういったものも活用していただきたいと思ひますけれども、現在の補助制度、国の仕組みを利用しておりますが、市の制度もですね、その中では耐震化の程度、評点1.0というところに達していないところの住宅を1.0まで持っていく場合に助成するというふうな仕組みになっておりますので、現在の制度からいいますと、評点との関連性がどうしても問われるのかなという感じはいたします。

ただ、よりお金をかけないで整備していくことが課題だということにつきましてはとらえておひまして、各自治体も同じだということのようでございますけれども、県単位で建築物の地震対策の協議会というのがござひまして、その協議会の方でも、同じように評点1.0まで持っていくにしても、よりお金のかからないような方法がないのかということをおひ年度の検討課題にしておりますので、そういったものも注意して見ながら、本市の方でも対応していききたいというふうに考えておひます。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 2番中川邦彦君。

2番（中川邦彦君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、今、市長さんからと部長さんから出されました耐震化の問題について、まず伺いたいと思うんですけれども、やっぱり国では耐震化についての方向が一定定められてきて、補助制度とか取り組みやすいもの、それから、弱者と言われている高齢者とか、そういう方たちについての補助制度も変わってきているわけなので、今、部長の方からも出されたように、安価な方法でできるものといいますが、そういうものが全国でもだんだん取り組まれるようになってきて、前にも私一般質問でやったこともあるんですけれども、今、住宅の建てかえだけで90%に達するのかどうかということで、取り組みとか何かも出されましたけれども、国の目標でも、やっぱり90%にするにはどうしたらいいのかということで、今の現在の耐震改修のペースを2倍ないし3倍にすることが必要なんだと、そういうふうに言っているわけなんですけれども、やっぱり国でもそう言う限りは、せっかく市長も述べましたように、財政的な支援というのがあるというふうに思うんです。

それと同時に、じゃあ、市としてどういうことができるのかということもあって、財政的な支援はもちろんですけれども、さっき部長が言いましたように、安価な方法で耐震の改修ができるもの、だから、簡易でできるもの、そういうものもやっぱり取り組んでいかなければならないんじゃないかなというふうに思うんです。

それで、ここでいろいろ資料から拾ってきたんですけれども、東京の墨田区とか足立区、新潟県の長岡市とか、三重県の四日市市、それから三重県の鈴鹿市、神戸市などでも独自の安価で信頼できるそういう耐震改修方法といいますが、今、県の協議会でもいろいろ考えているということだったんですけれども、やっぱり本市としても積極的にそういうものを取り入れて、県の方でも協議会でやるということも報告されましたけれども、やっぱりいろいろ取り寄せていただいて、産業建設常任委員会でもいいですし、そういうものを資料を出していただいて、ぜひ私らもそういう検討もしていったらいいなというふうに思いますので、できるだけやっぱり出せるようなものをぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

それがやっぱり一人でも市民が安心して暮らせる、そういうまちになっていく一つの条件だというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、学校の耐震化の問題ですけれども、ここでこんなことを言うと申しわけないんで

すが、今度の岩手・宮城内陸地震で東北工大の田中教授が、15日に被害が大きかった栗原市、栗駒に入ったんですけれども、学校の被災状況を調べたということが、地元の新聞、こちらで出ている新聞に報告されていたんですが、この教授によると、やや深刻な被害があったのは、岩ヶ崎高校と81年の建築基準法改正後の建物だったんですが、柱や壁にエックスですね、これは筋交いだと思うんですが、エックスという言い方しているんですが、剪断的な破壊があったというんですね。被害は3階建ての2階に集中し、鉄筋が露出している箇所もあったと。

危険な状態ではないんですが、一部の柱や壁、そういうところについては、仮設の柱で支えながらコンクリートを打ち直せば、その作業ができるんじゃないかという紹介をしているんですが、それで、ここの中で、栗駒中学校の場合出したんですが、旧建築基準法の設計だったんですけれども、壁や鉄骨の一部で耐震補強を済ませていたんです。そういうところは柱や壁とか天井にひび割れや破損があったんですが、建物を支える部分に深刻な損傷はなかったというんです。

ですから、そういう栗原市でも耐震工事をしたとか、改修工事をしたとか、しないところでの差が出たりとか、そういうこともあるので、やっぱり今、この日はたまたま土曜日の朝だったんですが、普通の日には子供たちが授業をしている時間、学校に登校するその時間帯が1日、2日のずれが前後にしても、やっぱり子供たちが、どういうふうに安全な施設で学校生活をしてもらうか、また、悪い例を出して申しわけないんですけれども、中国の四川省では、学校の倒壊で何百人という子供の命が奪われると、そういう事態もあるわけですから、私はあえて市内の各学校の取り組み状況どうなんだということを聞いたんですけれども、やっぱり前倒ししてでもやるという、そういう市長の姿勢が必要ではないかなと。

計画年度は年度で確かにそうだと思うんですけれども、だんだん、だんだん自分たちの身近なところで地震のこういう被害があればあるほど、宮城県沖地震だって30年に99%ですから、ないとも言えないという数ですね。いつ起きてもおかしくないというのが、これは日本の国土、我々が住んでいる国だというふうに思うんです。

ですから、そういう面で子供たちが安心して暮らせるような状況をどうつくっていくのかというところに、ぜひ目を向けていただきたいというふうに思います。

それと、市長も言っていましたけれども、公立小・中学校の耐震化を促進するそういう法律も私も紹介したんですけれども、それも通っているわけで、改めて文部科学省でもいろいろ

通知を出しているんです。これから取り組んでいくことが大事だと思うんです。教育長さんも大変だと思うんですけれども、学校の耐震化率をやっぱり高めるために、ぜひ教育長さんから市長さんをお願いして、市長の一言があれば済むわけですから、そういう腹構えは持っていただくように、ぜひやっていただきたいというふうに思います。残り時間ないので、ぜひよろしくをお願いします。あと答弁求めますので。

次に、水道部の問題なんですけれども、私はあえてこのミッション2008というのが出されたときに、これでいいのかどうかということを考えました。このミッション2008の中に、水道部は、今年度中に次のミッションを核に事業を推進しますということで、私も幾つかはしょっていろいろ出したんですけれども、市長さんの方が答弁きちっとされてはいたんですが、やっぱり何といても浄水場の運転管理業務、これが委託をして、市民に対して安全・安心な水の提供ができるのか。

それと同時に、仙塩仙南広域水道の送水管の破裂で水道部から応援に行ったり、そういうこともされているわけで、今度の岩手・宮城内陸地震でも、建設部、水道部、それから何かきょう聞くところによると、保健婦さんも要請されているというような言い方をしているんですけれども、そういうふうに要請されているわけで、やっぱりどこに行っても安心・安全な水の提供というのをうんと求めるというふうに思うんです。

ですから、私は民間委託して、効率を優先するという、そういう姿勢に問題があるんだというふうに思うんです。ですから、そういう意味での安心して提供できるような、そういう水、そういうものを確保するために、やっぱり余り急ぐべきではなくて、もっともっと検討して、現場の職員の意見も聞くとか、現場の職員の意見の中でやっぱり危惧している方もいると思うんです。ですから、余り急がないでよく検討して、やっぱりいくということが求められるというふうに思うんです。そういうことをひとつお願いしたいと思います。

それから、場外馬券売り場の問題ですが、確かにいろいろ言われてきております。塩竈を活性化するのか。それから、交通の問題にしても、いろいろ危惧されることもあります。私も利府中インターから、新浜に抜けるところの住民からの声ということを行いましたけれども、やっぱり私らどもに投書がありまして、私の家に直接来るんですけれども、そういう方は、自分たちが住んでいるところが交通量がどうも変わってきたと。どんどん多くなってきている。そこに場外馬券売り場ができてどうなるのか、うんと危惧するんだと、そういう意見もあります。

それから、産業道路でヤード跡地にショッピングセンターができてから交通量が多くなってきたというの、ＪＲＡに行ったとき聞いております。それから、市長さんが否定されたことではないですけれども、私らどもはＪＲＡに何度も交渉して、その自治体の首長さんが反対すれば進出しないと。それは明言されているんです。

だから、私も議員になって10年になりますが、9年間この問題を取り上げてきました。何度も同じようなことを言っていて、あいつまた同じことを言っているという方もいると思うんですけれども、やっぱり場外馬券売り場ができて、そのまちが活性化したというところは一つもないんです。

逆によく調査してから言いなさい。私らはどこも皆調査やってきました。ＪＲＡの担当者も言っているんです。「それができてまちが活性化したところどこあるんですか」と言ったら答えられませんよ。できるのは何かというとサラ金だけです。今まで皆さん塩竈でパチンコ屋さんができて、女性の方が何人か自殺した方もいる、玉を買うのに何万円も買って、その日のおかずを買うのにサラ金から金借りて、払えなくなって、あそこのパチンコ屋さんの近くで何人か自殺しているということも聞いています。

そういうような中で、そのまちが本当に市長さんが言う日本で一番住みたいまち塩竈なのかどうか。私はギャンブルに頼る、そういうまちではなくて、汗水たらして働く、そういうまちを目指してこそ、塩竈のまちが私は住みやすいまち、だれでも来たくなるまち、皆さんもいろいろ議会で議論して自分たちの意見は述べていると思います。皆さん思いは塩竈をどうしたらいいかということ述べていると思います。

そういう意味で、やっぱり塩竈に住んでてよかったと言える誇りある塩竈をやっぱりつくるべきだというふうに思います。そういう面で改めて市長の見解を聞いていきたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私からは、学校の耐震補強についてとＪＲＡの問題についてお答えをさせていただきます。

今回、法律が改正されて、海溝型地震の特措法で、今現在、2分の1のものが、さらに上積みされて3分の2の補助が受けられるという内容でありました。我々も大変喜びました。こういった制度が活用できれば、今、残念ながらもう本当に財政的な事情で耐震化をお待ちいただいている小・中学校にもっと温かい光がというようなつもりであります。

しかしながら、法律の中身をよく読みましたところ、IS値という表現であります。今、

学校の耐震補強は、I S 値が0.7以上ということであります。若干のひび割れ、あるいは軽微な被害は発生すると。しかしながら、児童生徒の命にかかわるような、例えば転倒、壁が剥離してくるといったようなことはないような補強をやれという内容であります。

それらに対して、現在のI S 値が一定の数値以下のものを対象にするというような、どうも表現でありまして、そういうことになると、かなり限定的な適用しかできないのではないかと、我々不安視をしているわけであります。ぜひこういったところにつきましては、内容をもう一度確かめさせていただきながら、ぜひ満遍なくといいますか、どこでもそういう意欲を持つ市町村が、学校の耐震補強に取り組めるような制度であってほしいというふうに考えているところであります。

また、J R Aの問題、中川議員からも、塩竈からしおりトンネルを通過して利府の方に買い物に行くお客さんがうんとふえたと。まさにそのとおりであります。我々せっかくこういう交通手段を整備しても、結果として市内から買い物客初めが流出すると。我々はこの流れを逆にしたいわけであります。何とかして逆に利府から、あるいはその他の地域からも塩竈に数多くの方々が買い物なり観光なり、あるいは歴史文化を楽しんでいただくなり、そして、このJ R Aの問題についてもその一環かと思えます。

幅広い議論を今までもされてきたはずでありますし、今後も例えば渋滞問題でありますとか、そういった問題の解決について一定の方向が示されると思っております。そういったものを客観的にご判断をいただければと思っております。

私からは以上でございます。

議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） 私から小・中学校の耐震化についてお話しいたします。

先ほど市長から答弁がありましたように、制度の、今回出ました国の制度をもう1回精査しながら、国、県並びに市の関係部局との連携をとりながら、私たちも一日も早く工事に着手できるように努力してまいりたいと思えます。

以上です。（「議長」の声あり）

議長（志賀直哉君） 終わり。

19番鎌田礼二君。

19番（鎌田礼二君）（登壇） ニュー市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、質問の機会をいただきありがとうございます。皆様に感謝申し上げます。

早速質問に入らせていただきます。

まずは、高齢化についてお聞きします。

現在、65歳以上の高齢者が人口に占める割合、いわゆる高齢化率が年々上がっており、塩竈市においても同様であり、今後ますます高齢化が進むものと思われます。塩竈市において高齢化の現状と今後どう対応していくのか、ビジョンをお聞かせください。

次に、周りを見渡してもお年寄りの方のひとり住まい、いわゆる独居老人の方が目につき、年々ふえているように思います。この独居老人の方たちへの対応はどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

また、先週土曜日に発生した岩手・宮城内陸地震のような災害が発生した場合の対応についてもお聞かせください。

今回の地震で被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

次に、市立病院についてお聞きしたいと思ひます。

市立病院の今後のあり方審議会がスタートし、1回目の会合が開催された議事録を読ませていただきました。今後、5回の会合で10月下旬まで答申の予定ですが、予定どおり答申できるのでしょうか。

例えば経営形態を公設民営であるとか、独立行政法人化するとか、また、現状のとおり公営でいくとか、ある程度の道筋をつけないと進めないように思ひますが、どうでしょうか、お考えをお聞かせください。

また、先月公的病院改革のあり方についてセミナーを受講してきました。この中で、富山県氷見市の市長による氷見市民病院経営改革の説明がありました。この氷見市民病院は、公設民営化をしたわけですが、その中で大切なのは、市民と市議会の理解であると話しておりました。塩竈市立病院の今後のあり方審議会は、公開制ではありますが、市民の理解を得る意味では、審議会の審議内容について何らかの形で市民に逐次報告が必要でないかと私と思ひますが、いかがでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

次に、原油高騰についてお聞きいたします。

最近、原油の高騰による影響がさまざまな分野で出ております。私の身の回りを見ますと、マイカーのガソリンがひところの1.5倍になりましたし、暖房や給湯で使う灯油についても倍くらいになりました。これは、原油高騰とは違ひますが、バイオエタノールの増産から穀物

の値上がり、原油高騰と相まって私たちの生活を圧迫し、この原油と食料高が世界的な大きな問題になっております。

先日の新聞で、カツオ、マグロの原油高騰により漁を休むといった記事が掲載されておりました。さまざまな分野で原油高騰による影響が出ておりますが、塩竈市ではどんな影響が出ているのか。また、問題点は何なのか、あればお聞かせください。そして、それに対する対策もあわせてお聞かせください。

最後に、路線バス空白地対策についてお聞きします。

しおナビ100円バスは、市民の足として定着しており、乗車率も高く人気のようです。このしおナビ100円バスの空白を埋めるため、路線バス空白地対策が、4月の常任委員会で概案が示されました。概案では、東部地区として牛生町や芦畔町など、北部地区として青葉ヶ丘など、西部地区としては大日向、母子沢が上げられておりますが、そのほかの地域についても少しでも多くカバーするようなルートのお計画をお願いいたします。

また、しおナビ100円バスやその他の路線バスの路線と重複しないようなルートで計画をお願いいたします。

以上よろしくをお願いいたします。（拍手）

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から4点にわたるご質問をいただきました。

順次お答えをさせていただきます。

初めに、高齢化社会に向かったの対応であります。

本市の高齢化率25%を超えた中での今後の対応でございますが、本市におきましては、平成18年度から20年度の3カ年間、第3期高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉事業の実施と進行管理等を行っているところであります。

高齢者の福祉の推進に当たりましては、やはり高齢者お一人お一人が、健やかに生き生きと安心して暮らせるまちづくりを基本理念に、例えば「脳いきいき教室」でありますとか、ダンベル体操などの介護予防事業を初め、健康生きがいつくり、安心して生活できる地域社会づくりに取り組んでいるところでありますが、なお今後とも、介護保険サービスや市の福祉事業、あるいは地域の皆様方や関係機関と連携を図りながら、ご高齢者の福祉に総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、これまで二市三町が共同で、例えば特別養護老人ホームを各市町に整備をいたして

まいりましたが、来年度から始まる第4期計画の策定に際しましても、これまで同様、二市三町で相互に情報を交換してまいりたいと考えているところであります。

次に、ひとり住まいのご高齢者に対する配慮についてご質問いただきました。

介護保険サービスとして生活支援等が行われ、本市としてはいきいきデイサービス事業や閉じこもり予防や外出支援の事業を行っておりますほか、地域包括支援センターでは、介護保険や市の福祉サービス等を利用されていない方々を対象として、訪問事業を実施しております。

一方、ご質問のございました高齢者のそのほかの対策ということではありますが、例えばなかなか市内に足を向けていただく機会がない方々に対しての100円バス等も、大きくとらえますと高齢者福祉の一環というようなことにもなるのかなというふうに考えておりますが、このように、決してご高齢者の方が引きこもりにならないで、多くの市民の方々と活発な交流が図っていただけますような工夫をなお一層傾けてまいりたいと考えております。

次に、災害発生時の対応についてお答えをいたします。

ご高齢者や身障者の方々など、災害時に援護を必要とする方々は、大規模な災害が発生した場合、必要な情報が得られないために避難がおくれたり、あるいは自力での避難が困難になることが想定されます。

本市におきましては、毎年、民生児童委員のご協力をいただきながら、高齢者の実態を調査し、ひとり暮らしや寝たきりのご高齢者の情報を把握しており、民生児童委員協議会におきましても、災害時要援護者登録台帳の整備や、要援護者マップづくりを進めさせていただいているところであります。

去る14日に岩手・宮城内陸地震が発生をいたしました際にも、直ちに20数人に及ぶ寝たきりのご高齢者の安否を確認させていただきましたが、災害が発生した場合は、生命や財産を守り、被害を最小限に食いとめるために、民生児童委員などのご協力をいただき、引き続き安否確認を行いますとともに、自主防災組織や町内会など、地域の皆さんと連携を図りながら、迅速な情報伝達、避難誘導を行えるように努力をいたしてまいりたいと考えております。

市立病院の今後のあり方についてであります。

議員の方から、まずは行政として方向性を明確にすべきではないかというご質問でございました。

2月定例会でも同様のご質問をいただき、年々ご高齢者の方々がふえていく、こういう地

域社会の中で、できますれば、市立病院が、地域医療、政策医療、あるいは一般の医療機関ができないような医療を引き続き担わせていただきたいという願いは申し上げさせていただいているところでありますが、しかしながら、そういった中で本当に維持できるのかというような率直なご質問もいただいております。

これらの問題を解決するために、今後のあり方審議会を設置させていただいたところであり、今、ご説明をさせていただきましたとおり、市立病院は、急性期医療や高度先進医療、また、救急、訪問介護、さらに、医師や看護師などの研修機関としての役割を担いながら、市民福祉の向上と地域の医療水準の向上に貢献をいたしてまいりました。

このような認識に立ちまして、平成18年度と19年度には、議会の皆様方の大変なご理解をいただき、不良債務圧縮のための繰り出しを一般会計として行ってまいったところであり、

しかしながら、国の医療制度改革や県の地域医療整備計画の見直し、あるいは住民の医療に対する意識と行動の変化など、病院経営を取り巻く環境は変化をいたしており、このような中で、市立病院の存在意義を改めて検討すべき時期にきているものと考え、多方面の専門家に客観的かつ専門的な視点で議論をいただき、市立病院の役割を明確にするために、塩竈市立病院の今後のあり方審議会を設置をさせていただいたところであり、

私といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、経営が厳しい中にありましても、市立病院が市民の健康を守り、安全と安心な暮らしに欠かせない役割を担ってきたという判断から、今後とも継続したいとの基本姿勢を示しつつ、医療環境の変化や、市財政全体を踏まえた議論が必要であると考え、審議会でのご議論をお願いしたものであります。

これに対応いたしまして、市立病院の院内にも職員による検討組織を設けまして、日常の医療活動を踏まえた具体的な検討をあわせて進めているところであります。今回の審議会は、地域医療に果たす役割を明確にさせていただく最後の機会ではないかとの認識に立ちまして、議論の経過を慎重に見守ってまいりたいというふうに考えているところであります。

そういった中で、そのような重要な内容を含んだものであれば、審議会の審議内容を市民に伝えるべきではないかというご質問をちょうだいいたしました。

まさしく多くの方々のご理解の上に成り立つ判断だと考えております。この審議会議は、公開制といたしておりますので、今後ともぜひ市民の皆様には議論の過程を傍聴していただきたいと考えておりますし、また、審議会の審議経過などの情報につきましては、市の広報

紙やホームページ、また病院ニュースなどにより、多くの市民の皆様方に幅広く提供させていただきたいと考えております。

また、議会の皆様にも会議録を送付させていただきたいと考えておりますので、今後とも共通認識の上に立って議論をなお一層深めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、原油高騰についてのご質問であります。

一つは、まさしく1バーレル当たり100ドルを超えている原油市場であります。もう一つは、バイオエタノール生成過程に穀物類を消費してきた結果ということになるのかなと思っておりますが、残念ながら、原油の急激な高騰が依然として続いており、小売価格も重油が1キロリットル9万円台と、1年前に比較いたしますと2倍となっており、ガソリンは1年前144円であったものが、現在では171円を超える水準になっております。

これにより、電力料金や関連する物価の上昇を誘発しており、本市にとりまして原油高騰による影響が、極めて大きく市民生活を直撃していることを憂慮いたしているところであります。ちなみに本市としての取り組みではありますが、公共施設や公用車などへの影響が大変大きい状況にあります。

こういったことを踏まえまして、本市の公用自動車、一般の乗用車タイプから今現在、ミニカに代表されますような軽自動車といったものに順次切りかえているところであります。また、職員の移動につきましては、公用車の相乗り、あるいは近い距離を移動する場合は、極力徒歩によることというような指示をいたしているところであります。

なお、燃料、燃油高騰の影響が出ると考えられておりました市営汽船につきましては、おかげさまで燃料油に係る国の補助単価が、平成19年度に引き上げられましたことによりまして、昨年1年間の燃料費約1,300万円のうち、1,200万円が国庫補助で賄われる見通しではありますが、その他の施設についてもぜひこういった適用が受けられますよう、引き続き努力をいたしてまいりたいと考えております。

市民生活の影響への代表的なものとして、議会のご理解をいただきまして、この冬、障害者や低所得者のご高齢者の方1,281世帯に、総額約640万円の灯油助成をさせていただきました。今日の状況を見ますと、燃料にとどまらず、石油関連の生活用品などの高騰にも及んでおりますことから、今後の石油やガソリン等の価格、あるいは国、県等の動向を注視しながら、本市への影響を的確に把握し、対応策について検討させていただきたいと考えていると

ころであります。

次に、路線バス空白地対策についてご質問いただきました。

既存路線のバス停留所から、徒歩で5分を超える地域、半径300メートルとして円を書いてみましたところ、市内に3地区の空白地帯が判明をいたしましたところであります。北部地区では青葉ヶ丘、越の浦、吉津等々であります。東部地区では、牛生、芦畔、舟入など、西部地区では赤坂、大日向、母子沢等々などであることが確認され、これらの地区の新たな交通手段の構築について、現在検討を進めているところであります。

少しでも多くの地域をカバーしてほしいというお話でありました。運行コースにつきましては、高齢者の方々を中心とした通院でありますとか、買い物などの利便性の向上を目的として、空白地区と中心部を結ぶコースを現在検討いたしているところであります。

また、本市の特性として、坂道や狭い道路が多いという制約があるため、利用者のニーズに応じたコース設定が一部困難な地域もございますが、極力そういったものを解消する努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

現在、空白地区の町内会長様からご意見をいただいておりますが、それを踏まえ、先ほど申し上げましたように、少しでも多くの地域をカバーできますよう、なお一層取り組みを深めてまいりたいと考えております。

また、今回の取り組みは、初めてのことでありまして、試行運行の中で改善策も必要ということになるかと思っております。まずは、試行運転にできるだけ早く着手する努力をしてまいりたいと思っております。

しおナビ100円バスの路線と重複しないコースをとというお話でありました。

このことにつきましては、競合を回避することを原則といたしております。前回の協議会でお示しをいたしましたコースは、一部既存の100円バスのコースと重複をいたしておりますが、停留所は空白地区内に置くことを基本とし、中心部のJR駅を起終点として、空白地区との交通手段の確保のために検討した内容となっているところであります。

現在、地域の方々のご要望にどのようにしたらおこたえできるかということで、改めて試験走行等を行っているところでもありますので、このような試験走行の結果等も踏まえて、なお新たな改正案をお示しをさせていただきたいというふうに考えているところでもあります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 19番鎌田礼二君。

19番（鎌田礼二君） じゃあ、2回目の質問をさせていただきます。

丁寧な回答をありがとうございました。

まず、高齢化についてであります。塩竈市は25%以上ですか、これを超えているということですが、文献によると、もう20%を超えれば「超高齢化社会」というふうに呼ばらしいんですが、そうすると、かなりの高齢化が進んでいると。4人に1人が65歳以上ということになるかと思いますが、こういったことになると、やはり防災やら何やらで随分影響が出てくるのかなと思いますが、私たまに日帰りの温泉に行くわけですが、そうすると、お年寄りがかかりいっぱいなんです、どの場所も。

考えてみますと、塩竈市にそういったお年寄りが集まれる場所があるのかなと思うんですが、あっても足りないといいますが、そういった状況ではないかと私は考えるわけですが、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、私がちょっとした知り合いだったんですが、身寄りがない方であって、亡くなりまして、身寄りがないものですから、大変だったということで、福祉課の皆さんにお世話になったわけですが、その際に、私その前の年も生活保護を受けている方の葬儀に立ち会ったわけなんです。比較をしてみますと、税金を今まで払ってきた人が、ひとり住まいですか、身寄りのない方が、生活保護を受けている方はお経を上げていただいて火葬に入るといような状況でありましたが、その身寄りのない方については、もうお経も何もないと。いきなり火葬という形で、私はちょっとがっかりはしたんですが、本来税金を払ってた人ですから、本来ですと、もっといい対応があつていいのかなというふうに思うんですが、その辺をお考えいただきたいなというふうに考えています。

それから、こういった独居老人もふえておりますし、また、身寄りのない方もふえているのではないかなというふうに思いますが、こういった方のそういった場合の対応についての基準やら何やらはあるのでしょうか。なければ、やはり早急につくるべきではないかなというふうに私は考えていますので、この辺の考えもちょっとお聞かせ願えればと思います。

それから、市立病院についてでありますけれども、公開制であるということですが、広報やらホームページやらということですが、そのほかに、この議会と同じように、マリネットさんのテレビ中継やら、それからベイウェーブさんのラジオ放送の中継とかしていただけないものかなというふうに私は思います。やはり後々市民の理解が得られないと進まないんじゃないかなというふうに私は思いますので、それが可能かどうかもお聞きしたいところで

す。

それから、路線バスについてであります。この路線バスの空白地の考え方として示された概案は、既設バス停から徒歩5分圏内と、そして、半径300メートルというふうに計算をされているわけですが、これは平地ならわかるんですが、ちょっと起伏の激しいところ、坂道が多いとか、そういったところについては、これが、この考え方が当てはまらないんじゃないかというふうに思います。

例えば、私の近いところで表現させてもらおうと、小松崎地区などは、結構坂道が多くて、上がったりが下がったりが結構ありまして、すぐ近所といえどもぐるりと回らないといけないというところも結構ありますので、こういった地区については、またちょっと違った考え方を採用していただけないものかなというふうに考えています。

そして、例えば青葉ヶ丘に行くにしろ、宮町からストレートに庚塚に向かうのではなくて、小松崎経由で行くとか、帰りは藤倉を通過して北浜を通るとか、別ルートできちんといけないものかなというふうに、そのメインの通りといいますか、既設のバス道路から少しでも外れる形で計画をやっていただけないものかなというふうに考えています。

それから、ルートは、この間示されたルートは3ルートでありますけれども、ルートを6ルートにふやしまして、例えば月、水、金とか、火、木、土とか、一日置きでのルート運営でもいいんじゃないかなというふうに考えていますが、その辺についての考えもお聞かせをください。よろしく申し上げます。

議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方からお答えをいたします。

現在、塩竈市の高齢化率は25.23%ということで、非常に高い率になっているというのはご指摘のとおりでございます。その中で、高齢者が楽しめるような、そういった施設がないのかというようなご質問がございました。

ちょっと温泉施設のような部分につきましては、当市の公共施設の中では特にございませんけれども、基本的に高齢者対策をどういう形でしていくのかということにつきましては、先ほど市長が申しあげましたように、高齢者の保健福祉計画という基本的な計画をつくっております。その中でトータルに事業を執行していこうということにしております。

まず、一つは、計画の中では健康づくり、こういったものをまず推進しようというのが一つの柱になっておりますし、それから、生きがい、社会参加を促進したいと、こういったも

のも柱になっております。それから、安心して快適なまちづくりをしたいと、こういったものが、まず生きがい、あるいは感動が得られるような日常生活を実現するという大きな柱の中で、この三つの項目が整理されているところでございます。

それから、もう一つ大きな項目ですが、地域全体で支え合う、そういう体制の確立を目指そうということにしておりまして、これにつきましては、高齢者の、先ほど言いましたように、生活支援でありますとか、あるいは介護予防、こういったものの充実を図っていこう、あるいは要介護者支援の充実をしていこうと。

それから、非常に大きなポイントでありますけれども、地域ケア体制、いわゆる地域包括支援センター、昨年の9月に塩竈市に民間として2カ所、トータルで3カ所設立をいたしましたけれども、そういったものを柱にしてトータルに高齢者対策をしているという状況でございますので、ひとつご理解をお願いしたいというふうに思います。

温泉施設のような娯楽施設については、確かにちょっと足りないのかなという感じはしておりますけれども、基本的にはそういった計画に基づいて実施をしているということをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、身寄りのない方が亡くなった場合の葬儀の関係ということでご指摘ございました。

実は、こういった事例がここ何件か、議員がご指摘のとおりございました。最近の例で恐縮なんですけれども、お話を申し上げたいというふうに思います。

身寄りのない方につきましては、原則的には家族を基本的に見出す、あるいはその親類の方を探す、あるいはその知人の方を探すということで、行政としてはかかわっているというのがまず基本でございます。

ただ、前にもこういった例がありましたが、実は家族の方が見つかって、ただ宮城県ではなくて、かなり遠隔地に今いらっしゃるということが実はわかった例がございました。

身寄りの方は、かなり高齢の方でもいらっしゃるって、即塩竈の方には駆けつけることができないということのお話がございます、私どもの担当の方と相手方と電話で連絡をとって、まずお互いの置かれている状況をお話し申し上げ、情報を共有し、そして、相手方とこちらの窓口を一本化する中で、具体的にはもう亡くなられている状況がございましたので、例えば死亡届の問題でありますとか、死亡診断書の問題をどうするのかというのは、もう直近に迫っている実は問題でありますし、そういった取扱いをどうするか、あるいは具体的には焼

骨の取扱いをどうするか。それから焼骨後のお骨になった取り扱いをどうするかと、こういったものがもう直近に対応せざるを得ないという状況にございました。

そういった中では、原理原則ということでは言われていない状況にございましたので、私どもの方でできる限りそういった対応をさせていただくということを相手方の方にお話し申し上げ、結果として当市の中で、当市においてできる範囲の中で、例えば焼骨についても私の方でさせていただきましたし、引き取りに来られるまでの間、お骨につきましても、月見ヶ丘霊園に安置をして、そして、後日お引き取りをいただいたという例が実はございました。

確かに葬儀の状況というのは、一部そういった状況があったかもわかりません。ただ、最終的に親戚の方がお骨をとりに来られたとき、私どもの職員がご案内申し上げまして、丁重にお骨をお渡しした経過がございまして、そのときは、相手の方から大変感謝されたという例も実はございます。

繰り返しになりますけれども、基本的には家族の方とか、あるいは親戚の方にやっていただくというのが原則でございますけれども、場合によっては、そういう対応を市としてもやってきた経過がもうございますので、今後なお、いろいろな形で配慮していきたいというふうに思っております。なお、基準につきましても、私どもの方でそういった例も何件かございましたので、つくっているという状況にございます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長（佐藤雄一君） 先ほど審議会のテレビ中継のご提案ということでお聞きいたしました。外部審議会につきましては、先ほど市長が答弁申し上げましたように、原則公開といたしまして、会議の経過につきましては、広報紙、それからホームページに掲載するなど、加えて議論の過程につきましては、その概要ではなく、会議録を作成して広く公表することとしてございます。

一方、個人情報にかかわることが出てきた場合、または個人のプライバシーに関する部分につきましては、会長のもとで調整することとしてございます。

今後、この外部審議会の議論の中では、多分隣接する医療機関が提供してございます医療の特徴点、具体的には患者の疾病動向等を具体的に明らかにしまして、いろいろ検討が加えられ、そして、その中で、塩釜地区に必要とされる医療、市立病院が果たすべき役割について検討が加えられることになってまいりますが、テレビ等の中継では、ここら辺での各医療機関の医療情報がそのまま放映されるなど、支障が出てくることも想定されるものと考えて

ございます。

なお、ご提案のあった内容等につきましては、今、申し上げましたような課題はございませんが、会長と協議の上、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

総務部長（三浦一泰君） 路線バス空白地対策についてお答えを申し上げます。

まず、空白地の位置づけでございますけれども、今回は、単純に半径300メートルというふうなことで設定をさせていただきました。本市の地形からいたしまして、ご指摘のように、関連する道路1本、1本ごとの分析が望ましいという基本的な考え方は、私たちが持っているところではございますけれども、ただいま申し上げましたような単純な300メートルというふうな調査をいたしましたところでも、極めて明確な空白地域が明らかになりましたので、今回は、まずここに対応をさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

続きまして、目的地までのルートにつきましてご意見をいただきました。

町内会長さん方から、ただいまご意見等をいただいております。その中でも、利用される方々にとって利便性の高いものというふうな声がたくさん出されてございます。私たちといたしましても、ルートの中で途中の公共施設などに立ち寄りやすいような形のルート設計というものを、今後検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、曜日ごとにコースを変えてはどうだろうかというふうなご提言がございました。

しおナビ100円バス、現在1時間ごとの定時運行というふうなわかりやすさ、このことによりまして、利用者の増加につながっていると考えております。また、コースもやはり同じところを毎日走っているという安心感が基本にあるのかととらえているところでございます。今回の対応策につきましても、差し当たっては、このようなこれまでの経験を生かしたコース設定というものをさせていただき、その状況を把握をさせていただきたいと、そのように現時点では考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（志賀直哉君） 鎌田礼二君。

19番（鎌田礼二君） 答弁ありがとうございました。

高齢化に向かってですが、やはり4人に1人が65歳ということで、これが今後減るのでは

なくて、ふえる一方でありますし、そんなことを考えると、この福祉関係ですか、物すごく大切なことだなと思いますので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、市立病院関係についてでありますけれども、今後、公設公営にするのか、それから公設民営にするのか、その場合の受け入れ先があるのかとか、そういったことについてはまだ、まだと申しますか、そういうことは考えていらっしやらないのでしょうか、市長さんについては。その辺をお聞かせを願ひれば助かります。

それから、この間の講演会で、セミナーで、氷見市の市長さんが強く言われたことは、やはり市民と市議会の理解だということは先ほど申したとおりであります、そのほかに、やはり市長さんの決意が大切だということを再三述べられておりました。

そこで、3ないといひますか、三つの「ない」を挙げてくれてたわけですけれども、「逃げない」、それから「ぶれない」、「うそつかない」ということを三つ挙げていらっしやいました。やはりいろいろと痛みを伴う改革でありまして、多分塩竈もそうなるかと思うんですが、そういった場合は、圧力がかかるとか、それから脅しが入るとかということがあるのかもしれない。この三つの「ない」ですね。「逃げない」、「ぶれない」、それから「うそつかない」というこの方針で、市長頑張っていたきたいなというふうにかんじます。

それから、審議会の答申ですけれども、10月の末、エンドですね。これについては期待をしておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、路線バスについての空白地対策についてでありますけれども、きのうの答弁では10月ぐらいというふうな話だったような気がするんですが、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに合わせてということでありましたが、少しでも早い時期に踏み出せばというふうにかんじていますので、住民の方々の意見をお聞きして、少しでも利便性のある乗合タクシーにしていきたいというふうにかんじて、3回目の、最後の質問を終わらせていただきます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 市立病院問題についてお答えをいたします。

私の気持ちについては、先ほど申し上げたとおりであります。ただ、そういうことを抜きに、今、全く第三者でこういった審議会議を立ち上げたということでありまして、ゼロベースで議論をされると私も思っております。当然のことではあります、お願ひをした以上、その答申というのは大切に扱っていきたく思っております。

また、市立病院問題につきましては、これまでも健全化のための再生緊急プランでありますとか、さまざまな取り組みをさせていただきました。その都度、議会にも明らかにさせていただきながら、我々もそういった現状を真摯に受けとめながら、この病院のあり方についてということで議論をさせていただいてまいりました。

今後とも、市民の皆様方に状況を明らかにさせていただきながら、あくまでも答申を尊重しながら、我々が今後どういう対応をするかということについては、その都度、議会の方にも適正にご報告をさせていただきたいと思っております。

路線バスにつきましては、私昨日申し上げましたのは、せっかく10月から12月まで仙台・宮城デスティネーションキャンペーンが始まりますと、恐らくはこの塩竈市内を訪れる方々も相当数ふえてくるのではないかと期待をいたしているわけありますので、せっかくこういった新しい交通システムをスタートさせるとすれば、できますれば、そういう時期に間に合わせたいという希望は持っております。

しかしながら、昨日もご説明させていただきましたように、地域交通会議でありますとかさまざまな手続がございます。できるだけ早くそういったものを進めながら、地域の皆様方の期待におこたえをしてみたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

再開は15時といたします。

午後2時41分 休憩

午後3時00分 再開

副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。13番佐藤英治君。（拍手）

13番（佐藤英治君）（登壇） ニュー市民クラブ佐藤英治です。

初めに、岩手・宮城内陸地震が6月14日8時43分に発生し、市長を初め、全庁を挙げて200人の市職員が、早急なる対策に取り組まれましたことに心より感謝申し上げます。

市内での災害が最小限で済んだことは幸いと思います。しかし、時間の経過に伴い、被災地のご苦勞は一層困難な事態であり、復興に向けて国、県はもとより、塩竈市の支援もさらなる協力支援をお願いしたいと思います。

次に、一言所感を申し上げたいと思います。

昨年8月の参院選で、民主党の勝利は、国政の地殻変動であります。衆参院のねじれ国会でもたらされたこの10カ月は、政治不況、政治貧困から、あるいはまた、政治機能低下という事態に陥ったと見る多くの国民もおります。ひいては、地方や国民の生活を脅かし、混乱させた責任は極めて大きいものと私も考えております。福田政権の支持率の低下と同時に、今や二大政権の支持率は20%台に減少化状況は、まさに国民の明確な評価であります。

今に始まったことではないのでありますが、中央政府の混迷については、平成11年石原都知事の「地方から国を変える」という名言は、分権社会における中央の主体性、自立性が強く求められると考えております。

幸い、佐藤市長は、日本一住みたいまちを目標に取り組まれております。財源も規模も弱小で、できないと決めてかかるとはいけないと私は思います。まず、可能なこと一つから日本一にしていくことが大事と思い、6月議会の一般質問の中で提案したいと思いますので、よろしくご回答お願い申し上げます。

まず、日本一健康都市づくりであります。

佐藤 昭市長は、1期目より公約の中で、住みたいまちづくりを掲げておられます。公約は、まさに日本一であり、大きな目標に向けて取り組まれておられることはすばらしく、市民にとっても期待が大きいものと思います。そこで、まず市長の公約の基本的な考えをお伺いいたします。

次に、私は市民にとって住みたいまちの第1番目は、市民の健康を考えるまちづくりが何よりも大切と考えますが、市長はこの点について、これまでどのような施策を推進してこられたのか。また、超高齢化社会が加速する中で、今後の健康政策についての考えをお伺いいたします。

次に、歴史と文化の香るまちづくりであります。

人間にとって住みたいまちは、自然環境の豊かさ、文化と歴史の味わいのあるまちと私は思っております。個性のあるまちづくりは、全国自治体が競い合って進めており、まちの活性化の土台ともなっております。その点を考えると、緑と海と、そして離島の緑と海の空間と歴史と文化のまち塩竈は、日本一魅力あるまちの条件を備えていると言っても過言でないと思います。

これらを考えると、活性化には歴史と文化の香るまちづくりの推進は、喫緊の課題でありま

す。今、北浜沢乙線の完成や、ことし10月からのDCなどにより、どれだけ人口交流が図れるかは試金石であります。よって、わかりやすい表示や案内板などの作成はどのようになっているのか。また、歴史と文化の組織体制づくりはどのようになっているかお伺いいたします。

次に、教育の基本、幼少年の遊び場づくりでございます。

塩竈市の教育目標は、思いやりの心、健康で豊かな人間性をはぐくみ、主体的に生きる人間形成を目指しており、きめ細かな政策や方針で取り組んでいることは承知しております。また、ことしの夏休みのサマースクールへの参加10%の目標を掲げて、各学校の努力や成果も形として実現してくるものと期待しております。

昨今は、携帯電話などのメールでの深夜までの情報交換や、家でのゲームなど、子供の生活環境は大変ゆゆしき状況が見られます。今日の日本の教育において、予算の使い方は、物的充実が教育の充実という考えが充満しているように思えてなりません。

私は、教育の基本は勉強する環境づくりが大事なことは言うまでもありませんが、それ以上に大切なのは、子供が思い切り一生懸命、我も時間も忘れるくらい遊べる場こそが基本だと思います。遊びの中に教育のすべてが育成できる最高の内容があるからであります。

子供が外で思い切り遊ぶことは、今日の教育の課題である。ストレス解消や友達との話し合い、思いやり、地球との触れ合い、また、生きる力や主体力、創造力、そして、体力から健康まで包含しているからであります。

難しい教育講演よりも、まず子供のための遊び場や公園を我々大人がどれだけ心をかけてきたことであらうでしょうか。少子化問題や教育再生のスタートは、PTA、教師、地域、行政も一体となった遊び場環境を提供すべきと考えるが、市長のご見解を賜りたいと思います。

次に、EMによる生ごみのリサイクルについてご質問いたします。

平成7年の容器包装リサイクル法によって、劇的な減量がされ、不燃物においても減量化が進んでいるものと理解しております。しかし、可燃物は、人口減少の中でも世帯数が余り変わらない点もあろうが、ほとんど減量が見られない状況であります。

可燃物に生ごみの占める割合は20数%と言われておりますが、今、この生ごみの対策としてEM、いわゆる有用微生物群と言われるものの活用をすれば、においもなく、自分の庭や小さな畑などで有機栽培が可能であります。

EMは、ご存じのとおり、今や学校のプールに活用されております。塩竈市におきましても、

月見小や二小のプール清掃がされておりまして、大変すばらしく、なおかつ簡単に清掃ができることと、もう一つは、海へ流しても全く、今までは洗剤を使って何日もかけてごしごしと掃除していましたけれども、これによって、もう短時間、二、三時間で清掃が終わるといふ、しかも、海の浄化にも役立つという大変なものであります。

今、生ごみにおきまして、市の清掃工場で生ごみは燃やされております。時には、梅雨時期とか雨の多いときなどは燃えませんから、油をかけて焼却し、しかも、それを残廃処理しております。年々埋め立て地は膨れ上がっているものであります。しかし、EM菌により、肥料となり、すばらしい農産物をつくります。土に返し、その土は豊かな栄養源に生まれ変わるのであります。

今、行政として取り組んでいるのが、七ヶ浜町であり、町民に補助金を提供して、ごみの減量だけでなく、環境対策や土壌の活性化に活用しているとのことでありまして。本市としてEMの活用をどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、財政見通しでございます。

ことし1月29日、総務教育常任委員協議会におきまして、平成20年から23年の財政見通しの考えが提示され、4年間で収支不足額が約51億円生じるという驚くべき数字でありました。

全国の自治体の財政の課題は、税収の長期低落に歯どめがかからず深刻な点と、もう一つは、平成20年度から財政健全化法により早期の立て直しを図らなければならないという重要な課題があります。

市長も同じ決意と思っております。内容を見ますと、5項目にわたる見直しで、特に、下水道使用料の改定は18億円を見込み、全体で40億円を圧縮の道筋を示されたわけでありまして。

しかし、2月議会での下水道料の改正は、市当局の37%の提案から、議員提案によって23%と減額となり、見通しに陰りが生じたものと考えますが、どれだけの差額が生じたのかお伺いし、また、それに対して新たな改善案はどのようなもので対処しようとしているのかお示しいただきたいと思っております。

最後に、広域行政の課題と改善についてでございます。

二市三町で取り組んできた広域行政、いわば消防事務組合や環境組合、または福祉施設の共用、介護関係の料金の認定など、地域一体で財政の効率や利便性に向けて取り組んできたものと思っております。

全国においては、平成の大合併において、3,200市町村が、今や1,800市町村と大きく自治体

が変わりました。合併しない市町村は、広域行政へ多様な事務を取り扱っております。そこで、二市三町広域行政の新たな事務への検討や課題とは何なのか。

第2点は、全国的にも一部事務組合から複合事務組合化の流れが、行政的にも財政的にも人的にも効率化の流れであります。この点への改革への考えについてお伺いしまして、第1回の質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

副議長(今野恭一君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま佐藤英治議員から4項目にわたるご質問をいただきました。

初めに、日本一住みたいまちづくりについてのご質問でありました。

平成15年に市長に就任させていただきました際に、この塩竈を日本で一番住みたいまち塩竈にしてみたいという決意表明をさせていただきました。それらの各種施策を展開していく上でのキーワードにつきましては、元気です、安心です、大好きです塩竈というようなことをキーワードに、全力を挙げましてにぎわいと活力あるまちづくりに取り組んでまいったところであります。

特に、人口減少や低迷をしております地域経済への対応が、私は最重点課題であるというふうな認識をさせていただいております。水産業、あるいは商業などの地域産業の活性化、あるいは歴史、景観、食など、まさに塩竈ならではの魅力を数多く発信し、そういったことによりまして、交流人口の拡大を行いながら、子供さんからご高齢者の皆様方まで安心して暮らしていただけるまちづくりを進めるべきではないかという考え方でありました。

その目標といたしまして4点の重点項目を掲げたところであります。

まず、市民の健康づくりの推進についてというご質問でありました。

やはり元気で活力に満ちたまちづくりを進める上では、何よりも多くの市民の皆様方が、心身ともに健康であるということが基本ではないかなと思っております。他人に対する思いやり、ご高齢者の方々に対する思いやり、あるいは尊敬、誇りといったようなものが、人間の基本ではないかなと思っております。

そういった気持ちを常に持ち続けながら、まちづくりに取り組んでいただけますような地域社会づくりを目指してまいりたいと思っておりますが、このため、平成17年「健康しおがま21プラン」を策定をさせていただきました。妊娠期から高齢期に至るまでのライフステージに合わせた健康づくりを推進するという目標であります。

具体的には育児の不安を解消するための乳幼児健診、育児相談会、乳児全戸訪問事業等々がこの代表になるのかなと思っております。また、働き盛り世代への市民健康講座の開設、ご高齢者の方々には、それぞれの地域で生き生きと暮らしていただけるような健康づくりを推進してまいりたいと考えているところであります。

また、本年3月には、栄養食生活分野での健康づくりを進めるため、食育推進計画を策定したところであります。この計画に基づいて、学校、あるいは食生活改善推進員などと連携を図りながら、食育の推進、特に塩竈ならではの食育の推進に取り組んでいるところであります。そういった中で、超高齢化社会が加速する中での、しからばご高齢者の方々の健康づくりというご質問でありました。

先ほどの鎌田議員のご答弁にも重複するかもしれませんが、本市、まさに高齢化率が25%を超え、超高齢化社会に突入をいたしておりますが、一方では、例えば千賀の浦大学、公民館の各種サークル活動、あるいは浦戸ウォーキング大会、そしてベタンク大会など、多くの場面でご高齢者が生き生きと活動されている姿が散見されます。

現役世代もこういったご高齢者に負けないで、本当に地域の活性化のために、ぜひさまざまなボランティア活動、ご支援をお願いをしたいというふうに考えているところでありますし、今後とも、例えばダンベルお助け隊、脳いきいき教室なども数多く開催させていただきながら、健康づくり、余暇を楽しく送る交流の場づくりを推進することによりまして、ご高齢者の方々が生き生きとした暮らしを送っていただけますような社会づくりに努めてまいりたいと思っております。

先ほど鎌田議員からも、もっともってご高齢者の方々が集まっていたいただけるような施設というようなお話でありました。決して新しい施設ではなくても、現有するさまざまな施設を活用しながら、ご高齢者の方々が数多く集っていただく機会を創出してまいりたいと考えているところであります。

次に、歴史と文化の香るまちづくりであります。

歴史文化につきましては、一人一人の市民がさまざまな思いをお持ちかと思っております。私はよく「足下に泉あり」という言葉を引用させていただいております。我々の足元に今まで嘗々として築いていただきましたすばらしい歴史、さまざまな文化が、残念ながら埋もれているものもございます。こういったものを一つ一つ発掘することによりまして、我々今、ここに暮らす市民一人一人が、この塩竈地域社会の歴史文化を改めてご認識をしていただく

ということこそが、これを推進するスタートになるのかなと思っております。

そういった中で、本市におきましては、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに備えまして、全国から訪れていただきます観光客の皆様にも、例えば海の歴史、あるいは海の食文化といった本市の豊富な魅力をアピールする絶好の機会ではないかというふうに考えているところであります。

先ほども若干議員に触れていただきましたが、このための案内板設置でありますとか、あるいはさまざまなイベント等を数多く開催しながら、ぜひ塩竈のすばらしさ、美しさ、よさといったようなものをこの期間に体感していただき、交流人口の拡大はもとより、数多くのリピーターを確保してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、教育の基本についてのご提言でありました。もう物的な充実については、一定程度の水準に達しているのではないかと。これから先、心の豊かさをはぐくむような学校教育に取り組むべきではないかと。特に、幼少年の遊び場づくりについてというご質問であったかと思えます。

本市の教育基本方針、思いやりの心、健康な体、豊かな創造力を培う学校づくりもその一つの柱になっているわけであります。実は、昨年でありましたか、伊保石公園でタウンミーティングを開催させていただきました。確か四、五十人の方々にご参加をいただいたかと思えます。中に七、八人の子供さんたちがおられました。自然ガイドの方にご案内をいただきまして、伊保石公園内を散策をさせていただきました。子供さんたち、本当に遊びをよく心得ておられるというのが率直な感想でありました。さまざまなすばらしい場所を私もお案内いただき、ただ、ただ感嘆をいたしたところであります。

やはり子供さんたちが自分たちの工夫、知恵で自分たちの遊びを展開できるといったようなことが大変重要なのかなというふうに感じたところであります。今、すべての遊具類がそろった公園よりは、ビオトープといったらよろしいのでしょうか、自分たちで勝手に遊べるような、そういう広場といったようなものが大切だということが言われ始めております。

本市におきましても、例えばふれあいエスプの空中庭園、子供さんたちがそれぞれの遊びを楽しんでいただいております。あるいは遊びの公園、？（はてな）の森、ツリーハウス等々は、子供さんたちが自分たちの知恵と工夫でこの空間を最大限に活用をいただいているようであります。

我々も今後、さまざまな角度から教育的な見地での遊び場といったようなものが、どうあ

るべきかということについて検証してまいりたいと思っておりますし、議員の方からもお話をいただきました例えば浦戸諸島におきましては、「しおがま何でも体感団」というイベントに取り組んでおります。

小学校5・6年生が対象であります。ノリスギ、カキむき、アサリとりといったようなことをチャレンジしていただきますと、大変な興味で取り組んでいただいております。ぜひこういったすばらしい自然が残されております浦戸諸島等も活用しながら、子供の遊び場というものにつきまして、改めて考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、環境に関するご質問でありました。

E M菌活用による生ごみのリサイクルという話でありましたが、ちなみに塩竈市におきましては、エコオフィスプランというものを策定をさせていただいております。例えば市役所内にはごみ箱を基本的には置かない。資源物はすべてリサイクルをさせていただくというような取り組みでありますし、極力燃やす量を減らそうというような取り組みであります。

それぞれの年度に目標を掲げて取り組んでまいりましたが、現在、ほぼ目標が達成されつつある状況にあります。今後、ますます地球温暖化対策等のためには、このようなりサイクルというのが大変大きな課題になると思っております。今後ともさまざまな取り組みを深めてまいりたいと考えておりますが、そういう中で、議員の方から生ごみの減量化というご質問でありました。

ちょっと本市の取り組みをご紹介させていただきたいと思えます。

本市では、これまで生ごみの減量化の一環といたしまして、コンポスト式の生ごみ処理機の普及に努めてまいりました。平成3年度から平成17年度までの普及実績1,468件であります。補助金総額が355万円に上っております。

ご質問のE M菌は、乳酸菌、酵母菌、光合成細菌などを言い、安全で安心であり、農業分野での土壌改良を初め、悪臭や水質汚染などの防止効果があるということで注目をされております。本市におきましても、議員の方からご紹介をいただきましたとおり、第二小学校、月見ヶ丘小学校のプールの清掃にE M菌を使用させていただき、一定の成果が確認をされているところであります。このE M菌を生ごみのリサイクルにというお話でありました。

先ほど申し上げましたように、今まではコンポスト式に特化した形で生ごみのリサイクルをさせていただいてまいったわけではありますが、今後はこの生ごみに対するE M菌の普及を引き続き図るために、例えば出前講座のメニューに取り組むでありますとか、あるいは市民

や町内会の方々にその効果を目で確かめていただくというようなことも必要ではないかなというふうに考えております。そのような取り組みを深めながら、その効果的な利用と普及を検討させていただきたいと思っております。

次に、行財政改革であります。

平成20年度から23年度までの4カ年間の財政見通しということでありました。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法が平成20年度決算から適用されることを踏まえまして、昨年度、全会計連結ベースでの中期的な財政見通しを立てましたところ、平成20年度から23年度までの4カ年間におきまして、一般会計では51億円の収支不足が見込まれ、その対策として、5分野にわたり40億円の財源対策案をお示しをさせていただいたところであります。

その財源対策の一環として、昨年12月定例会に下水道使用料金、平均33.5%改定する議案を提案をさせていただきました。慎重なご審議を賜り、去る2月議会におきまして、平均改定率23.6%で修正可決をいただきました。その結果、当初見込んだ額は、残念ながら4年間で約4億2,000万円不足することとなりました。

これに対する措置といたしましては、値上げ案件をご審査いただく際に、例えば管理費の縮小でありますとか、建設事業費の人件費の縮減、物件費の圧縮など、行政もさらなる努力を行うべきというようなご指導をいただきました。

4月1日の人事異動で早速そういった分野についても取り組ませていただいたところではありますが、そういったものもこの削減分の復元に一定程度の効果を果たすものと考えておりますし、また、公的資金の借換債等についても若干流動的な部分があるようであります。このような財源を最大限に活用させていただきますとともに、さらなる行政改革の取り組みを深めながら、この不足額を解消してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、合併問題と広域行政の課題というご質問でありました。

合併に向けた流れにつきましては、議員の方からもお話をいただきましたとおり、二市三町では若干の温度差がございます。それぞれの行政課題がその温度差の主なる原因になるのかなと考えておりますし、例えば本市にとりましては、やはり財政問題に一定程度の方向性を確立することによりまして、他市町の対応が変わってくるのではないかなというふうに考えているところであります。引き続き行財政改革に一生懸命取り組みをさせていただきたいと考えております。

次に、広域行政の課題改善についてのご質問でありました。

塩釜地区二市三町の広域行政の取り組みにつきましては、基本的に塩釜地区広域行政連絡協議会が中心となり、これまで取り組んでまいったところであります。行政区域を超えた広域的な政策、諸課題への対処方針を協議し、圏域住民の福祉の向上を図ってまいったところであります。

現在、二市三町が共同で事務を処理する一部事務組合としては、消防組合、環境組合、また、塩竈市は加入をいたしておりませんが、東部衛生処理組合等々があるわけでありまして、こういった一部事務組合の複合事務組合化につきましても、喫緊の課題であるということで、先ほど申し上げました広域行政連絡協議会の中でも、現在、話し合いを深めているところでありますし、去る5月の広域行政連絡協議会では、今後の方向性として、例えば消防組合と環境組合の二つの組合を一本化した場合の問題課題の整理を、ことしの当面の課題として位置づけたところでありますが、一方、宮城県におきましては、消防力の強化と現場部門の人員対策として、消防事務の広域化の検討を始めているところであります。

先日の新聞等では、県内を3ブロックにというような計画案も示されたようであります。こういったものの推移を注視しながら、この地域の複合事務組合への取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

副議長（今野恭一君） 13番佐藤英治君。

13番（佐藤英治君） 説明ありがとうございました。

日本一を目指す市長の考え方、なかなか産業の活性化というのは、非常に難しいところがあると思いますけれども、一応、今、私今回挙げました日本一の健康づくりということにつきましては、本当にやっぱり基本的に一番大事だという認識が同じだったということでありまして。

そして、やっぱりいろいろ健康に対しては、これまで育児から、あるいはまた、高齢者の方、あるいはまたさまざまな健診、あるいは食育推進とか、あるいは健康推進をつくったり、いろいろな、あとダンベルのお話もいただきました。私はやっぱり何といたっても、これから本当に健康を自治体がどうつくっていくかということが最大の自治体の存続にかかわってくるんじゃないかなというふうに思っております。

それで、新聞で、これきのう、もうきょうコピーした内容です。6月16日、朝日新聞です。もうどうするんだ、年金と。どうしたら医療問題解決するのかという、もう大胆な発言が、

消費税9.5%移行かとか、最低保障年金を早期に新設すべきだという、朝日新聞でこういう大胆な提案をされているわけですがけれども、私たちは本当に国が、今いろいろな意味で、医療問題、年金問題、非常にいろいろなところで諮問して進めておられると思うんですけれども、なかなか政治的決断がされてない。それが地方の混迷となり、また、我々市民も、あるいはまた、高齢者も非常に不安な事態を今、招いているのではないかなと思っております。

とりわけそれは国の問題としてでもありますけれども、地方は地方としてやっぱり先ほども言いましたように、地方が頑張るやるしかないというふうに思いまして、私は日本一健康にするには、何といても戦後、日本の健康ということでは何があったかという、ラジオ体操というものをやってきたんです。

そして、今日大きな問題は何かというと、メタボリックという生活習慣が、子供から高齢者まで全部生活習慣なんです。市長のお話を聞いても、行政どこでもやっているのは、健診だ、あるいはまた、いろいろな部分的な講演とか、部分的なダンベルだ、体操だというふうにやっておりまして、今度も何か健康体操教室なんていうことをやる予定になっていますけれども、問題は毎日やれるような生活習慣を変えるためには、僕はラジオ体操というのが非常に大事じゃないかなと思うんです。塩竈市がこれを毎日市民に要求することはないんです。まず1カ月に2回でも3回でもそういうのを塩竈市が推進すれば変わってくるし、健康意識も変わります。医療費は私は、自己推定なんですけれども、10%から20%、10年後は大丈夫じゃないかなと思うんです。

問題は、病気というのは、受け身ではだめなんです。みずから健康を推進しようという、このエネルギーがなければ、治癒力がならないというふうに思っています。本当に私の個人的な考えですけれども、専門的な院長さんおられますけれども、やっぱりメタボリックを解決するためには、私は日常生活のラジオ体操がいい効果はあるんじゃないかなと思いついて、できましたら一言、そこら辺の健康について、唐突ですけれども、ご質問をひとつお願いします。

あと次に、歴史と文化の香るまち、先ほど市長も言われましたように、塩竈には本当に見えないものがいっぱいあると。だけれども、いっぱいあるんだけれども、常に同じことばかりやっているんです。私はそういう意味では、亀井邸だ、あるいはまた、平間 至さん、あとこの間、産業建設常任委員会で画家の杉村 惇先生のお話もありました。あるいはまた、エスプの文化的拠点、あるいはまた、四方跡公園とか母子石とか、あるいはまた、千年ロマン

と言われる源の塔とか、本当に町の活性の文化、歴史というのは塩竈市はあるんです。

だから、私はこれを単に何十年も同じことを言うんじゃなく、まちづくりのための文化委員会をつくってほしいなど。それなければできないです、いつまでたっても。同じことを言っている。ぜひこれを検討していただきたいと思います。

あと次に、遊び場の問題なんです。

確かに遊び場も、市長もお話していただきましたように、浦戸でいろいろやったし、また、そういう遊び場の重要性も説かれております。私も教育のことを教育長にこうだ、ああだということは本当に、そういう立場でないんですけども、当然教育長も遊び場の重要性ということは、私はわかっていると思うんです。

ただ、問題は、これは学校だけではできないので、やっぱりその重要性をもっともっと、私がお話したように、単なる遊び場というんじゃなく、人間の育成、人間として生きる力とか創造力とか主体性とか勉強する力も、全部この中に含まれているという、そういう意味では、もう少し教育委員を初め、ぜひこの問題を提起していただいて、遊び場というのは浦戸にたまに行っただって、これは遊び場にならないんです。

日常の中にもう遊んできた、これが、皆さん本当に行政の幹部にしたって、議員の皆さんだって、すべて経験して、教育の本質というのは、僕はわかっていると思うんです。ただ、これをつくるかつかれないか、情熱だけしかないと思います。ひとつよろしくその辺も今後やっていただきたいなというふうに思っております。

あと次に、EMのお話ですけども、本当にこれはまだまだ行政としてはこれからいろいろ検討していただければいいと思います。しかし、やっぱり生ごみというのは、食べて食べられないというか、その部分を生ごみとってやっているんですけども、本来はいい原料なんですね。その原料を、今日本は焼却というやり方で処理していますけれども、BDFにしたって、あるいはまた、バイオ燃料だって、20年前、10年前は全くわからなかったんです。しかし、これが活用して、ああ、こうしようというように流れてきています。これも私は地球温暖化という流れだと思います。石油が180円、200円になる。これも地球温暖化の私は流れだと思います。

そういう時代的な環境政策というものを市長はきちりつかむことが、私は日本一の塩竈市に変わります。BDFだって、私この間県に行ったら、「塩竈市さんはすごいですね。全国甲子園に行くようなBDFですね」と言ったから、「ああ、そうですか」と私言いました

けれども。一つのものが日本一になれるという、この様子をぜひ知恵を、英知を結集してやっていただきたいなど。何も金をかければいい行政ができるわけでもない、市民が満足するわけでもないんです。金をかけないで、知恵を出して、市民がやる、こういう時代なんです。ひとつそこら辺も含めて、これ長く話せば本当にまだまだ生ごみばかりじゃないんです。

きょうは私多賀城の農業委員会の委員長さんにお話ししてきました。直接ビニールハウスに入りまして、35分ほどお話ししてきました。農業委員会の委員長さんは、一生懸命です。土を愛しています。農業を愛しています。そして、このEMをやっているんです。鈴木邦彦さんという、名前を出しても立派な方なので、その方がこれにすごく驚いているんです。

普通はいろいろな有機肥料を入れると、2年か3年でだめになっちゃうんです、その土地が。ところが、EMは10年たっても生きています。全く生産が変わらない。そして、今名前をつけて商店、スーパーに出していますけれども、「すごいですね」と。「どうやっているんですか」と。そういうふうになら、多賀城の農業委員会も「どのぐらいいるんですか、鈴木さんだけですか」と言ったら、「いや、もう相当多くなっています」と。そういう本当にすばらしいなど。ぜひこれが今どんどんふえています。この時代のそういうすばらしい技術なり知恵を本当に活用すれば、僕は塩竈市は光ってくるんじゃないかなというふうに思っております。

次に、下水道の問題で、4億2,000万円の不足を32.何%の改正をしたらなったんだけど、現実的には23.5%の改正でもって、そのぐらいの予定が、見積もりが不足したというふうなお話でありました。私たちも、これ賛成した議員の私も一人です。なぜ賛成したかという、やっぱり受益者負担原則だということと、もう一つは、繰り出しが余り一般会計に影響を及ぼしたら、一般会計の行政がずれてくると。何のための一般会計なのかというふうに問われたら答えようがない。

もう一つは、市長が言いましたように、財政の健全化、これはもう今、全国の自治体で、塩竈市は、平成18年度は14.5%でしたか、そして、平成19年度は12.何%という赤字比率を下げています。これをもっと下げていかないと、やっぱり塩竈市という立場が、この間の平成18年の決算では、全国的に33%ワーストと言われておりましたけれども、やっぱりもっとももっと努力しなければいけないかなというふうに思っております。

その中で、行政、選択と集中ということを言われています。今、行政、全国選択と集中と言っています。それで、今、国民はいろいろなものでお金がかかっているんです。だから、安

くしてほしいと、だけれども、安くした場合、安くする場合は、やっぱり収入がどんどん今下がっている中で、サービスが落ちるのはこれはやむを得ないことだと、私は思っているんです。同じようにやったら赤字になります。だから、選択と集中、この時代に今何が必要なのか、何を求めているのか、行政でどこまで改革するのか、そこら辺をきっちりやっぱり選択と集中というのをやって立て直してほしい。

そして、私は村井知事、富県宮城と出しています。私は本当に、塩竈市も豊かにならないと市民にサービスできません。福祉も何もできないんです。だから、私はまず我慢するところはしましよと、これを要するに指導力をお願いしたいなというふうに思っております。

最後に、広域行政の部分ですけれども、今、本当に合併しないというところは非常に厳しくなってくると思っております。それで、今、広域行政を進めているところは、塩竈市はもう何十年も消防事務組合から始まって、今、清掃、あるいはまた、し尿の環境組合をやっているけれども、いろいろな選択肢を今やっています。

例えば水道とか、あるいはまた、病院などの医療施設、文化施設、観光と物産のそういう広域化、あるいはまた、事務的には滞納を連携してやろうというような動きが出ております。そういう意味では、広域行政、非常にいろいろなメニューをやって、財政の負担を少なくして効率化に向けていただきたいなというふうに思っております。

もう一つ、この広域化の中で、やっぱり地球温暖化という取り組みの中で、塩竈市は本当に処理の政策で手いっぱいなんです。なかなか今も市民挙げて、あるいは国民挙げて温暖化の取り組みというのはなかなか行政的にはおくれておりますけれども、仙台市がすごく進んでおります。私は、仙台市と広域的に、特に環境問題というのは、もう広域であって当たり前なんですけれども、こういう意味では、仙台市のノウハウを受けて連携してやれば、もうこの大きな動きになるんじゃないかなというふうに思っております。

ちょっとしゃべり過ぎですけれども、最後にEMの生ごみにおきまして、塩竈市で生ごみを、これにおいもしいですから、生ごみを集めたら大和町なり大郷町とのその生ごみを、あの土のあるところに、豊かな有機肥料になるために関係を持って、行政的な改善をして、広域的な関係を持って、そして、できた農産物は塩竈市で2割ぐらい安く買えるような、そういうような生きたサイクルを、それも広域的にやれるんじゃないかということを述べながら、行政の、先ほど何点か質問した部分ありましたけれども、そこら辺についてまずお答えをお願いします。

副議長（今野恭一君） 小倉教育委員会教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から子供たちの遊びについてお答えします。

議員のお話のとおり、私も遊びは大変大切なものと思っています。同じ年齢の子供と、または異なった子供と遊んで、社会のルールや、また自然との触れ合い、遊びを工夫すること、そういうことで、大変意義のあるものと思っております。

それで、市内の、特に小学校においては、まず4時か4時半、季節によりますけれども、校庭を開放し、そこで遊ぶのが主なものなのかなと。各家庭に帰っても、なかなか地域、友達も少ないものですから、子供たちは放課後の校庭を利用して遊んでいるのが現状なのかなという感じしておりますけれども、各学校、子供たちに遊びの楽しさを教えるためにそれぞれ工夫しているようです。

先生方みずから朝、または2時間目と3時間目の20分ぐらいの休み時間がありますから、その時点において教師が出て子供と一緒に遊んだり、また、一小のように、週のスケジュールにおいて、きょうは先生と一緒に遊びましょうというスケジュールに決めて遊んでいるところもありますので、そういう点で、やはり遊びの中でいろいろなことを覚えるということは大切ですので、今後ともそれらについて推進してまいりたいと思います。

以上です。

副議長（今野恭一君） 伊藤市立病院長。

市立病院長（伊藤喜和君） ことしからメタボの対策がいろいろ始まってまいります。私の医師としての考えだけ、少しだけ述べさせていただきますけれども、人間というのは健康ということは肉体的な健康、精神的な健康といろいろございます。いろいろそういう意味で、運動ということは、非常に免疫力を高めるという役目があります。免疫を高めることによって病気になるようにする、がんにならないようにするとか、そういう意味がございますので、佐藤議員のおっしゃるように、体操を定期的に行うとか、そういうことは私も非常にメタボ対策、それから病気になる前に、未病のうちに治してしまうというか、そういう意味で非常に運動ということは大事なことだと思っておりますので、やっぱり常にそういう日常生活の中で定期的に少し運動をできる、そういう態度といいですか、それから設備といいですか、そういうことを、やはりまちとしても全体として取り組んでいくということは大事なことだと私も理解しております。

以上です。

副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ラジオ体操というお話をいただきました。

小・中学校でラジオ体操をやっているところもございますが、ぜひこれは一度チャレンジしていただきたいんですが、ダンベル体操、これは米ぬかで作った非常に軽いものを持ってやるんですが、この体操のよさは、例えばもう起きられないような方であっても、床に横になったまま、あるいはいすに座ってもできるというようなことで、幅広い方々に取り組んでいただけるということで、今、大変普及をいたしておりますして、私も実はチャレンジをしたことがあります、結構ライフステージといいますか、年齢に合わせて、自分の年齢とにらみ合わせながら手軽にできるということで、こういったものも塩竈市では大変普及をいたしておりますし、また、保健センターでは、今、院長からも話ありましたが、特定健診の1項目になりましたそういったものを、何人かの人数で集まって取り組みをすると。メタボリックシンドローム解消ということで、そういった取り組みも地道に本当にやっていただいております。ぜひ一度ごらんいただければと思います。

それから、歴史と文化であります。

まさに継続性が非常に大切なのかなと思っております。決して一過性のものじゃなくて、こういうものを地道に何年も続けるということによりまして、地域の力として定着しつつあるものが見えつつあるのかなと思っております。「継続は力なり」という言葉もありますが、我々もこういったものに繰り返し、繰り返しチャレンジをしていきたいと思っております。

E M菌については、決してやらないという話ではないわけではありますが、ただ、それぞれの方の思いがあるのかと思います。決してこれは押しつけるものではなくて、いいと思う方々はどんどん活用していただきながら、実は、宮町水路にもボランティアの方に何回かE M菌をまいていただきました。私も心なしか昔に比べて少しにおいが緩くなったのかなというような気もいたしておりますし、また、ボラの稚魚が数多く戻ってきているという状況もございますが、そういった効果もあるのかなと思っております。さまざまな方にご検証いただきながら、ご活用いただければと思います。

下水道料金の値上げにつきましては、本当に市民の方々には大変恐縮なお願いでありました。しかしながら、今、本市の財政状況大変厳しい環境ではあります。こういったものに一丸となって取り組みを深めてまいりたいということであります。

もう一つは、実は、今年の全国市長会でも最大の課題として、税財源の国と地方の割合の

5割・5割というようなものを強く決議をさせていただいたところではありますが、やはり小手先と言うと語弊がありますが、そういったもののほかに、やはり税財源等についても、地方と国の割合等についても、抜本的に考え直すべき時期にきているのではないかと。我々は地方の社会福祉のためにそういった声をなお一層上げてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

先ほど合併問題でなかなか言いにくい部分ではありましたが、最近県内でも合併をしたけれどもかえってという地域も出てきております。それは、首長さん方の実感としてのお話であるかと思っております。私もあえて先ほど二市三町で、合併の今後の取り組みの中で申し上げましたが、表現はちょっと妥当でないかもしれません。だめなものとかだめなものをくっつけるということでよくなるはずは、私はないと思っております。

やはりそれぞれのいいところを持ち合って、今までよりもよくなる合併でなければならぬのだろうなということで、先ほど本市の行財政改革に全力を挙げて取り組みますということをお願いしました。ぜひ今後とも合併につきましては、さまざまな機会をとらえて首長同士、あるいは担当者同士で勉強を続けてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

地球温暖化防止、本当に世界的な課題であります。どこがということではなくて、すべての世界の方々が、この問題に真摯に向き合う時期にきているのかなというふうに考えているところでもあります。我々も一つ一つ、できるところから取り組みを深めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

副議長（今野恭一君） 13番佐藤英治君。

13番（佐藤英治君） 教育長のお話、本当にぜひ学校での取り組み、あるいはまた、教育長の考え方、十分にわかりまして、問題はこれからやっぱり地域なりPTAに、そこら辺の趣旨をより一層お話しただいて広めていただければと思っております。

あと次に、EMに対してはなんですけれども、これはやっぱりまだまだ、私は今回提起いたしましたけれども、私もこれはことしの2月にやって、今生ごみを1カ月半自分の家でやってみました。そして、自分のあの猫の額のような庭にやりましたけれども、全く臭くないんです。

コンポストが、今塩竈市の、いわゆる補助としてやっていますけれども、今やだれも見向きもしなくなってきた。その要因を十分加えながら、やっぱりEMは、私は個人的な問題とし

てではなく、やっぱり真剣に行政としてこれが生ごみの対策としてなるのかならないのか、BDFだけじゃないよと、もっともっと人間の知恵というものはあるんだよということを、私は今すぐやれとかじゃないんです。

ただ、七ヶ浜町さんではきっちり環境課でっております。そして、海と農産物の活性化もやっていると。そういうことを私は何もそういう次元で言っているのではないんで、本当に塩竈市の20数%の生ごみをむだにしないと。これはリサイクル可能なものだからという意味で提起しています。ゆっくりご検討いただければと思っております。

あと最後に、広域行政、さっき市長言われましたように、我々は今回合併という問題じゃなく、広域行政の問題なんですけれども、やっぱり市長言ったように、お互いに共通点のあるところは、僕は大きく超えてやっていく時代だなと。これが地方分権だと思っています。そして、最後に、塩竈市の、いわゆる市長の掲げる日本一というものは、地方分権社会だからできるんです。国と同じことをやったらできません。そういうことを申し上げたいと思います。

最後に、この塩竈市の財政改革というのは、単に行財政改革20数年間やってきて、今日に及んでいますけれども、議会の改革もあわせてやらないと両輪となり得ません。ぜひ議長団におきましても、議会改革も含めてご検討をお願いを申し上げながら、私の質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（今野恭一君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明18日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明18日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年6月17日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会副議長 今野恭一

塩竈市議会議員 香取嗣雄

塩竈市議会議員 曾我三三

平成20年 6 月18日（水曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第4日目）

議事日程 第4号

平成20年6月18日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
総務部長	三浦一泰君	市民生活部長	大浦満君
健康福祉部長	棟形均君	産業部長	荒川和浩君
建設部長	菅原靖彦君	総務部政策調整監	小山田幸雄君
会計管理者 兼会計課長	大和田功次君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田直君

総務部次長 兼政策課長	田中たえ子君	総務部危機管理監	佐々木信一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下彰君
産業部次長 兼水産課長	福田文弘君	建設部次長 兼建築課長	千葉伸一君
総務部総務課長	桜井史裕君	総務部財政課長	神谷統君
総務部税務課長	星清輝君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤ゆりみ君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤英治君	市立病院長	伊藤喜和君
市立病院事務部長 兼経営改革室長	佐藤雄一君	市立病院事務部 業務課長	川村淳君
水道部長	佐々木栄一君	水道部総務課長	尾形則雄君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	渡辺誠一郎君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 総務課長	小山浩幸君
選挙管理委員会 事務局長	橘内行雄君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	丹野文雄君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長兼 議事調査係長	伊藤喜昭君
議事調査係主査	戸枝幹雄君	議事調査係主査	斉藤隆君

午後1時 開議

議長（志賀直哉君） ただいまから6月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、2番中川邦彦君、3番小野絹子君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（志賀直哉君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。3番小野絹子君。

3番（小野絹子君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして、中川議員に引き続き一般質問します小野絹子でございます。

質問に先立ちまして、6月14日の岩手・宮城内陸地震の被害に遭われた皆様、また、中国四川省の地震被害に遭われた皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を祈念して、通告に従って質問に入ります。

最初に、利府中インター線の整備促進について2点お伺いします。

利府中インター線、越の浦春日線は、塩竈市の基幹産業となる新浜地域の魚市場、仲卸市場、加工団地など、国道45号を起点として利府町春日の三陸縦貫自動車道に接続させる全線4キロメートルの都市計画道路であります。そのうち、2キロの区間、利府町春日地域から塩竈市の梅ヶ丘団地入口までが完了し、平成13年3月29日から開通し、塩竈市にとって三陸縦貫自動車道と連結し、地場産業や地域経済、観光など流通、交通を促進するルートが期待されており、地震災害時の45号の代替えとしても残りの2キロの区間の早期整備が求められてまいりました。

ご承知のとおり、利府町春日地域から伊保石地域までは1,107メートルのトンネルで結ばれており、トンネルはしおりふれあいトンネルと命名され、越の浦春日線の1.5キロの区間は、塩竈市と利府町が事業主体となり、国土交通省の交流ふれあいトンネル橋梁整備事業で、宮

城県道路公社の立替施工で整備され、平成6年度から12年度までの7年間の期間を費やして完成した道路でございます。

2キロの区間の総事業費は97億円で、塩竈市は77億円、利府町は20億円の事業費で、そのうち、国から2分の1の補助を受けましたが、路線の重要性から、市は大変な財政を投入して整備をしたのでございます。

越の浦春日線は、平成17年度に県道利府中インター線に認定され、残りの2キロの区間は宮城県が整備することになっていました。この2キロの区間の整備について、県は土木推進事業計画の中で、1期工事と2期工事に分け、1期工事は、平成22年度までに着手すると述べておりました。

当議員団は、整備促進を求めて毎年国土交通省や県に対し要望交渉を行ってまいりました。平成19年11月の国土交通省交渉では、宮城県が土木行政の見直しの中で、平成22年度までに着工すると述べており、県から要望があれば財政支援はすると回答されました。ことしの5月28日の県との交渉で、県土木部道路課は、西から国道45号に向けて1工区、2工区に分けて進める計画、1工区の500メートルは、平成21年度に着工し、並行して2工区の整備計画を平成23年度までに立てて、平成24年度以降に着手する計画であり、完了の時期ははっきり申し上げられないと、交渉に行った高橋卓也当県政対策委員長に述べております。

今まで待たされましたが、平成21年度着工は朗報であります。市長も施政方針で、平成21年度から着手できるように県に働きかけていくと述べており、我が党の伊勢議員の質問にもその決意を述べておりました。市長は、県からこのような報告を受けておりましたでしょうか。利府中インター線、越の浦春日線の平成21年度の着工見通しと、平成20年度中の取り組みについてお伺いするものでございます。

さて、2点目は、越の浦春日線に接続する都市計画道路の東塩釜吉津線の整備についてお伺いします。

越の浦春日線の整備で、1工区500メートルの工事が始まれば、あわせてこの路線に接続する都市計画道路を塩竈市で施工しなければならないと思いますが、東塩釜吉津線の整備についてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

2問目は、バス空白地域への対策についてお伺いします。

これまでも多くの議員から質問がありました。市民からは「早く走らせてほしい、やっと運動が実った」と喜びの声が寄せられております。まさにバス空白地域にとっては待ちに待

った朗報でございます。

当議員団は、これまでバスの走っていない3地区で空白地区に100円バスを走らせる会の皆さんと要望署名を集め、市長に提出してきました。北部地域では、2004年11月25日に青葉ヶ丘、吉津、梅ヶ丘地域へのバス乗り入れを求める要望署名800筆を市長に提出して以来、06年7月26日、07年10月29日に一日も早い乗り入れを求める要望書を提出し、要請をしまいいりました。大日向地域や三中学区でも市に対し要望署名の提出や要請を行ってきたのでございます。

また、議会においては、多くの議員も一般質問等で取り上げ、当議員団も積極的に空白地区へのバスの対策を取り上げてまいりました。4月の各常任委員協議会で、バス空白地域への対策として、北部、西部、東部地区に10人乗りの車を試行運転する具体的な提案があったから、当議員団は、空白地区に100円バスを走らせる会の皆さんや、北部、西部、東部の関係する町内会や地域の方々にお知らせをし、懇談して意見をいろいろお聞きしてきました。

北部地域では、青葉ヶ丘、吉津、梅ヶ丘団地の3カ所で懇談会を開き、西部地域では関係する町内会や住民の皆さんと大きな懇談会を開き、また、東部地域では213世帯からアンケート調査を行いました。

従来さまざまな運動から、塩竈市のバス交通を考える会が設立し、会は、6月3日には懇談会やアンケートで寄せられました意見をまとめた要望書を市長あてに提出いたしました。市においては、関係する町内会長さんに集まっただいて、意見をいろいろ聞いたようでございますが、さらに、市民のニーズの把握についてどのように考えているのかお伺いいたします。

また、きのうの市長の答弁で、利便性を考えて新たな改定案を考えたいと述べておりましたので、出されている要望も含めて十分反映されるよう求めるものですが、あわせてお伺いしておきます。

3問目は、医療構造改革と高齢者医療について2点お伺いします。

2006年6月21日、小泉政権のもとで成立した医療改革関連の12本の法律は、ほとんど国会での討議のないまま、自民党、公明党で強行採決され、これらの12本の法律は、相互に関連して一体として改革が進められております。

主な改定を若干述べますと、健康保険法や国民健康保険法では、現役並み所得区分の高齢者の患者負担の引き上げが行われ、06年10月から2割負担から3割負担に実施されております。

す。70歳から74歳の高齢者の患者負担引き上げは、08年4月から1割負担が2割の負担になるということでありましたが、今、1年間の凍結で09年の4月からの実施のようであります。

療養病床に入院する高齢者の食費、居住費の自己負担は、70歳以上の高齢者は06年10月から実施されており、この08年4月から65歳以上が対象にされております。高額療養費医療費制度の自己負担限度額の引き上げなども実施されています。

さらに、老人保健法から変わった高齢者の医療の確保に関する法律では、都道府県に医療費適正化計画の作成実施を義務づけ、第1期目標は、平均在日日数、入院日数の短縮と糖尿病などの患者予備軍の減少、保険者に特定健診、特定保健指導の実施の義務づけ、さらには、75歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の創設、65歳から74歳までの前期高齢者の医療にかかわる財政調整制度の創設、医療療養型の病床25万床のうち、2012年3月31日までに10万床削減、また介護保険法では、介護型療養病床12万床の全廃を、2012年3月31日まで行うというものでございます。

まさに、国の医療制度改革法の目指すものは何かといえ、2025年までに8兆円の医療費の削減を目指し、総医療費56兆円を48兆円に抑えるものと言われております。これらの中身の医療改革によって、市民、国民の負担増は大きくなり、市民生活に不安を大きくもたすものになっております。2006年の医療改革の内容と市民と影響についてお伺いしておきますので、ご答弁をお願いします。

第2点は、後期高齢者の保険の軽減についてお伺いします。

2008年4月から始まった後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者一人一人から保険料を徴収し、しかも、原則は年金からの天引きで、月1万5,000円以上の人からであります。今、市民、国民の間で大きな怒りになっております。

私は、先日、地域で県社会保障推進協議会の副会長を招いて、後期高齢者医療制度の学習会を行いました。参加した人たちは、熱心に聞き入り、「高齢者いじめのひどい保険だ、家族から切り離されて寂しい、不安だ、年金は生活費に使っているのに、天引きされてはどう暮らせばいいの、だれがこんなひどい制度をつくったの、早くやめさせてくれなくちゃ」など、意見や怒りが噴出しました。

厚生労働省は、4日、後期高齢者医療制度の保険料額の返還についての全国調査を公表しました。同調査は、厚生労働省のモデル世帯に基づいて、2007年度の国民健康保険税と後期高齢者医療制度の保険料を比較して、1,830市区町村からの報告を分析し、その結果、全国平

均で69%の高齢者世帯で保険料が減少したとして、7割程度の世帯で保険料が減少すると述べているのであります。

しかし、厚生労働省調査では、モデル世帯に設定した世帯構成から、最も負担増になるともに75歳以上の夫婦と、子供世帯など、世帯構成をあらかじめ除外するなど、保険料負担増の実態を隠す調査方法を採用しております。また、すべての高齢者世帯が、土地や家屋などの資産があると仮定して保険料を計算しています。資産を持たない人は負担増になります。

日本民主医療連合会、全日本民主医療機関連合会が6月11日に記者会見し、後期高齢者医療制度の実施直後、アンケートの集約結果を発表しました。保険料が施行前より上がった人は41.6%で、下がった人はわずか6%程度だったのです。7割の世帯で保険料が減少したとする厚生労働省の調査を批判しております。同調査は、同制度対象の全国6,009人の高齢者に対して、同連合会加盟の病院などの職員が4月1日から6月9日にかけて面接で聞き取り調査をしたものと述べております。

さらに、同連合会のアンケート調査では、保険料の年金からの天引きについて、54.4%の人が困るのでやめてほしいと要求しており、制度の内容について知らなかった人が34%もいることがわかったそうであります。

厚生労働省は7割の世帯が保険料減少と述べ、調査結果を4日に発表した後、政府与党は12日に後期高齢者医療制度の手直し方針を決定したと報じられております。手直し方針は、広がる一方の国民の怒りを前に、慌てて保険料の負担軽減や、保険料の年金天引きの一部選択制などを盛り込み、今回の手直しによって、年齢で高齢者を差別する制度を定着させることをねらっているようではありますが、政府与党の手直し法案は、厚生労働省調査が実態を反映していないということを証明したものではないでしょうか。

保険料は2年ごとの見直しで、際限なく値上げしていく仕組みでありますので、今回、保険料が下がっている人でも将来の保険料がどんどん上がっていきます。後期高齢者保険料の軽減には7割、5割、2割の法的軽減策がありますが、市独自の保険料の軽減を求めるものです。市の対応についてお伺いいたします。

4問目は、市立病院のあり方について2点お伺いします。

1点目は、療養型病床の現状の確保についてお伺いします。

昨年12月議会の一般質問で、私は、政府の医療改革による療養型病床の削減があっても、公立病院として市立病院の長期療養型病床は存続すべきと質問しましたが、病院事務部長は、

12月の時点ではまだ未定で、来年4月の診療報酬を見ながら、どのような形で継続できるのか大胆に見直しをしたい、検討してまいりたいと答弁しておりました。

先ほども述べましたが、政府は、2006年6月に、医療構造改革で4年後の2012年3月31日までに介護型療養病床13万床を全部廃止し、さらに、医療型療養病床を25万床から10万床減らし、療養型はたったの15万床にする。療養型病床を6割も減らして、入院したくても入院できない状況に国民は置かれてしまうというのであります。

この今の悪政の中で、市民の命をしっかりと守っていく上で、公立病院の役割が一層求められております。市立病院の療養型病床は、高齢者にとって命綱にもなっております。市長は、市立病院は公立病院として存続させたいと今回も表明しておりました。私も同感ではあります。公立病院として市民のニーズにこたえ、不採算部門の診療をしっかりとやることが求められると思います。高齢化が進み療養型病床はますます必要となります。38床の療養病床は確保すべきであります。今どのような取り組みになっているのかお伺いいたします。

2点目は、答申の中間報告についてお伺いします。

市立病院の今後のあり方について、専門的見地並びに市民の観点から、広く意見を仰ぐため、11名で構成する、市立病院の今後のあり方を審議する塩竈市立病院の今後のあり方審議会が5月に設置され、10月までの6回の審議で答申を出すスケジュールのようであります。

市は、良質な医療を継続的、効率的に提供していくという観点から、幅広く意見を求めるとして、1点目に現状と課題で、塩釜地区の医療の現状と課題の整理、2点目に機能分担と連携で、塩釜地区の救急、急性期、回復期から療養期の機能分担を検討し、民間病院、公立病院の役割、医療体制のあり方の検討、そして、3点目に塩釜地区の医療体制の今後の方向性の具体的な提案、4点目に塩釜地区の医療体制の中で塩竈市立病院が果たす役割、5点目が市立病院の経営形態の検討を諮問しております。

本格審議は2回目からだと思いますが、私は第1回目のあり方審議会の議事録を読ませていただきました。ある委員の方は、重要な発言をしております。少し紹介しますと、公立病院の役割というのは、地域にどんな医療が必要なのか、それと地域のほかの民間病院を含め、どういうふうな位置づけにあるのかということ解析しなくちゃならない。何を市立病院に求めているのか、やはり自治体病院の一番大きい役割は、不良債務が起こる医療を担当することだと述べております。

市立病院の存亡をかけたあり方については、11名の委員の意見を尊重すると同時に、議会

や市民からも広く意見を聴取することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、答申の中間報告をすべきと思いますが、対応についてお伺いしまして、第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

議長(志賀直哉君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいまは小野議員から、利府中インター線の整備ほかのご質問をいただきました。

初めに、利府中インター線の整備促進についてご答弁を申し上げます。

県道利府中インター線、都市計画道路名でまいりますと、越の浦春日線であります。平成13年3月、インターチェンジから2,000メートルの区間が部分供用をされておりますが、未整備区間の着工見通しと今年度の取り組みにつきましては、先月、公表されております新たな宮城県土木行政推進計画の中で明記されております。

内容は、二つの工区に分け、供用済みの庚塚地区から東塩釜吉津線との交差点までの区間460メートル、平成21年度に事業を着手したいという内容であります。残る45号までの区間の1,380メートルが平成24年度から28年度までの間の期間に事業化するというようなことが明記をされております。

現在、県におきましては、来年度の事業着手に向けて、調査等の準備作業を進めているというふうにお伺いをいたしておりますが、なお、塩竈市といたしましても、一日も早くこういった幹線道路、特に、45号の代替機能を果たす道路でありますので、事業促進につきまして、引き続き議員各位のご協力をいただきながら、地元選出の県議会議員の方々にもお願いを申し上げ、事業促進に努めてまいりたいと考えているところであります。

2点目といたしまして、この道路の整備と交差いたします都市計画道路、東塩釜吉津線の整備につきましてのご質問でありました。

利府中インター線につきましては、先ほど申し上げましたように、平成20年度に詳細な調査を行うということでありまして、今現在の終点部分といたしますか、今まで完成した部分の高さは決定をいたしております。それから、東北本線、それから仙石線、45号の上を越えてまいりますわけでありまして、その部分で建築限界を確保しなければならないということは決まっているわけでありまして、その間の道路の勾配であります。こういったことにつきましては、これから先、県の調査を待つて明らかにされるというふうに理解をいたしております。

例えば、今ご質問いただきました東塩釜吉津線との交差部分で、交差点の高さがどれぐらい

上がるかといったようなことにつきましては、今後の調査結果を待つということになると思いますが、いずれ我々といたしましては、県道整備と十分な調整を図りながら、都市計画道路東塩釜吉津線の利用に支障を来すことがないように取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、バス空白地域への対策についてお答えをいたします。

初めに、市民のニーズの把握であります。今回は、バス空白地域の解消に向けた新たな交通手段の構築でありますから、利用者となる市民の方々のニーズを十分に把握していくことが大変重要な課題であります。

現在、三つの空白地域の町内会長さん、あるいは地域住民の方々にお集まりをいただき、それぞれ説明会を開催をいたしておりますが、例えば通院のための利用コース、あるいは運行コースの設定、料金などについてさまざまなご意見をちょうだいをいたしております。これらのご意見を参考にしながら、利用をいただく方々の利便性の向上に向けた検討をなお重ねてまいりたいと考えております。

また、運行を始めるに当たりましては、運輸局への許可申請の前段の手续として、地域公共交通会議での協議を行うことが必要となります。空白地域の利用者代表者の方々や、あるいはバス、タクシーなどの運行事業の関係者、警察署、道路管理者にご参加をいただき、それぞれの立場から広くご意見をいただいてまいりたいと考えております。

運行の事業主体等につきましては、こういった調査経過を踏まえながら、今後明らかにしてまいりたいと考えているところであります。

次に、医療構造改革と高齢者医療についてのご質問でありました。

初めに、医療構造改革が国民健康保険事業に及ぼす影響についてというご質問であったかと思えます。

お答えをさせていただきます。

だれしもが安心して医療を受けられる国民皆保険制度を我々も守っていかなければならないというふうに考えておりますが、こういった中、平成18年医療制度改革関連法案が成立し、今年4月には、後期高齢者医療制度や前期高齢者財政調整制度が創設をされ、特定健診、特定保健指導など、医療制度改革の根幹となる事業が開始されておりますことについては、議員ご指摘のとおりであります。

これまでの老人保健制度では、運営費の50%が老人拠出金として拠出をされておりましたが、

後期高齢者医療制度におきましては、運営経費の40%が高齢者支援金として国民健康保険などから拠出をすることになりましたので、拠出割合は、結果といたしまして10%減少することとなります。

また、前期高齢者財政調整制度は、これまでの退職者医療制度が原則的に廃止をされたことに伴い、創設されたものであります。これは、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費を国保や被用者保険などの医療保険間で財源を調整するもので、前期高齢者の加入割合の低い被用者保険が納付金を納付し、加入割合の高い市町村国保などが交付金を受け取る仕組みとなります。

これまで退職者医療制度では、医療実績に基づき財源が補てんされ、国保財政に直接影響を与えるものではありませんでしたが、前期高齢者財政調整制度では、国が定める調整率に基づき交付されますことから、前期高齢者交付金の交付状況が本市の国民健康保険財政に与える影響は極めて大きいものと判断をいたしております。

特定健診につきましては、本年度から生活習慣病の予防を主眼として、国保などの医療保険者に実施が義務づけられました。本市におきましても、6月26日から約1カ月間、浦戸地区を含め、市内11カ所で国保の被保険者を対象に特定健診を行います。その財源は、国、県の補助や被保険者の自己負担以外は国保税の負担となります。

国では、受診率を平成24年度までに65%にするよう定めておりますので、本市といたしましても、年次計画により受診率を引き上げてまいりたいと考えておりますので、これに伴い、特定健診に係る事業費もふえ、財源としての国保税の必要額もふえてまいるものと予想いたしております。

次に、後期高齢者の保険料の軽減についてご質問をいただきました。

後期高齢者医療制度では、保険税や保険料の軽減措置につきましては、広域連合が定めることとなっております。所得に応じた保険料の均等割額の7割、5割、2割の軽減、また震災などの災害により、住宅などに著しい損害を受けましたときや、事業の不振、失業により収入が著しく減少したときの申請減免につきましては、広域連合の条例に定められており、当然のことではありますが、加入をいたしております本市といたしましては、広域連合条例に基づいて事務を執行することが基本であるというふうに考えているところであります。

その他の保険料軽減の措置につきましては、現在、国において検討がなされており、具体的な内容が示された後、広域連合において決定をされるものと理解をいたしているところであります。

ります。

次に、市立病院のあり方について2点ご質問をいただきました。

初めに、療養病床についてのご質問にお答えをいたします。

市立病院では、38床の医療型療養病床を確保し、平成19年度では述べ7,302人、介護保険のショートステイも含めると、1万420人の方々にご利用をいただいております。本市の高齢人口、本年4月末で1万4,842人、高齢化率は25.3%に達しており、今後とも高齢化が進むことを考えますと、療養病床の必要性は増すものと考えられ、そのあり方につきましては、単に市立病院だけの問題にとどまらず、塩釜医療圏6病院の病病連携等から地域の大きな福祉問題として取り組むべき課題であるというふうに理解をいたしております。

一方、国におきましては、平成18年度の医療制度改革の中で、医療療養病床と介護療養病床合わせて38万床ある療養病床、医療療養病床だけの15万床に削減する方向を示す一方、平成18年10月からは、医療療養型の患者さんに係る診療報酬を大幅に引き下げをいたしました。これによりまして、社会的入院を支えてまいりました本市立病院に代表されます医療機関では大幅な減収を強いられる結果となっております。

しかし、このような中にありましても、高齢化率の高い本市の実情を考えますと、その必要性は高いものと考えておりますが、今後とも厚生労働省の方針や県の地域ケア整備構想等の方針を踏まえながら、医療で対応すべき部分と福祉で担っていただきます部分などを整理をさせていただきながら、療養病床の今後のあり方を検討してまいりたいと考えております。

なお、市立病院の今後のあり方審議会におきましても、療養病床の今後のあり方についてご議論をいただきたいと考えているところであります。

次に、審議会の議論の情報提供についてご質問いただきました。

市立病院の今後のあり方審議会は、地域医療や高齢者の医療に詳しい学識経験者や地元医師会、市民代表など、委員11名で構成され、塩釜地区の医療の現状と課題の整理、市立病院の果たすべき役割や運営形態のあり方につきましても、ご検討をお願いをしているところであります。

5月に第1回の審議会が開催され、今後、ほぼ月1回のペースで開催を予定し、2回目の審議会は、今月25日午後7時から病院の会議室で開催をいたしますので、ぜひ傍聴等をお願いしたいと考えているところであります。

10月末を目途に答申をお願いをいたしておりますが、ある程度の内容がまとまり次第、中間

報告として、議会並びに市民の皆様にはぜひご報告をさせていただきたいと考えております。なお、審議会の審議経過につきましては、本市の広報紙やホームページ、病院ニュース等でも幅広く提供してまいりたいと考えておりますので、ご高覧いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 3番小野絹子君。

3番（小野絹子君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、越の浦春日線、これについて、今市長の方から平成21年の着工について、1期工事ですね、改めて報告がありました。大変長かったなというふうに思いますが、いずれにしても、地域の人たちも待っていたことですので、平成21年に間違いなく着工できるような手だてをぜひ図っていただきたいというふうに思います。

特に、前の段階では、宅地造成との関係とか、いろいろ県の方でも述べていたわけですが、そういう方向性については、要するにあの地域については道路の利府中インター線として、道路のみを整備するというふうな方向に決まったのかなという感じもするのですが、それについてありましたら一言お願いしたいと思います。

それから、東塩釜吉津線の都市計画の関係であります。ただいまお話を聞いていましたら、2期工事との兼ね合いも出ているのかなというふうに思うんですが、いずれにしても、1期工事は恐らく、1期工事が終わるころには東塩釜吉津線が開通してないと間に合わないのではないかと。もちろん高低差とか、吉津のトンネルとかいろいろありますので、そういう点で、やはり早く都市計画についての整備の対応といいますか、そういう方向性を決めて段取りをしていく必要があるのではないかと。後からまた質問する方もありますが、そういう点で、この問題について、やはり片方だけ整備されて、今度残ってしまうと大変だということもありますので、ぜひその分についてお答え願いたいというふうに思います。

それから、バスの件であります。本当にそういう点では、空白地域の人たちにしてみれば、そして交通弱者の人たちは大変喜んでおります。恐らく市の政策の中で、これほどはね返っていくというか、そういうものは最近なかったんでないかと思うぐらい非常に期待されているというのがあります。そういう点で、十分利用する人たちのニーズをつかむというのは、市の方の大変努力をしてくださっているようではありますが、そういう点では、まずきちんとつかみながら、早く走れるような体制も一方ではとっていく必要があるのではないかと。

そういう点で、地域の交通総合対策会議ですね、その前の構想を含めた市の方の考え方をきちんとまとめていくということが、6月までの課題になっているんですが、大体それはそういう方向で進むのかどうか。総合交通対策会議もこれからお願いしてやっていくというふうになるわけでしょうけれども、そういったのがもう少し見えるような回答がありましたらお願いしたいというふうに思います。

それから、3点目でございますが、一番は後期高齢者の問題、その前に、医療改革によって本当に市民の負担は大きくなっているわけです。自己負担がいろいろ改定されたというのがありますし、それから、先ほども前期高齢者の退職者医療制度が廃止されることに伴って、前期高齢者の医療費の調整部分のかかわりで、国保にかぶさってくるのも新たに出てくるというふうな問題とか、そういうのがありますし、ひいては社保とか、健康保険、政管あるいは組合関係、共済、そういったところの負担がもっと大きくなるということも心配されております。

そういうことで、実際には、今度の医療改革に伴ってどれほど国民が大変になっているかということ、私たちはきちんと認識して、やっぱりただしていくのはただしていく必要があるのではないかというふうに思います。

後期高齢者の医療制度の問題であります、この問題については、先ほど保険料の問題だけ出しました。今、保険料の問題が大きなテーマになっているわけですが、さらには、この保険料の段階からもうこういうのは要らないと。何で75歳で区別しちゃうんだと、困い込んで、言うことは自民党のそれこそ代議士をやった方々の高齢者の方が、やっぱりやめるべきだとか、そういう声まで出ております。

これは、保険料そのものも大きな問題です。それと、実際に診療そのものも大変な中身になっているわけです。ですから、今回、後期高齢者の医療については、診療科を設けなければできないというふうになっていますし、それが今、選択性になっております。

宮城県では、私が5月ごろにつかんだ範囲では、1,000ぐらいの病院がある中で、54病院、診療所ですね、診療所だけが今、対象になっていますから。54の診療所が受けていると、後期高齢者の診療をやるようになっていると。青森などはゼロだということが出ています。そういう点では、例えば宮城県の医師会でもこれについては大変慎重な書面を出しております。

既にそういうことで、もうこれは長続きさせてはならないというのが一番出ていると思いますが、そういった点を考えて、私は改めてこの後期高齢者の問題で、市長はこの問題につい

て、やっぱり私たち廃止を求めていくべきだというふうに思うわけですが、今でも国会で論議されているのもありますけれども、そういう点で、市長の意思はどういうふうなお考えになっているのか、この後期高齢者医療制度についてお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、病院関係の問題で、これは国の方が先ほど言いましたように、市長の方からも答弁ありました。まず、その療養型を減らすと。医療と介護で合わせると、今、38万床ですね、それが実際には15万床になるということですから、6割方が減らされると。それで、実はこのベッド減らしといいますか、そこでかかわった方は、実際反省というのか何か、そういう意味では危惧をしているんですね。

要するに15万床だけで、これから全国で15万床だけで、療養型を15万床にただけで、これからの後期高齢者の社会の中で、介護保険の問題とかいろいろ出てくる中で、ベッドが間に合うのかという深刻なことを、やっぱり果たして通してしまってから、私はそういう点で間に合うのかどうか不安になったというふうな表明をしている状況もあるわけです。

要は長期療養型が減るということは、それだけ高齢者の方が病気になったときに入院したいのに病室がない、病床がないという実態に追い込まれるということなんです。そういったときどうするのかということになるわけで、そういう深刻な問題が含まれているということをぜひつかんでいただいて、市立病院におきましては、大変地域の皆さんもこの長期療養型ではお世話になっております。

そういう点で、感謝申し上げながら、ぜひ残せるように、6病院との話が必要ならそれは必要として、十分話し合っていくというのが必要だし、同時に、公立病院として療養型を持つ意味を深く認識していただいて、存続させていただくように、ぜひ期待をしたいというふうに思います。

最後に、先ほど中間報告についてはご回答がありました。これは実際に11名の方々に大変なご負担をかけて、いろいろ5項目について審議していただくということで、大変なこれはご苦労をおかけしているなというふうに、今率直なところ思いました。

同時に、そうであるなら、この市立病院のあり方について、本当に存亡をかけた取り組みになっていると思うんです。この時期に議会が、そして市民が、本当に意見を述べる、あるいはその問題をきちんとつかんでいくということが必要だろうと思います。

そういう点で、市民への中間報告は中間報告として、実際に議会がどう携わっていくのか。

もちろんこれは議会側の問題になりますけれども、そういう点で、私再三前にも申し上げていました。特別委員会なんかもつくって対応する必要があるんじゃないかと。非常に資料としても出されていた資料、文章を読みますと、非常にわかりやすく、何と申しますか、そういう点では集中審議するのにいい資料がいっぱい出されているようであります。

そういう点で、当然私は議会でも集中的なそういう審議が必要ではないかというふうに思うのであります。あるいは市民の意見をどういうふうにさらに、前にアンケート調査の問題とかいろいろ提起していたと思います。伊勢議員が取り上げたと思いますが、そういう点についてどういうふうに考えているのか、ぜひご答弁をいただきたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） このたびの後期高齢者医療制度について、市長としてどう考えるかというご質問でありましたので、ご答弁をさせていただきますが、先日、マスコミからも同じような取材がありまして、この点は議員とも考え方が一致するのではないかなと思いますが、これから先、国民皆保険制度をいかにして構築していくかということであります。

これは実は大変な問題だと私も思っております。高齢化率がどんどん上がっていく、現役世代ももちろんであります。現役を一たん終えられて、さらに、第二の人生を送られている方々が、本当に自分たちの健康をどのような形で担保していくかということについては、大変重要な課題であります。

今回も後期高齢者医療制度というものが、あたかも新しくでき上がってきたというような認識であります。一方では、今までも老人保健制度というのはあったわけあります。先も50%を拠出してまいりましたというお話をさせていただいております。こういった制度もあったわけあります。

それを、今回は国の方におきましては、さまざまな議論の結果だと思いますが、後期高齢者医療制度というものが打ち出されたわけあります。県がということではなくて、各市町村の広域連合でというようなことありましたので、私も議会の皆様方にその内容をご説明し、本市としても、こういう後期高齢者広域連合に参加するかどうかということについてのご審議を賜ったわけあります。

今、ようやく第一歩を踏み出したところであります。さまざまな思い、さまざまな意見があり、今後、広域連合の中でそういった議論が重ねられるものと私も考えておりますが、そういった議論を見守りながら、やはり地域全体の社会保障制度をどうするかということ、

今真剣に考えるべき時期ではないかなというふうに考えているところであります。どうぞよろしく願いいたします。

残余の部分につきましては、それぞれ担当よりご答弁をいたさせます。

議長（志賀直哉君） 菅原建設部長。

建設部長（菅原靖彦君） 私から利府中インター線関係についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、利府中インター線の整備の手法によって、以前の宅地造成等の沿道でのあり方の縛りがどうなったのかという点でございますけれども、今回の県の土木行政推進計画の中で、道路整備として行われるということが位置づけられましたので、そういった意味では、道路整備としての位置づけとして整理されたのではないかなというふうに考えてございます。

今後、公共事業の施行に当たって、費用対効果等の検討が条件づけられていると思うんですけれども、そういった一定の検討がなされていくのは、それは当然でございますけれども、以前とはそういった点では整理の差がだんだん違ってきたのかなというふうに考えてございます。

それからもう一つの東塩釜吉津線でございますけれども、先ほど市長答弁申し上げましたが、利府中インター線の方の縦断の詳細などにつきまして、現在、県の方で調査、そして固めていくという過程でございますので、そういったところをつかみながら、東塩釜吉津線について検討してまいりたいというふうに考えてございますが、当面、現道へのすりつけがどういったものになるのか、それらにつきましても留意してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

総務部長（三浦一泰君） 私からはバス空白地域への対応についてお答えを申し上げます。

一昨日来、市長から早期実現に向け努力してまいる旨答弁がありましたとおりでございますが、私たちといたしましても、多くの要望、それからもろもろの課題もございまして、デスティネーションキャンペーンも念頭に置きながら取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長（佐藤雄一君） あり方審議会等の議論につきましては、先ほど市長も答弁申し上げましたように、中間報告、できれば所管の委員会だけではなくて、僭越でござい

ますが、全員協議会あたりをひとつ設定していただければ、そこら辺できちんとご報告申し上げたいというふうに考えてございます。

それから、市民の皆様に対しましても、先ほどアンケート調査というふうなこともございましたが、審議会での議論の経緯を踏まえて、そういうものが必要だというふうな判断があれば、我々としても市民、それから入院患者、外来患者の皆さんを対象にしたアンケート調査等々につきましては、実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 小野絹子君。

3番（小野絹子君） 利府中インター線、引き続きでございますけれども、本当にこれは、前に私、工事を進めるに当たって、宅地造成とのかかわりでなかなか進まないというのがあったんですが、地域の方々は、もうそれは望んでないですよということで、早く整備していただくように、やっぱり県との協議が必要じゃないですかというふうに申し上げたことを思い出しておりましたが、いずれにしましても、そういう方向になって、いよいよ始まるということになれば、塩竈市がかつて77億円という、それは半分国から来るものでありますけれども、財政を投資しながら、やっぱり整備したことが生きてくるというふうに思いますので、ぜひよろしく願いしたいというふうに思います。

バスの件は、やっぱりあとは予算との関係とかいろいろ出てくるんだろうというふうに思います。今のところ1台で3カ所回ってというふうなお話のようですが、当面はそれでも仕方ないのかどうかというのもあります。しかし、そういう点で、やっぱりやる上できちんと財政も確保しながらやっていただくように、これはぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、後期高齢者の問題では、後期高齢者医療制度というのは、老健法とは違うんです。今、老健法に戻したらいいのかとか、いろいろそういうのも出されております。75歳を、年齢を境にして医療保険がすっかり変わるということで、そういうふうにされてしまう人たちの気持ちといいですか、そういうのも大きな問題になっている。もちろんそれぞれの保険から出していく問題もあります。支援金もあります。

それからもう一つは、これは、本来なら国がやるべきところだったのかもしれないけれども、国はやらない。じゃあ、自治体がやるのかというと、自治体も責任は持てない。それで、広域連合になったというふうに、私は推測じゃなくて、これはどこかで聞いたような気がし

ます。まさにそうなんだろうと思います。これを塩竈市が、じゃあ、持ったらどうなのかとか。

そういう点で、だからこそ、空間が出てしまうので、後期高齢者の問題については、やっぱり市で、私たちが直接市民とのかかわりの中できちんと対応できるようにしていく必要があるんでないかと。そういう点での減免措置をとということで述べていましたので、きょうすぐには出ないとしても、ぜひお考えいただきたいというふうに思います。

それから、市立病院の関係ですが、やっぱり患者さんの意向を聞くというのは大事ですね。何しろ患者さんが利用してくれるわけですから、やっぱり今、市立病院に通っている皆さんに意向をきちんと聞くと。なぜならかかっていた科がなくなってしまうとか、そういうことはないかもしれないですけども、そうなってしまったら大変なことになりますし、そういう点で、ぜひアンケート調査なども工夫していただきたいというふうに思います。

あとは議会の中での取り扱いというか、そういうのについては、私特別委員会が必要だというふうに思っておりますので、あとは議会でのご相談ということになるかと思っておりますので、そういうことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（志賀直哉君） 11番嶺岸淳一君。

11番（嶺岸淳一君）（登壇） 公明党の嶺岸淳一でございます。

一般質問初日の小野幸男議員に引き続き、公明党を代表し一般質問をさせていただきますので、市長並びに当局の誠意あるご答弁をお願い申し上げます。

初めに、自主財源の確保の点から、寄附条例の制定についてお伺いいたします。

我が国の経済は、原油価格の値上がりなどによる企業収益の圧迫や家計の購買力の低下で、先行きの不透明感と社会経済全体への悪影響が懸念されており、事実上の景気後退に入ったとの見方もあります。

本市においても、さらに厳しい財政運営が余儀なくされることは、だれもが予測できることであります。歳出面において、行政経費の徹底や節減、合理化、事務事業の見直しを図ると同時に、一方では、地方分権を進める上でも、歳入面での自主財源の確保が重要な懸案になってまいります。

そこで、お聞きいたしますが、寄附条例とは、自治体があらかじめ自然保護や産業の振興、福祉や教育などの政策メニューを示し、全国の個人や団体に政策を選んで寄附をしていただき、それを基金として積み立て、目標に達したら事業化し、政策を実行するという取り組み

であります。

考えられる効果といたしましては、

1．寄附者の政策ニーズが反映され、事業に直結させることができます。政策ニーズのない事業には寄附が集まらず、公共事業が排除されます。

2．東京など、都市部に住む住民が、愛郷心からふるさとの自治体に寄附することも想定され、民間版の地方交付税となります。

3．寄附が第二の財源となり、自主財源が拡充されます。

4．市民が寄附をしようとした場合、まちづくりに何が必要かを考える機会となり、自治意識の向上に役立つなど、多くの効果があると考えられるものであります。

以上のことから、本市にとってもメリットが多く、デメリットが少ない事業でありますので、前向きに検討すべき価値はあると思いますが、市長にご所見をお伺いいたします。

質問の第2点目は、事務事業の効率化で領収書発行の経費削減策についてお聞きいたします。

現在、市民税収納は、現金と金融口座による自動引き落としの収納の2通りがあります。本市税務課では、現金収納の方にはその場で領収書を発行はもちろんのこと、自動引き落としの方には、必ず毎月領収書をそれぞれの市民の自宅まではがきで郵送しているようです。

あるとき、市の財政難を知った市民の人から、このように言われました。「市・県民税の領収書が振替月にきちんと送られてくる。けれども、特に毎月必要とはしない。通常の記録を見ればわかる。逆にもったいないのでは」とご意見をいただきました。

塩竈市会計規則第38条の2には、「指定金融機関等は、前項に定める納付の請求があったときは、納期の到来のつど納入額を納入義務者の預金口座から市の預金口座に振替の手続きを取り、領収書を納入義務者に交付しなければならない」とあります。

さらに、塩竈市口座振替収納事務取扱要綱第9条では、「取扱金融機関は、指定預貯金口座の引き落としの記帳をもって領収書にかえるものとする。ただし、納税者の申し出があった場合には、市長は直ちに確認し、納付済み通知書を発行するものとする」と、こういうふうに記載されております。

このことから、私は、毎月毎月すべての引き落としの方に領収書を発行するのではなく、まず領収書の必要な方と不必要な方に分けることにより、大幅に発行数量や郵送料金が削減できるのではないかと考えられると思います。毎月、また毎月発行している領収書を1年に

一度まとめるとか、さらには、職員の手間まで大幅に削減できることが大いに見込まれると思います。この観点から、現在の市・県民税の領収書の発行頻度を、例えば1年に1度実行した場合の経済効果、すなわち経費の削減が幾ら見込まれるのか、市長のお考えもあわせてお尋ねをいたします。

質問の第3点目は、県道、市道の進捗と今後の考え方及び越の浦春日線の環境と整備についてお聞きいたします。

この点については、前任者と重複いたしますので、ある程度割愛してご質問申し上げます。本市の道路状況は、大きく南北に、国道45号と三陸縦貫自動車道が動脈のように通っており、地域経済の不可欠な物流機能の道路として活用されております。しかしながら、まことに残念なことに、三陸縦貫自動車道からアクセス道路としての越の浦春日線の未完成のため、機能低下していることは否めません。

市長は、本年度の施政方針で、国道45号と三陸縦貫自動車道を結ぶ越の浦春日線の平成21年度着手を実現し、物流機能の強化に努めると述べられています。そこでお尋ねいたしますが、私どもの調査では、県の計画発表が3月末ころと言われていました。ところが、県が道路財源の関係で予算措置がおくれているようで心配しているところであります。越の浦春日線は、施政方針で表明された内容で間違いなく実施されるのか再度お尋ねいたします。

次に、県のホームページを見ると、県の計画では、都市計画街路東塩釜吉津線との交差点までを5年で実施する内容と受けとめております。その際、都市計画街路東塩釜吉津線の整備をどのように考えられているのかお伺いいたします。

次に、現状の吉津トンネルは、狭隘の上、暗いために大型車の通行はもちろんのこと、歩行者やその他の車両も安心・安全に通行できるとは思いません。市は、県の越の浦春日線の整備整合して、この改良・改修を実施すべきではないかと思っておりますので、ご意見を求めます。

さらに、お聞きいたしますが、吉津トンネルの上の山で区画整理事業が持ち上がっていると地権者の方から相談を受けました。国土交通省に聞いていただいたところ、市も参加して都市計画街路越の浦春日線と東塩釜吉津線の2線を実現することが最善策であるとの話がありました。市の方針ではどうお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

質問の4点目は、防災情報システム強化対策であります。

総務省消防庁が現在進めている全国瞬時警報システムにJアラートがあります。このJアラートは、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、

人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の防災行政無線を自動的に起動するシステムであります。

つまり地震や津波の発生、あるいは弾道ミサイル攻撃などの緊急情報を、通信衛星を使い、本市の防災無線を自動的に起動させ、人を介さず24時間体制で情報を瞬時に伝えるシステムであります。

本市においても、市民の身の安全・安心と危機管理の上から導入のお考えはあるのでしょうか。また、Jアラートの導入と防災無線及び無線のデジタル化は喫緊の課題であります。私は、第一に市民の安全を考え、本市のさらなる体制の強化を図るべきであると思いますが、ご所見をお伺いいたします。

これで第1回目の質問とさせていただきます。ご清聴大変にありがとうございました。

(拍手)

議長(志賀直哉君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいまは嶺岸議員から4項目にわたるご質問をちょうだいいたしました。

初めに、自主財源の確保についてお答えをいたします。

自主財源の確保策として、寄附条例の制定の意向はというご質問でありました。

まちづくりのために複数の事業メニューを用意して、寄附を呼びかけ、条例を制定しようという動きは、たしか長野県泰阜村でふるさと思いやり基金条例が制定されたのが平成16年であったかと思えます。

このような動きを後押しするように、例えば故郷への恩返しや好きな地域を応援する趣旨で寄附した場合には、所得税、住民税から一定の税額を控除する改正地方税法が、去る4月30日成立をいたしました。いわゆるふるさと納税というものであり、寄附先は出身地に限らずすべての都道府県、市町村から選ぶことができ、幅広く寄附をちょうだいすることができるようになる制度と理解をいたしております。また、寄附していただいた方々にお礼に地方の特産品を送る自治体も出てきているようであります。

本市はこれまでご寄附をいただいた場合には、寄附者のご意思を尊重して、有意義に活用させていただいてまいったと考えておりますが、ふるさと納税が制度化されましたことから、本市への寄附をアピールするため、去る5月にホームページで呼びかけを始めさせていただいたところでありますが、早速数件の申し込みをいただいたところであります。

今後、さらに多くの方々から応援をしていただくために、塩竈市の魅力の発信とともに、具体的な政策メニューをお示しし、寄附される方々の思いが実現できる仕組みを早い時期に制度化し、本市ゆかりの方々への協力をお願いをしまいたいと考えているところであります。

また、そのための条例化をというご質問でありましたが、本市におきましては、既に寄附の受け皿ともなりますミナト塩竈まちづくり基金も設置をいたしておりますことから、できるだけ早い時期での実施というためには、要綱による制度化について、今、検討させていただいているところであります。

いずれにいたしましても、この制度は、地方財政が大変厳しい状況において、自治体間の競争とも言える側面があるというふうに理解をいたしています。例えば、他地区から塩竈市にご寄附をいただきます方々がおられる反面、塩竈市にお住まいの方が他の地域へという逆の流れも発生するというようなことも考えられるわけであります。こういったことから、積極的な広報に努め、多くの皆様方にご理解をいただけますよう誠心誠意努力をしまいたいと考えております。

次に、事務の効率化について、市民税の口座振替済みの領収通知についてのご質問をいただきました。

平成18年度であります。県・市民税の納税義務者約2万7,000人のうち、サラリーマンの方々など、給料から天引きされる特別徴収以外の普通徴収者は約1万3,000人おられます。そのうち、銀行などの口座から振替で納入いただいている方々が約1,500人となっております。市民税の納期は6月、8月、10月、1月の4期になっておりますので、口座振替をされている方々には、納期後10日前後に振替が完了したことや、預金残高が不足して振替ができなかったことをお知らせをさせていただいており、郵送料として約30万円の経費がかかっているところであります。

現在、税等の口座振替を行うときには、依頼書を提出していただいておりますが、その際の特約事項として、領収書については指定預金口座の引き落としをもって領収書にかえることについて差し支えありませんと記載をさせていただいておりますので、この内容をご理解いただいた上で、申し込まれていると考えておりますが、一部の納税者の要望もあり、次回の振替額と振替日のご案内も含めて、振り替えた旨の通知をお送りいたしているところでもあります。

市民税を例にとりますと、引き落とし不能の通知、約100件前後であります、を除きまして、通知を年1回に変更させていただきますと、通知書の発送経費はほぼ4分の1で済むこととなります。約23万円ほどの経費節減効果につながるものと考えているところであります。

他の市町村の例では、振替済みの通知が必要か否かを納税者に確認をさせていただきましてから、口座振替の申し込みを受けているケースでありますとか、年間の振替がすべて終了した後にまとめて通知を出す例も数多くございます。

本市といたしましては、これまでの前段で申し上げました経過も踏まえ、場合によっては、改めて納税者のご希望を確認をさせていただくことも必要ではないかと思われまますので、電算処理に係る若干のプログラム変更などもあわせ、必要な条件を整えながら、ご提案いただきました経費節減につながりますような対策を検討させていただきたいと考えているところであります。

次に、建設行政の中で越の浦春日線の環境整備についてご質問いただきました。

まず、越の浦春日線の整備の状況についてであります、先ほど小野議員のご質問にもご答弁をさせていただきました。45号までの残区間については、第2期工事を含めて着工していくという話であります。

新たな宮城県土木行政推進計画では、未整備の区間を二つの区域に分け、道路建設事業として供用済みの庚塚地区から東塩釜吉津線との交差分までの区間460メートルを平成21年度に事業着手し、残る45号までの1,380メートルの区間を平成24年度から28年度までの間に事業化するというようなことが明らかにされました。

これまでの推進計画は、平成22年度までの計画であり、東塩釜吉津線との交差分までは都市計画街路事業として位置づけられておりましたが、今回、このような変更がなされたところであります。

今回の計画では、すべての区間が道路建設事業として一本化をされており、これは、県がこの路線の持つ重要性を改めて認識され、結果として早期整備に取り組むことが明らかになったものと考えております。現在、県におきましては、事業着手に向け準備作業を進めているというふうにお伺いをいたしておりますので、本市といたしましても、このような準備に協力をさせていただきながら、引き続き早期完成を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、東塩釜吉津線の整備についてのご質問でありました。

将来的には東塩釜吉津線、都市計画道路としての整備が考えられている状況にあります。しかしながら、本市の厳しい行財政環境の中で、具体的な着工年度等が明らかにできない状況にあります。今回、越の浦春日線の着工が県の方から示されたわけであります。いずれ平成20年度の調査の結果を踏まえまして、越の浦春日線、それから東塩釜吉津線の交差点部分が、どれくらい道路高が高くなるかといったようなことが明らかになってまいるといふふうに考えております。このような新たな道路整備と既存の東塩釜吉津線の取りつけがどのような形でできるかといったようなことを、今後検討を進めさせていただきたいと考えているところであります。

そういった中で、ご提案いただきましたトンネルの問題につきましても、どのような対処ができますか、議会の方に明らかにさせていただきたいと考えております。

また、かつてトンネル周辺で計画をされておりました民間事業者による開発計画についてのご質問でありました。

最近もこのような動きがあるということについては了知をいたしております。ただし、前計画におきましては、開発計画が存在する区間につきましては、先ほど申し上げましたように、都市計画道路として整備する。その他の区間につきましては、県道整備という、県におきましては、二本立ての道路整備を行うということでありました。

先ほど申し上げましたように、今回の土木行政推進計画の中では、道路整備一本でやるというような話を受けております。恐らくは開発者の方々は、このような県道整備が進められる際にどのような開発が可能かというような、今現在、検証をされているといふような理解をいたしております。でありますので、まずは、県の方で整備が予定されております越の浦春日線の整備の内容が明らかになった後の開発計画ということになるものといふふうに考えているところであります。

次に、防災情報システム強化についてご質問をいただきました。

このたびの岩手・宮城内陸地震の際にも、防災無線が大変大きな役割を果たしたといふふうに考えております。本市におきましても、地震発生のおよそ3分ぐらいの間隔で防災無線、地震発生と今後の余震等に対する備えを市民の方々にご案内をさせていただいてまいったところであります。

残念ながら、若干反響等がありまして聞き取りづらいという地域があったことにつきましては、たびたびこういう申し出をいただいております。我々も大変苦慮いたしております、

こういった地域がいち早く改善されるような努力を重ねてまいりたいと考えております。

そういった中で、議員の方からは全国瞬時警報システムというシステムはいかがかというご質問でありました。

このシステムは、衛星通信と同報系防災行政無線を利用いたしまして、緊急地震速報、あるいは大津波警報等の大規模な自然災害や、弾道ミサイル攻撃等についての緊急情報を、市民に自動音声によって瞬時に伝達するシステムであるというふうに私も理解をいたしております。消防庁が平成16年度から開発と整備を進め、実証実験を経て、平成18年度からその一部で供用が始まったというふうな理解であります。現在、全国で4市町で一部運用開始というふうな状況であります。

このシステムは、住民に早期避難、予防措置などを促すことができますことから、被害の軽減が期待できるものでありまして、本市におきましては市民の安全を確保する上では必要なシステムではあると認識をいたしておりますが、システム開発から日が浅く、所々の課題があるということが現状の認識であるというふうに理解をいたしております。

例えば平成18年に行われました実証実験におきましては、放送までに一定程度の時間を要したことや、誤った放送が流されるという問題もあったそうであります。さらに、落雷によるシステム障害で、登録されていた自動音声により津波注意報が誤報として流されたといったようなこともあったようではありますが、こういった部分が徐々に解消されつつあるものと認識をいたしておりますので、そのような動向を注意深く見守ってまいりたいと考えているところであります。

ちなみに、本市では現在、塩釜地区消防事務組合と平成10年に締結をいたしました防災行政無線局遠隔制御装置の運用に関する協定書に基づき、休日、祝祭日を含め、24時間体制で広報が行えるよう整備を図ってきたところでありますので、今後の改善状況などを見ながら、本市への導入効果等を検証させていただきたいと考えております。

防災無線のデジタル化に関するご質問でありました。

消防救急無線は、電波法が改正されたことに伴いまして、平成28年5月31日までに現在のアナログ方式をデジタル化しなければならないこととなっております。一方、全国の市町村が保有する移動系及び同報系の防災行政無線につきましては、デジタル化に移行する期限は今のところまだ明記をされておられません。

しかしながら、地方自治体の防災行政無線につきましても、いずれデジタル化の波が進む

ものと考えておりますが、財源対策等も含めながら、あわせましてやはり広域的な視点、観点でこういった取り組みをすべきではないかというような認識をさせていただいているところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 嶺岸淳一君。

11番（嶺岸淳一君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、寄附条例についてお聞きします。

今、市長の方から、先進地の例を引かれてご説明いただきましたけれども、私の方からも少し若干詳しくお話しさせていただきたいと思います。

近年、厳しい財政難で苦しむ中小の地方自治体で、全国から寄附を募り、それを財源に施策を実現するという寄附条例を導入している自治体は、2007年10月現在、27自治体に上っております。

最初は長野県泰阜村で2006年4月に導入をいたしました。泰阜村は積極的な在宅福祉の取り組みで全国に知られており、人口約2,000人の山村でございます。泰阜村が制定したふるさと思いやり基金条例は、1.老朽化した学校、美術館、これは全国唯一の小学校内の美術館の修復でございます。2点目としては、在宅福祉サービス維持向上。3点目は、太陽光発電などの自然エネルギーの活用普及の3事業を提示し、一口5,000円で寄附を募集するものです。

去年10月末までに計1,912万円が集まり、約4分の3までが村外からの寄附だったようでございます。寄附者からは、「年老いても楽しく暮らせるむらづくりに期待する、小さな村がいつまでも残るように頑張る」となどのコメントも一緒に寄せられておりました。

さらに、在宅福祉の目標を達成したことから、泰阜村では、障害者のための旅行事業、これは半額自己負担だそうです。2年連続実現したようでございます。一生旅行は無理だとあきらめていた車いすの障害者たちの心のケアを促すため、一昨年はグアム旅行、去年は国内温泉旅行を実施して喜ばれております。

松島村長は、「文化や環境に寄附が集まると思ったら、福祉に最も集まっている。多くの人は、行政に福祉の充実を望んでおり、全国モデルとなる福祉を泰阜村に行ってほしい、そのあかしだ」とコメントを出しております。

また、寄附条例の制定を提唱、推進している寄付市場協会によりますと、全国の27市町村が寄附条例を導入し、寄附総額約1億9,500万円を超えたと発表しております。

このことから、市民と協働のまちづくりを進める上から、ふるさと納税との兼ね合いも考えながら実現方をお願いしたいなと思います。

先ほども私申しましたけれども、この条例は、まず市長、あるいは市民の方と協働するということが一番の着目点なんです。それで、市民が望むもの、市民のニーズに合うものを提供して、そして、広く、多くの人から投票してもらおうと、いわゆる1口500円で投票してもらおう、それを積み立てて基金としてためる。そして、塩竈市の発展に寄与するというような財源の持ち方でございますので、再度こういった考えが早くできるようにしていただきたい。

特に、塩竈市については、産業基盤の問題とか福祉の問題とかはまだまだ課題があるわけでございますので、それを明示していただきたいと思いますので、再度その点についてお伺いしたいなと思います。

次に、事務の効率化については、市民税の口座振替の場合、削減効果があることが、今わかりました。それでは、私は私の調査で、熊本県八代市、人口約13万7,000人の自治体でございます。本市と比べると約2倍強に当たります。八代市では、平成8年から実施したそうでございます。従来の方で収納いたしますと、1,710万円程度の経費を要していましたが、一括方法に切りかえたことにより、口座振替利用分のはがき、印刷代、郵送料の経費が約10分の1の180万円で済むことになり、差し引き1,530万円の削減ができたこと、市当局が報告しております。

また、一括発行の開始に当たりますとは、広報紙やホームページに掲載するとともに、FM八代等を利用するなど、市民への周知を図ったところ、市民の方からは苦情もなく、理解が得られたことにより、口座振替に切りかえる方もその趣旨を理解してふえ続けているということでございます。

そこで、お聞きしますが、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、市・県民税の4税を1年分まとめて一括領収書にした場合は、削減効果はもっと大きく作用すると思いますが、そのお考えを再度お伺いしたいなと思います。

次に、削減策といたしましては、通信費のうち電話の通話料についてお伺いしたいなと思います。

時代の流れは今やアナログからデジタル化へと急速に進んでおり、本市においても光ケーブルが町に張りめぐらされております。一般の家庭や各事業所でも利便性の面や料金が安くなることから、光電話に切りかえる方が多いようでございます。市役所では私の知る限りま

だ光通信電話には切りかえていないと思います。今後、経費の削減から考えた場合、避けて通れない問題だと思っております。現況と対策はいかがお持ちなのでしょうでしょうかお示し願いたいと思います。

次に、市道及び県道についてお聞きいたします。

三陸縦貫自動車道の進展に伴い、また、周辺道路のアクセスがよくなったために、越の浦春日線の車両の通行量が多くなってまいりました。そのために、現在、越の浦春日線から市内に入る場合は、大型車両、バス等は宮町吉津線を利用して市内に入ってきます。大型バスが宮町吉津線を利用して神社駐車場へ参入しようとする、宮町参道線の交差点は右折禁止となっております。直進と左折のみだけでございます。

しかし、道路案内板は右折を指示しております、ここは。また、北浜沢乙線から先入した場合、その交差点は左折禁止、直進のみでございます。案内板は、いわゆる案内誘導板ですね、かかっている、それは左折を指示しております。私は何人かのカーナビを持っている方にらせていただきました。すべてのカーナビは、今言ったような方向性を指示します。

そのため、ゴールデンウィークのとき、バス同士がはち合わせになって大変な思いをしました。というのは、ほとんどが神奈川ナンバー、栃木、埼玉ナンバー、そういったバスが右折できないというのが現状でございます、そのバスの運転手に聞きましたところ、初めて塩竈市においでになったと、こういった案内板も初めてだったというようなお話でございますので、その対策として適切な誘導の施策はどう感じていかれるのか、そのお考えをお聞きしたいなと思います。

次に、北浜沢乙線の関係でお聞きしたいなと思います。

まず、この計画は平成19年度に完了するという、地元に対して何回も説明をされました。だけれども、宮町、本町地区では現在も工事が進行しているのであります。今年3月に県主催で開催された説明会では、7月まで工事がまた延びるとの説明がありましたが、現場の状況から察すると、私は形が見えておりません。沿線の方々は、下水道工事も含めると5年も6年も商売に影響を受けております。今後の工事の見通しはどうなっているのか。また、早期完了を県に強く要望していただきたいと思っております。あわせてご意見をお伺いしたいなと思っております。

それから、もう1点は、越の浦春日線の着工ですけれども、ぜひ一日も早い完成を望んでおりますので、鋭意努力していただきたいと思っております。

最後に、Jアラートの件でございます。

今後、全国瞬時警報システム、Jアラートについてですが、本市の防災無線は、全国1,780ある自治体で完備しているところは、いわゆる防災無線です、そのうち半分の自治体しかありません。いわゆる安心・安全の点から見れば、全国の自治体の先進自治体に入っております。本当に市長を初め、当局の皆さんありがとうございます。

それで、Jアラートの仕組みをもう少しわかりやすく説明させていただきたいなと思います。

このJアラートは、まず緊急地震速報、今回皆様もご存じのとおり、緊急地震ですよということはテレビをつけている方は、既にテロップで流れてわかると思います。それと同時に、NHKと同じチャイムが鳴るんです、この放送で。それで、「地震です。地震です。強い揺れに警戒してください」というふうに、この行政無線から発信されます。間髪なしに出てくるんです。これが特徴でございます。

それから、津波警報、これはサイレンが3秒、休み2秒、サイレン3秒という形で流れます。そして、「津波警報が発表されました」という形で放送されて、何回も連呼されるようでございます。

それから、津波警報、これもサイレン3秒、休み2秒、サイレン3秒、「津波警報が発表されました。皆さん高台に逃げてください」というような形で流れるようでございます。

それから、同じく内閣官房の情報は、弾道ミサイル攻撃情報、いわゆる有事サイレンが鳴ります。ウーンと鳴るそうでございます。それですと、「ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。塩竈付近に着弾する可能性があります」とこういったふうに流れるようでございます。

それから、攻撃情報、これも有事サイレンでございます。「航空攻撃情報。同じく塩竈市内に航空攻撃の可能性があります」と、こういうふうに流れます。ゲリラ攻撃情報も同じようなシステムでございます。テロの情報も同じように流れます。

それで、私は先ほど市長から言われたとおり、いわゆる立ち上げのときに、そういった雷とかありましたというお話ありましたけれども、今回の情報はすべてうまくいったというように私の方に情報が来ました。というのは、今回のP波のキャッチをして緊急地震情報が流れたわけです。これがすべての人にやっている先進地、特に、先進地の方では有効に活用されたと思います。

それで、私が思うには、さきの地震のときに、津波情報が流れました。船舶が誤った誤報のために一斉に沖に逃げました。そのとき地蔵島で座礁した船がございました。こういった

ことを防ぐためにも、このJアラートというのは必要だと。

それから、家でテレビを見ている人も、それは情報として入ります。ところが、表を歩いている人は一切入りません。私の経験上、外を歩くとガラスが降ってきます、上から。それを、上を見て、厳しい、危ないと思ったときに、その情報が的確に伝われば逃げられると、身の安全が第一だというふうに思っておりますので、ぜひこの点については、塩竈市にお住まいの方はもちろん、塩竈市においでになる方についても、的確な情報を私に提供するという責務は当然当局及び我々にあると思います。

そういった関係で、現状を精査して、よくよく検討されて、ぜひ取り入れていただきたい旨をお願いしたいと思います。もし市長の決意、あるいは思いがありましたら、ぜひもう一度お話ししていただければありがたいと思います。

これで2回目の質問を終わります。

議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

総務部長（三浦一泰君） それでは、私から、まず初めに寄附条例につきましてお答え申し上げます。

このたびのふるさと納税につきましては、本市といたしましては、要綱で対処させていただきたい旨、先ほど市長から答弁をさせていただきましたとおりでございます。この要綱の中では、私たちといたしましては、寄附条例を制定したときと同じような効果が上がるように取り組みたいというふうに考えております。具体的には、この要綱の中で寄附を募る事業等を明確にさせていただきまして、そこに対しての寄附を募るというふうなやり方を考えているところでございます。

寄附による投票条例というものにつきましては、市民の皆様が支援をしたいメニューを直接選択できること、それからまた、寄附を通じてその実現を図るというふうな仕組みであること、そしてまた、市民参加型の地域づくりの一つのツールであるというふうに位置づけられているようでございます。このことがぜひ実現できますような取り組みを展開をさせていただきたいと考えているところでございますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

次に、事務の効率化につきまして、口座振替の件につきましてお答えを申し上げます。

先ほどは、市民税を例にとった数値をお示しをさせていただいたところでございますが、現在、市の口座振替収納事務取扱要綱の中では、口座振替ができる8種類の納付を定めてございます。例えば市・県民税、固定資産税、都市計画税などでございます。この8種類の納

付のうち、郵送により納入済み通知を発行しているものが5種類ございます。通知の件数で見ますと、年間で6万件というふうなことで、郵送費だけを算出してみますと、約300万円とになってございます。

この取り組みにおきましては、経費節減というふうなことで、昨年から封筒に有料公告2社分を入れまして、年間で約120万円の収入を得るなどの努力をしているところでございますが、先ほど市長からご答弁がございましたように、今後、私どもどのような取り組みをすべきか、電算のプログラムの変更なども含めまして、経費節減につながるような努力をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、市役所の電話、光電話というふうな形での経費節減というご提言をちょうだいいたしました。

現在、市の庁舎、本庁舎、宮町庁舎、それから壱番館、こういったところにかかります電話使用料、昨年1年間で約600万円程度というふうに把握をしてございます。これまでもこうした経費の節減のため、例えば県庁に電話をかける際には、電話料が無料であります防災行政無線電話などを活用させていただく、そういった取り組みも展開をしてきたところでございます。

また一方では、市役所における電話というものにつきましては、例えば今回の地震などにおきまして、こういった災害が発生した際には、優先的に利用できるような機能というものも求められているのも事実でございます。さらに、昨今、IT化が進んでおりまして、パソコンなどを利用した電話サービス、多機能サービス等が出てきてございます。光電話につきましても、こうしたもろもろのことを検討しながら、今後の対応を考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 菅原建設部長。

建設部長（菅原靖彦君） 私からは市道関係につきまして、それからまた、県道関係につきましてお答え申し上げます。

まず、利府中インター線から宮町吉津線を南下してきて、神社参道線へという一定の流れが利府中インター線の供用開始後できてきていると、そういった大型バスの経路が多くなっているという状況は把握してございます。その結果、神社参道線への入り口部分の交差点が変則的で狭いということでございます。

また、ご指摘のようなところで、宮町吉津線から入ってきた道路につきまして、神社参道線の方に右折ができないと。それから北浜沢乙線から入ってきた大型バス、大型は進入可能でございますけれども、入ってきた大型バスが、これは左折ができないというところが非常にちょっとわかりにくい要因になっているというふうに考えてございます。

今後、そういった大型バスの進入路がわかりやすいような形で誘導できますように、誘導案内看板のようなものを交差点のところに設置いたしまして、わかりやすいような走行、運転手さんの方にわかりやすいようなものにしていきたいなというふうに考えております。

また、ご指摘の案内看板と、それから規制標識との矛盾点など、そういったものについても十分確認してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、北浜沢乙線の方の進捗でございますけれども、現時点で県の方からお聞きしているところでは、8月いっぱいを一定の目標に設定して、それまでに県道整備については完了を目指していくというふうなところで進んでいるというふうなところで伺っております。当初の説明からしますと、若干おくらしている面があるのかなと思うんですけれども、なお、早期の完成につきまして働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 嶺岸議員から全国瞬時警報システム、Jアラートについて再度私の考え方ということでご質問をいただきました。

実は私もこういうJアラートという仕組みについて大変不勉強でありました。今回、ご質問をちょうだいするという事で、勉強させていただきました。先ほど申し上げましたように、まだまだ改善されるべき点もありますが、一方では、やはり危機管理体制というのは平時にしっかりと構築をしておくべきだということを考えております。なおかつ1回線ということだけではなくて、万が一使えませんでした場合は他の方法でということ、いわゆる代替性というものも大変重要になるのかなと思っております。

そういった観点から、このJアラートにつきましても、私もしっかり勉強させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（志賀直哉君） 嶺岸淳一君。

11番（嶺岸淳一君） どうもありがとうございました。

それでは、3回目の質問をします。

まず、通信費の光電話とあわせて再度検討されるというお話を聞いたので、お願いしたいなと思います。もう一つは、IP電話というのがありまして、IP電話を使うか、あるいは光電話を使うかという自治体が二つに分かれているようでございます。

私も防災上の観点から、問題が生じないかどうか調べました。消防庁、あるいは地元の消防事務組合、これはIPでも光でもすべて優先的に入るといふふうに報告をされましたので、ぜひこういった観点からどれが妥当なのかよく検討されて、やっぱり私が思うには、このスクラップ・アンド・ビルドという観点からすれば、最小限の経費で最大限の効果をあらわすと、常々何回も私言ってきましたけれども、こういったことについても、研究なされて鋭意努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げて終わります。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

午後2時52分 休憩

午後3時10分 再開

副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。14番伊藤栄一君。

14番（伊藤栄一君）（登壇） 平成20年第2回定例会においてニュー市民クラブを代表し、通告に従い質問をいたします。

先輩同僚議員の厳しい質問がありましたが、今回も私が最後の質問者となりました。極力重複を避けたいと思いますが、重なる点がありましたらご容赦のほどをお願い申し上げます。

災害については、国内、国外とも毎日のように新聞、テレビ等で報じられております。去る5月2日、ミャンマーにおいてサイクロンによる大災害、また、5月12日、中国四川大地震と人ごとではない心境であります。さらに、6月14日、30年前の宮城県沖地震の再現を思わせるような岩手・宮城内陸地震が発生いたしました。またもや大災害となりました。亡くなられた方、行方不明の方、多くの負傷者が巻き込まれました。亡くなられた方々には心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、災害を受けられた方々には、謹んでお見舞いを申し上げます。一日も早い復興と通常の生活に戻られるようご祈念申し上げます。

災害は忘れたころにやってくる、私は前にも述べたことがあります、塩竈市はありとあら

ゆる災害を経験したまちであります。昭和19年12月、米軍のB29による空襲があり、市内は旭町から尾島町にかけ大火災となりました。また、昭和35年5月24日、チリ地震津波による未曾有の被害となりました。昭和53年6月12日、宮城県沖地震、さらには、昭和61年8月5日の大雨による水害、さらに、平成2年には3度にわたる水害がありました。中には人災と思われる災害もありました。

水害は、低地域の住民の被害が大きいのが当たり前とっておりますが、今日では道路や生活環境の整備がされたため、平成6年9月22日の大雨では、鉄砲水となり、被害も続発したこともありました。これらの多くの災害を体験した市民の反応は、いつも聞かれる言葉は、「どこへ連絡すればよいのか、どこへ行けばわかるのか」と尋ねられます。

そこで質問をいたします。

防災訓練やマニュアルの知識はあるものの、突然の災害と道路が寸断、電話、電気がとまり、だれを頼りにすればよいか迷うとき、ご当局の対応ですが、時間外、時間内の連絡場所をお尋ねいたします。

次に、道路特定財源についてお伺いいたします。

今年3月末、参議院国会において、野党の反対によりガソリン税の法律が期限切れとなり、リッター当たり25円の値下げが実行されました。国民の喜びはひとしおでありましたが、しかし、ぬか喜びとなり、1カ月そこそこで衆議院国会与党の賛成でもとに戻りました。与党の考えは、都市部とへき地の格差是正のため、まだまだ道路が必要不可欠であると、そのため戻したと思います。

道路特定財源の支出項目や使い道では、国民に対する説明不足もあり、来年より一般財源化となるようです。しかし、一般財源となった場合、ガソリン税がまた値下げされるのか、いや、しないと思います。

そこで第2問を質問いたします。

ガソリン税を一般財源と名称を変えた場合、地方自治体塩竈市の影響はどのようにあるのかをお尋ねいたします。

次に、後期高齢者医療制度への市民の反応についてお尋ねいたします。

この制度は、3年前、国会において法律化されたもので、ことし4月15日、年金支給日より差し引かれたものであります。その影響により、年金受給者75歳以上対象者から不平不満が爆発いたしました。日本では、全国的に少子高齢化社会に入り、国の将来を考え、福祉医療

の財源対策のための法律と思いますが、国民に対する説明不足、さらに、地方自治体では取り扱いがまちまちのため、75歳以上の方は困惑していると思います。

そこで第3問目を質問いたします。

今回、第2回目の6月13日の年金支給日でありましたが、塩竈市では市民からの質問、問い合わせなどについて、どのような対応をとられたかお尋ねをいたします。

次に、越の浦春日線についてお尋ねいたします。

先ほど小野議員、嶺岸議員にも同じような質問がありましたが、的をかえ、いろいろと質問をしたいと思いますので、ダブらないようにご回答をいただきたいと思います。

本路線は、塩竈市道より県道に昇格、市内字伊保石地内老人保健施設もせ塩竈付近から、杉の入四丁目、国道45号取りつけまで、約2キロ区間、未施工分は宮城県が施工することになりました。塩竈市にとっては重要路線であり、一日も早い着工と完成を期待するものであります。

当初計画では、平成18年度より第2期工事測量調査に入る予定でありましたが、その後の計画変更となり、平成18年度より22年までの間に着工となりました。私は、宮城県も財政が厳しく、さらに、塩竈市議会議員の中で道路特定財源に反対する議員がいるため、なかなか着工が不透明であるというふうに思っております。

平成17年11月、村井知事さんが誕生、それから再三にわたり塩竈選出柏県議、佐藤県議による請願要望などを行い、さらに、私たちニュー市民クラブ全員による国会、宮城県関係機関へのたび重ねての陳情、請願を行いました。

その結果、村井知事さんより柏県議、佐藤県議、そして、ニュー市民クラブ、市当局等の行動熱意に対し、ご理解をいただいたと思っております。平成19年度より2期目の工事測量調査に入り、さらに、平成21年度より工事着手と聞いております。もしそうであれば、塩竈市も取付道路や付近の地形等、いろいろと考えておかなければなりません。

そこで、第4問質問です。

都市計画道路東塩釜吉津線、市道藤倉庚塚線、この路線については、先ほどお話ししたように、小野議員、嶺岸議員の質問がありましたが、当局の質問では、県から実施計画が上がってからいろいろ検討するという答弁でありましたが、しかし、本路線については、あのように大きな盛土、切土工事が発生するため、同時着工しなければ、なかなか道路の進行に妨げになるのではなからうかなというふうに思っておりますので、今、県で計画を決定している

のであれば、やはり市からもいろいろとお伺いを立て、それと同調しながら作業を進めなければ、今後の進行になかなか支障を来すのではなからうかと思しますので、その辺をお伺いいたします。

次に、学校教育についてお尋ねいたします。

私は、体験教育は道徳を学ぶ基本であると自負しております。教科書を使い、また、先生が言葉で教えることもよいでしょう。しかし、体験教育は予想もしない出来事にぶつかり、その都度自分自身の判断、対応にて処理いたします。その際のルール、マナー、そして、思いやり、いたわり等などなどの体験がよしにつけあしきにつけ、その判断が生徒自身に与える影響は大であります。全国的に体験教育を実施しているのも、道徳教育の基本になるからだと思えます。

私は、体験教育について何度も質問しておりますが、塩竈市からの発信が聞こえてきません。ことし1月、近畿ツーリストで企画された親子体験ツアー浦戸と題して募集がありましたが、私も申し込んでみましたが、1時間ほどで締め切られ満杯になりました。

教育委員会に電話したら、あれは産業部が担当ですと、余りにも冷たい返事でした。また、先日は、東日本放送で「究極の自然浦戸諸島の魅力」と題して放映されました。県内外から多くの方々が宝の島、浦戸諸島に目を向けております。ぜひ市内小・中学校生徒に浦戸諸島の魅力を堪能できるよう教育していただきたい。

そこで、第5問質問ですが、今の子供たちは、根菜か花の実かよくわからない子供が多いです。そこで、田舎体験として田植えや種まき、草取り、収穫を学校ごとに浦戸の休耕田、畑を利用、競い合い、生き生きした美しい宝の島をつくり、体験教育に力を入れていただきたい。ご当局のご見解をお尋ねいたし、第1回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊藤栄一議員から5項目にわたるご質問をいただきました。

初めに、災害時の連絡体制についてのご質問でありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、市域内で災害が発生した場合のお問い合わせにつきましては、勤務時間の内外を問わず、すべて防災安全課でありまして、本市の代表電話番号364-1111にお電話をい

ただければ、いつでもつながるような状況になっているところでもありますので、ご了解をお願い申し上げます。

また、災害発生時の職員の対応につきましては、広範囲にわたる被災が発生した場合、または発生するおそれがある場合につきましては、災害対策本部、または警戒配備などの体制をとり、市役所2階会議室に、情報収集のための窓口を設置をさせていただいております。さまざまな情報、問い合わせにつきましては、こちらの方にお寄せいただければ大変幸いです。あるというふうに考えております。

例えば6月14日、岩手・宮城内陸地震が午前8時43分に発生をいたしましたときも、9時の時点で100名を超える職員がそれぞれの職場に出勤をし、9時15分には市役所内で第1回の警戒本部会議を開催させていただき、被災状況の確認と対応を明確に指示をさせていただきましたが、今後とも関係する組織との連携を密にして、対応をしていくとともに、いざ災害が発生した場合の問い合わせ先や体制につきましても、あらゆる機会を通じて市民の皆様方にお知らせをさせていただきたいと思っております。

次に、道路特定財源が一般財源化された場合の影響についてというご質問であったかと思っております。

お答えをさせていただきますが、ご承知のとおり、道路特定財源、道路の建設整備に用途を限定している財源であります。国の税収といたしましては、揮発油税、石油ガス税、自動車重量税の三税で、平成20年度予算ベースで3兆3,000億円であります。また、地方の税収といたしましては、地方道路譲与税、軽油取引税、自動車取得税などで2兆1,000億円になっております。

本市の場合、道路特定財源による歳入といたしましては、平成20年度当初予算で、北浜沢乙線の整備を初めとするまちづくり交付金事業でありますとか、貞山大橋、老朽化いたしておりますので、改良事業を行いますが、こういった地方道路整備臨時交付金事業に約1億4,000万円の国庫支出金が充てられております。また、地方税収分として2億3,000万円が過去の道路整備等に充てられた市債の償還や維持管理費に充当されているところでもあります。

去る5月13日の閣議は、道路特定財源等に関する基本方針を定め、道路特定財源制度は、平成20年、税制抜本改革時に廃止し、平成21年度から一般財源化するとしたところであります。現在のところ、今後の枠組みの詳細が明確にお示しをいただいておりますが、道路特定財源が一般財源化されることにより、国の交付金、あるいは補助金が他に充当されるとし

た場合は、必要な道路整備に支障を来すケースも想定をされるところであります。

また、地方税収分につきましては、一般財源化された場合は、これらの財源にかわりすべて起債償還費や維持管理費に多額の市費を持ち出しすることになるものと危惧をいたしているところであります。

道路の果たす役割は、単に人・車の移動手段というだけではなく、例えば救急搬送に代表されますように、地域医療を支える重要な役割も担っているわけであります。また、北浜沢乙線の整備に代表されますとおり、地域の歴史や文化を地域の皆様方に色濃く体感していただく場でもあります。

当然のことながら、地域の産業振興は道路整備と一体不離であります。塩竈市魚市場に水揚げされましたおいしいマグロが、全国各地の食卓をその日のうちににぎわすのも高速交通体系の充実効果であります。道路は、まごうことなく地域の社会福祉の一翼をしっかりと担っていると考えております。このような総合的な施策が、たとえ一般財源化されましても、遅滞なく進められますようことを私どもは国に強く要望いたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、後期高齢者医療制度の市民の皆様方の反応、周知といったようなことについてご質問をいただきました。

後期高齢者医療制度への移行による保険料の変化を被保険者7,120人のうち、一番明確になっております国民健康保険から移行いたしました4,632人を対象に検証いたしました。その結果、92.6%、4,290人の方々が、本市の場合、保険料の軽減につながりました。一方、国民健康保険以外から移行した1,459人のうち、これまで被用者保険の被扶養者であった方は負担増ということになっております。こういったことから、全体としては、約75%、5,320人の方々が負担の軽減に現在につながっているところであります。

市民への制度の周知であります。

本市といたしましては、新制度への移行に当たり、運営主体であります広域連合と緊密な連携を図りながら、広報によるお知らせでありますとか、ケーブルテレビやベイウエーブを活用するとともに、独自にリーフレットを作成し、老人クラブや町内会への説明会を20数回開催をさせていただき、制度の概要、保険料のモデル例などをつぶさに説明をさせていただいてまいりました。

また、ご家族の皆様にも制度の内容を理解していただくため、4月下旬から5月末まで休

日相談窓口を開設し、対処をいたしてまいりましたが、今後とも、機会をとらえまして制度の周知を図ってまいりたいと思っております。

4月の制度施行の際は、保険証が届かないといった問い合わせや、年金から特別徴収される方々からの問い合わせも寄せられましたが、その都度、誠意を持って理解をしていただきますよう説明をさせていただいたところであります。なお、保険証を紛失された方々には再交付をして対応させていただいたところであります。

次に、越の浦春日線についてであります。

整備の基本的な取り組み等につきましては、小野議員、嶺岸議員にご説明をさせていただいたとおりであります。全体区間を1期、2期の二つの区間に分け、前期といたしましては、東塩釜吉津線との交差部まで、後期につきましては、そこから45号タッチまでの区間という整備方針であります。

この越の浦春日線と接続する東塩釜吉津線の整備について、県の計画を待つということではおくれが出るのではないかとのご懸念をちょうだいいたしました。

この越の浦春日線につきましては、この前段の計画の際には、県道整備と、それから都市計画道路整備の2本立てで整備する計画であったということについては、先ほどもご説明させていただいたとおりであります。理由は、道路沿線の開発等の計画もございましたことから、2本立ての道路整備というメニューを県の方では用意されていたところであります。

先ほどご説明をさせていただきましたこの道路の持つ重要性、さらには、一貫性を保ちながら整備をするということになるのかと思いますが、県道整備ということで、利府中インター線という名称で整備をされることに決定をしたということについては、先ほどご説明をさせていただいたとおりであります。

平成20年度中に、例えば道路幅員、それから歩車道の整備のあり方、それから道路の縦断計画等についての詳細を詰めていかれるというふうにお伺いをいたしております。今現在、確定をいたしておりますのは、先ほど議員の方からもお話しいただきました現在供用開始中の道路の終点の高さであります。それから、東北本線、仙石線を超える高さが構造令で限定をされております。

同じく45号につきましても、45号の上を越えてまいりますので、そういった高さが決まっているという状況ではありますが、その間、例えば先ほどご説明させていただきました東塩釜吉津線との交差点の部分では、果たしてどれぐらいの高さの道路の盛土になるかといったよ

うなことにつきましては、今後の県の調査結果を待つということになるのかなと思っております。その部分の高さの高低によりましては、取り付けをする東塩釜吉津線の計画も変わってくるわけであります。

したがいまして、平成20年度の計画策定を待って、市としても早急にそういった対策を講じる必要があるのかなというふうに考えておりますし、先ほどもご説明をさせていただきましたとおり、沿道で一定程度の開発計画があるということについても了知をいたしておりますが、恐らくはこれらの方々も県の道路整備計画の詳細を待ってご検討を進められるものというふうに理解をいたしているところであります。

次に、学校教育という中で、体験教育と徳育教育を活用することはどうかと。浦戸諸島の魅力をその活用に役立ててはというご質問であったかと思えます。浦戸地区、まさに手つかずの自然に恵まれ、体験学習にふさわしい環境にありますことから、これまでも遠足でありますとか、生活科での学習、あるいは総合的な学習の時間などで自然と直接触れ合うことができる体験活動をさまざま行っていたいただいておりますが、この7月には、月見ヶ丘小学校の3年生が親子で自由散策を行っていただく予定でございます。

また、「しおがま何でも体感団」、議員にも大変ご迷惑をおかけしたようでありますが、昨年、市内の5・6年生が島に渡りまして、いかだづくりでありますとか、ウォーキングなどを体験し、今年度も同じような企画を進めさせていただきたいと考えております。

さらに、週末や夏休みなどは、子供の料金が無料となりますうらと子どもパスポートを利用して、家族連れで浦戸諸島を訪れる方々が年々増加をいたしております。アサリとりやノリすき、釣り、カキむきなどのさまざまな体験を通じて、子供たちは団体で行動することの大切さや、自然や地域の方々に感謝する気持ち、マナーやルールの大切さ、そして、浦戸の本当のよさを体感をしていただいておりますが、このような分野は、ふだんの学校教育では体験することができない未知の分野であると思っておりますし、そういったことにしっかりと足を踏み込んでいただいているというふうに考えております。

特に、浦戸地区の最大の魅力は、浦戸の皆様の実直、素朴なお人柄に接していただくことにあるのではないかなというふうに考えております。人として成長していく上で、一番大切なこと、徳育についてしっかりと学習していただく機会が、浦戸には数多く残されているというふうに考えております。

今後とも浦戸の豊かな自然のみならず、人として成長していく上で必要な徳育をたくま

して、学習していただく機会を浦戸に限らず、市内のさまざまな場所で、また、さまざまなステージで体感していただけますよう、私どももなお一層努力を傾けてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

副議長（今野恭一君） 14番伊藤栄一君。

14番（伊藤栄一君） いろいろとご丁寧なご回答ありがとうございました。

内容について、あとさらに踏み込んだ2回目の質問をさせていただきたいと思います。

1番目の防災についてなんですが、まず災害の場合の心得といいますか、これは、まず第1番目に自力更生と申しますか、それから、そのいろいろな災害が出たときは自分でいろいろな立場、その都度その都度異なっておりますので、それらについては、やはり自力更生が第1じゃなからうかなというふうに思っています。

続いて第2番目には、やはり常日ごろの訓練、そしてマニュアルを思い出していただくといいのじゃなからうかなと。

そして、3番目は、常に隣同士、隣人とのつき合いをよくしておく。やはりいろいろな人頼みするにしても、近所隣の人はいち早くやはりお互いに助け合うということが大事じゃないかなというふうに思っております。

それで、先ほど1回目にどこに連絡して、あとはどうかというような質問もしたんですが、今までの津波、それから宮城県沖地震、あと水害、これらは私役所にいるとき全部経験しておりますが、やはりみんな役所の方々ももう災害で混乱していると。

やはりそうすると、知っている方が来られると、同じ受付でもその人についていって受付がちょっと留守になるというようなこともあるし、逆に、土のうとか、いろいろなものを運んでも、そういう知り合い、親戚の人が来ると、やはり少しでも人情というものはありますから、そちらの方へ偏りになるとか、そういうような方法もあるので、留守がちになるところもあるというふうなことから、やはり連絡されたものは本部で必ず対応すると。

土のうを持っていくのはどここの班で、どこまでやるということを連絡済みとかなんか、そういうものをきちんとしないと、どうしても空白が出てくるということから、質問したんですが、最近はそのようなことを何度も経験しているので、職員の方々もかなりお気遣いいただいているとは思っております。そんなことなんで、ひとつ心得ていただきたいというふうに思っております。

また、災害が発生してからなんですが、これは津波のとき、あと宮城県沖地震の場合なんですが、いろいろな担当課、例えば防災から、「これは何時何分どのようになった」とか、「津波のときはどこまで水上がったんですか、家財はどこまで汚れたんですか」と同じようなことをいろいろな課から質問といいますか、問い合わせで来られるということで、作業の邪魔になるということが往々にしてあったと。

こういうことは、やはり今、その担当課でも今後、後の参考にするために聞きに行くんだらうとは思いますが、やはり防災課なら防災課で一本に絞って、そういうものをひとつ心がけていただきたいと思います。

今度の岩手・宮城災害についても、同じところで行きやすいところには各新聞社がいっそ行っていて、やはり来られた方々も大変じゃないかなというふうに思っています。同じような現象を繰り返さないように、塩竈市の方でもひとつ気を配っていただきたいと思います。

それから、道路特定財源の方なんですが、これは国民への説明不足と申しましょうか、前には道路財源で福利厚生とか、それからグローブ買ったとか、タクシーに乗ったとか、いろいろな話が出ていますが、これはどこの自治体も同じだと思うんですが、補助金が来たとき、やっぱり款、項、目、節で賃金とか、備品とか、そういうものを皆とると。

それで、その中で例えば福利厚生、福利厚生のうちからタクシー代動いたとか、そういうもの皆出たんじゃないかなとは私は思うんですけれども、やはり道路費からこういうもの、タクシーとか福利厚生で旅行したなんていうのは、当然まずいですから、そういうものは訂正するようにするとしても、どうしてもやはり国民への説明がまだまだ足りないんじゃないかなというふうに思っています。

先ほど市長の答弁でもいろいろな補助事業がありますが、今、道路工事の補助が来てないとなると、職員の賃金も払えない。今現在、皆さんご承知のように、東土木がもうなくなっている。あそこは大体道路財源で皆動いているわけです。今、仙台土木とか、あと事務屋さんはそこほかに分散、あと何人かはリストラということでやめたいですけれども。

そういう面から、ああいう特定財源の使い方、その項目、款、項、目、節、そういうものをきちっとした支出面であれば、私はやはりこれらの、後の越の浦春日線でも出てきますが、やはりそういう面で補助工事の場合、市で使う事務費とか何かがあると思いますので、そういう面をきちっとしておいていただきたいと思います。

般財源化になるようですが、市長の答弁で余り差し支えないんじゃないかと。しかし、今、残された道路でも塩竈市の場合は、まだまたやりたいところいっぱいあるものですから、そういうものをひとつ頑張っていたきたいというふうに要望をしておきます。

それから3番目の後期高齢者医療制度なんですけど、これは第1回目の国の発表では、約61%は下がると。そして、20%については横ばい、そして、19%が横ばいなし上がるというような表現があったんですが、この6月の年金のときには、やはり下がる方々が70%というふうなことで発表しています。

塩竈市でも、先ほど市長から75%下がるというふうな話が出ているので、やはりそういうことの下がる方々は余り表に出ないんじゃないかなと思います。私事なんですけど、今、私も実際保険料、また介護、そういうことで、家内と2人で67万円取られております。これが来年、私75歳になりますが、半分になります。

そういう面で、やっぱり下がる方々も皆いるということ、市民の方でもよくやっぱり説明はしているんじゃないかなと思うんですけど、先ほど市長の答弁で、6月のときの尋ねてこられた人にはよく説明したということで、その説明が理解されたものかどうかちょっとわかりませんが、恐らくその辺は理解していったんじゃないかなというふうに思っております。

そういう面で、当局としても地方自治体のまちまちの処理方法があるというふうに聞いていますので、こちらでも塩竈市独自の医療制度の保険料算出方法があるんじゃないかなと思いますが、その辺でひとつ苦情をなるべくなくするようにしていただきたいと。

そして、まず、今、大きな声で言われるのは、長年勤めた年金から差し引かれる、これが一番の、75歳になってから保険料下がる方でも、実際、年金丸々もらっていたのをそれから引かれるということは、かなり抵抗あるんじゃないかなというふうに思います。それが第1の大声で出ている不平不満じゃないかなというふうに思っております。

それから、4番目の越の浦春日線ですが、県道に昇格され、塩竈市にとりましてはまことに喜ばしい次第でございます。本路線は、認可1年前、平成5年ですが、私、建設省の方からいろいろと情報交換ということで、交流ふれあいトンネル工事で近々日本国内に数カ所認可できると、そのうちの1カ所は塩竈市で、越の浦春日線であるということを建設省からお聞きしておりました。

私は早速一般質問でこの路線のことを質問いたしましたが、私の概算、自分なりの計算で、メートル500万円で約4キロ、200億円かかるんですけど、財源をどうしますかという質問をし

たところ、同僚議員は「どこから金持っているんだ、おまえ」なんて笑われた経過もありました。その1年後、国より認可の通知が入ったということでございます。

当初は、宮城県は、塩竈市から初め手をつけてくださいと、あとは県が引き受けますという約束でした。1期工事が終わり、2期工事計画に着手するところから、何だか雲行きが県の方が悪くなり、道路特定財源を議員の中で反対している者があると。何でそんなに反対しているのに急がなければならないのだという、県の担当職員からきつく言われたことがあります。

私は、残り2キロについても、平成18年より着工は無理だろうというふうにも思っておりましたが、案の定変更で、平成18年より22年度内ということに変更になりました。そこで、平成17年に村井知事さんが誕生し、そのきっかけに本路線の国道45号から三陸自動車道、また北部道路、そして東北自動車道への重要横断道路ですと。

さらに、塩竈市魚市場からは、連絡道路ともなり、塩竈市内からは産業道路として大いに利用するものでありますということで、このような目的から、我がニュー市民クラブは、陳情、請願活動を活発にやってまいりました。さらには、国道45号魚市場入口から須賀地区までの国道改修もよろしくということをお願いしております。

どうか、ご当局におきましても、県、国、機関へしっかりとご要望をお願いする次第であります。さらに、吉津隧道のあの付近なんです、日本三景松島の見える本当に景観のいい地域でございますので、先ほどのご回答にもあるように、あの辺の開発もぜひ当局が応援をしながら、あの辺の塩竈市内開発のためにひとつ寄与していただきたいということをご要望するものでございます。

次が教育問題ですが、いろいろ市当局としても催し物、それからイベントなども浦戸で考えているようでございますが、やはり道徳、体験教育ということになると、3日、4日泊まりがけでやっぱり子供たちの心と心の触れ合いとか、いろんな行動で初めて人間関係のきずなどかいろいろなものが出てくるんじゃないかなというふうに思っております。イベントもいいんですが、大局的に見ると、やはり思い出づくりくらいにしかならないんじゃないかなと私は思っております。

私は、小・中学校時代戦中、戦後でありましたけれども、山の開墾に連れ出されたり、畑づくり、そして、イモ、カボチャ、ダイコン、ニンジンなどを植えさせられて、私らの教室には戦争で東京の方面から疎開に来た子供たち、こういう方々とよく畑の方の共同作業に出

ておりました。いろいろな思い出、そういう苦労話から、今でもおつき合いしているその疎開した方々もおります。そういう面で、いろいろな痛いところ、かゆいところ、そういう道徳面、みんな思いやりなどは、特に、子供たちのその時点の体験が実っているんじゃないかなろうかというふうに思っております。

そんなことから、一応体験教育もひとつ学校のカリキュラムの方に詰め込んでいただいて、二、三日泊まりがけとかなんかで、やはり大きな開墾とかになれば、塩竈市からの援助で畑耕作、山開墾には手を貸すようにはなると思うんですが、先日、浦戸の青年会の方と天童の方にちょっと行ったとき話したんですが、前、近畿ツーリストで来たときは大変好評を得たということで、浦戸の方々もこぞってお手伝いしたというふうに聞いております。

ああいうことを、あのときも1泊とまりの催し物であったと。それで、ノリとかの体験ということでやっておられたようですが、ぜひそういうものを考えていただいて、学校のカリキュラムで2日、3日くらいの予定で、先生方も大変だろうと思いますが、父兄なり、またおじいちゃん、おばあちゃんたちの手のあいている方も多いと思うので、ひとつ随行というふうなことも考えてみたらいいんじゃないかなろうかなと。

今までの質問の中でも、塩竈市は25.3%が65歳以上ということで、かなりそういう手のあいた方がいるんじゃないかなとも思いますので、そういう企画もひとつお考えいただければと思います。

以上で第2回目の質問を終わります。

副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 伊藤議員の第2回目のご質問にお答えをいたします。

今、栗原市の方の災害に遭われました方々、72という数字との戦いでありまして。72時間あります。災害に遭われた方々の生存率が、72時間を超えると大幅に生存率が低下するというので、今、必死の戦いをされているわけでありまして。この地区におきましても、塩竈地区消防事務組合から消防車、その他の車で、今、6名の職員が助かる方がおられたらそういう方々を病院に搬送するというので現地に待機をさせていただいております。

このように、災害が発生したときに、やはり我々も市民の方々に3日間だけは何とか自分の力で生き残っていただきたいという願いをさせていただいているんです。それが自助であります。

それから、あわせて地域全体としてそういった災害弱者の方々をご支援いただけないか。

我々も当然現地に飛んでいかなければならないわけではありますが、例えば水道、下水に代表されますライフラインの復旧でありますとか、道路の復旧、その他に忙殺をされるわけであります。

恐らく職員はそういったインフラの復旧に全力を挙げることになるのかなと思っておりますし、3日すれば、我々職員もそれらの地域の方々のお手伝いに飛んでいけるというふうに考えておりますので、3日間という勝負のためには情報の収集、伝達、あるいはマスコミ対応、今、議員の方からもお話しいただきましたとおり、関連機関との調整、そういったさまざまなものを手際よく進めて、より地域の方々の生命財産を守るということだと思っております。

今、本市におきましては、手前みそになります、例えばガスが発生して浦戸交通船がとまっているというような状況につきましても、いち早く職員が出動して対応をさせていただいているところでありますし、今後ともそういった努力をしまいにしたいと考えているところであります。

道路整備特定財源、今、国におかれましては、事務費の使用にさまざまな疑念が抱かれるような状況が発生しております。我々は、こういった疑念を抱かれるような使途がないように、これまでも努めてまいりましたつもりでありますし、今後とも襟を正して道路整備特定財源等の適正な使用に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

後期高齢者医療制度であります。

繰り返しになりますが、広域連合になりました。基本的には個々の市町というような事情はなかなか入り込めないということでもあります。結果として、例えば東京、名古屋といった大都市で、今までに比べて飛躍的に料金が高くなったとかという現象が発生しているということについても了知をいたしております。

宮城県におきましては、おかげさまで36自治体すべて加盟の上で、今、一生懸命広域連合、並びに広域連合議会の皆様方が真剣に議論を重ねていただいております。そういったものを我々は粛々と進めてまいりたいと考えているところであります。

越の浦春日線であります。

先ほど来、県道として整備をさせていただくというご説明をさせていただきました。名称は、利府中インター線であります。県内にもさまざまな県道がございますが、インター線という名称で呼んでいる路線は、実はそう多くはないわけであります。

なぜインター線かということではありますが、高規格幹線道路といいますか、例えば東北自動車道、あるいは常磐、三陸自動車道と直結する道路というものは、それだけさまざまな意味で道路の必要性が高いわけでありまして。県で今回、この路線を利府中インター線という名称をつけていただいたということについては、県もそれなりの覚悟でこの路線の持つ重要性を認識してこのような名称にさせていただいたものと思っております。

先ほど小野議員、嶺岸議員のご発言にもお答えいたしました。例えば45号の代替機能を果たす路線でもあります。あるいは仙台松島線から45号まで直結する道路にもなるわけでありまして。でありますので、先ほど来、申し上げておりますとおり、本当に塩竈市が一丸となって早期整備に努力をしていかなければならない路線というふうに考えているところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、浦戸体験教育、体験学習であります。

どうも遊び方、学び方について余り学校なり行政なりが、こうでなければだめだというやり方は、我々としても反省材料であります。子供たちの自由闊達な創意工夫の中で、さまざまな遊び、あるいは学習を体験していただくということこそが、まさに浦戸の最大の魅力ではないかということでありまして。そういったお子様たちが安心して安全に、例えば島内の散策であり、あるいは魚釣りであり、カキむきでありといったようなことに安心して、安全に取り組んでいただけるような環境づくりに、我々行政もなお一層努力をいたしてまいりたいというふうに考えているところでありますし、体験学習を通じて地域のお子様たちがすばらしい徳育の発達になるのであれば、なおよろしいのかなというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

副議長（今野恭一君） 14番伊藤栄一君。

14番（伊藤栄一君） どうもありがとうございました。

最後に一つだけ、今の体験教育なんです。浦戸の方に子供らを連れて行って、船で行くとどちらも1時間くらいずつで、中は、向こうにいる時間というのは少ないんじゃないかなと思うんですが、実際泊まりがけで、向こうで、浦戸で泊まって体験教育を受けるというようなことはできるのかできないのかだけ最後にちょっとお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

浦戸の方々、この間の近畿ツーリスト、かなりの皆さん方、大人の方にももてなしとか、いろいろなことで、かなり好評を得たようなので、その話もよく聞きましたので、そういう

子供たち来たならば、我が子同然の応援をしますという声を聞いております。そういう面から、泊まりはできるのかできないのかだけを最後にご確認いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 浦戸の宿泊についてお答えをいたします。

確か一昨年でありました。浦戸で「スローフードスローライフIN浦戸」というイベントを開催させていただきました。要するに島時間を、豊かな島時間を体感いただきたい。約100名ぐらいの方々においでをいただきまして、1泊で開催いたしました。100名の方々、浦戸のそれぞれの地域にご宿泊をいただきました。例えば桂島、石浜については民宿もございます。野々島につきましては、ご案内のとおりブルーセンター、寒風沢につきましても、2軒、3軒ぐらいの民泊施設がございますので、十分宿泊も体験いただけるのかなというふうに考えておりますが、朴島につきましては、残念ながらそういった宿泊施設が現状ではないという状況でございます。

以上でございます。

副議長（今野恭一君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明19日を休会とし、20日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明19日を休会とし、20日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時06分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年6月18日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会副議長 今野恭一

塩竈市議会議員 中川邦彦

塩竈市議会議員 小野絹子

平成20年 6 月20日（金曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第5日目）

議事日程 第5号

平成20年6月20日(金曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 塩竈市農業委員会委員の推薦について
- 第3 議案第48号ないし第58号(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第4 請願第2号(民生常任委員会委員長請願審査報告)

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員(20名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
総務部長	三浦一泰君	市民生活部長	大浦満君
健康福祉部長	棟形均君	産業部長	荒川和浩君

建設部長	菅原靖彦君	総務部政策調整監	小山田幸雄君
会計管理者兼会計課長	大和田功次君	総務部次長兼行財政改革推進専門監	吉田直君
総務部次長兼政策課長	田中たえ子君	総務部危機管理監	佐々木真一君
市民生活部次長兼環境課長	綿晋君	健康福祉部次長兼保険年金課長	木下彰君
建設部次長兼建築課長	千葉伸一君	総務部総務課長	桜井史裕君
総務部財政課長	神谷統君	総務部税務課長	星清輝君
健康福祉部社会福祉事務所長	会澤ゆりみ君	総務部総務課長補佐兼総務係長	安藤英治君
市立病院長	伊藤喜和君	市立病院事務部長兼経営改革室長	佐藤雄一君
市立病院事務部業務課長	川村淳君	水道部長	佐々木栄一君
水道部総務課長	尾形則雄君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会教育部長	渡辺誠一郎君	教育委員会教育部次長兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会教育部総務課長	小山浩幸君	選挙管理委員会事務局長	橋内行雄君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	丹野文雄君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長兼議事調査係長	伊藤喜昭君
議事調査係主査	戸枝幹雄君	議事調査係主査	斉藤隆君

午後 1 時 開議

議長（志賀直哉君） ただいまから 6 月定例会 5 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 5 号記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4 番吉川 弘君、5 番伊勢由典君を指名いたします。

日程第 2 塩竈市農業委員会委員の推薦について

議長（志賀直哉君） 日程第 2、塩竈市農業委員会委員の推薦について議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については、議長において指名することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

農業委員会等に関する法律第 12 条に規定する農業委員になられる方を指名いたします。

18 番鈴木昭一君、1 名を指名いたします。なお、ただいま指名した方は除斥の対象となっておりますので退席を願っております。

お諮りいたします。本市議会推薦の農業委員は 1 名とし、鈴木昭一君を推薦することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、本市議会推薦の農業委員は 1 名とし、鈴木昭一君を推薦することに決定いたしました。

〔鈴木昭一君 着席〕

日程第 3 議案第 48 号ないし第 58 号

議長（志賀直哉君） 日程第 3、議案第 48 号ないし第 58 号を議題といたします。

去る 6 月 9 日の本会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果につきまして、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。13 番佐藤英治君。

総務教育常任委員会委員長（佐藤英治君）（登壇） 平成20年6月定例会総務教育常任委員長報告。

ご報告をいたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、6月11日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第52号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、非常勤消防団員等に係る補償基礎額における配偶者以外の扶養親族の加算額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行おうものとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「平成20年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、裁判員制度施行に伴う既存住民基本台帳システム改修委託料、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業に伴う防犯マップ・安全リーフレット印刷代、農山漁村におけるふるさと生活体験推進事業に伴う講師等謝金等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、裁判員制度施行に伴う既存住民基本台帳システム改修委託料については、平成21年5月から施行される裁判員制度の実施に当たり、裁判員候補者名簿の作成のため、基礎となる住民基本台帳電算処理システムからデータを出力するのに必要な改修を行う経費を計上するものである。裁判員制度については、既に国等から周知されているところであるが、制度への理解について市民に混乱が生じることのないよう、本市としても情報を積極的に収集し、必要に応じた取り組みを検討されたい。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 佐藤英治

議長（志賀直哉君） 次に、民生常任委員会委員長の報告を求めます。9番浅野敏江君。

民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、6月12日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第48号「塩竈市障害児通園事業施設条例の一部を改正する条例」については、障害児の通園施設である「ひまわり園」の利用者から寄せられている、車による送迎や利用時間の拡大などの要望にこたえてサービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入しようとするものであり、質疑・採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、後期高齢者医療制度の創設に伴う地方税法の改正により、「医療分」の算定基準を、従来の「医療分」と新たに設けられた「後期高齢者支援分」に分けるとともに、賦課限度額の変更等を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法の改正に伴うものであるが、低所得者に対する軽減措置も含めた医療制度のさらなる周知に万全を期されるとともに、滞納世帯の実態をより一層把握しながら収納率の向上に努められたい。

次に、議案第55号「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」については、健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、「老人保健法」の題名が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められたこと、及び宮城県の補助金交付要綱が改正されたことに伴い、「塩竈市乳幼児医療費の助成に関する条例」、「心身障害者医療費の助成に関する条例」及び「母子・父子家庭医療費の助成に関する条例」において引用している部分について、所要の改正を行おうとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「平成20年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、地域新エネルギービジョン推進事業におけるバイオディーゼル燃料の船舶への導入試験事業費、財団法人自治総合センターの交付金を受けて行う、玉川中央通り町内会及び梅の宮町内会の行事用備品整備に対する助成金、藤倉親交会が老朽化している集会所を建てかえる工事への助成金等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「平成20年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」については、後期高齢者医療制度が創設されたこと、及び国民健康保険事業の財政調整基金残高が見込まれることから、歳入予算を組み替えるほか、基金の運用利子及び積立金として30万円を追加しようとするものであり、質疑・採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 浅野敏江

議長（志賀直哉君） 次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。21番香取嗣雄君。産業建設常任委員会委員長（香取嗣雄君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、6月13日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第50号「塩竈市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例」については、東塩釜駅に設けてあります自転車等駐車場の利便性を高めるとともに利用の拡大を図るため、駐車場の使用区分に「回数券」を新たに設けようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号「塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例」については、マリングート塩釜における自動販売機設置や壁面広告掲示等の利用料金基準額を定めて、利用料を明確にするとともに、壁面を有効活用することによって経営健全化の一助にしようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「塩竈市中小企業制度融資損失補償条例」については、本市の制度融資を受けている中小企業者が経営破綻した後、一定の再生計画に基づいて再建を図ろうとする場合、代位弁済をした宮城県信用保証協会は当該企業に対して持つ求償権を放棄することがあるが、その際、本市が同協会に対する求償権も放棄することができるようにするものである。厳しい状況に置かれている地域経済の状況にかんがみ、その活性化に資するような社会的意義が認められる場合に限って行う措置であり、速やかな経営再建を支援しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます

ます。

1、先行き不透明な経営環境の中で、地域の中小企業を初め零細企業は、資金調達等環境の変化に対応し、生き残りをかけて必死に取り組んでいる。このような中、企業の健全な経営活動をサポートしていくためには、身近な相談場所である市役所や商工会議所の果たすべき役割は、従来にも増して大きくなっており、その活性化が求められる。今後は、関係機関と協議を行いながら、大いに活用できるシステムづくりを行うなど、これまで以上の相談体制の充実を図られたい。

次に、議案第54号「塩竈市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、農地の減少によって転用手続の件数が減少しているなど、本市の農業委員会の実情にかんがみ、選挙によって選出される委員等の定数を減少させるとともに、農業委員の報酬を月額から日額に改正する等の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「平成20年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの一環として地元団体が行う観光バス誘致事業に対する補助金が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なものを申し上げます。

1、当該事業に対する補助金は、「くるくる広場」を拠点に、観光バスを誘致し、観光、商業両面に対する取り組みを支援するものである。現況の「くるくる広場」は、大型バス3台分の駐車スペースを確保しているものの、より一層の集客を図るため、さらなる拡充が求められる。今後は、観光客・商店街の要望・意見等を十分に踏まえながら、当該地が、まちのにぎわい・活性化に資するものとなるよう環境の整備についても検討を加えられたい。また、観光への意識向上とおもてなしを実践するため、市内関連企業を巻き込んだ地域戦略についても検討を深められ、なお一層の観光・産業振興に努められたい。

次に、議案第58号「市道路線の認定及び廃止について」は、市道新浜町三丁目19号線及び20号線の一部が、塩釜漁港広域漁港整備事業の施行区域となることに伴い、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道として認定、廃止しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であり、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。そしてご報告といたします。

議長（志賀直哉君） 以上で、各常任委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

議長（志賀直哉君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第48号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。1番 曾我ミヨ君。

1番（曾我ミヨ君）（登壇） 議案第48号「塩竈市障害児通園事業施設条例の一部を改正する条例」に対し、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論を行います。

この条例改正は、障害児の通園施設であるひまわり園を塩竈市直営から指定管理者制度を導入するために、障害児通園事業の施設条例の一部を改正するというものであります。ひまわり園は障害の軽減を図ることを目的に、母子通園による日常の基本習慣を身につけ、集団生活への総合参加を援助すること、保健福祉専門関係機関との連携や県内の事業施設との情報交換や交流を行い、母子への障害に対する適切な理解と養育知識を身につけていただくことを目的にして活動しております。施設の歴史は長く、昭和49年に県総合福祉センターによる在宅心身障害児の指導訓練を開始することからスタートし、平成10年に現在の藤倉保育所併設の新園舎で居宅支援事業として現在に至っている施設であります。

平成19年度の決算、主要な施策の成果の評価では、民間でもサービス提供は可能だが、公共性が高く、市が実施した方がよい事業と述べ、手段の妥当性、成果、効率性それぞれほぼ妥当、やや上がっていると評価してまいりました。障害を持つ児童は、塩竈市の保健活動を通じて発達障害を持つ児童はふえている傾向にあると言われており、障害と断定するまではいかないグレーゾーンと言われる状況も出ていると言われております。早期発見と療育の手だてとして施設の果たす役割がますます求められ、重要な施設であると考えます。こういう施設だからこそ直営でしっかりと守っていくべきであります。指定管理者制度を導入する理由として、多様化する市民ニーズにこたえるためだとしております。学童を受け入れたことによって、利用者の要望は時間延長や送迎、児童に合った指導延長であるならば、その要望

にこたえられる体制にしていくべきであって、直営でも十分できることであります。

もう一つの理由として、コスト削減を理由にしております。具体的には平成19年度では人件費や運営費に対して自己負担と給付費の差として550万円が赤字になっている、この赤字も含めてコストを削減するためだとしております。しかし、地方自治体の役割は住民の福祉の増進を図ることにあります。コストを削減することだけを理由に指定管理者制度に移行することは、地方自治体本来の役割を投げ捨てるものになると言わざるを得ません。しかも最も弱い障害児の施設を、コスト削減を理由に切り捨ててしまう市政でいいのかが今、問われております。不採算部門だからこそ行政が担い、守ることこそ安心して住めるまちと言えるのではないのでしょうか。今回のコスト削減を理由に障害児の通園施設から手を引くことは市政の福祉分野の切り捨てとなるものであります。

また、市では体育館、マリングート塩釜、各町内会の集会所など指定管理者に管理をさせてまいりました。しかし、今回の施設はこれまでの施設とは違って障害児の通所施設であり、福祉施設であります。指定管理者制度を導入した場合、サービス管理者が複数事業を運営している事業者で人事交流ができるとしてはいますが、現在、配置されている職員を初め長年かかわっていただいている嘱託職員やパートさんの職場がなくなるという問題が出てまいります。また、指定管理者の管理は期間が限定となり、そのたびに職員体制が変わり、障害者への対応が不安定になることが危惧されるものであります。こうした福祉施設には本来安定した職員配置こそ求められるものであります。塩竈市障害児通園施設は、塩竈市が本来担うべきものであり、指定管理者の導入は福祉行政の後退になるもので到底認められないことを表明し、塩竈市障害児通園事業施設条例の一部を改正する条例に反対討論といたします。ありがとうございました。

議長（志賀直哉君） 次に、議案第48号について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。8番伊藤博章君。

8番（伊藤博章君）（登壇） それでは、議案第48号「塩竈市障害児通園事業施設の一部を改正する条例」案、先ほど所管の浅野委員長さんからは原案に対して可決という形での委員会の意思表示がされました。その意思表示をされた部分について賛成する立場で、賛成会派を代表いたしまして賛成討論をいたしたいと思っております。

まず、今回の条例案改正となりました根拠についてお話をしたいと思っております。今回の条例改正の根拠となっているものは、先ほど反対討論の方もおっしゃっていましたが、平成15年

6月に地方自治法の一部を改正する法律が公布をされました。そして同年9月に施行されたことによりまして、すなわち公の施設といわれる部分の管理の仕組みが指定管理者制度に転換をされたということだと思います。その後市場化テスト、すなわち官民競争入札制度の導入が国を含め地方公共団体すべてが現在、取り組みを図っているところでございます。この官民競争入札制度は、何もすべて民間に管理を委任しろということではありません。要は官、市役所と民間、同じようなサービスを行っている場合、両方がそれぞれコストを含めて、このコストという言葉を使うとなかなか理解をいただけないところもあるかもしれませんが、税金をいただいて行政は運営をしておりますが、それがあり余っているわけではない現状というのは皆さんよくご存じかと思えます。そういった部分を、より少ない予算で大きなサービスを提供するという目的を実現するために、官と民がそれぞれの得意な部分を発揮しながら、経営という視点でも競争するという時代に入っていったということだと思います。そういった中で所管の委員会の方でも、便宜上、ひまわり園と申しますが、ひまわり園の部分について議論等をさせていただいた中でも、先ほど反対者の方がおっしゃったとおり、コストを初めて資料として出していただきました。その結果、やはり長きにわたり税で負担する部分があったというのが判明したわけです。じゃあ今後、そのことを含めて行政側がそのコストに手をつけるという努力を、やはりこれは所管委員会の中でも議論があったかと思っております。

さらに、先ほどひまわり園について母子通園施設、確かにそのとおりでございます。これは塩竈市がこれまで福祉施策の中で、隣接市町に先駆けてつくってきた大変すばらしい施設だと思っております。それが平成18年12月に多くの議員の皆様方のご賛同をいただきまして、障害者自立支援法施行に伴う障害児・就学児童に対する児童デイサービス経過措置への支援と日中一時支援事業の樹立を求める請願をご採択いただきました。その中でもご存じのとおり、この障害者自立支援法により、新たな制度設計の中での福祉サービスの提供ということが行われるようになってきたわけです。その中で、障害児を持つ特に就学の障害児を持つ父母からは、何とか少しでもサービスを向上してほしいという願いがこの請願の中に込められていたのだと思います。そして、未就学児童も結果的には就学児童に成長をしていくわけです。そういう未就学児童と就学児童それからそれぞれの父母が同じ施設の中で交流を持つということは、これは先ほどの不安解消という意味では大きなウエートを占めます。確かに指導者の方が同じであるということは、それはそれで父母にとっては安心できます。子供たち

にとっても安心できる場所もあります、おっしゃるとおりです。でも、じゃあ今、民間の施設で正直申し上げて、就学児童に対するこの児童デイサービス事業、ショートステイ、さまざまなことが行われていますが、それによって父母及びこのサービスを直接受ける養育支援を受ける児童が困っているかといったら困ってはいないんです。ですから民間がそのことを担ったとしても、サービスの低下にはなり得ないんだと思います。

ただ、この障害者自立支援法の制度設計の問題でサービスの部分での利用制限は確かにあります。それから受け入れ施設の不足があるためにどうしても利用制限がかかるとか、そういうことは現実にあります。そういったことは、これからの政治による改革が必要なことだと思っております。そういった部分と、今回、塩竈市が決断をして指定管理者制度にすることによって、塩竈市の隣接に住む障害児とその家族がこのひまわり園を利用できるようになるということは、私は大変大きな意味があると考えております。そういう点で、この施設がより多くの利用者の方々にとってかけがえのない施設に今後とも成長できるように、私は議員の一人として、また多くの議会議員の皆様のご賛同も賜りながら、この施設が利用者にとってよりよい施設となるようしっかりと見守りながら、不足しているところについてはしっかりと支援をしながら応援をしていくということが、今困っている父母とその養育支援を必要としている児童、子供たちにとって必要なことだと考えますので、その点で、今回、議案第48号塩竈市の障害児通園事業施設条例の一部を改正する条例に賛成する立場で賛成の討論といたしたいと思っております。

どうか多くの議員の皆様のご賛同を賜りまして、すぐにでも今サービスを必要としている子供たち、そしてその父母がサービスを受けられるような形にご賛同を賜りますよう心からお願いをいたします。以上でございます。ご静聴ありがとうございました。

議長（志賀直哉君） 次に、議案第49号、第57号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。4番吉川 弘君。

4番（吉川 弘君）（登壇） 私は、議案第49号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」及び関連して議案第57号「平成20年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」について、日本共産党市議団を代表しまして反対討論を行います。

議案第49号では、国民健康保険税の算定基準を現行の医療分と後期高齢者支援分に分割されたことに伴い、従来の税率と賦課限度額を二分するとともに、賦課限度額の総額を56万円から59万円に改正すると述べております。この条例改正は国の医療改革に伴うものであります

が、私はこの条例改正の中にはわずかばかりの所得割の税率改定、3万円の国保税限度額の引き上げ、年金からの国保税の天引きなど、これらの問題が入っていると考えます。市の説明では、税率改定は制度改定に伴うもので、基本的には現行の医療分の税率の水準を変えずに医療分と支援分を定める。このように言うものの、現行の医療分の税率を基本として所得割を0.25%減らして調整しました。しかし、この0.25%の引き下げ額は、補正予算において増税となる限度額の引き上げと減税となる所得割の減額と一体となっている結果、区別はされませんが、合わせての額は差し引き165万円の微々たる減額であります。このように165万円という引き下げ額は、国保税15億4,000万円の0.0001%、すなわち1万分の1の引き下げ額でわずかにとどめたことが問題であると考えます。

国保税の所得割は、塩竈市の場合、県内12市の中で一番高い11.7%となっていることによって、塩竈市では課税所得がほぼ400万円を超えたと56万円の限度額に達します。隣の多賀城市では限度額に達するのは700万円であります。今回の限度額が3万円引き上がって国保税が59万円になれば、介護保険料の限度額9万円と合わせて年間68万円の金額にもなる大変な額であります。また、世帯平均の国保税額も県内12市の中で塩竈市は2番目の高い税額となっております。委員会審議で滞納問題での意見もありました。私は、悪質滞納者には決して擁護はいたしません。滞納者となっている市民の多くは年金が減らされ、諸物価が上がる、失業、病気など、さまざまな生活実態の中での納税であります。市の資料では平成17年度、18年度、それぞれ年間約1億円もの不納欠損金を出しているにもかかわらず、累積滞納額は年々ふえ、平成18年度では9億1,900万円となって前年度よりも9,000万円も滞納額がふえているのであります。当局が分析しているように、滞納世帯の8割が生活困窮によるものであります。国保税を納めたくても納められない、これが実情であります。ですから国保税の限度額は引き上げず、税率改定は微々たる引き下げではなく、市民が納得できるような引き下げを行うべきです。委員会審議で、国で決まったことに対しては民主主義にのっとってという旨の発言がありました。この発言は国が決めたことは守らなければならないというこのような発言だと思います。これは地方自治体の役割を全く見ないことであります。

今回の条例改定と税率改定は、各地方自治体がみずからの判断で決められるものであります。これまでも限度額を国で決めても、塩竈市の限度額を国よりも1万円低く決めて市民生活をしっかりと守ってきた経過もあります。6月3日付朝日新聞で「国保税あなたのまちは」、このような見出しで県内36市町村の国保税額の記事を載せました。その記事の中で、利府町

はこれまで県内一高い国保税を大幅に値下げしたことによって年収300万円、40歳未満の夫婦と子供1人の場合のモデルケースでは12万円の国保税が引き下がったと、このように報道しております。さらに記事では、県内36自治体の中で国保税が一番高いのが塩竈市の42万円と、このように載せているのであります。この42万円という額は、隣が多賀城市よりも10万円も高い額となっており、市民の生活実態を考えるならば国保税は大幅に軽減すべきだと考えます。

委員会の審議では、議案賛成者から、本市には低所得者対策として7割、5割、2割の国保税の軽減がある、国保税が高いというが7割の人が恩恵を受けている、収入が200万円以下の人は他の自治体よりも安い。市はもっとPRすべきだとこのように述べました。しかし、軽減策といわれる法定減免は、塩竈市だけでなく全国すべての自治体に対して対象として減免を行っているのであります。市当局では、減免を加味した県内12市比較の1世帯当たりの平均国保税額の資料を出しております。その資料の比較を見ましても、石巻市に次いで2番目に高いのが塩竈市となっており、まさに高い国保税、これは明白であります。さらに今回の条例改定の大きな問題の一つとして、ことし10月からは65歳から74歳までの年金生活者のみの世帯では、年金月1万5,000円以上の人からは国保税が年金天引きとなる特別徴収となる議案も入っております。これまでは市から滞納世帯に対して、家庭を訪問して何が問題なのかを相談しながら、生活苦で困っている世帯には分納など具体的にアドバイスをしながら行政を進めてきました。今回の年金からの天引きというのは、市民生活にまず大切な医・食・住などを度外視してまず納税が先にあり、こういうやり方であり、まさに年金者にとっては、一方的に市民の懐ぐあいを無視した問答無用のやり方であって大変な問題だと考えます。このような国の国民いじめのやり方に対して、地方自治体は市民生活を守るために防波堤の役割を果たすべきだと考えます。

今後の国保会計を考えれば、本市の国保会計は、平成20年度は基金からの繰入金を活用して維持できる、このように見えていますが、しかしその後の平成21年度から24年度までの国保財政の収支見通しは、年間約1億円前後の収支不足とこのように見込んでおります。これまでも県内の中でトップクラスの本市の国保税の高さでしたが、これが平成20年度からの後期高齢者医療制度を初めとする医療改革の影響を受けて、国保会計の収支不足がさらに危惧されるという内容であります。まさにこのようなことは国民皆保険の危機につながるものと考えます。本来ならば、国は地方の国保会計の健全化に向けて支援をすべきと考えます。ところ

が、国は国保税の収納率の低い自治体ほど普通調整交付金にペナルティーをかけております。平成19年度では本市の一般被保険者の収納率が82.5%となって、83%を切ったことによって交付金がこれまでの9%削減から11%に広がりました。11%の公金の削減額は年間4,000万円以上もの額でございます。さらに、今回提案されている特定健診すなわちメタボ対策、これはこれまで一般会計で行われていた市民への基本健診、これがなくなって新たな特定健診、これが国保会計負担によって新たな事業予算4,000万円で計上されておりますが、このような事業予算は今後、国保税の値上げにもつながってくることも考えられます。

さらに、特定健診の事業も受診率が低ければ交付金にペナルティーが課せられる、このようになっております。全国の国保会計が厳しくなっているのは、国の国庫負担率、かつては45%だったのを38.5%に引き下げたことが問題であります。その結果、国保加入者に大変な税負担を強いるようになっております。国保会計が赤字になるから国保加入者に対してさらなる値上げによって会計を健全化しようとするやり方は、収納率の低下を招き、さらに値上げとなる悪循環となっていくます。国保制度の立て直しのためには、国保負担を大幅にふやす以外に再生の道はない、このように考えます。では財源はどうするのかとよく言われますけれども、国は資本金10億円以上の企業の法人税、現在の30%を10年前の37.5%に引き戻せば5兆円もの財源が生まれます。問題は財政の使い方であって、社会保障に手厚くすることが国保会計の健全化につながると考えます。今回の議案は、国保加入者の限度額の引き上げ、また所得割の引き下げでも微々たる割合、年金者からは問答無用の国保税の天引き問題、国は地方の国保会計の健全化のために支援するのではなく、今回の特定健診で受診率の低い自治体に対して交付金の削減を行う、これらの問題などがあり、これでは国民皆保険制度の土台を切り崩すことにつながるものと考えます。よって、以上のことにより議案第49号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」と議案第57号「平成20年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」の国保税の限度額を引き上げ、一方、微々たる所得割の引き下げ、この補正予算に反対するものであります。以上です。

議長（志賀直哉君） 次に、議案第49号、第57号について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。15番菊地 進君。

15番（菊地 進君）（登壇） 議案第49号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」と議案第57号「塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」について、賛成会派を代表いたし賛成の立場で討論を行います。

今回、提案されている国民健康保険条例の改正案は、後期高齢者医療制度などの医療制度改革が実施され、地方税法が改正されたことに伴い、国保税においてこれまでの医療分を、医療分と高齢者支援金分に区分し、それぞれ税率限度額を定めるものでございます。税率を区分しても、医療分と高齢者支援金分の税率はこれまでの医療分の税率の水準を基本として提案されております。限度額においては、法律に定めた地方税法令に基づいたものであり、国内・県内の市町村が皆、同じ対応をとっております。法のもとの平等を遂行するためであります。我が国は民主主義社会で自由であり、法治国家であります。だれもが法律に基づき条例を定めることは極めて当然のことです。市民の皆様は十二分に理解されていることと存じます。しかし、反対を表明している共産党塩釜市議団は、法律を守るという基本を無視して党利党略だけで反対であります。民主主義で国が決めた法律に対しても反対します。これは民主主義を否定し、まるで独裁政治を押しつけるようなことと同じであります。私は自由を守るためにも、市民の皆様に理解を求めるものであります。法律を守るのは国民の義務であります。国民健康保険事業は、市民の健康と命を守る大事な事業であります。この事業がスムーズに運営され、市民の福祉に役立つものと確信しております。

限度額が引き上げられますが、このことにより所得割が引き下げられることとなります。年金収入170万円では5割軽減世帯の人は425円安くなり、2割軽減世帯は1,725円安くなります。また、軽減なし世帯給与収入350万円の人は4,850円安くなります。500万円の方は7,825円安くなります。負担軽減される方は加入者の60%の世帯の方々であり、7割軽減世帯、35%の税額は変わらずでございます。限度額が上がる方は加入者の5%で、給与収入が800万円の方であります。このように多くの世帯で負担が軽減される提案に対して、なぜ反対するのか理解できません。反対者の日本共産党塩釜市議団の考えが理解できません。収入800万円の方の限度額3万円を上げるのに反対し、そして生活弱者や低所得者の税負担軽減案に、安くなるのに反対すると討論していますが、まるで低所得者や弱者いじめで思いやりの心もない共産党市議団のようであります。市民の皆様、この事実をいつまでも記憶にとめておいて選挙のときに参考にしてください。

国民健康保険を含む医療保険・介護保険などの社会保険制度は、国や県、市が負担する公費負担と、加入されている市民の皆様がそれぞれ保険料を負担し、病気やけがや出産、要介護などの各種のリスクを保障するシステムでございます。原則として相互扶助です。しかるに保険料は義務先行であり、制度が成立しております。だれもが安心して利用、生活できる重

要な大切な国民健康保険は、国民皆保険を支える最後のとりでとしての役割が極めて大きく、そのため高齢者や所得の低い方、無職者が多く加入しているのも現実であります。そのために所得の低い方に保険税の軽減措置がなされており、その財源も公費負担で加入者の負担をできる限り低くする努力をしております。塩竈市の国民健康保険税も特に他市と比較しますと所得の低い方の税は低く抑えてあります。これも事実であります。今回、所得の低い方や軽減世帯の方にも保険税がさらに安くなる提案がされています。しかし、共産党市議団は軽減策が低いと言って反対を主張するのであります。片方では軽減しなさい、安くしなさいと言っておきながら、軽減、安くすると言っても反対する。おかしいと思いませんか。党利党略の共産党市議団は、社会保障制度であるのに所得の低い方からも県内一高い国保税を徴収し、滞納すれば保険証を取り上げていることと強調されますが、またすべての加入者の国保税が高いかのように声高に述べていますが、実態を調べずに悪宣伝です。これでは塩竈市のイメージを落とすだけです。塩竈市の加入者の86.65%、8,236世帯の多くは所得の低い方であり、他市と比較して塩竈市民の国保税が低いのであります。このことを無視しているのであります。係数を真正面から分析していただき、党利党略で市民を巻き込むのはやめた方がよいと考えます。

反対を表明している共産党市議団は、悪意を持って保険料を払わない脱税者をかばい続けたりして視点が違うようであります。まじめに国保税を納付している82.25%の人のことは何も評価せず反対ばかりです。政策的に提言もせず反対ですね。悪意を持って滞納している人のことばかりのように思います。昨年は値上げもないのに資格証のことだけで反対でした。保険税納付の相談に行政はあらゆる努力をしても反対の一点張りです。今回、税額の減額にも反対であります。この保険制度をいかに市民のために運営するかも議論せずに、まじめに保険税を納めている人はどうすればいいのでしょうか。市民に向けて明快な答えを共産党に出していただきたいと存じます。

社会保険制度は、医療・年金・介護や労災・雇用保険などの社会保険、そして公的扶助・老人福祉・障害者福祉・児童福祉・母子福祉などの社会福祉、公衆衛生や後期高齢者医療制度などがあります。国民健康保険を含む医療保険や介護保険などの社会保険制度は、基本が保険料・保険税の負担です。これを論じないで制度維持などはあり得ません。反対している共産党市議団は保険の負担をなくして受診を保障せよと主張するが、一部の市民受けするような意見だが、反して多くのまじめな納税者や市民に税の賦課を強要しているようなものであ

ります。これはまさに社会保障でも生活保護、公的扶助そのものであり、社会保障制度を混同しています。また、基本的には医療制度そのものを否定するという議論と言わざるを得ません。おかしいと思います。

また、議案第57号の補正予算に反対を表明していますが、国民健康保険制度そのものを否定するもので、断じて許すことができません。なぜならば加入者である市民の皆様の受診機会を否定するからであります。共産党は市民のためと言いながら、市民を苦しめているのは明白であります。高齢化率が25.2%を超えるなど、高齢化の進展により医療費が年々増加してくる現実を見据え、国保財政も平成20年は8,000万円ほどの財源不足が懸念されている状況下でも、すべての加入者の皆様が公平に保険税を負担して相互扶助の観点からもこの制度が最大限活用され、市民の健康と命を守るために国民健康保険事業の安定かつ充実した事業運営を期待いたし、議案第49号、議案第57号について賛成の意志を強く表明いたし、市民のために努力なされている議員皆様、良識ある市民皆様のご賛同を賜りたく、お願い申し上げまして賛成討論といたします。ご静聴ありがとうございました。

議長（志賀直哉君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第48号、第49号、第57号についてお諮りいたします。

議案第48号、第49号、第57号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、議案第48号、第49号、第57号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号ないし第56号、第58号についてお諮りいたします。

議案第50号ないし第56号、第58号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第50号ないし第56号、第58号については原案のとおり可決されました。

日程第4 請願第2号

議長（志賀直哉君） 日程第4、請願第2号を議題といたします。

平成19年9月定例会において、民生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第2号の審査の経過とその結果について、民生常任委員長の報告を求めます。9番浅野敏江君。

民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

さきの9月定例会において民生常任委員会に付託されました請願第2号「後期高齢者が安心できる医療保険制度にするための請願」については、6月12日に委員会を開催し、紹介議員並びに市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して、慎重に審査をいたしました。後期高齢者医療制度については、国においても制度の見直しについて議論されているところであり、なお慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

民生常任委員長 浅野敏江

議長（志賀直哉君） 以上で民生常任委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

議長（志賀直哉君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告はありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第2号は、委員長報告のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、請願第2号については委員長報告のとおり決しました。

以上をもって、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 2 時 0 9 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 2 0 年 6 月 2 0 日

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉

塩竈市議会議員 吉 川 弘

塩竈市議会議員 伊 勢 由 典